HANDBOOK 2021

大　学　要　覧

堺キャンパス

関西大学
KANSAI UNIVERSITY

創立者群像のレリーフ
後列左から　有田徳一、 大島貞敏、 児島惟謙、 土居通夫、 吉田一士
前列左から　野村鈔吉、 手塚太郎、 小倉久、 井上操、 堀田正忠、 志方鍛、 鶴見守義

正義と自由を

関西大学は1886（明治19）年に創立された。明治維新以来、わが国はしきりに欧米の新しい文物を輸入して近代国家への発展を急ぎ、法治国家としての体制を整えるため諸般の法律を制定したが、それらとともに、法律についての国民大衆に対する教育の必要性を痛感してきた。

当時、大阪で言論活動を展開していた自由民権運動の活動家吉田一士は時代の要請を敏感に読み取り、時の大阪控訴院長（のち大審院長）児島惟謙らの後援を得て、小倉久、鶴見守義らとともに、井上操、志方鍛、手塚太郎らの若い司法官たちに働きかけ、関西法律学校を大阪に開いた。これがわが関西大学の前身であり、関西における最初の法律学校であった。創立者たちは、「法律は市民のものであり、市民は法律によってみずからを守るべきである」と教えた。そこに正義と自由を愛するわれわれの学風が生まれたのである。

学歌

服部嘉香　作詞
山田耕筰　作曲

自然の秀麗　人の親和
たぐいなき　此の学園
我等立つ　人生の曙に
燦たる理想　仰ぎつつ
学ぶは一途　純正の
若き心に　讃えなん
関西大学　関西大学
関西大学　長き歴史

校章のいわれ

関西大学の校章は、「大学」の二字を葦の葉で囲んだものです。

大阪を貫流する淀川の絶えぬ流れに、風雨に耐えて根強く生い繁っている葦の葉は、1886(明治19)年なにわの地に関西法律学校として創立され、年とともに発展してきた本学の質実剛健の気風を表したものであると伝えられています。

HANDBOOK 2021

―大学要覧―

（堺キャンパス）

本冊子はインフォメーションシステムのメニュー「大学要覧」からも閲覧することができます。

※冊子中の「各キャンパス窓口」は以下のとおり読み替えてください。

キャンパス	学　部	窓　口
高槻キャンパス	総合情報学部	総合情報学部オフィス
高槻ミューズキャンパス	社会安全学部	ミューズオフィス
堺キャンパス	人間健康学部	堺キャンパス事務室

関西大学

目　　次

はじめに
各種対応窓口について …… 1
窓口サービス時間 …… 5
授業支援 …… 5
自然災害発生時の休講等の取り扱いについて …… 6
住所等変更の届出について …… 7
大学からの連絡について …… 8
インフォメーションシステムについて …… 8

第１章　学習をすすめるにあたって

学　籍
学生証・学籍上の氏名・学籍番号 …… 13
学費 …… 15
休学・復学 …… 16
退学・再入学 …… 17
除籍・復籍 …… 17
在学期間との関連 …… 17
教育課程
教育に関する三つの方針 …… 18
単位制について …… 19
学期（セメスター）と授業について …… 19
授業科目の選択と履修登録について …… 21
試験について …… 22
成績について …… 25
学部教育課程と卒業所要単位について …… 26
授業科目一覧表 …… 34
共通教養科目について …… 48
（実践科目群）健康・スポーツ・人間支援科目の履修について …… 50
外国語検定試験の単位認定について …… 51
各種資格の取得について …… 53
教職課程について …… 54
社会福祉士について …… 56
任用資格の取得について …… 57

第２章　学生生活いろいろ

コラム―学生生活のルールと危機管理 …… 60
定期券・学割証など
通学定期券・学割証など …… 61

教育環境
堺キャンパス図書館 …… 63
ラーニング・コモンズ …… 66
ライティングラボ …… 67
保健室 …… 68
体育施設 …… 70
各種セミナーハウス …… 73
経済援助
奨学金について …… 75
アルバイトについて …… 78
学生寮について …… 79
下宿について …… 80
学生教育研究災害傷害保険について …… 81
生活協同組合 …… 82
学生生活の充実
学生相談について …… 83
留学について …… 85
エクステンション・リードセンター …… 86
キャリアセンターの就職・進路選択に関するサポート …… 87
教職支援センター …… 91
公認会計士試験受験の支援について …… 92
大学院への進学について …… 93
編入学・転入学について …… 95
課外活動について …… 96
学生諸団体一覧表 …… 97
ボランティアセンター …… 99
梅田キャンパス …… 100
東京センター …… 101

第3章　千里山キャンパスあんない

総合図書館 …… 105
インフォメーションテクノロジーセンター（IT センター）…… 106
ライティングラボ …… 107
コラボレーションコモンズ …… 108
国際部 …… 109
博物館 …… 110
保健管理センター …… 111
誠之館 …… 113
KU シンフォニーホール …… 114
総合学生会館（メディアパーク凜風館）…… 114

第 4 章　関西大学の組織・研究機関など

関西大学概要
関西大学の沿革 …… 117
関西大学年表 …… 118
事務組織図 …… 119
大学の組織の概略 …… 120
研究機関の紹介
社会連携部 …… 121
先端科学技術推進機構 …… 122
東西学術研究所 …… 122
経済・政治研究所 …… 123
法学研究所 …… 123
人権問題研究室 …… 124
ソシオネットワーク戦略研究機構 …… 124
大学関係諸団体の紹介
教育後援会 …… 125
校友会 …… 127
学則及び諸規程 …… 129
学歌 …… 160
キャンパス位置図 …… 167

堺キャンパス配置図 …… 168
堺キャンパスマップ
千里山学舎配置図
千里山キャンパスマップ
高槻キャンパスマップ
高槻ミューズキャンパスマップ
梅田キャンパスマップ

各種対応窓口について

□各種届け出・願い出

問合せ事項	対応窓口等	注意点等	参照頁
履修登録するとき	Ｗｅｂで登録	毎学年度始めに各自で登録します。 新入生についてはオリエンテーション期間にWeb履修登録説明会を実施します。	21
インフォメーションシステムのID・パスワードを忘れたとき	ＰＣ教室受付	パスワードの再発行には、学生証が必要です。	9
学費の納入について	堺キャンパス事務室	学費は、所定の振込依頼書で振込んでください。 各キャンパス窓口でも納入は可能です。	15
定期試験を欠席したら		健康上の理由や就職試験等で試験を受験できなかった場合、証明書を添えて届け出てください。	22
住所・電話番号・氏名・本籍地・保証人等が変わったとき		異動届の提出が必要です。	7
休学･復学･退学・再入学・復籍 } するとき		所定の願い出用紙の提出が必要です。	16
学内でケガをした		学生教育研究災害傷害保険に加入しています。 窓口へ問い合わせてください。	81
遺失物・拾得物・盗難について		窓口へ届け出てください。 持ち主がわかる拾得物は電話又はインフォメーションシステムの「個人伝言」等でお知らせします。	60

□各種相談

☆修学に関して

問合せ事項	対応窓口等	注意点等	参照頁
学習面で相談したい	堺キャンパス事務室	随時窓口で相談に応じます。	83
転学部したい		詳細については窓口へ問い合わせてください。	95
自然災害発生時の休講等の取り扱いについて		「休講等の取り扱い」についてを確認してください。不明な点があれば問い合わせてください。	6
障がいのある学生に対する修学支援について相談したい		まずは窓口へ問い合わせてください。	—

☆経済上の相談

問合せ事項	対応窓口等	注意点等	参照頁
学費を延納・分納したい	Ｗｅｂで登録	手続等については、手続開始の10日前にインフォメーションシステムの「お知らせ」で案内しますので、ご確認ください。	15
各種奨学金を受けたい	堺キャンパス事務室	毎年１月及び７月(予定)に主な奨学金制度の募集案内を開始します。	75
一時的にお金が必要になった		緊急・応急奨学金制度や短期貸付金制度がありますので、窓口へ問い合わせてください。	
アルバイトを紹介してほしい		関西大学ホームページの関西大学学生アルバイト情報ネットワークのページで紹介しています。	78
下宿を紹介してほしい	学生情報センター 共立メンテナンス 上野芝学生寮	希望者は直接電話で問い合わせてください。	80

☆学生生活について

問合せ事項	対応窓口等	注意点等	参照頁
不安や悩みがあるとき	堺キャンパス事務室 心理相談室	随時相談に応じます。	83
健康上の悩みがあるとき	保健室	随時相談に応じます。	68
課外活動に関すること	堺キャンパス事務室	詳細については窓口へ問い合わせてください。	96
留学や語学研修についての情報がほしい		詳細については窓口へ問い合わせてください。	85 109
学生生活に関するトラブルについて		窓口に相談してください。	60

☆将来へむけて

問合せ事項	対応窓口等	注意点等	参照頁
各種資格を取得したい	堺キャンパス事務室	随時窓口で相談に応じます。	54
各種資格講座を受講したい	エクステンション・リードセンター（千里山）	随時相談に応じます。	86
就職活動を含め、将来について相談したい	キャリアセンター堺キャンパス分室	１年次生から、随時相談に応じます。	87

□施設利用に関すること

問合せ事項	対応窓口等	注意点等	参照頁
図書館を利用したい	堺キャンパス図書館	学生証が必要です。	63
飛鳥文化研究所・植田記念館を利用したい	堺キャンパス事務室	詳細については窓口へ問い合わせてください。	73
100周年記念セミナーハウス・高岳館を利用したい			73
彦根荘を利用したい			73
白馬栂池高原ロッジを利用したい			73
六甲山荘を利用したい			73
千里山キャンパスの施設を利用したい	千里山キャンパス各オフィス	「第３章　千里山キャンパスあんない」を参照してください。	—

□各種証明書の発行

問合せ事項	対応窓口等	注意点等	参照頁
各種証明書がほしい	堺キャンパス事務室	※在学証明書 ※成績証明書 ※卒業見込証明書 単位修得証明書 単位修得見込証明書 教員免許状取得 見込証明書 卒業証明書 手数料１通100円 調査書　手数料１通300円	—
外国文証明書がほしい		外国文卒業証明書　手数料１通300円 外国文成績証明書　手数料１通300円 外国文証明書　手数料１通300円	
通学証明書がほしい		窓口で随時発行します。	61
学割証がほしい		無料（発行枚数制限あり）	
団体旅行証明書がほしい		詳細については窓口へ問い合わせてください。	
学生証を再交付してほしい		学生証再交付願を提出してください。 なお、手数料900円（学生証700円、在籍確認票200円）が必要です。	13
健康診断証明書がほしい	保　健　室	※本学所定の健康診断証明書　手数料１通　200円 本学所定用紙以外の証明書　手数料１通　500円 外国文証明書　手数料１通　1,000円	68
帽章・襟章がほしい	堺キャンパス事務室	帽章60円・襟章40円で販売しています。 必要個数を窓口へ申し出てください。	—

証明書・学割証自動発行サービスについて

千里山、高槻、高槻ミューズ及び堺の各キャンパスには証明書自動発行機が設置されており、即日発行ができます。自動発行機で発行できる証明書等は、上記表中に記載されている※印のものに限ります。

なお、健康診断証明書については、卒業見込者に限ります。

各キャンパスの証明書自動発行機の設置場所・取扱い時間は、次のとおりです。

キャンパス	設置場所		取扱い時間
千里山キャンパス	第２学舎１号館１階	ホール	月～金：９時～18時30分 土　：９時～17時
高槻キャンパス	A棟１階	総合情報学部オフィス横	月～金：９時～20時 土　：９時～17時
高槻ミューズキャンパス	西館(大学･大学院学舎棟)２階	ミューズオフィス横	月～金：９時～20時 土　：９時～17時
堺キャンパス	A棟１階	堺キャンパス事務室横	月～金：９時～18時30分 土　：９時～17時
梅田キャンパス	５階	キャリアセンター 梅田オフィス内	月～金：10時～18時 ※時期によっては土日開室有

※　休業期間中等で、取扱い時間が変わることがありますので、インフォメーションシステムで確認してください。

各窓口の場所は巻末のキャンパスマップで確かめてください

窓口サービス時間

名称＼曜日		月～金曜日	土曜日
堺キャンパス事務室		9：00～18：00	9：00～17：00
	授業支援窓口	9：00～18：00	土曜日は取扱いません
	出納窓口	9：00～16：00	土曜日は取扱いません
	奨学金 短期貸付金	9：00～17：00	土曜日は取扱いません
保健室		9：00～17：00	土曜日は取扱いません
心理相談室		10：00～16：00	土曜日は取扱いません
堺キャンパス図書館		9：00～20：00	9：00～17：00
キャリアセンター堺キャンパス分室		9：00～17：00	土曜日は取扱いません

※１　日曜日・祝日（授業日は除く）・冬季休業期間中は休業です。
※２　夏季・春季休業期間中の窓口サービス時間は変更されます。詳細はインフォメーションシステムでお知らせします。

授業支援

堺キャンパス事務室では、本学の教育・授業の質的向上を目的とし、学生への支援サービスのほか、教員への授業運営支援も行っています。

授業を受講するうえで困ったこと、わからないことがあれば、まず堺キャンパス事務室に来てください。

具体的な授業支援業務は次のとおりです。

〈平常レポートの受付〉

レポート提出に関しては、担当教員の指示に従ってください。

〈欠席届の発行〉

授業をやむを得ない理由で欠席した場合は、授業を欠席した日から10日以内であれば､「欠席届」を当該科目の授業担任者に提出することができます（要証明書)。ただし、欠席に対する取扱い、配慮の有無についてはすべて授業担任者に委ねられています。

また、長期（２週間以上）の欠席があらかじめわかっている場合は、堺キャンパス事務室に相談してください。

〈インフォメーションシステム等の操作相談〉

〈授業内での発表資料等の印刷〉

担当教員の指示による授業内での発表のために、他の受講生にレジュメを配付する必要がある場合、堺キャンパス事務室のコピー機を利用することができます（一人あたり片面原稿５枚まで)。

その他、授業を受講するにあたってのさまざまな相談に関することに対応します。

自然災害発生時の休講等の取り扱いについて

自然災害が発生した際の休講等（授業の休講、授業時間の短縮及び定期試験の延期措置を含む）の取り扱いについては、下記のとおりとします。

なお、授業時間中に自然災害が発生した際は、授業を中止し、授業時間を短縮します。

※「自然災害」とは、各キャンパスの所在地域に深刻な被害を生じさせる地震、津波、暴風、豪雨、洪水、大雪等に起因する災害をいいます。

記

1　休講等の基準は、次のとおりとします。

⑴　地震・津波等

ア　大阪都市圏に震度５強以上の地震が発生し、大きな被害が発生することが懸念されるとき。

イ　大阪都市圏に大津波警報が発表され、津波による被害の発生が懸念されるとき。

ウ　その他地震・津波等によりキャンパス内の施設等に授業の継続が困難な被害が発生したとき。

⑵　大雨・暴風等

ア　大阪府に大雨、暴風、暴風雪、大雪のいずれかの特別警報が発表されたとき。

イ　大阪府内の市町村のいずれかに暴風警報が発表されたとき。

ウ　気象庁の予報等により、翌日の未明から夕刻までに大阪府に大規模な台風や豪雨などの来襲が予測されるとき。

⑶　その他

ア　自然災害により別表１に定める各キャンパスにおけるいずれかの鉄道路線（区間）等について、鉄道会社が自然災害による運行停止又は計画運休の実施を公表したとき。

イ　大阪市長、吹田市長、高槻市長又は堺市長のいずれかが、各キャンパス所在地を含む地域の居住者に対して避難を勧告又は指示したとき。

2　休講等の取り扱いは、次のとおりとします。

警報等の発令及び鉄道路線(区間)等の運行停止又は計画運休に係る必要な措置は、次の表のとおりとします。

警報等の発令及び交通機関の運行状況	措　置
６時までに解除・運行再開	平常どおり
10時までに解除・運行再開	第３時限から授業
13時までに解除・運行再開	第６時限から授業
13時をすぎて解除・運行再開	休　　講

・該当交通機関での事故等による一時的な運転の見合わせの際は、休講等としません。

・梅田キャンパスについては、特別な状況に応じて休講等を行うことがあります。

3　休講等の周知については、次のとおりとします。

休講等の周知及び授業再開の周知は、関西大学ホームページ等を通じて速やかに行うものとします。また、次のいずれかに該当する場合は、前日のうちに休講等を周知します。

⑴　気象庁の予報等によって、大阪府に翌日の未明から夕刻までに、大規模な台風や豪雨などの来襲が予測される場合、前日の22時までを目処に周知します。

⑵　鉄道会社が別表１に定める鉄道路線（区間）について翌日以降の計画運休の実施を公表した場合、前日の22時までを目処に周知します。

4　上記にかかわらず、授業の休講等の取り扱いは別途関西大学ホームページ等でお知らせします。

5　自然災害による休講等の措置が行われない場合において、通学経路上の公共交通機関の運休等や居住地で自然災害が発生したために授業に出席できないときは、当該交通機関発行の証明書を添え、又は特別警報等が発表されたことを欠席届発行窓口に申し出ることで「欠席届」の発行手続きが可能です。

以　上

別表１　鉄道路線（区間）等

千里山キャンパス ※南千里国際プラザを含む	・ JR東海道本線（京都駅～神戸駅） ・阪急千里線（天神橋筋六丁目～北千里駅）、京都線（十三駅～京都河原町駅）、神戸線（大阪梅田駅～神戸三宮駅）
高槻キャンパス	・高槻市営バス（JR高槻駅北～関西大学、JR富田駅～関西大学） ・ JR東海道本線（京都駅～神戸駅） ・阪急京都線（十三駅～京都河原町駅）、神戸線（大阪梅田駅～神戸三宮駅）
高槻ミューズキャンパス	・ JR東海道本線（京都駅～神戸駅） ・阪急京都線（十三駅～京都河原町駅）、神戸線（大阪梅田駅～神戸三宮駅）
堺キャンパス	・南海高野線（難波駅～堺東駅） ・大阪メトロ堺筋線（天神橋筋六丁目駅～天下茶屋駅） ・阪急千里線（天神橋筋六丁目駅～関大前駅）
梅田キャンパス	・ JR東海道本線（京都駅～神戸駅） ・阪急千里線（天神橋筋六丁目駅～北千里駅）、京都線（十三駅～京都河原町駅）、神戸線（大阪梅田駅～神戸三宮駅） ・大阪メトロ堺筋線（天神橋筋六丁目駅～天下茶屋駅）、御堂筋線（新大阪駅～天王寺駅）

住所等変更の届出について

異動の届け出

次の事項に変更があった時は、直ちに「異動届」（窓口備付）を次の窓口へ提出してください。「異動届」を提出しない場合、大学からの郵便物等が届かなくなりますので、提出忘れが無いよう注意してください。

なお、氏名等については、住民票又は在留カード（又はパスポート）に基づき、丁寧に記入してください。

○本人の住所・電話番号（携帯電話を変更した場合も届出してください。）
○本人の通学区間
○本人の氏名（氏名変更を証明する書類の提示が必要）
○本人の本籍地
○保証人の住所・電話番号
○保証人の氏名

学　部	窓　口
下記以外の学部	千里山キャンパス 教務センター
総合情報学部	総合情報学部オフィス
社会安全学部	ミューズオフィス
人間健康学部	堺キャンパス事務室

大学からの連絡について

大学からの諸連絡はインフォメーションシステムを、授業に関するお知らせは関大LMS等を通じて行います。常に、発信される情報に注意し内容を確認してください。

大地震や風水害等の大規模事故災害が発生した場合、学校保健安全法が定める第1種及び第2種感染症が集団発生した場合、その他危機管理マニュアルに定める危機レベルⅢに相当する事象が発生した場合、インフォメーションシステムを通じて、情報提供や安否確認等のため連絡を行います。

インフォメーションシステムや関大LMS等にアクセスするためには、利用者IDとパスワードが必要となります。入学時に配付するパスワード通知書を参照してください。

また、連絡内容によっては、学内の掲示板に掲示するものもありますので、併せて確認するようにしてください。

インフォメーションシステムについて

詳細は『KANSAI University Information System & 関大LMS操作マニュアル〔学生用〕』を参照してください。

インフォメーションシステム

大学生活に関わるあらゆる情報を、手軽にタイムリーに入手できるシステムです。WEB版とスマホアプリ版があります。欲しい情報をすぐに見つけることができ、見逃し防止や情報に対するフィードバック送信など、便利な機能を活用することで、大学生活をより身近に感じることができます。また、必要となる各種学内サービスへのリンクが、分かりやすく表示されています。

トップページ（ポータルシステム）

トップページは大学からの諸連絡をはじめ、あらゆる新着情報が一覧で確認できるだけでなく、各システムの入口となる学生生活の情報窓口です。

トップページの情報はスマートフォンからでも確認することができます。

シラバスシステム

授業科目の開講曜日・時限、担任者情報、授業概要（到達目標含む）、授業計画、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等の総合的なシラバス（講義要項）情報が閲覧できます。

検索方法には、カリキュラム検索、科目検索、教員検索、授業目的・概要などのキーワード検索があります。

履修登録システム（WEB履修）

インターネットがつながる環境であれば、学内外を問わず、場所の制約を受けることなく、登録期間中は自由に履修の登録手続ができます。シラバスシステムを閲覧しながら、各自の学修プランに応じた授業科目を選択することや、抽選科目、事前登録科目のエントリーができます。

学習支援システム（関大LMS等）

授業に関するお知らせ、予習・復習、課題レポート、各種テスト、授業に関する質問受付・回答などの授業を補完できるシステムです。

なお、授業に関するお知らせが掲出されますので、授業期間中は毎日確認してください。

利用者IDとパスワードについて

利用者IDと初期パスワードは、入学時にお知らせします。

トップページの「パスワード変更」メニューの「パスワードリマインダ登録」でパスワード忘却時用の秘密の質問と回答の登録を行ってください。

なお、パスワードを忘れたときは、学生証を持参のうえ、次の窓口にて再設定の手続きを行ってください。

キャンパス	窓　口
千里山	IT センター 4 階
高槻	総合情報学部オフィス
高槻ミューズ	ミューズオフィス
堺	堺 PC 教室受付

利用方法について

【パソコン・スマートフォン】

1　関西大学ホームページ（www.kansai-u.ac.jp）トップページより「メニュー」⇒「学生・教職員専用」⇒「インフォメーションシステム」をクリックしてください。

2　統合認証システム画面で、「利用上の注意」を必ず確認の後、利用者IDとパスワードを入力してください。

3　ログイン後、トップページが表示されますので、必要な項目を選び、閲覧してください。

※一部システムでスマートフォン対応ページがあります。

また、公式スマートフォンアプリ「関大ポータル」があります。在学生は大学が発信するお知らせ、教務情報、教室マップ、施設情報などキャンパスライフに必要な情報に手軽にアクセスできます。

なお、本学と関連のない業者により開発されたアプリケーションソフトやWebサイトの使用により発生した情報漏洩や乗っ取り等の、いわゆるセキュリティトラブルや、誤った情報を受けてしまうことへの問題等は、関西大学では、一切サポートできませんので注意してください。

第１章　学習をすすめるにあたって

学生証・学籍上の氏名・学籍番号

学生証・在籍確認票について

学生証・在籍確認票は、本学の学生であることを証明するとともに、近郊主要交通機関に対する「通学証明書」の役割も果たしています。また、図書館等の施設の利用に際しても必要となります。したがって、学生生活を送るうえで重要なものですから、大切に取り扱ってください。

学生証・在籍確認票はセットで常に携帯し、次の場合はこれを提示しなければなりません。

1　定期試験・「到達度の確認（筆記による学力確認）」を受験する場合
2　本学教職員の請求があった場合（夜間に警備員の請求があった場合を含む）
3　各種証明書及び学割証の交付を受ける場合
4　通学定期券又は学生割引乗車券を購入の際、及びそれを利用して乗車乗船し係員の請求があった場合

学生証は、新入生指導行事期間中に交付され、４年間有効です（入学後５年目以降は、所管部署窓口での交換となります）。

在籍確認票は、入学時（１年目）に学生証とともに交付され、１年間（４月１日～３月31日）有効で、２年目～４年目は毎年３月下旬、大学に届出の本人住所宛に送付します（入学後５年目以降は、所管部署窓口での交換となります）。

学生証・在籍確認票は他人に貸与したり、譲渡することはできません。また、紛失したり汚損したりしたときは、直ちに次の窓口へ手数料を添えて再交付願（用紙は窓口備付）を提出し、再交付を受けてください。

学　部	窓　口
下記以外の学部	千里山キャンパス 教務センター
総合情報学部	総合情報学部オフィス
社会安全学部	ミューズオフィス
人間健康学部	堺キャンパス事務室

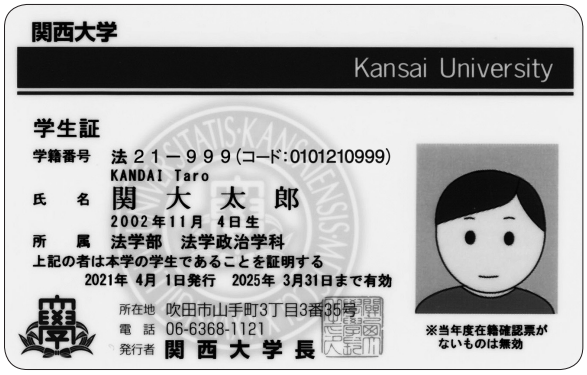

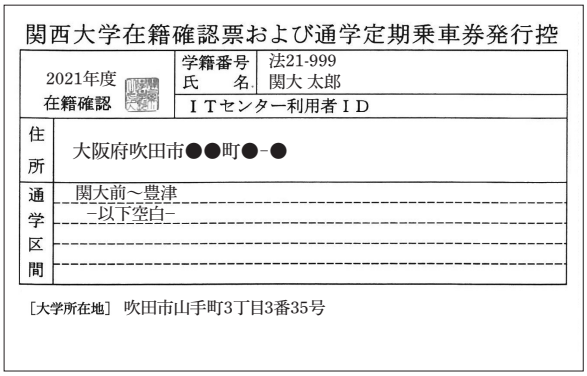

※「コード」は「学籍番号コード」の略称です。

学籍上の氏名について

学籍上の氏名は、入学手続時に本人が届け出たもの（住民票又は在留カード、パスポートに記載された氏名）としています。

なお、漢字はJIS第１水準・第２水準までとし、入学手続時に確認のとおり、JIS第１水準及び第２水準以外の文字は代替の文字（カタカナを含む）に変換し、登録しています。

また、外国人留学生の氏名については、原則として全てカタカナ表記としています。ただし、漢字表記を希望する者については、所定の手続きを行うことで漢字表記とすることも可能です。この場合も漢字はJIS漢字・第２水準までとします。

英語表記については、ヘボン式ローマ字（外国人留学生は「パスポート記載の英字表記」）にて、姓・ファミリーネーム（大文字）→名・ファーストネーム（頭文字は大文字、２文字目から小文字）の順となります（例：KANDAI Taro）。

外国人留学生等でミドルネームのある場合は、ファミリーネーム（大文字）→ファーストネーム（頭文字は大文字、２文字目から小文字）→ミドルネーム（頭文字は大文字、２文字目から小文字）の順となります（例：KANDAI Taro Middle）。

学生証、証明書など本学が交付する書類等は、学籍上の氏名に基づき取り扱います。

ただし、学位記（卒業証書）については、所定の手続きを行うことで、住民票又は在留カード、パスポート、英語表記についてはパスポートに基づいた氏名表記で交付します。

学籍番号について

入学と同時に、学生に学籍番号が与えられます。この番号は学生ごとに異なり、在学中はもとより、卒業後も変わらない本人固有の番号です。在学中の学内におけるすべての事務手続は、この学籍番号によって行われますので、正確に記憶し省略せずに記入するようにしてください。

※学籍番号コードについて

学籍番号コードは、学籍番号をコード化したものです。コードは、学部・学科を表す４桁、年度を表す２桁、個人の番号を表す４桁で構成されています。

学籍番号のしくみは次のとおりです。

学籍番号	法	21-123　千里太郎	建	21-3001　千里次郎	情	21-1001　千里花子
学籍番号コード	0101	21 0123	1201	21 3001	0701	21 1001
	⋮	⋮ ⋮ 個人の番号		⋮ 編・転入の年次		⋮ 秋学期入学生の番号（1000位）
	⋮	入学年度（西暦の下２桁）		（２年次編・転入（2000位） ３年次編・転入（3000位） ４年次編・転入（4000位））		
	学部・学科					

学籍番号コード一覧表

学部名	学科名	学籍番号の学科表記	学部・学科コード
法学部	法学政治学科	法	01 01
文学部	総合人文学科	文	02 01
経済学部	経済学科	経	03 01
商学部	商学科	商	04 01
社会学部	社会学科	社	05 01
総合情報学部	総合情報学科	情	07 01
政策創造学部	政策学科	政策	08 01
	国際アジア学科	国際	08 02
外国語学部	外国語学科	外	14 01
人間健康学部	人間健康学科	人	15 01
社会安全学部	安全マネジメント学科	安全	16 01
システム理工学部	数学科	数	11 01
	物理・応用物理学科	物	11 02
	機械工学科	機	11 03
	電気電子情報工学科	電	11 04
環境都市工学部	建築学科	建	12 01
	都市システム工学科	都	12 02
	エネルギー・環境工学科	エ	12 03
化学生命工学部	化学・物質工学科	化	13 01
	生命・生物工学科	生	13 02

学　　費

納入期日

学費は、次の期日までに納入してください。

・春学期分 ――― 5月31日　　・秋学期分 ――― 10月31日

（注）　納入期日が金融機関休業日の場合は、翌営業日まで納入できます。

＊　新入学生（編・転入学生を含む）の入学時における学費納入期日は、別に定めています。

1　一旦納入された学費は、返還いたしません。

2　休学した場合は、休学在籍料を徴収いたします。詳細については、「休学・復学」をご覧ください。

3　春学期分を納入する際に秋学期分も含んだ年額の学費を一括して納入する制度もあります。

4　振込依頼書の送付は、原則として保証人宛となります。発送日は、次のとおりです。

・春学期分 ――― 4月20日頃　　・秋学期分 ――― 10月10日頃

納入方法

1　大学所定の振込依頼書で、最寄りの金融機関（ゆうちょ銀行を除く）から電信扱いでお振込みください。

2　ATMからも振込むこともできます。その場合、必ず、「振込依頼書」に記載しています「整理番号」（英字4桁と数字6桁）と「学生氏名」（カタカナ）を入力してください。

3　ネット系金融機関による振込みは、入金エラーが発生しますと納入者の特定がかなり難しくなります。「整理番号」と「学生氏名」の入力ができない場合は、金融機関窓口又はATMで振込んでください。

4　キャッシュカードの名義が学生氏名と異なる場合は、必ず、「学生氏名」に変更してください。通帳を使用しての振込みの場合には、振込人の変更が出来ない場合がありますのでご注意ください。

※詳細については、振込依頼書送付時にお知らせします。

滞納した場合

所定の納入期日までに納入しなかった場合は、滞納学費（休学在籍料を含む）を納入しなければなりません。

なお、指定された納入期日までに滞納学費（休学在籍料を含む）を納入しなかった場合は、除籍となります。

延納・分納制度

納入期日までに納入が困難な場合は、延納・分納制度があります。

ただし、延納制度と分納制度の併用はできません。

この制度を希望される方は、それぞれの手続期間内に、本学のホームページを開き、インフォメーションシステムの「申請・アンケート」からお申し込みください。

なお、休学在籍料には延納・分納制度はありません。

〈延納制度〉

納入期日が1カ月延長されます。

〈分納制度〉

学費を春学期2回・秋学期2回に分けて納入できます。各回所定の納入期日までに納入がない場合は、当該学期の分納が取り消されますので、ご注意ください。

春学期分の手続期間に、秋学期分も併せて申し込むことができます。

延納・分納手続期間・納入期日

		春学期分	秋学期分
延納	手続期間	5／20～5／31	10／20～10／31
	納入期日	6／30	11／30
分納	手続期間	4／20～4／30	※8／1～9／25
	納入期日	第1回　5／31 第2回　6／30	第1回　10／31 第2回　11／30

納入期日が金融機関休業日の場合は、翌営業日まで納入できます。

※〈注意とお願い〉

秋学期分学費の分納手続期間が、振込依頼書送付時期（10月10日頃）より以前となっておりますので、分納を希望される方は必ず手続期間内（8/1～9/25）にインフォメーションシステムから手続していただきますようご協力よろしくお願いいたします。

休学・復学

休学

病気その他やむを得ない理由で、就学できないときは休学することができます。

休学を希望するときは「休学願」（窓口備付）を次の窓口を通じて学部長に提出し、許可を得なければなりません。健康上の理由や、兵役による休学の場合は、医師の診断書や証明書が必要です。

手続期間及び学費については、下記の表を参照してください。

なお、休学できる期間は当該学期末（９月20日又は３月31日）までとなっています。したがって引き続き休学を翌学期に延長するときは、休学期間中の所定期間内に手続きが必要です。この手続きを行わなかったときは、休学中の学期末をもって退学となりますので、特に注意してください。

休学できる期間は、通算して４学期以内となっています。

また、在学期間に算入されない学期が通算して４学期を超えるときは、休学を許可しません。

学　部	窓　口
下記以外の学部	千里山キャンパス 教務センター
総合情報学部	総合情報学部オフィス
社会安全学部	ミューズオフィス
人間健康学部	堺キャンパス事務室

復学

休学を許可されていた者が翌学期に復学を希望するときは、「復学願」（窓口備付）を所定期間内に上記窓口を通じて学部長に提出し、許可を得る必要があります。休学者が復学手続を行わなかった場合は、休学中の学期末をもって退学となりますので、特に注意してください。

健康上の理由により休学していたときは、医師の診断書をあわせて提出してください。

手続期間と学費

休学（初めての場合）

手続期間		所定の学費
春学期	秋学期	
５／31まで	10／31まで	休学在籍料（60,000円）
６／１～７／30	11／１～１／30	当該学期の学費

休学（継続する場合）

手続期間		所定の学費
春学期	秋学期	
３／１～３／14	８／28～９／10	休学在籍料（60,000円）

復学

手続期間	
春学期	秋学期
３／１～３／14	８／28～９／10

※各学期とも、上記手続期間以降は休学・復学することはできません。

退学・再入学

退学

病気その他やむを得ない理由で退学しようとする者は、所定の手続きを経て退学することができます。

再入学

退学した者が再入学を希望するときは「再入学願」（窓口備付）を所定期間内に前ページ記載の窓口を通じて学部長に提出し、許可を得たうえで、再入学金を納入した場合に限り、翌学期から再入学することができます。ただし、在学期間に算入されない学期が通算して４学期を超えるときは、再入学できません。

手続期間

再入学を希望する学期	手続期間	再入学金納入期間
春　学　期	３／１～３／14	許可日～３／31
秋　学　期	８／28～９／10	許可日～９／20

除籍・復籍

除籍

所定の期日（除籍となる日の前日）までに学費を納入しなかったときは、学則第46条に基づいて、学費滞納による除籍となり、除籍になった学期は、在学期間に含みません。また、除籍になった学期に履修した科目の単位も認められません。

除籍となる日付は次のとおりです。

春学期　　７月31日
秋学期　　１月31日

復籍

除籍となった者が翌学期以降に復籍を希望するときは「復籍願」（窓口備付）を所定期間内に前ページ記載の窓口を通じて学部長に提出し、許可を得たうえで復籍料を納入した場合に限り、翌学期から復籍することができます。ただし、在学期間に算入されない学期が通算して４学期を超えるときは、復籍できません。

なお、除籍になった学期に復籍することはできません。

手続期間

復籍を希望する時期	手続期間	復籍料納入期間
春　学　期	３／１～３／14	許可日～３／31
秋　学　期	８／28～９／10	許可日～９／20

※学籍異動に伴う手数料等については、巻末の学費規程をご覧ください。

在学期間との関連

在学期間との関連

休学した学期、除籍及び退学となった学期は、在学期間に含みません。本学を卒業するには、８学期以上在学し、所定の単位を修得する必要がありますので、休学した学期等、在学期間に含まない学期がある場合には、その期間分、卒業時期が延期されます。

また、在学期間に含まれない学期が通算４学期を超える場合は、休学、再入学及び復籍はできません。

教育に関する三つの方針

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

関西大学は、各学位プログラムにおける所定の教育課程を修めたうえで、次の知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力及び主体的な態度を身につけた者に対して学士の学位を授与します。

1　（知識・技能）

幅広い教養に裏打ちされた専門的知識・技能を修得し、それらを総合的に活用することができる。

2　（思考力・判断力・表現力等の能力）

グローバルな視野に立って自ら考え、周囲の人と円滑なコミュニケーションをとりつつ、「考動力」を発揮して社会に貢献することができる。

3　（主体的な態度）

自らの学びに責任を持ち、直面する課題に主体的に取り組むことができる。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

関西大学は、学位授与の方針に掲げる知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力及び主体的な態度を修得できるように、以下の点を踏まえて、共通教養科目、専門教育科目及びその他必要な科目を体系的に教育課程として編成します。

1　教育内容

⑴　教養教育

ア　社会で活躍するために必要な幅広い教養と柔軟な思考を培うことを目指す。

イ　身近な事柄に学問知を発見し、大学の学問知への興味を醸成するとともに、学問の進め方を体得できることに重点を置いたプログラムを配置する。

ウ　異文化を理解し、異なる意見を持つ人々の立場に立って考えることができる能力、及び外国語によるコミュニケーション力を育成する。

⑵　専門教育

ア　講義、演習、実習等を体系的に組み合わせて、専門的知識・技能を効率的に修得させることを目指す。

イ　初年次においては、様々な学習履歴を持った学生に学びの転換を促す導入・入門科目を準備し、学問分野に応じた「考動力」の基礎を育成する。

ウ　上位年次においては、学生一人ひとりの学問研究を促進するために演習科目等の少人数教育を中心とした学問の本質に接する場を提供し、「考動力」の獲得に重点を置いた教育を実践する。

2　学習成果の評価

⑴　知識・技能の修得に関しては、総合GPAの分析、及び各種の学修行動調査と到達度調査の結果を組み合わせて把握する。

⑵　「考動力」に集約される思考力・判断力・表現力等の能力の評価に関しては、関西大学コンピテンシー調査の集計等によって行う。

⑶　主体的に学びに取り組む態度に関しては、各種学生調査の集計によって把握する。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

関西大学は、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づく教育を受けることのできる者として、様々な入試制度を通じて、次に掲げる知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力及び主体的な態度を備えた入学者を広く受け入れます。

1　高等学校の教育課程を通じて、基礎的な知識・技能を幅広く習得している。

2　高等学校の正課及び正課外での学習を通じて、柔軟な思考力、旺盛な知的好奇心、社会に貢献しようとする高い目的意識など、「考動力」の基盤を培っている。

3　特定の学問領域を主体的に学んでいく強い意欲を持っている。

単位制について

単位制とは

単位制とは、授業科目の内容に応じて単位を定め、その科目を履修し試験等に合格することによって単位を修得していくものです。大学設置基準により、各授業科目の単位数は、大学において定めるものとされ、１単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して計算しています。各授業科目の単位数は、学則第14条により、次のように規定しています。

1　講義は、毎週１時間15週の授業をもって１単位と規定していますので、１学期（15週）を通じて毎週２時間の授業が行われる場合、２単位が与えられます。
2　外国語科目は、毎週２時間15週の授業をもって１単位と規定しています。
3　演習は、毎週１時間15週又は毎週２時間15週の授業をもって１単位と規定しています。
4　実習及び製図は、毎週２時間15週又は毎週３時間15週の授業をもって１単位と規定しています。
5　実験は、原則として毎週３時間15週の授業をもって１単位と規定しています。

このような単位算定基準によって、各学部の授業科目の単位数が定められています。計画的な学習活動を行うために、自分が在籍する学部の教育課程、卒業所要単位及び履修、修得に関する注意事項等をよく理解してください。

学期（セメスター）と授業について

学期（セメスター）とは

学年度は春学期と秋学期の２学期（セメスター）に分かれ、春学期は４月１日に始まって９月20日に終わり、秋学期は９月21日に始まって３月31日に終わることが学則第10条、第11条に定められています。そして、春学期試験は７月下旬に、秋学期試験は１月下旬に実施されます。

このような学期の期間中には、学則第12条に定めるとおりの休業日、いわゆる休日があります。

なお、当該年の年間行事予定表（学年暦）が毎年作成され、これを『インフォメーションシステム』に掲載していますので、参照してください。

授業時間割について

卒業所要単位の修得に必要な授業科目を網羅した１年間の授業時間割が、春学期始めに発表されます。

授業は原則として学期ごとに終了し、月曜日から土曜日の６日間にわたって、第１時限から第５時限（科目によっては、第６時限、第７時限）まで行われています。なお、千里山キャンパス以外では土曜日は補講日となっています。

このように編成された授業時間割のなかから、履修制限の範囲内で自分の年次、クラスによって、授業科目を履修することになります。

なお、授業時間帯は次のとおりです。

第１時限	第２時限	第３時限	第４時限	第５時限	第６時限	第７時限
9：00～10：30	10：40～12：10	13：00～14：30	14：40～16：10	16：20～17：50	18：00～19：30	19：40～21：10

授業に関する留意事項

1　科目の性質上、出席を重視されるもの（外国語科目等）は授業回数の少なくとも３分の２以上の出席が必要です。

2　「シラバス」を熟読してください。
授業には必ず出席しなければなりません。やむを得ず授業を欠席する場合は、担任者又は授業支援ステーションにご相談ください。

3　授業は時間割に則して行われますが、事情によって時間割どおりに行えない場合があります。休講・補講の告知・連絡は、原則としてインフォメーションシステムによって行われますので、インフォメーションシステムを確認するよう習慣づけてください。

4　電話による問い合わせには応じられません。

5　非常変災その他急迫の事態が発生した場合、休講となることがあります。詳細については、「自然災害発生時の休講等の取り扱いについて」を参照してください。

授業科目の選択と履修登録について

履修登録とは

履修登録とは、毎学年度の始めに、その年度に履修しようとする授業科目を選択し、学部長に届け出ることです。

履修登録は、授業科目の履修ならびに受験に関して最も重要な手続きですから、次のことに十分注意のうえ、指定された期日までに行ってください。

1　所定の期日までに履修登録を行わない者は、その年度の授業科目の履修ならびに受験は許可されません。やむを得ない理由があって、所定の期日までに履修登録できない場合は、あらかじめその旨を堺キャンパス事務室に届け出ておかなければなりません。

2　履修登録期間終了後の授業科目の変更・追加等については認められません。

3　履修登録をしていない授業科目については、受講及び受験することができません。

4　授業科目によってはクラスを指定する場合がありますので、指定されたクラスで履修しなければなりません。

履修登録の方法について

学年度の始めに発表される授業時間割などに従って、各自の履修時間割を作成し、履修登録を行わなければなりません。

履修の手順は、次のとおりです。

1　履修は指定された期間内にインフォメーションシステム内の履修登録システムから行います。各自の履修する科目・クラス・担任者に間違いがないよう十分注意してください。

2　指定された確認日に履修不可などのエラーがないか確認し、エラーがなければ登録完了です。

科目の選択・履修に関する留意事項

1　科目には、必ず修得しなければならない科目、選択できる科目があります。詳細については、「学部教育課程と卒業所要単位について」を確認してください。

2　科目の選択は原則的には各自の自由に委ねられていますが、各年次配当の授業科目の履修にあたっては、第一に必ず修得しなければならない科目の履修に不足がないか十分に確認し、次に選択できる科目を履修してください。

　また、これらの授業科目は、配当された年次に必ず修得するよう心がけてください。

3　履修を希望する科目が時間割で重複することがあったり、学期によっては不開講の科目等があって各自の自由になり得ないこともありますので、特に卒業に要する科目の修得方法を十分考慮して履修するよう注意してください。

4　科目の履修に際しては、単位制の本質からみて単に授業に出席するだけでなく所要の自習時間を活用し、毎週毎時の授業について自主的に学習をすすめる必要がありますので、計画的に学習が進められるよう心がけて科目を選択してください。特に、教室において行われる学習指導に留意し、指定された参考図書について十分に学習するとともに臨時試験・論文・レポート等に対する準備を常にしておかなければなりません。

5　授業において出席状況のきわめて悪い者、あるいは単位修得状況不良の者に対しては指導を行いますが、それ以前に各自が計画的に学習するよう努力しなければなりません。

試験について

定期試験について

1　科目の単位修得は、試験を行ったうえ、その成績によって与えられるのが原則です。
2　春学期末と秋学期末にそれぞれ試験を行います。
3　学費を滞納している者であっても、試験の受験は可能ですが、指定された納入期間内に滞納学費を納入しないときは、受験した科目の単位は認定されません。
4　試験時間は原則として60分です。
5　試験の時間割は、春学期：７月上旬、秋学期：12月中旬に発表します。受験科目は学期当初に履修登録した科目に限ります。
6　試験に際しては「定期試験受験心得」（後掲）を熟読のうえ受験してください。
7　受験した結果、不合格となった科目は、改めて履修しなければ受験できません。
8　千里山キャンパスで開講する共通教養科目、外国語科目、外国人留学生科目、専門教育科目（自由科目）の試験は、原則として千里山キャンパスで実施します。

論文（レポート）による試験について

科目の中には、論文（レポート）の提出をもって定期試験に代えるものがあります。この場合の論文（レポート）提出の要領は次のとおりです。

1　所定の期日までに、必ず指定された場所へ提出してください。たとえ期日前であっても直接担任者へ提出したものは一切無効です。また、所定の期日に遅れた場合、及び事前の許可なく郵送されたものは理由の如何にかかわらず受理しません。
2　論文（レポート）用紙
⑴　大学指定用紙
⑵　Ａ４判用紙
⑶　その他
3　装丁等
⑴　大学指定用紙…用紙下部に付いている論文（レポート）提出票、受領書を切り離さずに提出してください。
⑵　大学指定用紙以外…論文（レポート）は表紙（兼受領書）を付け、上部（２カ所）をホチキスで綴じてください。
4　その他
PC等で作成・手書き、枚数、字数等は担任者の指示に従ってください。また、手書きの場合は必ず「ボールペン（消せるボールペンは除く）」で記入してください。

到達度の確認（筆記による学力確認）について

到達度の確認（筆記による学力確認）とは、授業期間の15週目に授業内で行う講義のまとめ及び筆記による学力確認のことを意味します。

詳細については別途お知らせします。

追試験について

追試験とは、正当な理由（病気、その他やむを得ない理由）により「定期試験」、もしくは授業期間の15週目に授業内で行う「到達度の確認（筆記による学力確認）」が受験できなかった者に対して行われる試験です。

追試験は、次のとおり実施します。

受験資格	その学期（年度）に履修した下記実施科目のうち、病気、その他やむを得ない理由により「定期試験」、もしくは「到達度の確認（筆記による学力確認）」を受験できなかったと教授会が判断した者
実施時期	春学期試験実施科目（春学期終講科目）……８月上旬 秋学期試験実施科目（春学期終講以外の科目）…２月中旬
受験手続	堺キャンパス事務室で、決められた期間内に所定の手続を行ってください。 なお、受験できなかった理由を証明する書類(医師の診断書等)が必要です（詳細はインフォメーションシステム等でお知らせします)。
追試験料	１科目（単位に関係なし）につき、1,000円 ※裁判員制度による裁判員の選任により追試験を受験する場合は、追試験料を免除します。
実施科目	「定期試験」、もしくは「到達度の確認（筆記による学力確認）」を実施する科目

※論文（レポート）の提出をもって定期試験に代える科目及び平常試験（平常成績による評価）をもって単位認定をしている科目は追試験の対象ではありません。

定 期 試 験 受 験 心 得

1　学生証は必ず携帯し、監督者の指示した位置にケースから取り出して提示すること。

2　学生証を携帯しない者には受験を許可しない。

3　答案用紙には、科目・担任者・クラス・学籍番号・氏名を２カ所（科目によっては１カ所）試験開始の合図と同時に必ずボールペン（消せるボールペンは除く）で正確に記入すること。

⑴　解答は、担任者が指定した筆記具で書くものとする。
　ただし、鉛筆を使用する場合は、HB又はＦとする。

⑵　答案用紙は表裏とも書き尽くし、必要でなければ新たに請求してはならない。

⑶　学籍番号及び氏名が正確に記入されていない答案は無効とする。

4　筆記具及び参照許可・使用許可されたもの以外は、一切机上に置かないこと。

⑴「すべて参照許可」の場合でも、情報機器（パソコン・モバイル機器・電子辞書等）の参照・使用は一切許可しない。

⑵　携帯電話・スマートフォン・ウエアラブルデバイス等は、時計としても使用できないので、必ず電源を切って鞄にしまわなければならない。

5　携帯品及び答案は、監督者の指定する場所に置くこと。

6　試験開始後30分以上遅刻した者は受験できない。

7　試験開始後30分以上を経過しなければ退室できない。

8　不正行為をした者には即時試験の中止を命じ、当該試験期においては既に受験した科目については、これを無効とし、残りの科目については受験を許可しない。
　なお、学則第40条により処分することがある。

9　故意に学籍番号及び氏名を偽った場合は不正行為とみなす。

10　答案を提出しなかった場合は、不正行為とみなす。

11　試験開始後、地震・火災等緊急事態が発生した場合は、監督者・避難誘導員の指示に従って、慌てず速やかに行動すること。なお、答案の取り扱いについては、追って指示する。

12　第６時限の試験において試験開始後30分以内に「停電」した場合は、原則として当該科目の試験は期日を改めて再試験を行い、30分経過後に「停電」した場合はその答案を有効とする。なお、「停電」した場合は監督者の指示に従って、特に厳正に行動すること。

13　その他試験場では、すべて監督者の指示に従うこと。

成績について

成績

成績は科目ごとに次の評語によって発表します。不合格・不受験科目については、当該学期の成績発表画面にのみ表示し、成績証明書には記載しません。

なお、合格点を得た科目を再度履修することはできません。

100点～90点	秀（S）	合格
89点～80点	優（A）	合格
79点～70点	良（B）	合格
69点～60点	可（C）	合格
59点以下	不可（F）	不合格

注１）　成績を段階表示することになじまない科目については、合格を「合」(P) とします。

注２）　編入学、海外留学等本学以外で修得した科目の単位を本学で認定する場合は、原則として「認」(N) で表示します。

GPA

各学生の授業に対する習熟度を測ることにより、効果的な学習指導に役立てることを目的に、GPA（Grade Point Average）制度を採用しています。この制度では、各評価に対し、秀(S)＝4.0、優(A)＝3.0、良(B)＝2.0、可(C)＝1.0、不可(F)／不受験(I)＝０のGP（Grade Point）を付与し、次のとおり平均点（GPA）を算出します。

$$\frac{\text{秀(S)修得単位数}\times 4.0+\text{優(A)修得単位数}\times 3.0+\text{良(B)修得単位数}\times 2.0+\text{可(C)修得単位数}\times 1.0}{\text{総履修単位数（S＋A＋B＋C＋F＋I）}}$$

注１）　卒業所要単位に含まれない科目及び「合」(P)、「認」(N) 評価科目については、総履修単位数（分母）に含めません。

注２）　GPA算出対象科目については、学部により異なります。

注３）　原則として、成績発表画面、履修届にGPAを記載します。

履修辞退制度

春・秋各学期の授業開始約１カ月後に、履修辞退期間を設けています。履修登録後、授業・試験を受ける意思をなくした場合には、指定の期間中に履修辞退の手続を行えば、GPA算出の対象になりません。

ただし履修辞退に伴う追加科目登録は認めていません。また、必修科目、外国語科目、演習・実習科目等、履修辞退を認めていない科目がありますので注意してください。

詳細については、インフォメーションシステム等によりお知らせします。

成績発表

各学期の成績は、春学期末（９月中旬）及び秋学期末（３月中旬）にインフォメーションシステムにより発表します。

また、各学期の履修届を毎年５月及び10月に保証人（父母）宛に郵送します。

成績評価に対する疑義について

成績発表の結果、筆記試験・論文試験提出の結果などから判断して、明らかに誤り（採点・登録上のミス）があると考えられる場合は、成績評価に関する疑義申し立てを行うことができます。所定の用紙（堺キャンパス事務室備付）で申し出てください（電話、メールでの問い合わせには応じません）。申し立て期間等の詳細については、定期試験の時間割発表時にインフォメーションシステム等によりお知らせします。

なお、成績評価上の特別な配慮を求める申し立ては受け付けません。

人間健康学部

学部教育課程と卒業所要単位について

人間健康学部　人間健康学科には、次の２コースがあります。

スポーツと健康コース	福祉と健康コース

なお、「福祉と健康コース」の最大受入人数は80名です。

Ⅰ　教育に関する三つの方針

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

人間健康学部では、人間が幸福かつ豊かに生活できるよう、健康の維持や増進を図るために人間の健康（health）と健幸（well-being）にかかわる基礎理論と実践的なアプローチを学び、それを基盤として、地域コミュニティにおいて健康支援や生活支援の実践に携わることができる人材養成教育を推進します。すなわち、実際の社会とのつながりを密にした、総合的な人間の健康と健幸に関する高い専門性を持つ人材として、下記の力を身につけた人物に対して学位（健康学）を授与します。

1　（知識・技能）

広い知識・視野と柔軟な思考を基盤に、健康の維持や増進を図る人間健康学に関する専門知識・技能を習得し、それを実践することができる。

2　（思考力・判断力・表現力等の能力）

円滑なコミュニケーション能力と将来を構想する力を持ち、関西大学が推奨する判断力と行動力を融合した「考動力」全般を身につけ、社会や他者のために、人間健康学にかかる専門性を基盤とした責任ある行動をとることができる。

3　（主体的な態度）

社会とのつながりのなかで自ら課題を探求し、実践において他者と共感しながら協働することができる。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

人間健康学部（以下、「本学部」という）では、「学の実化（学理と実際との調和）」の理念のもと、学位授与の方針に掲げる目標を達成するために次の点を踏まえた教育課程を編成します。

1　教育内容

⑴　教養教育

ア　体験学習を取り入れた少人数教育（「スタディスキルゼミ」）を用いて、学習態度の醸成とコミュニケーションスキルの獲得を目指す。

イ　社会で活躍するために必要な広い知識・視野と柔軟な思考を育成するために、共通教養教育として自己形成科目群や実践科目群等を配置し、総合的な人間力を養う。

ウ　異文化を理解し、異なる意見を持つ人々の立場に立って考えることができる能力、及び外国語によるコミュニケーション力を育成する。

⑵　専門教育

ア　人間健康学の体系的な知識を幅広く学ぶ「基礎科目」を通して、専門的な学びへの転換を図る。

イ　２年次からは「スポーツと健康コース」又は「福祉と健康コース」に分属し、さらに専門性を深め、総合的なアプローチの視点を身につけるための「応用科目」（各コース共通、各コース別）を置く。また２コースを有機的に連携させることを目的とした「連携科目」を置き、実践的な学びを深める。

ウ　健康と「笑い」の関係について、学際的にアプローチする「ユーモア学プログラム」を置き、人間の健康を多角的にとらえることを学ぶ。

エ　上記科目で学び得たものを実際的な研究テーマとして設定し、少人数指導によりきめ細かい指導のもと

に課題を探求する「演習科目」、専門資格取得のための「選択科目」及び「自由科目」に分けられ、基礎から応用への学びが連続する段階的な教育体系としている。

オ　本学部の教育の要であり、必修となっている「演習科目」では、導入演習（１年次）、基礎演習（２年次）、専門演習（３年次）、卒業演習（４年次）を設置し、アカデミックスキルの獲得から専門性の応用まで、一貫した少人数指導を行っている。４年次の卒業演習においては、卒業論文もしくは卒業研究のいずれかを課題とし、学生の個別の研究テーマにもとづく論文指導や卒業制作、研究発表のための指導を行う。

２　教育評価

⑴　専門演習及び卒業演習への円滑な移行を図ることを目的とし、各セメスター終了時には必修科目及び語学教育の科目を中心に単位修得状況を確認する。

⑵　４年間の学修成果は、卒業演習及び卒業論文又は卒業研究によって行う。本学の評価基準を満たしたものを合格とする。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

人間健康学部では、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づく教育を受けることのできる者として、様々な入試制度を通じて、次に掲げる知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力及び主体的な態度を備えた入学者を広く受け入れます。

１　人間の心身の健康に関する積極的関心及びそれを科学的に展開するための基礎学力を有している。

２　社会に関心をもち、幅広い教養と実践能力を兼ね備えた関西大学が推奨する判断力と行動力を融合した「考動力」の基盤を有している。

３「スポーツと健康コース」では、スポーツや健康に興味関心をもち、スポーツ活動を通しての人間形成やコミュニティの再生、あるいは新たな人間の健康のあり方を探り、地域において活躍したいという意欲がある。

４「福祉と健康コース」では、福祉と健康に興味関心をもち、これまでの社会福祉のあり方や実践を、人間の生活環境と健康の関係からとらえることができるとともに、地域コミュニティにおける福祉文化の構築及び醸成に、積極的に貢献したいという意欲がある。

Ⅱ　教育課程について

学部の構成

人間健康学部　人間健康学科は、次のような構成となっています。

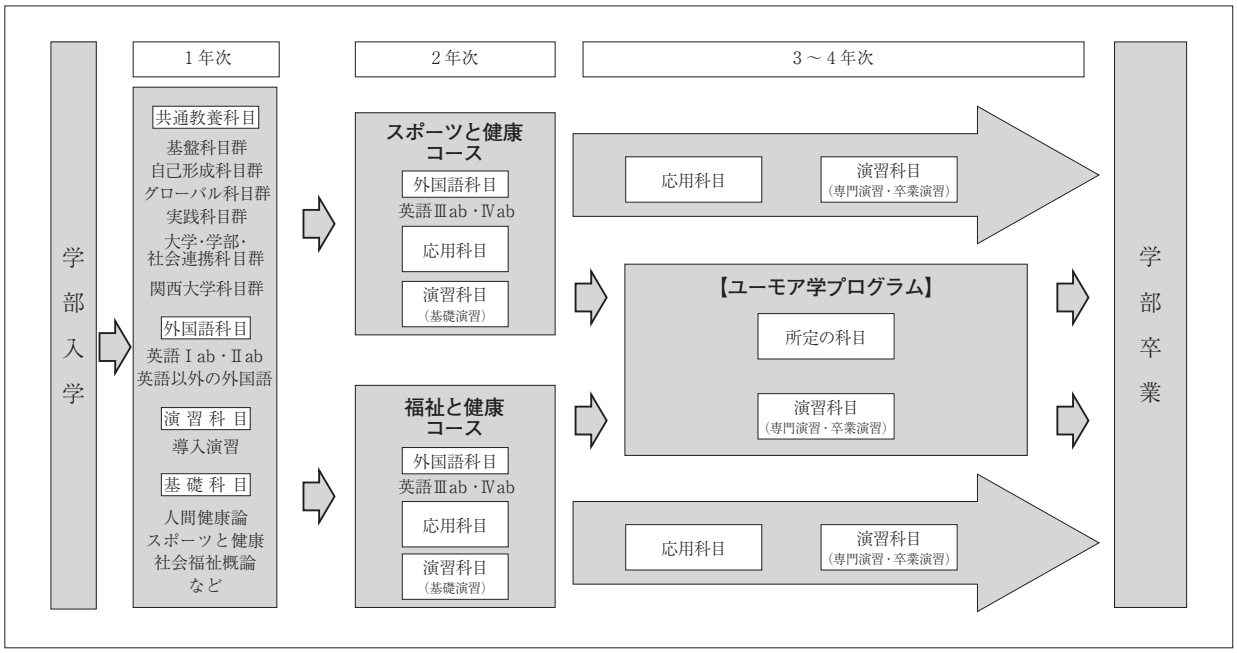

ユーモア学プログラム

1　ユーモア学プログラムとは、各自が所属するコースの専門教育科目を履修しながら、さらに新しい分野の学問領域へと学問的関心を伸ばすための登録履修制度です。

2　本プログラム所定の単位を修得したうえで卒業した者には、成績証明書にその旨を明記します。

授業科目の構成

人間健康学部の授業科目は、次のとおりに大別されます。なお、各授業科目の詳細は、「授業科目一覧表」（後掲）のとおりです。

共通教養科目	外国語科目	専門教育科目

1　共通教養科目は、次の科目で構成されています。

基盤科目群	自己形成科目群	グローバル科目群	実践科目群	大学･学部･社会連携科目群	関西大学科目群

2　外国語科目は、次の科目で構成されています。

英語	Ⅰa・Ⅰb、Ⅱa・Ⅱb、Ⅲa・Ⅲb、Ⅳa・Ⅳb、Ⅴa・Ⅴb、Ⅵa・Ⅵb
ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語	Ⅰa・Ⅰb、Ⅱa・Ⅱb
外国語検定科目〔検定認定１（各検定試験）、検定認定２（各検定試験）、検定認定３（各検定試験）〕	

3　専門教育科目は、次の科目で構成されています。

基礎科目	応用科目	演習科目	選択科目・自由科目

4　上記のほか、外国人留学生のために外国人留学生科目があります。

Ⅲ　卒業所要単位について

卒業所要単位の内訳

1　人間健康学部に４年〈８学期〉以上（８年〈16学期〉以内）在学し、124単位以上を修得した者に卒業を認め、卒業者には学士（健康学）の学位が与えられます。

124単位の内訳は次のとおりコース別となっています。**下記の内訳及び注意事項に従って単位を修得しなければなりません**ので、間違いのないように十分注意してください。

また、ここに示す単位数は科目区分ごとに必要な最低の単位数を示すもので、これが１単位でも不足すれば卒業は認められません。

【卒業所要単位の内訳（スポーツと健康コース）】

<table>
<tr><th colspan="2">科目区分</th><th colspan="4">最低修得単位数</th></tr>
<tr><td colspan="2">共通教養科目</td><td colspan="4">16単位以上</td><td rowspan="8">124単位以上
下記★参照</td></tr>
<tr><td colspan="2">外国語科目</td><td colspan="4">「英語Ⅰab～Ⅳab」８単位以上</td></tr>
<tr><td rowspan="7">専門教育科目</td><td rowspan="2">基礎科目</td><td>「人間健康論」「スポーツ生理学」４単位</td><td rowspan="2">左記を含めて
22単位以上</td><td rowspan="6">62単位以上</td></tr>
<tr><td>「スポーツと健康」「社会福祉概論」
いずれか１科目２単位</td></tr>
<tr><td rowspan="2">応用科目</td><td>「スポーツ運動学」「スポーツ社会学」
４単位</td><td rowspan="2">左記を含めて
24単位以上</td></tr>
<tr><td>〔スポーツと健康コース〕科目から10単位</td></tr>
<tr><td>演習科目</td><td>「導入演習」「基礎演習」「専門演習Ⅰ・Ⅱ」「卒業演習Ⅰ・Ⅱ」
12単位</td></tr>
<tr><td></td><td>「卒業論文」又は「卒業研究」４単位</td></tr>
<tr><td>選択科目</td><td colspan="3">任意選択
※24単位まで卒業単位に算入可</td></tr>
</table>

【卒業所要単位の内訳（福祉と健康コース）】

<table>
<tr><th colspan="2">科目区分</th><th colspan="4">最低修得単位数</th></tr>
<tr><td colspan="2">共通教養科目</td><td colspan="3">16単位以上</td><td rowspan="9">124単位以上
下記★参照</td></tr>
<tr><td colspan="2">外国語科目</td><td colspan="3">「英語Ⅰab～Ⅳab」８単位以上</td></tr>
<tr><td rowspan="7">専門教育科目</td><td rowspan="2">基礎科目</td><td>「人間健康論」「社会福祉政策Ⅰ」「社会福祉政策Ⅱ」「ソーシャルワーク論Ⅰ」８単位</td><td rowspan="2">左記を含めて
22単位以上</td><td rowspan="5">62単位以上</td></tr>
<tr><td>「スポーツと健康」「社会福祉概論」
いずれか１科目２単位</td></tr>
<tr><td>応用科目</td><td>〔福祉と健康コース〕科目から６単位</td><td>左記を含めて
24単位以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">演習科目</td><td colspan="2">「導入演習」「基礎演習」「専門演習Ⅰ・Ⅱ」「卒業演習Ⅰ・Ⅱ」
12単位</td></tr>
<tr><td colspan="2">「卒業論文」又は「卒業研究」４単位</td></tr>
<tr><td>選択科目</td><td colspan="3">任意選択
※24単位まで卒業単位に算入可</td></tr>
</table>

★なお、上記の共通教養科目16単位、外国語科目８単位、専門教育科目62単位を修得のうえ、卒業所要単位の合計124単位に必要な残り38単位については、下記の単位によりこれを充足する必要があります。

①	共通教養科目の卒業所要単位を超過して修得した共通教養科目の単位
②	外国語科目の卒業所要単位を超過して修得した外国語科目の単位
③	基礎科目の卒業所要単位を超過して修得した基礎科目の単位
④	応用科目の卒業所要単位を超過して修得した応用科目の単位
⑤	選択科目の単位（24単位まで算入可）

2　各授業科目の注意事項について

⑴　共通教養科目（16単位以上）

共通教養科目については、16単位以上修得しなければなりません。

なお、実践科目群のうち、以下の科目は、スポーツ・フロンティア入学試験による入学生に限り履修できるものとし、修得した場合は、共通教養科目の卒業所要単位に算入することができます。

関西大学スポーツ文化論	スポーツ運動学概論	スポーツ社会学概論	スポーツ心理学概論
スポーツ栄養学概論	コーチングの科学	トレーニング科学概論	コンディショニング科学概論

また、グローバル科目群の「日本語スキルアップ科目」は、外国人学部留学生入学試験での入学生のみ履修を認めるものとします。

ア　海外研修（各セミナー）（各２単位）

海外研修(各セミナー)	２セミナー（４単位）まで卒業単位に算入

※詳細は、インフォメーションシステムにて確認してください。

⑵　外国語科目（８単位以上）

①外国語科目の内訳

外国語科目は、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語のうち、<u>英語を必修</u>とします。

②外国語科目の修得方法

外国語科目は、次の要領に従って合計８単位以上を修得しなければなりません。

ア　英語（各１単位）

英語Ⅰa・Ⅰb、英語Ⅱa・Ⅱb、英語Ⅲa・Ⅲb、英語Ⅳa・Ⅳb	必修
英語Ⅴa・Ⅴb（各テーマ）、英語Ⅵa・Ⅵb（各テーマ）	任意選択

※英語Ⅴa・Ⅴb（各テーマ）及び英語Ⅵa・Ⅵb（各テーマ）については、千里山キャンパスでの受講となります。

○英語の必修科目を修得していない場合、一定の条件を満たす場合に限り外国語検定認定制度により英語Ⅰa・Ⅰb、Ⅱa・Ⅱb、Ⅲa・Ⅲb、Ⅳa・Ⅳbとして単位の認定を行うことができます。詳細はインフォメーションシステム等で確認してください。

イ　英語以外の外国語（各１単位）

英語以外の外国語	任意選択

ウ　外国語検定科目

（ア）英語

英語Ⅰa・Ⅰb、Ⅱa・Ⅱb、Ⅲa・Ⅲb、Ⅳa・Ⅳbの８単位を修得したうえで、さらに検定認定１（各検定試験）、検定認定２（各検定試験）、検定認定３（各検定試験）を修得した場合は、合計６単位まで卒業単位に算入することができます。

（イ）英語以外の外国語

４単位まで英語以外の外国語の単位として卒業単位に算入することができます。

エ　外国語科目の卒業所要単位合計８単位を充足したうえで、８単位を超えて修得した下記の単位は、卒業単位に算入することができます。

○英語Ⅴa・Ⅴb（各テーマ）、英語Ⅵa・Ⅵb（各テーマ）
○英語以外の外国語の単位
○外国語検定科目（英語上限６単位、英語以外上限４単位）

⑶　専門教育科目（62単位以上）

基礎科目、応用科目、演習科目、選択科目及び自由科目については、前掲の表【卒業所要単位の内訳(各コース)】及び後掲にある「専門教育科目一覧」を熟読のうえ、指定されたとおり修得してください。

また、基礎科目、応用科目及び選択科目における卒業に必要な単位数は、それぞれの修得単位数によって変動しますので、前掲の表【卒業所要単位の内訳（各コース)】を参照のうえ、間違いのないように履修・単位修得してください。

ユーモア学プログラムの登録について

詳細については、インフォメーションシステムでお知らせします。

登録申込時期	２年次の所定の期間

（注意事項）

⑴　ユーモア学プログラムに登録できる人数には上限がありますので、必ずしも希望どおり許可されるとは限りません。

⑵　ユーモア学プログラムの登録を許可された者は、許可の取消し及び変更等はできません。

外国人留学生

外国人留学生における外国語科目は、英語の代わりに日本語Ⅰa・Ⅰb、Ⅱa・Ⅱb、Ⅲa・Ⅲb、Ⅳa・Ⅳbの計８単位を修得しなければなりません。また、英語を含めた外国語科目は、任意選択にて履修できます。

なお、外国人留学生科目の「日本事情Ⅰ・Ⅱ」を修得した場合には基礎科目へ、「実践ビジネス日本語Ⅰ・Ⅱ」「キャリアデザインⅠ～Ⅲ」を修得した場合には共通教養科目へ、それぞれ卒業単位として算入することができます。

編・転入学生

編・転入学した者が、編・転入学以前に修得した科目については、一定の基準において単位の読み替えを行います。

編・転入学した者で、学部規定の単位に満たない場合、学部長が指示する不足単位を修得しなければなりません。この場合、履修制限単位数を超えて履修を認める場合があります。

Ⅳ　履修・修得について特に注意すべき事項

履修制限単位

各年次での履修制限単位は、次のとおりです。

１～４年次	各学期とも24単位以内

なお、自由科目及び次の科目は、履修制限単位に含めません。

KUGF Field Study（各プログラム）	国際協力ボランティア実習Ａ・Ｂ・Ｃ	海外研修（各セミナー）
外国語運用実習（各セミナー）	インターンシップ（ビジネス）	インターンシップ（学校１・２・３）
外国語検定認定１・２・３	野外教育実習（野外活動）	地域スポーツ演習
国際健康福祉実習（各テーマ）	野外活動特別演習	増健科学演習
ソーシャルワーク実習Ⅰ	ソーシャルワーク実習Ⅱ	

外国語科目の履修条件

外国語科目の履修条件について

1　英語Ⅰa・Ⅰb、Ⅱa・Ⅱb、Ⅲa・Ⅲb、Ⅳa・Ⅳbの履修に際しては、原則として事前にプレースメントテストを受験しなければなりません。なお、受験に関する詳細については、インフォメーションシステム等により指示します。

2　卒業単位に含める外国語科目は、当該外国語を履修する初年度において、ⅠaとⅠb、ⅡaとⅡb、ⅢaとⅢb、ⅣaとⅣbのそれぞれをセットで履修登録することを原則とします。

⑴　ただし、英語Ⅴa・Ⅴb（各テーマ）、英語Ⅵa・Ⅵb（各テーマ）については、各テーマを複数科目履修することができ、かつ、a・bセット履修の必要はありません。

3　本学が指定する外国語検定試験で所定のスコアを取得した者、又はその試験に合格した者は、所定の条件を満たす場合に限り未修得の英語Ⅰa・Ⅰb～Ⅳa・Ⅳbの単位の認定、又は検定認定１（各検定試験）、検定認定２（各検定試験）、検定認定３（各検定試験）の単位認定が申請できます。なお、申請手続等の詳細については、「外国語検定試験の単位認定について」（後掲）を参照してください。

4　千里山キャンパス開講の選択科目である３年次配当の英語Ⅴa・Ⅴb（各テーマ）、英語Ⅵa・Ⅵb（各テーマ）については、一定の条件を付して下位年次生の履修を認めています。履修希望者は所定の受付期間中に必要な手続きを行ってください。なお、詳細については、インフォメーションシステム等によりお知らせします。

コースへの所属

1　**各コースへは、２年次・春学期より所属**することになります。

2　各コースへの所属は「コース希望届」を提出し、許可を得ることによって行います。

3　各コースへの分属に関する日程の詳細はインフォメーションシステムによりお知らせします。

4　「福祉と健康コース」には定員が設けられています。定員を上回った場合、次の方法で選考を行います。

選考方法
１年次の全科目の成績

受講者数の制限

教育環境を保持するため、一定数以上の履修登録者が発生した場合、やむを得ず履修登録の制限を行うことがあります。この場合、履修登録期間内であっても当該科目の履修登録の受付を締め切ることもあります。また、履修者数が教室の収容定員を超過した際には、履修登録後であっても事後抽選により履修不許可になる場合もありますので、履修登録の際には十分留意してください。

履修条件附帯科目

履修条件が附帯されている科目は次のとおりです。十分に注意してください。

授業科目	左記の授業科目を履修するための条件
運動処方実習	スポーツ生理学を修得済
トレーニング実習Ⅱ	トレーニング実習Ⅰを修得済
健康運動実習Ⅱ	健康運動実習Ⅰを修得済
健康運動指導演習	健康運動実習Ⅱを修得済
レクリエーション実技Ⅱ	レクリエーション実技Ⅰを修得済
増健科学演習	地域スポーツ演習を履修中又は修得済
ソーシャルワーク演習Ⅱ	ソーシャルワーク演習Ⅰａ・Ⅰｂを修得済
ソーシャルワーク演習Ⅲ	ソーシャルワーク演習Ⅱを修得済
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	ソーシャルワーク実習指導Ⅰａ・Ⅰｂを修得済
ソーシャルワーク実習Ⅰ	ソーシャルワーク演習Ⅰａ ソーシャルワーク実習指導Ⅰａ いずれも修得済
ソーシャルワーク実習Ⅱ	社会福祉概論、ソーシャルワーク論Ⅰ・Ⅱ ソーシャルワーク演習Ⅰｂ ソーシャルワーク実習指導Ⅰｂ ソーシャルワーク実習Ⅰの全てを修得済

科目履修の配当年次

履修する科目は、当該年次の配当科目又は下位年次の配当科目から選択してください。上位年次配当科目は履修することができません。

【例】	「１年次配当」は１～４年次で受講可能です。 「２年次配当」は２～４年次で受講可能です。

連携科目

連携科目は、次のねらいのもとに開設されています。

人間健康学部の人材養成像のひとつとして「地域コミュニティにおいて健康支援や生活支援の実践にたずさわることができる、人間の健康に関する専門性を持つスポーツ指導者や社会福祉専門職者を育成すること」があります。

このねらいを具現化するために、「スポーツと健康コース」「福祉と健康コース」の２つのコースを有機的に連携させることを目的とした連携科目「テーマ研究Ⅰ・Ⅱ」を開設しています。

連携科目は２年次配当科目で、所属コースに関係なく受講することができます。

自由科目及び配当外科目の履修

自由科目及び配当外科目（所属コースに配当されていない科目）の履修について

1　配当外科目は、一部科目において審査の上、許可された者に限り履修することができます。

2　自由科目及び配当外科目は、各学期合計16単位まで履修することができます（ただし、教育実習事前指導、教育実習（一）、教育実習（二）は含めません）。

3　自由科目及び配当外科目は、これを修得しても卒業単位に含めることはできません。

4　詳細は、インフォメーションシステム等でお知らせします。

年度内再履修

春学期受講科目のうち、不合格となった科目については、同一年度の秋学期に原則再履修することはできません（次年度に改めて再履修することになります）。特に必修科目については注意してください。

卒業論文の提出要領

「卒業論文」の提出要領と審査は次のとおりです。

提出期日	・秋学期に提出する場合：12～１月 ・春学期に提出する場合：７月 ※詳細はインフォメーションシステムで発表します。 ※指定された期日に遅れた場合は、理由の如何にかかわらず、受理しません。
提出場所	指定された場所　（郵送によるものは一切受理しません）
字　　数	20,000字程度とします
体 裁 等	詳細な体裁等は所属コース又は指導教員の指示に従うこと

卒業研究の成果物の提出要領

「卒業研究」の成果物の提出要領と審査は次のとおりです。

提出期日	・秋学期に提出する場合：12～１月 ・春学期に提出する場合：７月 ※詳細はインフォメーションシステムで発表します。 ※指定された期日に遅れた場合は、理由の如何にかかわらず、受理しません。
提出場所	指定された場所　（郵送によるものは一切受理しません）
体 裁 等	詳細な体裁等は所属コース又は指導教員の指示に従うこと

論文・レポートの提出

科目によっては論文・レポートを課される場合があります。提出要領については「試験について」（前掲）を参照してください。

海外研修（各セミナー）

海外研修（各セミナー）の履修については、セミナーに応募し参加を許可された者に限り履修することができます。海外研修（各セミナー）の履修登録は、セミナーの参加をもってこれに代えます。

インターンシップ（ビジネス）

インターンシップ（ビジネス）の履修登録は、キャリアセンターが行うインターンシップ（企業等における実習・研修的な就業体験）受入れ企業への参加をもってこれに代えます。

インターンシップ（学校）

インターンシップ（学校１～３）の履修登録は、インターンシップ（学校における実習・研修的な就業体験）受入れ学校への参加をもってこれに代えます。

オフィスアワー

人間健康学部では、学生のみなさんに対する学習上の指導や助言のために、正課の授業のほかに、学習上の相談時間として、人間健康学部専任教員による「オフィスアワー」を設けています。この制度の実施方法・内容等詳細については、毎学年度始めにインフォメーションシステム等でお知らせいたします。この制度を積極的に活用して、学習上大きな成果をあげられることを期待します。

授業科目一覧表

共通教養科目

種別	科目番号	授業科目	配当年次	単位	授業時間	毎週授業時間	履修上の区分
基盤科目群	GEA1001	スタディスキルゼミ（各テーマ）	1	2	1	2	共通教養科目は16単位必修
	GEA1002	プロジェクト学習1（各テーマ）	1～4	2	1	2	
自己形成科目群	GEB1001	哲学を学ぶ	1	2	1	2	
	GEB1002	日本文学を学ぶ	1	2	1	2	
	GEB1003	心理学を学ぶ	1	2	1	2	
	GEB1004	社会学入門	1	2	1	2	
	GEB1005	日本国憲法	1	2	1	2	
	GEB1006	基礎からの情報処理	1	2	1	2	
	GEB1007	食を知る	1	2	1	2	
	GEB1008	日本の文化と人間を考える	1	2	1	2	
	GEB1009	法学を学ぶ	1	2	1	2	
	GEB1010	政治学のすすめ	1	2	1	2	
	GEB1011	日本の歴史を学ぶ	1	2	1	2	
	GEB1012	基礎からのマクロ経済学	1	2	1	2	
	GEB1013	基礎からのミクロ経済学	1	2	1	2	
	GEB1014	確率・統計でものを考える	1	2	1	2	
	GEB1015	労働と雇用を考える	1	2	1	2	
	GEB1016	ビジネスを学ぶ	1	2	1	2	
	GEB1017	数学を学ぶ（各テーマ）	1	2	1	2	
	GEB1018	身体運動の人間学	1	2	1	2	
	GEB1019	共生社会のライフデザイン	1	2	1	2	
	GEB1020	笑いとユーモアを科学する	1	2	1	2	
	GEB1021	少子高齢化社会を考える	1	2	1	2	
	GEB1022	オリンピックの共生思想	1	2	1	2	
		〔チャレンジ科目〕					
	GEB1023	各テーマ	1	2	1	2	
グローバル科目群		【国際教養科目】					
	GEC1001	世界の宗教	1～4	2	1	2	
	GEC1002	移動する人々	1～4	2	1	2	
	GEC1003	世界の中の日本経済	1～4	2	1	2	
	GEC1004	世界史の中の平和と戦争	1～4	2	1	2	
	GEC1005	アジア史を学ぶ	1～4	2	1	2	
	GEC1006	イスラーム世界の歴史を学ぶ	1～4	2	1	2	
	GEC1007	西洋の歴史を学ぶ	1～4	2	1	2	
	GEC1008	世界の文学を味わう	1～4	2	1	2	
	GEC1009	西洋美術を味わう	1～4	2	1	2	
	GEC1010	ルネサンス文化に親しむ	1～4	2	1	2	
	GEC1011	アジアの文化と世界遺産	1～4	2	1	2	
	GEC1012	世界の地域文化を知ろう	1～4	2	1	2	
	GEC1013	近代市民社会思想を知ろう	1～4	2	1	2	
	GEC1014	欧米世界の歴史と文化を知ろう	1～4	2	1	2	
	GEC1015	中国と日本の文化交流	1～4	2	1	2	
	GEC1016	異文化への理解を深める	1～4	2	1	2	
		〔グローバル・チャレンジ科目〕					
	GEC1017	各テーマ	1～4	2	1	2	
		【グローバル・フロンティア科目】					
		Module 1 . Engineering Approach to Urban Issues					
	GEC3001	Disaster Transport Planning	1～4	2	1	2	
	GEC3002	Natural Disaster Risks	1～4	2	1	2	
	GEC3003	Planning and Modelling for Sustainable Society	1～4	2	1	2	

種別	科目番号	授業科目	配当年次	単位	授業時間	毎週授業時間	履修上の区分
グローバル科目群	GEC3004	Social decision making in Systems Design Engineering	1～4	2	1	2	共通教養科目は16単位必修
		Module 2 . Food Science & Biotechnology					
	GEC3005	Biotechnology and Bioethics	1～4	2	1	2	
	GEC3006	Marketing of Food, Alcohol and Cosmetics	1～4	2	1	2	
	GEC3007	Science of Washoku (Japanese Cuisine)	1～4	2	1	2	
	GEC3008	Food Safety	1～4	2	1	2	
	GEC3009	Polysaccharide Science	1～4	2	1	2	
		Module 3 . International Business & Entrepreneurship					
	GEC3010	International Business for Entrepreneurs	1～4	2	1	2	
	GEC3011	Japanese Industries and Companie (The Global Competition)	1～4	2	1	2	
	GEC3012	Business & Japanese People	1～4	2	1	2	
	GEC3013	Marketing in Japan	1～4	2	1	2	
	GEC3014	Business for SDGs (Sustainable Development Goals)	1～4	2	1	2	
		Module 4 . Japan Studies					
	GEC3015	Japanese Philosophy and Thoughts	1～4	2	1	2	
	GEC3016	Japanese Religion	1～4	2	1	2	
	GEC3017	Japanese Arts	1～4	2	1	2	
	GEC3018	Japanese History (The History and Culture of Medieval Japan)	1～4	2	1	2	
	GEC3019	Japanese History (Bushido: The Way of the Warrior)	1～4	2	1	2	
	GEC3020	Japanese Literature (Survey of Post-1945)	1～4	2	1	2	
	GEC3021	Japanese Literature (Intro. to Classical JPN Literature)	1～4	2	1	2	
	GEC3022	Japanese Culture (Modern Culture and Post-war History)	1～4	2	1	2	
	GEC3023	Japanese Culture (JPN Culture and Contemporary Literature)	1～4	2	1	2	
	GEC3024	Comparative Asian Cultures Studies	1～4	2	1	2	
	GEC3025	Japanese Law and Politics	1～4	2	1	2	
	GEC3026	Japanese Economy (Topics in Japanese Economy and Discussion)	1～4	2	1	2	
	GEC3027	Japanese Society	1～4	2	1	2	
	GEC3028	Japanese Popular Culture (Postwar Japanese Culture)	1～4	2	1	2	
	GEC3029	Seminar in Japanology (Japanese Budo: An Intro. to Kendo)	1～4	2	1	2	
	GEC3030	Seminar in Japanology (The Japanese Language and Society)	1～4	2	1	2	
	GEC3031	Seminar in Japanology (Japanese Budo: An Intro. to Naginata)	1～4	2	1	2	
	GEC3032	Seminar in Japanology (War and Conflict through JPN Film)	1～4	2	1	2	
		Module 5 . Language Teaching & Communication					
	GEC3033	Second Language Acquisition	3	2	2	2	
	GEC3034	Individual Differences in Language Learning	3	2	2	2	
	GEC3035	Ed. Tech. & Materials Development in FLT	3	2	2	2	
	GEC3036	Early Foreign Language Education	3	2	1	2	
	GEC3037	Structure of Language (discourse and meaning)	3	2	1	2	
	GEC3038	Linguistic Analysis (English)	3	2	1	2	
	GEC3039	International Business Communication	3	2	1	2	

種別	科目番号	授業科目	配当年次	単位	授業時間	毎週授業時間	履修上の区分
グローバル科目群		**Module 6 . Studies on Foreign Affairs**					共通教養科目は16単位必修
	GEC3040	International Development	1～4	2	1	2	
	GEC3041	Area Studies (Europe I)	1～4	2	1	2	
	GEC3042	Area Studies (Europe II)	1～4	2	1	2	
	GEC3043	Area Studies (India)	1～4	2	1	2	
	GEC3044	Japan in International Affairs	1～4	2	1	2	
		Module 7 . Fundamentals for Social Science Studies					
	GEC3045	Critical Thinking for Social and Global Issues	1～4	2	1	2	
	GEC3046	Research Methods for Social Sciences	1～4	2	1	2	
	GEC3047	Global Sociology	1～4	2	1	2	
	GEC3048	Japanese Computerization and Society	1～4	2	1	2	
	GEC3049	Methods of Comparative Analysis (ENG and JPN Communication)	1～4	2	1	2	
	GEC3050	Contemporary Gender Studies	1～4	2	1	2	
		Module 8 . Applied Science and Engineering					
	GEC3051	Japanese Science and Technology	1～4	2	1	2	
	GEC3052	Environmental Biology	1～4	2	1	2	
	GEC3053	Information and Communication Technologies	1～4	2	1	2	
	GEC3054	Introduction to Applied Science	1～4	2	1	2	
		【留学準備スキルアップ科目】					
		（講義科目）					
	GEC2001	Foundation for Academic English	1～4	2	1	2	
	GEC1018	Academic Writing Practice	1～4	2	1	2	
	GEC2002	Academic Discussions & Debates	1～4	2	1	2	
	GEC2003	Presentation Skills	1～4	2	1	2	
	GEC2004	TOEFL Score Up Training Ⅰ	1～4	2	1	2	
	GEC2005	TOEFL Score Up Training Ⅱ	1～4	2	1	2	
	GEC2006	ASEAN Studies	1～4	2	1	2	
	GEC1019	Understanding Cross-Cultural Communication	1～4	2	1	2	
	GEC1020	KUGF Independent Study(English Skills Development)	1～4	2	1	2	
	GEC2007	KUGF Independent Study(Doing a Research in English)	1～4	2	1	2	
	GEC2008	Global Awareness Ⅰ	1～4	2	1	2	
	GEC2009	Global Awareness Ⅱ	1～4	2	1	2	
	GEC2010	English Communication Skills for Business Contexts	1～4	2	1	2	
		（実習科目）					
	GEC1021	KUGF Field Study（各プログラム）	1～4	2	1	4	
		【国際協力サービスラーニング科目】					
		（講義科目）					
	GEC1022	国際協力の基礎を学ぶ	1～4	2	1	2	
	GEC1023	国際協力ボランティアの理論を学ぶ	1～4	2	1	2	
	GEC1024	国際協力レディネス	1～4	2	1	2	
	GEC1025	国際協力フォローアップ	1～4	2	1	2	
		（実習科目）					
	GEC1026	国際協力ボランティア実習A	1～4	4	1	8	
	GEC1027	国際協力ボランティア実習B	1～4	2	1	4	
	GEC1028	国際協力ボランティア実習C	1～4	1	1	2	
		【海外研修】					
	GEC1029	海外研修（各セミナー）	1～4	2	1	4	
		【外国語運用実習】					
	GEC1030	外国語運用実習（各セミナー）	1～4	1	1	2	

種別	科目番号	授業科目	配当年次	単位	授業時間	毎週授業時間	履修上の区分
グローバル科目群		【日本語スキルアップ科目】					共通教養科目は16単位必修
	GEC1031	Japanese (1 -a)	1～4	2	1	4	
	GEC1032	Japanese (1 -b)	1～4	2	1	4	
	GEC1033	Japanese (2 -a)	1～4	2	1	4	
	GEC1034	Japanese (2 -b)	1～4	2	1	4	
	GEC1035	Japanese (3 -a)	1～4	2	1	4	
	GEC1036	Japanese (3 -b)	1～4	2	1	4	
	GEC1037	Japanese (4 -a)	1～4	2	1	4	
	GEC1038	Japanese (4 -b)	1～4	2	1	4	
	GEC1039	Japanese (5 -a)	1～4	2	1	4	
	GEC1040	Japanese (5 -b)	1～4	2	1	4	
	GEC1041	Japanese (6 -a)	1～4	2	1	4	
	GEC1042	Japanese (6 -b)	1～4	2	1	4	
	GEC1043	Japanese (7 -a)	1～4	2	1	4	
	GEC1044	Japanese (7 -b)	1～4	2	1	4	
	GEC1045	Contemporary Japan (Understanding Japan)	1～4	2	1	2	
	GEC1046	Contemporary Japan (Researching Japan)	1～4	2	1	2	
	GEC1047	Contemporary Japan (Japan in Mass Media 1)	1～4	2	1	2	
	GEC1048	Contemporary Japan (Japan in Mass Media 2)	1～4	2	1	2	
	GEC1049	Communication in Japanese Society (Learning Kansai 1)	1～4	2	1	2	
	GEC1050	Communication in Japanese Society (Learning Kansai 2)	1～4	2	1	2	
	GEC1051	Communication in Japanese Society (Business Japanese)	1～4	2	1	2	
	GEC1052	Communication in Japanese Society (JPN Corporate Culture)	1～4	2	1	2	
	GEC1053	Field-Based Learning (Society and Workplace Culture in Japan)	1～4	2	1	2	
実践科目群	GED1001	健康・スポーツ科学実習 a（各種目）	1	1	1	2	
	GED1002	健康・スポーツ科学実習 b（各種目）	1	1	1	2	
	GED1003	健康・スポーツ科学実習 c（各種目）	1	1	1	2	
	GED1004	健康・スポーツ科学論	1	2	1	2	
	GED1005	関西大学スポーツ文化論	1	2	1	2	
	GED1006	スポーツ運動学概論	1	2	1	2	
	GED1007	スポーツ社会学概論	1	2	1	2	
	GED1008	スポーツ心理学概論	1	2	1	2	
	GED1009	スポーツ栄養学概論	1	2	1	2	
	GED1010	コーチングの科学	1	2	1	2	
	GED1011	トレーニング科学概論	1	2	1	2	
	GED1012	コンディショニング科学概論	1	2	1	2	
	GED1013	キャリアデザインⅠ（働くこと、生きること）	1	2	1	2	
	GED2001	キャリアデザインⅡ（仕事の世界）	2	2	1	2	
	GED2002	キャリアデザインⅢ（私の仕事）	2	2	1	2	
	GED1014	インターンシップ（ビジネス）	1～3	2	1	4	
	GED1015	インターンシップ（学校 1）	1	2	1	4	
	GED1016	インターンシップ（学校 2）	1	2	1	4	
	GED1017	インターンシップ（学校 3）	1	2	1	4	
大学・学部・社会連携科目群		【社会連携科目群】					
	GEE3001	プロジェクト学習 2（各テーマ）	3	2	1	2	
関西大学科目群	GEF1001	堺市と関西大学	1	2	1	2	

◎グローバル科目群は、西洋の歴史を学ぶ、TOEFL Score Up Training Ⅰのみ堺キャンパスにて開講します。その他の科目は全て千里山キャンパスでの開講となります。

外国語科目

科目番号	授業科目	配当年次	単位	授業時間	毎週授業時間	履修上の区分
GFE1001	英語Ⅰa	1	1	1	2	必修
GFE1002	英語Ⅰb	1	1	1	2	
GFE1003	英語Ⅱa	1	1	1	2	
GFE1004	英語Ⅱb	1	1	1	2	
GFE2001	英語Ⅲa	2	1	1	2	
GFE2002	英語Ⅲb	2	1	1	2	
GFE2003	英語Ⅳa	2	1	1	2	
GFE2004	英語Ⅳb	2	1	1	2	
GFE3001	英語Ⅴa（各テーマ）	3	1	1	2	任意選択 修得した単位は卒業単位に算入
GFE3002	英語Ⅴb（各テーマ）	3	1	1	2	
GFE3003	英語Ⅵa（各テーマ）	3	1	1	2	
GFE3004	英語Ⅵb（各テーマ）	3	1	1	2	
GFG1001	ドイツ語Ⅰa	1	1	1	2	
GFG1002	ドイツ語Ⅰb	1	1	1	2	
GFG1003	ドイツ語Ⅱa	1	1	1	2	
GFG1004	ドイツ語Ⅱb	1	1	1	2	
GFF1001	フランス語Ⅰa	1	1	1	2	
GFF1002	フランス語Ⅰb	1	1	1	2	
GFF1003	フランス語Ⅱa	1	1	1	2	
GFF1004	フランス語Ⅱb	1	1	1	2	
GFR1001	ロシア語Ⅰa	1	1	1	2	
GFR1002	ロシア語Ⅰb	1	1	1	2	
GFR1003	ロシア語Ⅱa	1	1	1	2	
GFR1004	ロシア語Ⅱb	1	1	1	2	
GFS1001	スペイン語Ⅰa	1	1	1	2	
GFS1002	スペイン語Ⅰb	1	1	1	2	
GFS1003	スペイン語Ⅱa	1	1	1	2	
GFS1004	スペイン語Ⅱb	1	1	1	2	
GFC1001	中国語Ⅰa	1	1	1	2	
GFC1002	中国語Ⅰb	1	1	1	2	
GFC1003	中国語Ⅱa	1	1	1	2	
GFC1004	中国語Ⅱb	1	1	1	2	
GFK1001	朝鮮語Ⅰa	1	1	1	2	
GFK1002	朝鮮語Ⅰb	1	1	1	2	
GFK1003	朝鮮語Ⅱa	1	1	1	2	
GFK1004	朝鮮語Ⅱb	1	1	1	2	
GFO1001	検定認定1（各検定試験）	1～4	2	—	—	
GFO1002	検定認定2（各検定試験）	1～4	2	—	—	
GFO1003	検定認定3（各検定試験）	1～4	2	—	—	

スポーツと健康コース 専門教育科目

	科目番号	授業科目	配当年次	単位	授業期間	毎週授業時間	履修上の区分
基礎科目	HWB1101	人間健康論	1	2	1	2	必修
	HWB1102	スポーツ生理学	1	2	1	2	
	HWB1201	スポーツと健康	1	2	1	2	いずれか１科目必修
	HWB1202	社会福祉概論	1	2	1	2	
	HWB1203	健康支援の社会システム	1	2	1	2	左記科目から16単位必修
	HWB1204	身体文化と健康	1	2	1	2	
	HWB1205	身体表現と健康	1	2	1	2	
	HWB1206	健康の文化史	1	2	1	2	
	HWB1207	体育史	1	2	1	2	
	HWB1208	こころと健康	1	2	1	2	
	HWB1209	衛生学及び公衆衛生学	1	2	1	2	
	HWB1210	医学一般	1	2	1	2	
	HWB1211	社会調査法	2	2	1	2	
	HWB1212	当事者福祉論	1	2	1	2	
	HWB1213	精神保健福祉論	1	2	1	2	
	HWB1214	臨床心理学	1	2	1	2	
	HWB1215	救急安全法	1	2	1	2	
	HWB1216	社会福祉政策Ⅰ	1	2	1	2	
	HWB1217	社会福祉政策Ⅱ	1	2	1	2	
	HWB1222	ソーシャルワーク論Ⅰ	1	2	1	2	
	HWB1223	ソーシャルワーク論Ⅱ	1	2	1	2	
	HWB1220	介護概論	2	2	1	2	
	HWB1221	ユーモア学入門	1	2	1	2	
応用科目	HWB2101	スポーツ運動学	2	2	1	2	必修
	HWB2102	スポーツ社会学	2	2	1	2	
	スポーツと健康コース						左記科目から10単位必修
	HWB3201	スポーツ方法学	3	2	1	2	
	HWB2201	スポーツ経営学	2	2	1	2	
	HWB2243	スポーツ医学	2	2	1	2	
	HWB2202	学校保健	2	2	1	2	
	HWB3203	生涯スポーツ論	3	2	1	2	
	HWB2203	スポーツ感性学	2	2	1	2	
	HWB2204	コーチング論	2	2	1	2	
	HWB3204	地域スポーツデザイン論	3	2	1	2	
	HWB2205	スポーツ文化論	2	2	1	2	
	HWB2206	スポーツ動作の仕組みと制御	2	2	1	2	
	HWB2207	レクリエーション支援論	2	2	1	2	
	HWB3205	障害者スポーツ論	3	2	1	2	
	HWB3206	スポーツ統計学	3	2	1	2	
	HWB2208	トレーニング論	2	2	1	2	

スポーツと健康コース 専門教育科目

		授業科目	配当年次	単位	授業期間	毎週授業時間	履修上の区分
応用科目	各コース共通						応用科目から24単位必修（必修4単位及び〔スポーツと健康コース〕科目から10単位必修を含む）
	（からだと健康を考える）						
	HWB2201	スポーツ原理	2	2	1	2	
	HWB2202	スポーツ教育学	2	2	1	2	
	HWB2203	スポーツ心理学	2	2	1	2	
	HWB2244	スポーツ栄養学	2	2	1	2	
	HWB2204	運動処方論	2	2	1	2	
	HWB2205	グループダイナミクス特別演習	2	2	1	2	
	HWB2206	体力科学	2	2	1	2	
	HWB2207	臨床バイオフィードバック	2	2	1	2	
	（こころと健康を考える）						
	HWB2208	身体教育学	2	2	1	2	
	HWB2209	身体表現論	2	2	1	2	
	HWB2210	現代スポーツとオリンピズム	2	2	1	2	
	HWB3202	身体文化論	3	2	1	2	
	HWB2211	武道論	2	2	1	2	
	HWB3203	舞踊文化論	3	2	1	2	
	HWB2212	身体の文化人類学	2	2	1	2	
	HWB2213	学びの身体技法	2	2	1	2	
	HWB2214	人間行動論	2	2	1	2	
	（くらしと健康を考える）						
	HWB2215	リハビリテーション論	2	2	1	2	
	HWB2216	フィールド調査法	2	2	1	2	
	HWB3204	福祉レクリエーション論	3	2	1	2	
	HWB2217	家族福祉論	2	2	1	2	
	HWB2218	臨床死生学	2	2	1	2	
	HWB3205	老人・障害者の理解	3	2	1	2	
	HWB3206	社会福祉調査法	3	2	1	2	
	HWB3207	福祉経済論	3	2	1	2	
	福祉と健康コース						
	HWB2239	ソーシャルワーク論Ⅲ	2	2	1	2	
	HWB2240	ソーシャルワーク論Ⅳ	2	2	1	2	
	HWB2241	ソーシャルワーク論Ⅴ	2	2	1	2	
	HWB2242	ソーシャルワーク論Ⅵ	2	2	1	2	
	HWB2223	高齢者福祉論	2	2	1	2	
	HWB2224	子ども家庭福祉論	2	2	1	2	
	HWB3208	社会福祉経営論	3	2	1	2	
	HWB2226	障害者福祉論	2	2	1	2	
	HWB2227	公的扶助論	2	2	1	2	
	HWB2228	地域福祉論Ⅰ	2	2	1	2	
	HWB2229	地域福祉論Ⅱ	2	2	1	2	
	HWB2230	医療福祉論	2	2	1	2	
	HWB3210	司法福祉	3	2	1	2	
	HWB3211	社会保障論Ⅰ	3	2	1	2	
	HWB3212	社会保障論Ⅱ	3	2	1	2	
	HWB3213	権利擁護と成年後見制度	3	2	1	2	
	HWB3214	社会起業論	3	2	1	2	
	ユーモア学プログラム						
	HWB2231	笑いと健康	2	2	1	2	
	HWB2232	笑いの文学	2	2	1	2	
	HWB2233	笑いの文明史	2	2	1	2	
	HWB2234	笑いの民俗学	2	2	1	2	
	HWB2235	ユーモアの社会学	2	2	1	2	
	HWB2236	笑いの心理学	2	2	1	2	
	HWB3215	ユーモアコミュニケーション論	3	2	1	2	
	連携科目						
	HWB2237	テーマ研究Ⅰ	2	2	1	2	
	HWB2238	テーマ研究Ⅱ	2	2	1	2	

スポーツと健康コース 専門教育科目

	科目番号	授業科目	配当年次	単位	授業期間	毎週授業時間	履修上の区分
演習科目	HWB1101	導入演習	1	2	1	2	必修
	HWB2101	基礎演習	2	2	1	2	
	HWB3101	専門演習Ⅰ	3	2	1	2	
	HWB3102	専門演習Ⅱ	3	2	1	2	
	HWB4101	卒業演習Ⅰ	4	2	1	2	
	HWB4102	卒業演習Ⅱ	4	2	1	2	
	HWB4201	卒業論文	4	4	—	—	いずれか1科目必修
	HWB4202	卒業研究	4	4	—	—	
選択科目	HWB2301	スポーツ方法実習Ⅰ（陸上競技）	2	1	1	2	任意選択 修得した選択科目の単位は24単位まで卒業単位に算入
	HWB3301	スポーツ方法実習Ⅱ（水泳）	3	1	1	2	
	HWB2302	スポーツ方法実習Ⅲ（器械体操）	2	1	1	2	
	HWB3302	スポーツ方法実習Ⅳ（武道1）	3	1	1	2	
	HWB3303	スポーツ方法実習Ⅴ（武道2）	3	1	1	2	
	HWB2303	スポーツ方法実習Ⅶ（ダンス）	2	1	1	2	
	HWB2304	スポーツ方法実習Ⅷ（球技1）	2	1	1	2	
	HWB1301	スポーツ方法実習Ⅸ（球技2）	1	1	1	2	
	HWB3304	スポーツ方法実習Ⅹ（球技3）	3	1	1	2	
	HWB3305	スポーツ方法実習XI（球技4）	3	1	1	2	
	HWB2305	野外教育実習（野外活動）	2	1	1	2	
	HWB2306	トレーニング実習Ⅰ	2	1	1	2	
	HWB3306	トレーニング実習Ⅱ	2	1	1	2	
	HWB3320	地域スポーツ演習	3	2	1	2	
	HWB2308	健康運動実習Ⅰ	2	1	1	2	
	HWB2309	健康運動実習Ⅱ	2	1	1	2	
	HWB2310	レクリエーション実技Ⅰ	2	1	1	2	
	HWB2311	レクリエーション実技Ⅱ	2	1	1	2	
	HWB2312	身体表現Ⅰ	2	1	1	2	
	HWB2313	身体表現Ⅱ	2	1	1	2	
	HWB2314	国際健康福祉実習（各テーマ）	1	2	1	4	
	HWB3307	実技研究	3	2	1	2	
	HWB3308	健康運動指導演習	3	2	1	2	
	HWB3321	野外活動特別演習	3	2	1	2	
	HWB2316	運動処方実習	2	2	1	4	
	HWB2317	予防医学	2	2	1	2	
	HWB3309	増健科学演習	3	2	1	2	
	HWB1302	寄附講座（各テーマ）	1～4	2	1	2	
自由科目	HWB1901	教職概説	1	2	1	2	任意選択
	HWB1902	教育原理	1	2	1	2	
	HWB2901	教育制度論	2	2	1	2	
	HWB2902	人権教育論	2	2	1	2	
	HWB2903	教育心理学	2	2	1	2	
	HWB3907	特別支援教育論	3	1	1	2	
	HWB3901	カリキュラム開発論	3	2	1	2	
	HWB2904	特別活動論	2	2	1	2	
	HWB2905	道徳教育の理論と方法	2	2	1	2	
	HWB3908	総合的な学習の時間の指導法	3	1	1	2	
	HWB2906	教育方法・技術論	2	2	1	2	
	HWB3902	生徒・進路指導論	3	2	1	2	
	HWB2907	教育相談論	2	2	1	2	
	HWB3903	教育実習事前指導	3	1	1	2	
	HWB3904	教育実習(一)	3・4	2	1	4	
	HWB4901	教育実習(二)	4	2	1	4	
	HWB4902	教職実践演習(中等)	4	2	1	2	
	HWB2914	保健体育科教育法(一)	2	2	1	2	
	HWB2915	保健体育科教育法(二)	2	2	1	2	
	HWB3905	保健体育科教育法(三)	3	2	1	2	
	HWB3906	保健体育科教育法(四)	3	2	1	2	
	HWB2908	学校経営と学校図書館	2	2	1	2	
	HWB2909	情報資源組織論	2	2	1	2	
	HWB2910	図書館情報資源概論	2	2	1	2	
	HWB2911	学習指導と学校図書館	2	2	1	2	
	HWB2912	読書と豊かな人間性	2	2	1	2	
	HWB2913	情報メディアの活用	2	2	1	2	

福祉と健康コース 専門教育科目

	科目番号	授業科目	配当年次	単位	授業期間	毎週授業時間	履修上の区分
基礎科目	HWB1101	人間健康論	1	2	1	2	必修
	HWB1102	社会福祉政策Ⅰ	1	2	1	2	
	HWB1103	社会福祉政策Ⅱ	1	2	1	2	
	HWB1105	ソーシャルワーク論Ⅰ	1	2	1	2	
	HWB1201	スポーツと健康	1	2	1	2	いずれか１科目必修
	HWB1202	社会福祉概論	1	2	1	2	
	HWB1201	健康支援の社会システム	1	2	1	2	左記科目から12単位必修
	HWB1202	身体文化と健康	1	2	1	2	
	HWB1203	身体表現と健康	1	2	1	2	
	HWB1204	健康の文化史	1	2	1	2	
	HWB1205	体育史	1	2	1	2	
	HWB1206	こころと健康	1	2	1	2	
	HWB1207	衛生学及び公衆衛生学	1	2	1	2	
	HWB1208	医学一般	1	2	1	2	
	HWB1209	社会調査法	2	2	1	2	
	HWB1210	当事者福祉論	1	2	1	2	
	HWB1211	精神保健福祉論	1	2	1	2	
	HWB1212	臨床心理学	1	2	1	2	
	HWB1213	スポーツ生理学	1	2	1	2	
	HWB1214	救急安全法	1	2	1	2	
	HWB1223	ソーシャルワーク論Ⅱ	1	2	1	2	
	HWB1216	介護概論	2	2	1	2	
	HWB1217	ユーモア学入門	1	2	1	2	
応用科目	福祉と健康コース						左記科目から６単位必修
	HWB2239	ソーシャルワーク論Ⅲ	2	2	1	2	
	HWB2240	ソーシャルワーク論Ⅳ	2	2	1	2	
	HWB2241	ソーシャルワーク論Ⅴ	2	2	1	2	
	HWB2242	ソーシャルワーク論Ⅵ	2	2	1	2	
	HWB2205	高齢者福祉論	2	2	1	2	
	HWB2206	子ども家庭福祉論	2	2	1	2	
	HWB3201	社会福祉経営論	3	2	1	2	
	HWB2208	障害者福祉論	2	2	1	2	
	HWB2209	公的扶助論	2	2	1	2	
	HWB2210	地域福祉論Ⅰ	2	2	1	2	
	HWB2211	地域福祉論Ⅱ	2	2	1	2	
	HWB2212	医療福祉論	2	2	1	2	
	HWB3203	司法福祉	3	2	1	2	
	HWB3204	社会保障論Ⅰ	3	2	1	2	
	HWB3205	社会保障論Ⅱ	3	2	1	2	
	HWB3206	権利擁護と成年後見制度	3	2	1	2	
	HWB3207	社会起業論	3	2	1	2	

福祉と健康コース 専門教育科目

	科目番号	授業科目	配当年次	単位	授業期間	毎週授業時間	履修上の区分
応用科目	各コース共通						応用科目から24単位必修（〔福祉と健康コース〕科目から6単位必修を含む）
	（からだと健康を考える）						
	HWB2201	スポーツ原理	2	2	1	2	
	HWB2202	スポーツ教育学	2	2	1	2	
	HWB2203	スポーツ社会学	2	2	1	2	
	HWB2204	スポーツ心理学	2	2	1	2	
	HWB2244	スポーツ栄養学	2	2	1	2	
	HWB2205	運動処方論	2	2	1	2	
	HWB2206	グループダイナミクス特別演習	2	2	1	2	
	HWB2207	体力科学	2	2	1	2	
	HWB2208	臨床バイオフィードバック	2	2	1	2	
	（こころと健康を考える）						
	HWB2209	身体教育学	2	2	1	2	
	HWB2210	身体表現論	2	2	1	2	
	HWB2211	現代スポーツとオリンピズム	2	2	1	2	
	HWB3202	身体文化論	3	2	1	2	
	HWB2212	武道論	2	2	1	2	
	HWB3203	舞踊文化論	3	2	1	2	
	HWB2213	身体の文化人類学	2	2	1	2	
	HWB2214	学びの身体技法	2	2	1	2	
	HWB2215	人間行動論	2	2	1	2	
	（くらしと健康を考える）						
	HWB2216	リハビリテーション論	2	2	1	2	
	HWB2217	フィールド調査法	2	2	1	2	
	HWB3204	福祉レクリエーション論	3	2	1	2	
	HWB2218	家族福祉論	2	2	1	2	
	HWB2219	臨床死生学	2	2	1	2	
	HWB3205	老人・障害者の理解	3	2	1	2	
	HWB3206	社会福祉調査法	3	2	1	2	
	HWB3207	福祉経済論	3	2	1	2	
	スポーツと健康コース						
	HWB2220	スポーツ運動学	2	2	1	2	
	HWB3208	スポーツ方法学	3	2	1	2	
	HWB2221	スポーツ経営学	2	2	1	2	
	HWB2243	スポーツ医学	2	2	1	2	
	HWB2222	学校保健	2	2	1	2	
	HWB3210	生涯スポーツ論	3	2	1	2	
	HWB2223	スポーツ感性学	2	2	1	2	
	HWB2224	コーチング論	2	2	1	2	
	HWB3211	地域スポーツデザイン論	3	2	1	2	
	HWB2225	スポーツ文化論	2	2	1	2	
	HWB2226	スポーツ動作の仕組みと制御	2	2	1	2	
	HWB2227	レクリエーション支援論	2	2	1	2	
	HWB3212	障害者スポーツ論	3	2	1	2	
	HWB3213	スポーツ統計学	3	2	1	2	
	HWB2228	トレーニング論	2	2	1	2	
	ユーモア学プログラム						
	HWB2229	笑いと健康	2	2	1	2	
	HWB2230	笑いの文学	2	2	1	2	
	HWB2231	笑いの文明史	2	2	1	2	
	HWB2232	笑いの民俗学	2	2	1	2	
	HWB2233	ユーモアの社会学	2	2	1	2	
	HWB2234	笑いの心理学	2	2	1	2	
	HWB3214	ユーモアコミュニケーション論	3	2	1	2	
	連携科目						
	HWB2235	テーマ研究Ⅰ	2	2	1	2	
	HWB2236	テーマ研究Ⅱ	2	2	1	2	

福祉と健康コース 専門教育科目

	科目番号	授業科目	配当年次	単位	授業時間	毎週授業時間	履修上の区分
演習科目	HWB1101	導入演習	1	2	1	2	必修
	HWB2101	基礎演習	2	2	1	2	
	HWB3101	専門演習Ⅰ	3	2	1	2	
	HWB3102	専門演習Ⅱ	3	2	1	2	
	HWB4101	卒業演習Ⅰ	4	2	1	2	
	HWB4102	卒業演習Ⅱ	4	2	1	2	
	HWB4201	卒業論文	4	4	—	—	いずれか1科目必修
	HWB4202	卒業研究	4	4	—	—	
選択科目	HWB2301	スポーツ方法実習Ⅰ(陸上競技)	2	1	1	2	任意選択 修得した選択科目の単位は24単位まで卒業単位に算入
	HWB3301	スポーツ方法実習Ⅱ(水泳)	3	1	1	2	
	HWB2302	スポーツ方法実習Ⅲ(器械体操)	2	1	1	2	
	HWB3302	スポーツ方法実習Ⅳ(武道1)	3	1	1	2	
	HWB3303	スポーツ方法実習Ⅴ(武道2)	3	1	1	2	
	HWB2303	スポーツ方法実習Ⅶ(ダンス)	2	1	1	2	
	HWB2304	スポーツ方法実習Ⅷ(球技1)	2	1	1	2	
	HWB1304	スポーツ方法実習Ⅸ(球技2)	1	1	1	2	
	HWB3304	スポーツ方法実習Ⅹ(球技3)	3	1	1	2	
	HWB3305	スポーツ方法実習Ⅺ(球技4)	3	1	1	2	
	HWB2305	野外教育実習(野外活動)	2	1	1	2	
	HWB2306	トレーニング実習Ⅰ	2	1	1	2	
	HWB3306	トレーニング実習Ⅱ	2	1	1	2	
	HWB3320	地域スポーツ演習	3	2	1	2	
	HWB2308	健康運動実習Ⅰ	2	1	1	2	
	HWB2309	健康運動実習Ⅱ	2	1	1	2	
	HWB2310	レクリエーション実技Ⅰ	2	1	1	2	
	HWB2311	レクリエーション実技Ⅱ	2	1	1	2	
	HWB2312	身体表現Ⅰ	2	1	1	2	
	HWB2313	身体表現Ⅱ	2	1	1	2	
	HWB2314	国際健康福祉実習(各テーマ)	1	2	1	4	
	HWB3307	実技研究	3	2	1	2	
	HWB3308	健康運動指導演習	3	2	1	2	
	HWB3321	野外活動特別演習	3	2	1	2	
	HWB2316	運動処方実習	2	2	1	4	
	HWB2317	予防医学	2	2	1	2	
	HWB3309	増健科学演習	3	2	1	2	
	HWB1302	寄附講座(各テーマ)	1～4	2	1	2	
	HWB2322	ソーシャルワーク演習Ⅰa	2	1	1	2	
	HWB2323	ソーシャルワーク演習Ⅰb	2	1	1	2	
	HWB3315	ソーシャルワーク演習Ⅱ	3	2	2	2	
	HWB4303	ソーシャルワーク演習Ⅲ	4	1	1	2	
	HWB2324	ソーシャルワーク実習指導Ⅰa	2	1	1	2	
	HWB2325	ソーシャルワーク実習指導Ⅰb	2	1	1	2	
	HWB3316	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	3	2	2	2	
	HWB2326	ソーシャルワーク実習Ⅰ	2	2	2	2	
	HWB3317	ソーシャルワーク実習Ⅱ	3	6	2	6	
	HWB3318	社会福祉制度研究Ⅰ(各テーマ)	3	2	1	2	
	HWB3319	社会福祉制度研究Ⅱ(各テーマ)	3	2	1	2	
	HWB4304	社会福祉制度研究Ⅲ(各テーマ)	4	2	1	2	
	HWB4305	社会福祉制度研究Ⅳ(各テーマ)	4	2	1	2	
自由科目	HWB1901	教職概説	1	2	1	2	任意選択
	HWB1902	教育原理	1	2	1	2	
	HWB2901	教育制度論	2	2	1	2	
	HWB2902	人権教育論	2	2	1	2	
	HWB2903	教育心理学	2	2	1	2	
	HWB3907	特別支援教育論	3	1	1	2	
	HWB3901	カリキュラム開発論	3	2	1	2	
	HWB2904	特別活動論	2	2	1	2	
	HWB2905	道徳教育の理論と方法	2	2	1	2	
	HWB3908	総合的な学習の時間の指導法	3	1	1	2	
	HWB2906	教育方法・技術論	2	2	1	2	
	HWB3902	生徒・進路指導論	3	2	1	2	
	HWB2907	教育相談論	2	2	1	2	
	HWB3903	教育実習事前指導	3	1	1	2	
	HWB3904	教育実習(一)	3・4	2	1	4	
	HWB4901	教育実習(二)	4	2	1	4	
	HWB4902	教職実践演習(中等)	4	2	1	2	

	科目番号	授業科目	配当年次	単位	授業期間	毎週授業時間	履修上の区分
自由科目	HWB2914	保健体育科教育法(一)	2	2	1	2	任意選択
	HWB2915	保健体育科教育法(二)	2	2	1	2	
	HWB3905	保健体育科教育法(三)	3	2	1	2	
	HWB3906	保健体育科教育法(四)	3	2	1	2	
	HWB2908	学校経営と学校図書館	2	2	1	2	
	HWB2909	情報資源組織論	2	2	1	2	
	HWB2910	図書館情報資源概論	2	2	1	2	
	HWB2911	学習指導と学校図書館	2	2	1	2	
	HWB2912	読書と豊かな人間性	2	2	1	2	
	HWB2913	情報メディアの活用	2	2	1	2	

ユーモア学プログラム

	科目番号	授業科目	配当年次	単位	授業期間	毎週授業時間	履修上の区分
基礎科目	HWB1101	ユーモア学入門	1	2	1	2	必修
応用科目	HWB2201	笑いと健康	2	2	1	2	左記科目から4単位必修
	HWB2202	笑いの文学	2	2	1	2	
	HWB2203	笑いの文明史	2	2	1	2	
	HWB2204	笑いの民俗学	2	2	1	2	
	HWB2205	ユーモアの社会学	2	2	1	2	
	HWB2206	笑いの心理学	2	2	1	2	
	HWB2207	ユーモアコミュニケーション論	3	2	1	2	
演習科目	HWB1101	導入演習	1	2	1	2	必修
	HWB2101	基礎演習	2	2	1	2	
	HWB3101	専門演習Ⅰ	3	2	1	2	
	HWB3102	専門演習Ⅱ	3	2	1	2	
	HWB4101	卒業演習Ⅰ	4	2	1	2	
	HWB4102	卒業演習Ⅱ	4	2	1	2	
	HWB4201	卒業論文	4	4	—	—	いずれか1科目必修
	HWB4202	卒業研究	4	4	—	—	

【ユーモア学プログラム修了要件】

ユーモア学プログラムを修了するには、次のとおり22単位以上を修得しなければなりません。

1　基礎科目　2単位

2　応用科目　4単位以上

3　演習科目　16単位

4　履修上の注意事項

上記ユーモア学プログラムの修了要件として修得した「基礎科目」、「応用科目」及び「演習科目」の単位については、所属するコースの卒業要件上は、当該コースの「基礎科目」、「応用科目」及び「演習科目」の卒業単位に算入します。

外国人留学生科目（外国人留学生以外は受講できません）

科目番号	授業科目	配当年次	単位	授業期間	毎週授業時間	履修上の区分
FOS1001	日本語Ⅰa	1	1	1	2	必修
FOS1002	日本語Ⅰb	1	1	1	2	
FOS1003	日本語Ⅱa	1	1	1	2	
FOS1004	日本語Ⅱb	1	1	1	2	
FOS2001	日本語Ⅲa	2	1	1	2	
FOS2002	日本語Ⅲb	2	1	1	2	
FOS2003	日本語Ⅳa	2	1	1	2	
FOS2004	日本語Ⅳb	2	1	1	2	
FOS1005	日本事情Ⅰ	1	2	1	2	任意選択 修得した単位は基礎科目の単位として卒業単位に算入
FOS1006	日本事情Ⅱ	1	2	1	2	
FOS2005	実践ビジネス日本語Ⅰ	2	2	1	2	任意選択 修得した単位は共通教養科目の単位として卒業単位に算入
FOS2006	実践ビジネス日本語Ⅱ	2	2	1	2	
FOS2007	キャリアデザインⅠ(日本の社会と企業)	2	2	1	2	
FOS2008	キャリアデザインⅡ(日本の就職と働き方)	2	2	1	2	
FOS3001	キャリアデザインⅢ(日本の社会で働く)	3	2	1	2	

◎日本事情Ⅰ・Ⅱ、実践ビジネス日本語Ⅰ・Ⅱ、キャリアデザインⅠ～Ⅲは千里山キャンパスでの開講となります。

[科目番号について]

本学では、科目の特性・配当年次を示すため、各科目に科目番号を付与しています。

〈共通教養科目〉

アルファベット３桁で「共通教養科目」と「群」を表しています。数字４桁のうち、１桁目で配当年次を表し、後の３桁は連番としています。また、共通教養科目のうちグローバル科目群のグローバル・フロンティア科目及び留学準備スキルアップ科目は、配当年次に代えて外部テストによる難易度を示しています。

GE	A	1	000
種別	群	配当年次（難易度）	連番

種別　共通教養科目はすべてGE

群

A	基盤科目群
B	自己形成科目群
C	グローバル科目群
D	実践科目群
F	関西大学科目群

難易度（受講には各レベルの英語運用能力が必要です）

番号	レベル
1	GTECテスト180点未満 TOEFL ITP®Test430点未満 TOEFL iBT®Test40点未満 TOEIC®L&RTest375点未満 英語検定準２級未満
2	GTECテスト180点以上260点未満 TOEFL ITP®Test430点以上505点未満 TOEFL iBT®Test40点以上60点未満 TOEIC®L&RTest375点以上580点未満 英語検定準２級及び２級
3	GTECテスト260点以上 TOEFL ITP®Test505点以上 TOEFL iBT®Test60点以上 TOEIC®L&RTest580点以上 英語検定準１級及び１級

〈外国語科目〉

アルファベット３桁で「外国語科目」と「語種」を表しています。数字４桁のうち、１桁目で配当年次を表し、後の３桁は連番としています。

GF	E	1	000
種別	語種	配当年次	連番

種別　外国語科目はすべてGF

語種

E	英語
G	ドイツ語
F	フランス語
R	ロシア語
S	スペイン語
C	中国語
K	朝鮮語
O	検定認定：Official-Test　Accreditation

〈外国人留学生科目〉

アルファベット３桁で「外国人留学生科目」を表しています。数字４桁のうち、１桁目で配当年次を表し、後の３桁は連番としています。

FOS	1	000
種別	配当年次	連番

種別　外国人留学生科目はすべてFOS

〈専門教育科目〉

人間健康学部を示すアルファベット３桁（HWB)、配当年次を示す１桁、連番の数字３桁で構成されています。

HWB	1	001
学部	配当年次	連番

共通教養科目について

共通教養教育プログラムの教育目標（プログラムポリシー）

共通教養科目は、学士課程教育の一翼を担う教育プログラムとして大学での学びの基盤となる知識・技能と資質・能力を身に付け、深い教養を涵養することを目的としています。

1　（知識・技能）
　学士課程教育の基盤となる幅広い学問的及び社会的知識と技能を身に付けることができる。

2　（思考力・判断力・表現力等の能力）
　学部横断型教育プログラムの特徴を活かし、違う視点を持った学生同士が協働的に学ぶことで、「考動力（自律力、人間力、社会力、国際力、革新力）」を身に付けることができる。

3　（主体的な態度）
　自らの学びに責任を持ち、直面する課題に主体的に取り組むことができる。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）

専門教育と対を成す共通教養科目は、初年次の基盤レベルから高年次における学部の枠を超えた深い教養レベルまで幅広い学びを提供することを目的に、くさび型で教育課程を編成します。

1　「基盤科目群」では、大学の学びの基盤となるリテラシー及びスキルを獲得する。

2　「自己形成科目群」では、「人間を知る」「社会を知る」「自然と向き合う」という３つの教育領域に区分し、かつ「日常への洞察」「教養を深める（知の見取り図）」「教養を深める（知の探求）」「チャレンジ科目」の４つのレベルに分けて科目を配置、学問知や社会的知識を幅広く習得し、活用、探求を行う。

3　「グローバル科目群」では、初年次に異文化理解、海外留学準備を行い、在学中に海外留学、帰国後もイマージョン教育によりさらに能力を伸長するといった履修モデルを想定して科目を配置し、グローバルな視野と経験を養う。

4　「実践科目群」では、身につけた総合知・専門知を長期的な視野でキャリアデザインへと展開し、社会の構成員として求められる能力を養う。

5　「大学・学部・社会連携科目群」では、異なった専門教育を学ぶ学生が横断的に集い、企業や自治体と連携して実際に社会が抱える課題に取り組む高年次向け課題解決型学習に取り組むほか、他学部の専門科目、他大学の科目を学ぶことにより、深い教養を身に付ける。

6　「関大科目群」では、関西大学という一つのコミュニティーに属する学生としてのアイデンティティーを形成するため、地域や歴史、地域との関わりの中から大学で学ぶ意義を再確認する。

共通教養科目

関西大学では、「学の実化」という教学の理念を反映し、みなさんが社会に対して問題意識を持ち、広い視野から学ぶことで総合知を獲得し、同時にそれを社会の中で積極的かつ協調的に発揮する実際的な能力を備えることで自己決定がおこなえる自立した個人となるためのプログラムとして「共通教養科目」を開設しています。

科目の目的・性格

基盤科目群

　実習を通して大学での学びに必要なスキルの修得を目的とした科目群です。

自己形成科目群

　「高校生」から「社会人」へといたる成長を促す科目群です。その教育の目的として、「人間を知る」、「社会を知る」、「自然と向き合う」の三つを掲げています。

グローバル科目群

本学が目指す「グローバル人材育成」のため、グローバルな視野を養い、経験を重ねることを目的とした科目群で、初年次に異文化理解、海外留学準備を行い、在学中に海外留学、帰国後もイマージョン教育によりさらに能力を伸長させるといった履修モデルを想定しています。

各科目は、世界の様相及び異文化理解をテーマにした講義中心の「国際教養科目」、使用言語を原則として英語とする比較的少人数での討論中心の「グローバル・フロンティア科目」、外国語科目「英語」科目による基本学習に加えて、海外留学を念頭においた英語スキル習得を目的とする「留学準備スキルアップ科目」、グローバルとローカルが連環する現代社会を理解するための実践的講義と、他者への献身を第一とする国際協力ボランティア活動から構成される「国際協力サービスラーニング科目」、国際部主催の語学セミナーを配置する「海外研修」、留学に向けて、オーラルコミュニケーション能力の伸長をめざして英語力を鍛える「外国語運用実習」、本学への留学生対象に日本語学習を支援する「日本語スキルアップ科目」の７つに分類されています。

なお、「日本語スキルアップ科目」は、外国人学部留学生入学試験での入学者のみ履修を認めます。

実践科目群

自己形成に必要な能力を修得し、自己実現にむけて実践する科目群です。体育実技や保健科目を通してのからだや心の育成にとどまらず、集団活動におけるリーダーシップ養成、市民としての救急医療技法の体得、高齢者・障害者介護の基本的な修得などを目指した「健康・スポーツ・人間支援科目」と、自己形成科目で身につけた総合知や学部専門教育科目で身につけた専門知を、長期的な視野でキャリアデザインへ展開していくプロセスを学ぶことを目的とした「キャリア教育科目」で構成されています。

大学・学部・社会連携科目群

大学・学部等を超えた幅広い学びの機会を活用する科目群です。

関西大学科目群

関西大学の学生としてのアイデンティティーを形成する科目群です。

（実践科目群）健康・スポーツ・人間支援科目の履修について

ねらい

関西大学では、「学の実化」という教育方針にもとづいて「体育の奨励」を高らかに謳い、「生涯スポーツ研究ステーション計画」というプランにもとづいてユニークな授業開発に力を入れてきました。そこでは、単に健康管理や運動量確保だけでなく、仲間づくりや生活習慣の安定、学生間の相互支援など、大学生活を有意義に過ごすために必要な学びが得られるはずです。開講科目については下表を参照してください。

授　業　科　目　名	単　　位	配当年次
健康・スポーツ科学実習ａ（各種目）	1	1
健康・スポーツ科学実習ｂ（各種目）	1	1
健康・スポーツ科学実習ｃ（各種目）	1	1
健　康・ス　ポ　ー　ツ　科　学　論	2	1

成績評価について

各科目では、積極的な授業参加をとおしてさまざまな学びを得ることを期待しています。成績評価については、出席状況、受講姿勢、振り返りのレポートなどによって総合的に評価します。

健康・スポーツ科学実習ａ（春学期）　健康・スポーツ科学実習ｂ（秋学期）　健康・スポーツ科学実習ｃ（集中）

「健康・スポーツ科学実習a」・「健康・スポーツ科学実習b」・「健康・スポーツ科学実習c」は、生涯にわたってスポーツを楽しむ「スポーツライフ」を送れることが大きな意義を持ち、誰もがいつでもどこでもスポーツを実践できる生涯スポーツ社会を実現するための環境の整備が求められている今日において、大学教育が担う生涯学習機能の考えのもと、生涯スポーツとしてのスポーツ種目を実践することで、スポーツの親しみ方や楽しみ方を学び、大学卒業後も自らが豊かなスポーツライフを設計・実践できる能力を培います。

ひとつの種目を、１年間30週をとおして履修し、前半15週の「健康・スポーツ科学実習a」では個人的技術の修得を、後半15週の「健康・スポーツ科学実習b」では試合を楽しむまでの集団的技術の修得を行い、種目としては、テニス、バドミントン、卓球、バレーボール等を展開します。

また「健康・スポーツ科学実習c」は、集中授業の学外応用編として、アイススケート、キャンプ、アーチェリー等を展開します。

原則、「健康・スポーツ科学実習a」と「健康・スポーツ科学実習b」はセット履修となります。また「健康・スポーツ科学実習c」は、「健康・スポーツ科学実習a」及び「健康・スポーツ科学実習b」と同時に履修することはできません。

健康・スポーツ科学論

「健康・スポーツ科学論」は、大学学齢期である青年を対象に、人間の身体と心の仕組みを熟知させ、生涯を通じて健やかに過ごす術を教授する健康教育科目であり、本科目の授業をとおして得られる知識は、大学生活を健康で有意義に過ごすための一助となるだけではなく、卒業後の人生を豊かにし、健康で活力ある家庭や社会を築く上でも欠かすことのできない重要なものです。

「健康・スポーツ科学実習」と併せて受講することで、本学の理念である「学の実化」（学理と実際との調和）の遂行となり、学んだ内容を実践的な知識として生活化することができるようになっています。

キャンプ・インストラクターの資格取得について

キャンプ・インストラクターの資格取得が可能です。資格取得のためには「健康・スポーツ科学実習c（キャンプ）」の修得が必要です。シラバスを参考に履修し、資格取得方法については、堺キャンパス事務室にて確認してください。

留意事項

健康・スポーツ・人間支援科目を履修するには、**本学所定の健康診断を受診してください。**

外国語検定試験の単位認定について

〈英語〉

各自が受験した外国語検定試験は、所定の申請手続を行うことにより、次のとおり未修得科目に限り単位認定されます。単位認定された場合の評価は「認」となります。

<table>
<tr><th rowspan="3">各検定試験の
認定条件スコア</th><th colspan="4">単位認定対象科目（単位数）</th><th rowspan="3">認定単位数</th><th rowspan="3">備　考</th></tr>
<tr><th colspan="3">①英語Ⅰab～Ⅳabとしての認定</th><th rowspan="2">②「検定認定科目」（各２単位）としての認定</th></tr>
<tr><th>検定認定１相当</th><th>検定認定２相当</th><th>検定認定３相当</th></tr>
<tr><td>TOEIC® L&R 490～569
TOEIC® L&R IP 490~569（備考１）
TOEFL iBT® 44～53
TOEFL ITP® 446~477（備考１）
実用英語技能検定２級
IELTS 4.5、5.0</td><td>英語Ⅰa（１）
英語Ⅰb（１）
英語Ⅱa（１）
英語Ⅱb（１）
のうち
未修得の単位
２単位以内
（備考２）</td><td>―</td><td>―</td><td>英語Ⅰab・Ⅱabを
修得済の場合

「検定認定１（各検定試験）」
として認定</td><td>最大２単位</td><td rowspan="3">（備考１）
学内試験分のみ単位認定可能

（備考２）
再履修の場合のみ単位認定可能

（備考３）
２年次の履修に先行して単位認定</td></tr>
<tr><td>TOEIC® L&R 570～669
TOEIC® L&R IP 570~669（備考１）
TOEFL iBT® 54～66
TOEFL ITP® 478~516（備考１）
実用英語技能検定準１級
IELTS 5.5</td><td>英語Ⅰa（１）
英語Ⅰb（１）
英語Ⅱa（１）
英語Ⅱb（１）
のうち
未修得の単位
２単位以内
（備考２）</td><td>１年次申請
英語Ⅲa（１）
英語Ⅲb（１）
２単位（備考３）
２年次以降申請
英語Ⅲa（１）
英語Ⅲb（１）
英語Ⅳa（１）
英語Ⅳb（１）
のうち
未修得の単位
２単位以内
（備考２）</td><td>―</td><td>英語Ⅰab～Ⅳabを
修得済の場合

単位数に応じて
「検定認定２（各検定試験）」
「検定認定１（各検定試験）」
として上位レベルから認定</td><td>最大４単位</td></tr>
<tr><td>TOEIC® L&R 670～990
TOEIC® L&R IP 670~990（備考１）
TOEFL iBT® 67～120
TOEFL ITP® 517~677（備考１）
実用英語技能検定１級
IELTS 6.0～9.0</td><td>英語Ⅰa（１）
英語Ⅰb（１）
英語Ⅱa（１）
英語Ⅱb（１）
のうち
未修得の単位
２単位以内
（備考２）</td><td colspan="2">１年次申請
英語Ⅲa（１）　英語Ⅳa（１）
英語Ⅲb（１）　英語Ⅳb（１）
４単位
（備考３）
２年次以降申請
英語Ⅲa（１）　英語Ⅳa（１）
英語Ⅲb（１）　英語Ⅳb（１）
のうち未修得の単位
４単位以内
（備考２）</td><td>英語Ⅰab～Ⅳabを
修得済の場合

単位数に応じて
「検定認定３（各検定試験）」
「検定認定２（各検定試験）」
「検定認定１（各検定試験）」
として上位レベルから認定</td><td>最大６単位</td></tr>
</table>

（注１）　同一レベルの認定は重複して行いません。
　　例：実用英語技能検定２級にて「検定認定１」の単位認定を受けた場合は、TOEIC® L&R スコア490で申請はできません。
（注２）　上表「①英語Ⅰab～Ⅳabとしての認定」後、当該科目の履修はできません。
（注３）　上表「①英語Ⅰab～Ⅳabとしての認定」を行った結果、１単位分の余剰が発生した場合、その１単位は認定されず、再度申請することもできません。
（注４）　上表「②『検定認定科目』（各２単位）」として認定された単位は、卒業所要単位に算入されません。
（注５）　上表「①英語Ⅰab～Ⅳabとしての認定」を行う場合の優先順位は以下のとおりです。
　　（１）　abセットの科目を優先して認定します。
　　（２）　１年次配当科目は英語Ⅰab→Ⅱab、２年次配当科目はⅢab→Ⅳabの順で認定します。

万一、認定条件スコア等に変更があった場合は、インフォメーションシステム等により最新の情報をお知らせしますので、最新の情報に基づいて手続きをしてください。

〈ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語〉

各自が受験した外国語検定試験は、所定の申請手続を行うことにより、次のとおり単位認定されます。単位認定された場合の評価は「認」となります。

各検定試験の認定条件スコア		単位認定対象科目（単位数） 「検定認定科目」（各２単位）としての認定
ドイツ語	ドイツ語技能検定４級 ドイツ語A１相当の検定試験	「検定認定１（各検定試験）」 として認定
フランス語	実用フランス語技能検定４級 フランス語A１相当の検定試験	
ロシア語	ロシア語能力検定４級	
スペイン語	スペイン語技能検定４級 スペイン語A１相当の検定試験	
中国語	中国語検定３級 HSK５級	
朝鮮語	ハングル能力検定３級 韓国語能力試験２級	
ドイツ語	ドイツ語技能検定３級以上 ドイツ語A２以上相当の検定試験	「検定認定１（各検定試験）」 「検定認定２（各検定試験）」 として認定
フランス語	実用フランス語技能検定３級以上 フランス語A２以上相当の検定試験	
ロシア語	ロシア語能力検定３級以上	
スペイン語	スペイン語技能検定３級以上 スペイン語A２以上相当の検定試験	
中国語	中国語検定２級・準１級以上 HSK６級	
朝鮮語	ハングル能力検定準２級以上 韓国語能力試験３級以上	

（注１）　ドイツ語、フランス語、スペイン語については、言語能力の認定基準としてヨーロッパで広く普及しているヨーロッパ共通参照枠に準拠して、検定認定１をA１、検定認定２をA２以上に対応させます。認定機関が行う語学能力試験ではこのレベルが明記されていますので、受験の際に確認してください。

（注２）　同一外国語における同一レベルの認定は重複して行いません。
例：ハングル能力検定３級にて「検定認定１」の単位認定を受けた場合は、韓国語能力試験２級の申請はできません。

万一、認定条件スコア等に変更があった場合は、インフォメーションシステム等により最新の情報をお知らせしますので、最新の情報に基づいて手続きをしてください。

申請手続〈全言語共通〉

所定の期間中に、外国語検定試験の結果を証明する書類（合格証明書、スコア証明書等）を添えて、申請書を提出してください。外国語検定試験の結果を証明する書類（合格証明書、スコア証明書等）は、申請日から過去２年間のものを有効とします。また、申請手続き・申請期間等詳細については、インフォメーションシステム等によりお知らせします。

なお、英語Ⅰab～Ⅳabとしての認定及び「検定認定１（各検定試験）」「検定認定２（各検定試験）」「検定認定３（各検定試験）」は履修制限単位に含みません。

各種資格の取得について

日本スポーツ協会公認スポーツ指導者

公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体等が、公認スポーツ指導者制度に基づき資格認定する指導者とは、スポーツ医・科学の知識を活かし、「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導し、「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えることができる指導者です。（日本スポーツ協会ホームページより引用）

人間健康学部では、資格取得に必要な基礎的な科目の修得が可能です。修得に必要な科目などの詳細については、履修登録時のガイダンスにてお知らせします。

健康運動指導士

保健医療関係者と連携しつつ、個々人の心身の状態に応じた、安全で効果的な運動を実施するための運動プログラムの作成及び実践指導計画の調整等を行う役割を担う者をいいます。（公益財団法人　健康･体力づくり事業財団ホームページより引用）

人間健康学部では、必要な科目を修得することで受験資格を得ることができます（資格取得には、資格試験の受験が必要です）。修得することが必要な科目などの詳細については、履修登録時のガイダンスにてお知らせします。

健康運動実践指導者

医学的基礎知識、運動生理学の知識、健康づくりのための運動指導の知識･技能等を持ち、健康づくりを目的として作成された運動プログラムに基づいて実践指導を行うことができる者をいいます。（公益財団法人　健康・体力づくり事業財団ホームページより引用）

人間健康学部では、必要な科目を修得することで受験資格を得ることができます（資格取得には、在学中に資格試験の受験が必要です）。修得することが必要な科目などの詳細については、履修登録時のガイダンスにてお知らせします。

初級障がい者スポーツ指導員

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が、公認指導者制度に基づき資格認定する初級障がい者スポーツ指導員とは、地域で活動する指導者で、主に初めてスポーツに参加する障がい者に対し、スポーツの喜びや楽しさを重視したスポーツの導入を支援する者をいいます。（公益財団法人　日本障がい者スポーツ協会ホームページより引用）

人間健康学部では、必要な科目を修得し、所定の手続きを行うことで資格を得ることができます。修得することが必要な科目及び手続きなどの詳細については、履修登録時のガイダンスにてお知らせします。

レクリエーション・インストラクター

公益財団法人日本レクリエーション協会が、公認指導者認定制度に基づき認定するレクリエーション・インストラクターとは、ゲームや歌、集団遊びスポーツといったアクティビティを効果的に活用し、「集団をリードする」「コミュニケーションを促進する」「楽しい空間をつくる」など、対象や目的に合わせてプログラムを企画・展開できる人材です。（公益財団法人　日本レクリエーション協会ホームページより引用）

人間健康学部では、必要な科目を修得し、所定の手続きを行うことで資格を得ることができます。修得することが必要な科目及び手続きなどの詳細については、履修登録時のガイダンスにてお知らせします。

教職課程について

取得できる免許状

人間健康学部で取得できる教員免許状は次のとおりです。

種　　類	教　科
中学校教諭　一種免許状	保　健　体　育
高等学校教諭　一種免許状	保　健　体　育

概要

教科「保健体育」の教育職員免許状（中学校・高等学校）の取得を希望する者は、人間健康学部の教育課程のほかに、教育職員免許法の定めるところによって所定の科目（単位）を履修・修得し、免許申請手続を経て、免許状を取得することができます。

必要な基礎資格と単位数

免許状取得に必要な基礎資格と最低修得単位数は、次のとおりです。

免許状の種類	教科	基礎資格	介護等体験	法定上の最低修得単位数			
				文部科学省令に定める科目	教育の基礎的理解に関する科目等	教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目
中学校一種	保健体育	学士の学位を有すること	要	8	27	28	4
高等学校一種		学士の学位を有すること	—	8	23	24	12

履修・修得の方法と注意事項

教育職員免許状を取得するためには、「文部科学省令に定める科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」等の所定の単位を修得するとともに、基礎資格としての学士の学位を有することが必須条件であり、その履修・修得の方法と注意事項は、概ね次のとおりです。

なお、詳細については、教職支援センターホームページから自身の入学年度用の『教職課程履修の手引き』を参照してください。

1　文部科学省令に定める科目

文部科学省令に定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）は、日本国憲法（２単位）、体育（２単位）、外国語コミュニケーション（２単位）、情報機器の操作（２単位）の計８単位が必要です。

2　教育の基礎的理解に関する科目等

教育の基礎的理解に関する科目等については、次の必修科目があります。

授業科目	中一種の単位数	高一種の単位数
教育原理	2	2
教職概説	2	2
教育制度論	2	2
人権教育論	2	2
教育心理学	2	2
特別支援教育論	1	1
カリキュラム開発論	2	2
道徳教育の理論と方法	2	−
総合的な学習の時間の指導法	1	1

授業科目	中一種の単位数	高一種の単位数
特別活動論	2	2
教育方法・技術論	2	2
生徒・進路指導論	2	2
教育相談論	2	2
教育実習事前指導	1	1
教育実習（一）	2	−
教育実習（二）	2	2
教職実践演習（中等）	2	2

3　教科及び教科の指導法に関する科目

「保健体育」の教科及び教科の指導法に関する科目の詳細については、教職支援センターホームページから自身の入学年度用の『教職課程履修の手引き』を参照してください。

4　介護等体験

教育職員免許法の特例等に関する法律により、中学校教諭一種免許状を取得するためには介護等体験を行う必要があります。介護等体験は社会福祉施設５日間、特別支援学校２日間の体験を行うこととなります。

教職支援センターホームページ

教員を志望する学生を対象に、教職課程の年間スケジュールや履修の方法（『教職課程履修の手引き』）、最新のニュースなど様々な情報を発信していますので活用してください。

URL　www.kansai-u.ac.jp/kyoshoku/index.html

教員採用試験に関する相談

教職支援センターでは、教職を志望する学生のみなさんを支援するために、学校現場の現状や課題に熟知し、実務経験豊富な専門のアドバイザーが、教員として必要な資質、能力を身につけるためのアドバイスや教員採用試験対策などの相談に応じています。教職支援センターの詳細は、91ページを参照してください。

小学校教諭一種免許状取得プログラム

全学部学生を対象として、神戸親和女子大学通信教育部との提携により、在学中に小学校教諭一種免許状を取得するためのプログラムを実施しています。本プログラムの詳細は教職支援センターホームページを参照してください。

なお、本プログラムは、中学校又は高等学校教員免許状取得を前提としたものであり、小学校教員免許状のみの取得はできません。

社会福祉士について

概要

社会福祉士の資格取得を希望する者は、社会福祉士及び介護福祉士法の定めるところによって所定の科目(単位)を履修・修得し、社会福祉士国家試験を受け合格しなくてはなりません。

履修・修得の方法

社会福祉士の受験資格を得るためには、基礎資格として学士の学位を有することが必須条件です。また、次の所定の科目（単位）を履修・修得しなければなりません。

社会福祉士の受験資格取得に必要な科目

社会福祉士及び介護福祉士法に定める科目	左記に対応する本学の科目	単位数
医学概論	医学一般	2
心理学と心理的支援	心理学を学ぶ	2
社会学と社会システム	社会学入門	2
社会福祉の原理と政策	社会福祉政策Ⅰ	2
	社会福祉政策Ⅱ	2
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査法	2
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワーク論Ⅰ	2
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	ソーシャルワーク論Ⅱ	2
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワーク論Ⅲ	2
	ソーシャルワーク論Ⅳ	2
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	ソーシャルワーク論Ⅴ	2
	ソーシャルワーク論Ⅵ	2
地域福祉と包括的支援制度	地域福祉論Ⅰ	2
	地域福祉論Ⅱ	2
福祉サービスの組織と経営	社会福祉経営論	2
社会保障	社会保障論Ⅰ	2
	社会保障論Ⅱ	2
高齢者福祉	高齢者福祉論	2
障害者福祉	障害者福祉論	2
児童・家庭福祉	子ども家庭福祉論	2
貧困に対する支援	公的扶助論	2
保健医療と福祉	医療福祉論	2
権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見制度	2
刑事司法と福祉	司法福祉	2
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習Ⅰa	1
ソーシャルワーク演習（専門）	ソーシャルワーク演習Ⅰb	1
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	2
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	1
ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅰa	1
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰb	1
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習Ⅰ	2
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	6

社会福祉に関する相談

社会福祉士を含む社会福祉に関する相談などがある場合には、福祉実習担当室にて相談を受付けています。また、福祉と健康コース担当教員のオフィスアワーを活用するのも良いでしょう。

任用資格の取得について

任用資格とは

任用資格とは、公務員などに採用され、実際に業務に就いたときに初めて名乗ることができる資格を指します。

取得できる任用資格

人間健康学部で取得できる任用資格は、次のとおりです。
社会福祉主事・児童福祉司・身体障害者福祉司・知的障害者福祉司

取得する方法

人間健康学部で上記の任用資格を取得するには、次の方法があります。
①大学等において社会福祉に関する科目を３科目以上修得して卒業すること。（社会福祉主事）
②社会福祉主事の任用資格をもち、それぞれの事業で一定期間従事した経験があること。（児童福祉司・身体障害者福祉司・知的障害者福祉司）
なお、社会福祉に関する科目の履修方法等については、履修登録時のガイダンスにてお知らせします。

第 2 章　学生生活いろいろ

コラム ― 学生生活のルールと危機管理

公共交通機関の乗車マナーを遵守

各キャンパスへのアクセスとして、公共交通機関を利用することになります。関大生だけでなく一般の方も利用しますので、乗車の際はマナーを遵守して、周囲の方の迷惑にならないようにしてください。
大学生として恥ずかしくない行動を心がけましょう。

自動車・バイクによる通学は禁止

関西大学は、自動車・バイクでの通学を全面禁止しています。これは、周辺地域の生活環境保全及び通学途中での事故による負傷や賠償などにより学業の継続が困難になるケースを防止するためです。
ただし、身体に障がいのある学生がやむを得ず使用する車両及び学生が機材等の搬入に必要な自動車等については、許可を得た上で入構できます。入構に際しては、「関西大学交通規制に関する規程」をよく読んで、所定の手続きを行ってください。

自転車は専用の駐輪場へ

大学では、学内の教育環境の維持・整備を目的に、自転車専用の駐輪場を設置しています。自転車は必ず駐輪場に停めてください。また大阪府では、条例により自転車保険（賠償責任保険）への加入が義務付けられていますので、ご留意ください。

キャンパス内は清潔に

関西大学では、将来計画を含めてよりよい環境づくりを目指していますので、キャンパス内の環境保全のため、次の項目を遵守してください。
・「指定喫煙所」以外での喫煙は禁止です。
・掲示・ポスター等の無断掲出は禁止です。事前に必ず許可をとってください。

夜間の行動には注意

夜間、卒業研究や課外活動などで遅くまでキャンパス内に残る場合は、キャンパス内外において事故等予測できない事態が起きる可能性があるため、夜間の行動には十分、注意してください。

学生証の提示

学生規程第３条に基づき、学生は学生証の提示について教職員から請求があった場合、必ず提示しなければならないことになっています。なお、夜間は人気がなくなることもあり、キャンパス内でも防犯上危険が生じる可能性があります。
学生の皆さんはキャンパス内の安全確保と防犯のため、学生証の携帯及び教職員や警備員から学生証の提示を求められた場合の提示にもご協力をお願いします。

盗難を防ぐために

近年大学構内において、盗難にあったり、忘れ物や落とし物をする人が増えています。現金や貴重品は必ず身につけるようにしてください。
・図書館、体育館、食堂・トイレ等で、カバン等は絶対に放置しないでください。
・課外活動の部室、会議室、更衣ロッカー等を利用する際はしっかりと施錠を行い、貴重品等の取扱は十分に注意してください。
・自転車は二個以上の鍵をつけるか、U字錠や太いワイヤー錠をかけて被害防止対策を行ってください。
万が一盗難被害にあった場合、落とし物を拾った場合は、速やかに各種対応窓口へ届け出てください。

悪質商法

学生を狙う悪質商法が後を絶ちません。
・アポイントメント商法：「あなたが選ばれました」「楽しいサークルがあるから来てみないか」等、電話やＳＮＳで呼び出す商法。
・キャッチセールス商法：「アンケートに答えてほしい」等と路上で声を掛けてくる商法。
・ネットワークビジネス（いわゆるマルチ商法）：「入会すれば人脈を広げられる」「よいアルバイトがある」等と声を掛けられる説明会等に参加した結果、「友達を誘えば簡単にお金が手に入る。ネットワークビジネスだからマルチ商法ではない。一緒に“勝ち組”になろう」等と勧誘し、高額な資産運用ソフト等の契約をさせるという商法。
以上に記載している手口は一例にしかすぎません。近年はより一層巧妙になり、絶えずあなたを狙っています。「うまい話には落とし穴がある」ということを肝に銘じ、軽率な行動をさけるとともに、契約書等にはうかつに個人情報の記入やサインをしないようにしてください。
万一被害にあった際は、直ちに最寄りの消費生活センター、国民生活センター又は各種対応窓口に連絡、相談してください。

クレジットカード・学生ローン

サインするだけで手軽にショッピングやホテル、レストラン等の利用ができるクレジットカード、又は学生証のみで即日借入れをすることのできる学生ローン等を安易に利用すると、その返済に追われ学生生活の継続が危ぶまれることになります。
家計が急変し、学費支弁や生活の資金繰りが困難となった場合には、奨学金や教育ローンの制度があります。
また短期間のみの生活資金や、やむを得ない一時的な出費に対して援助する短期貸付制度もあります。上記制度の利用に関しては、学生センター奨学支援グループ又は各キャンパス窓口に相談してください。

通学定期券・学割証など

通学定期券について

通学定期券は、現住所の最寄駅から大学の最寄駅までの『**通学を目的**』とする『**最短経路**』に限り購入することができます。

最短経路が判断し難い場合は、各交通機関にお問い合わせください。

なお、通学定期券の購入・使用に際しては、特に次の事項に注意してください。

1　クラブ活動やアルバイト等の目的では通学定期券を購入することはできません。

2　通学経路を変更する場合は、教務センター（千里山キャンパス以外の学部生は各キャンパス窓口）備え付けの異動届に必要事項を記入のうえ、在籍確認票を添えて届け出てください。

　なお、以下のような不正行為を行った場合は、通常運賃の数倍の不正使用期間分の料金が追徴されるとともに、大学からも懲戒されることになります。また、大学に対しても、通学定期券の発行が取り消されることもありますので、通学定期券の不正購入・使用は絶対に行わないでください。

⑴　大学へ虚偽の届出を行い、通学定期券を購入すること。

⑵　大学へ届け出ずに、本人が勝手に在籍確認票記載の通学経路を書き換えて通学定期券を購入すること。

⑶　通学定期券を他人へ譲り渡すこと。又は、他人から譲り受け使用すること。

⑷　期間や乗車区間の重複した通学定期券を使用すること。

定期券の購入方法

1　通学定期乗車券を購入するときは、定期券発売所に備えてある申込用紙に必要事項を記入し、学生証と在籍確認票（兼通学定期券発行控）を一緒に提示して購入してください。

　また、交通機関によっては、学生証と在籍確認票（兼通学定期券発行控）のほかに別途通学証明書が必要な場合があります。この通学証明書の発行は、教務センター（千里山キャンパス以外の学部生は各キャンパス窓口）で行います。

2　各交通機関の連絡定期乗車券やＩＣカード乗車券など、交通機関によりサービスが異なります。詳細については直接、定期券発売所等で確認してください。

所属学部以外のキャンパスに通学する場合の通学定期券発行について

所属する学部のあるキャンパス以外のキャンパスで授業を受ける場合、週３日以上履修登録することにより、両キャンパスへの通学定期券の購入申請が可能となります。

申請手続きについては、以下の窓口で行ってください。

所属学部	申請窓口
下記以外の学部	千里山キャンパス 教務センター
総合情報学部	総合情報学部オフィス
社会安全学部	ミューズオフィス
人間健康学部	堺キャンパス事務室

※申請方法や申請にかかる注意事項等の詳細は、インフォメーションシステムにてお知らせします。

学割証の利用方法

学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）は、各キャンパスの証明書自動発行機で発行します（所属外キャンパスでも発行可）。発行機の設置場所・取扱時間は、巻頭の「証明書・学割証自動発行サービスについて」を確認してください。

交付枚数は年度ごとに１人20枚に限られ、１回の発行枚数は原則として１週間に３枚以内です。学割証の使用については、学割証裏面の注意事項を厳守することはもちろん、次の事項に注意してください。

1　学割証は、本人に限って使用できます(他人に渡して使わせたり、他人からもらって使うことはできません)。ただし、学生証を携帯しない場合は購入及び使用できません。

2　学割証を不正使用した場合、使用者は３倍の運賃を追徴され、学割証の交付が停止されます。

　なお、そればかりでなく大学は、割引制度の特典を喪失し、大学に保管されている学割証をすべて回収されますので、不正使用は絶対に行わないでください。

3　学割証は、片道101㎞以上の区間を乗車・乗船する場合に使用できます。

　割引率は、普通運賃の２割引で、有効期間は発行日から３カ月です。

団体旅行証明書とは

JRでは、合宿・遠征等の課外活動やゼミ旅行等で、学生８人以上が教職員に引率されて同じ経路により旅行する場合、普通運賃について学生団体割引の制度（割引率５割）が適用されます。

大学所定の団体旅行証明願に必要事項を記入し、ＪＲ窓口又は旅行業者の所定用紙を添えて、ゼミ等の団体は教職支援センター（千里山キャンパス以外の学部所属団体は各キャンパス窓口)、体育会は学生センタースポーツ振興グループ、その他の課外活動団体は学生センター学生生活支援グループ（千里山キャンパス以外の所属団体は各キャンパス窓口）へ提出し証明を受けてください。

団体旅行の手続きは、乗車日の９カ月前から14日前まで行っていますので、指定席・寝台等を利用する場合、早めに手続きをしてください。

堺キャンパス図書館

はじめに

大学では、教室における授業とともに、課外での自発的な学習及び研究が必要となってきます。図書館は資料の収集・サービス活動を通じて、みなさんの勉学をサポートする役割を果たしていますので、図書館の豊富な蔵書等を活用し、学生生活を充実したものにしてください。

関西大学図書館は、千里山キャンパスの総合図書館、高槻キャンパスの高槻キャンパス図書館、高槻ミューズキャンパスのミューズ大学図書館、堺キャンパスの堺キャンパス図書館で構成されています。みなさんは、いずれも利用することができますが、ここでは堺キャンパス図書館利用方法について紹介します。（総合図書館の利用については105ページに記載があります。）

図書館をもっと知りたい人のために

入学時に配布している『図書館利用案内』など、図書館の利用方法や図書のさがし方などを分かりやすく説明したものを入口付近に備え付けていますので、活用してください。

なお、図書館ウェブサイトでは、資料の検索や図書館の使い方、文献のさがし方について有用な情報を提供しています。

開館時間

学部の授業・試験を行っている期間		学部の授業・試験を行っていない期間
月～金曜日	土曜日	
9：00～20：00	9：00～17：00	10：00～17：00

休館日

・日曜日
・国民の祝日に関する法律に規定する休日（ただし、授業日となった場合は開館）
・夏季休業期間中の土曜日
・8/11～20　・年末年始
・大学の昇格記念日（6/5）及び創立記念日（11/4）（ただし、授業日となった場合は開館）
・年度末の3日間（ただし、日曜日を含む場合は4日間）
・学園祭開催期間中の土曜日
・その他臨時休館日
※臨時休館や開館時間を変更する場合については、図書館内の掲示と図書館ウェブサイトでお知らせします。

学生証

学生証は、図書館を利用する場合に必要ですので必ず携帯してください。

利用上の注意・マナー

・貴重品は必ず身につけ、各自の責任で管理をしてください。
・図書館内では静粛を保ってください。
・図書館内での飲食（蓋付きの飲料のみ飲用可）及び携帯電話による通話を禁止します。
・図書館内は禁煙です。
・貸出を行った図書資料の又貸しを禁止します。

カウンターのサービス

図書の貸出･返却･更新･予約など図書館内での利用に関するあらゆるサービスの窓口です。また、図書館に所蔵していない文献を学内の所蔵機関や他大学などから取り寄せたり、オンライン情報検索、マイクロ資料の利用、購入希望図書の申込みなども受け付けています。このほか図書についての利用相談をはじめ、分からない事があれば、気軽に相談してください。

利用指導

効果的な図書館利用と文献情報に対する知識の習得を目的として、各種ガイダンスを行っています。また、要望に応じて文献情報を探す方法を随時説明しますので、必要なときはカウンターで相談してください。

オンラインサービス

図書館のカウンターで行っている各種申込（予約、貸出更新、購入希望など）やその状況確認などを、インターネットを利用して行うことができます。図書館ウェブサイト又はインフォメーションシステムからアクセスできます。

携帯電話・スマートフォンのブラウザでも一部の機能が利用可能です。

図書･雑誌のさがし方

蔵書検索システム（KOALA）　携帯電話・スマートフォンでも検索可

求める図書や雑誌を探すために、蔵書検索システム（KOALA）があり、図書館ウェブサイトを通じて堺キャンパス図書館だけでなく、他キャンパス図書館が所蔵する図書資料を検索することができます。

図書・雑誌の利用のしかた

貸出

図書の貸出はカウンターで受け付けます。借りたい図書と学生証をカウンターに提示してください。

貸出冊数	貸出期間	備　　考
10冊以内	2週間以内	雑誌（バックナンバー）は3日以内
試験期間は貸出期間が短縮されます。また、利用が集中している図書や教員から指示のあった図書は、試験期間以外でも貸出期間が短縮されたり、館内閲覧のみの利用に限定されることがあります。		

なお、参考図書、新着雑誌、新聞、ＡＶ資料、CD-ROM、マイクロ資料などの利用は、館内閲覧に限られます。

予約（取寄せ）　オンラインでも申込可

利用したい図書が書架にないときは、カウンターにたずねてください。他の人が借りている図書、他キャンパス図書館から取寄せを希望する図書については、１人12冊まで予約することができます。予約した図書が利用できるようになれば､インフォメーションシステムの個人伝言でお知らせします。お知らせした取置有効期限内(通常は7日間）に利用手続きをしてください。ただし、試験期間中の予約図書の取置期間は3日間です。

貸出期間の延長（貸出更新）　オンラインでも手続可

いま借りている図書を引き続き利用したいときは、返却期限内に図書を持参の上カウンターで貸出期間の延長（貸出更新）を申し込んでください。他の利用者の予約がない場合に限り、１回だけ貸出期限を延長することができます。ただし、返却期限が過ぎている図書がある場合は延長できません。また、試験期間中は返却期限内であっても延長できません。

返却

借りた図書は、期日までに返却してください。また、延滞中の図書がある場合は、新たに図書を借りたり予約したりすることができません。他の利用者にも迷惑をかけることになりますので、返却期日は必ず守ってください。なお、貸出中の図書を紛失したり破損・汚損したときは速やかにカウンターに申し出てください。相当金額の弁償を求めます。

図書以外の利用

データベース（情報検索）

図書館ウェブサイト「情報検索」の「データベースポータル」には、雑誌論文や新聞などの情報検索に効果的な各種Web版データベースを収録しています。また、「KOALA」「電子リソースポータル」では、本学で本文利用できる電子ジャーナルを検索できます。学内ネットワークに接続したパソコンであれば、これらの多くの利用契約の範囲のものをどこででも利用できます（一部学外からの利用も可能）。

詳細は、図書館ウェブサイトや冊子の『図書館利用案内』を参照するか、カウンターに問い合わせてください。

電子書籍

図書館では、電子書籍を所蔵しています。「KOALA」でも検索が可能でリンクをクリックすることで、同時アクセス制限数に空きがある限り、パソコンやスマートフォンで利用できます。

マイクロ資料

国内外の新聞をはじめとする多数のマイクロ資料を総合図書館に所蔵しています。利用する場合は、図書館ウェブサイト「情報検索」の「マイクロ資料一覧」で調べて申し込んでください。

AV資料

図書館所蔵の視聴覚資料です。蔵書検索システム（KOALA）で調べて申し込んでください。AV資料閲覧コーナーで利用することができます。

そ　の　他

複写

図書館所蔵資料の複写は、著作権法により図書の一部分、又は雑誌論文単位で一人１部に限られています。

なお、複写をする際は、備付の「文献複写申込書」に必要事項を記入して、回収箱に入れてください。また、図書館資料でないもの（個人の本・ノート等）の複写はできません。

所蔵していない資料の利用

図書館に所蔵していない資料については、他キャンパス図書館、学内所蔵機関から取り寄せることができます。また、有料ですが他大学の図書館から図書を借用したり複写物を取り寄せることができます。希望者はカウンターに申し込んでください。なお、他キャンパス図書館からの取寄せ（予約）は、「オンラインサービス」でも可能です。ただし、貴重書等取り寄せできないものもあります。

無線LAN　KU Wi-Fiエリア

館内の閲覧席では無線LANが利用できます。

人権問題研究室資料コーナー

人権問題研究室から図書･雑誌等を預かり利用に供しています。

千里山キャンパスの人権問題研究室については、「第４章　関西大学の組織・研究機関など」を参照してください。

ラーニング・コモンズ

概要

ラーニング・コモンズとは、学生たちが「知」を共有できる創造的な学習空間のことです。

堺キャンパスでは、ラーニング・コモンズをグループワークエリア、ミーティングエリア、レファレンスエリア、プレゼンテーションエリアから構成される専門エリアを設けており、学生のニーズに合わせて各専門性を活かした学びの学習支援を行っています。例えば、グループワークエリアでは、さまざまな形態に対応できるテーブル設備が整っており、その時々の人数に応じた勉強会やグループワークを行うことが可能です。ミーティングエリアでは、複数のパソコン画面をワイヤレスでモニターに映し出すことができるため、データを共有しながらディスカッションするなどの学習に効果的です。レファレンスエリアでは、キャリアビジョンを具体的に考えるうえで役立つ資料を配架しており、自由に閲覧したり借りたりすることができます。プレゼンテーションエリアでは、壁面一面のホワイトボードがプロジェクター投影のスクリーン画面も兼ねており、映像を見ながら意見を書き込んだり、プレゼンテーションを行ったりすることが可能です。

開室時間

授業・試験期間中：月曜日～金曜日　9：00～20：00
　　土曜日　　9：00～17：00
休業期間中（土・日・祝除く）：月曜日～金曜日　9：00～17：00
※窓口対応は授業・試験期間中の月曜日～金曜日（10：00～17：00）

利用について

本学の学生であれば誰でも利用できます。

貸出備品・設備等

貸出備品として、ノートパソコン・プロジェクター・ホワイトボード・大型モニター・スキャナー・プリンター・図書などを配置しています。

なお、ラーニング・コモンズ全域で無線LANが使える環境を整備しています。

場所について

堺キャンパス　A棟３階

ライティングラボ

概要

ライティングラボは、対話による文章作成のサポートをとおして、考える力、伝える力、組み立てる力を養う施設です。授業の課題レポート、ゼミでの発表資料から卒業論文に至るまで、日本語のアカデミック・ライティング（学術的文章の作成）をサポートしています。対面でのサポートに加え、インターネットを介したオンラインでのアドバイスも受けられます。

予約方法

授業期間中の月曜日から金曜日まで（休日を除く）サポートしています。

オンライン予約をお願いします。まだ文章を作成していない段階から完成後まで、文章作成のあらゆる段階でアドバイスを受けることができます。書きかけの文章があれば予約時にファイルを添付してください。よりスムーズにアドバイスを受けられます。

予約方法の詳細は学内で配布しているパンフレット「ライティングラボ利用案内」もしくは、ライティングラボのウェブサイトをご確認ください。

利用者について

本学の学生（学部生・博士課程前期課程生）であれば誰でも利用できます。

利用方法

訓練を受けた大学院生等のライティング・チューターから、文章作成のアドバイスを受けることができます（１回のセッションは40分です）。チューターとの質問や対話をとおして、みなさんの文章をさらに良いものにしていきます。添削や書き直しの指導を受けるのではなく、チューターと一緒に文章上の問題点を発見し、どのように改善すれば良いかを考えます。

対面でのサポート場所

堺キャンパスA棟３階ラーニング・コモンズで対面でのサポートを受けることができます。ただし変更の可能性があるため、最新情報をライティングラボのウェブサイトで確認してください。

＊オンラインでのサポートは学内外を問わず、どこからでも質問・相談することができます。

授業外講座の開講

上述の個別アドバイスとは別に、レポートや発表資料などを作成するためのスキルを身に付ける「ワンポイント講座」を授業外で開催しています。詳しくは、ライティングラボのウェブサイトをご覧ください。

ウェブサイト

www.kansai-u.ac.jp/ctl/labo/

保　健　室

健康診断

毎年４月に全学年を対象に定期健康診断を実施しています。これは、学校保健安全法により年１回必ず受診するよう義務づけられているものです。日程については、インフォメーションシステム等でお知らせしますので、必ず指定の日に受診してください。

また、健康診断を受診していないと健康診断証明書の発行ができませんので注意してください。

健康管理

定期健康診断において、病気もしくはその疑いが見つかった場合、本人宛に通知し、保健室や保健管理センターにて、保健指導や病院紹介等を行います。

健康相談

健康に関する疑問、悩みごと、心配ごとなどがあれば、医師・保健師・看護師が相談に応じています。

健康診断証明書の発行

卒業見込者は、証明書自動発行機で、卒業見込者以外の方は、保健室で申込を受け付け発行します。進学、留学や就職などで指定用紙による健康診断証明書が必要な場合は、保健室に申し込んでください。特別な検査を必要とする証明書については、日数がかかりますので、余裕を持って申し込んでください。ただし、証明書の内容によっては、保健室では発行できないこともありますので、保健室にご相談ください。なお、発行は、当該年度の定期健康診断を受けていることが原則で、受診していなければ発行できません。

環境衛生

大学の学舎、諸施設などの衛生管理（主として防疫、衛生害虫の駆除・殺菌消毒）及び食品衛生（保健所の指導により食中毒・感染症の予防）などの問題について、その場に応じた指導あるいは助言を行っています。

応急処置

急病やケガの応急処置を行っています。

開室時間

９：00～17：00（月曜日～金曜日）

土・日・祝日は閉室

「遠隔地被保険者証」（学生用被保険者証）について

保険診療を受ける際には、健康保険証が必要です。下宿や寮生活をしている学生には、各個人の保険証（カード）又は「遠隔地被保険者証」が発行されます。

詳細につきましては、関係先の健康保険組合又は市町村の役所・役場へお問い合わせください。

「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合について

学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」が定められています。医療機関において、以下の感染症の診断を受けた場合、同法に準じ、登校せず療養するよう周知しています。

また、大学が感染状況を把握するために、「学校において予防すべき感染症」と診断された場合には、堺キャンパス保健室（TEL 072-229-5090、メールアドレスhokekan@ml.kandai.jp）に速やかに連絡してください。

なお、連絡報告による情報については、第三者への開示をいたしません。

【学校において予防すべき感染症】

	病　　名
第１種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、特定鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１及びＨ７Ｎ９型）、中東呼吸器症候群（MERS）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症
第２種	インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１及びＨ７Ｎ９型を除く）、百日咳、麻しん（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん（三日ばしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第３種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

※詳細については、関西大学ホームページ下段のメニュー／学生生活・キャリア・資格／健康管理（保健管理センター）を参照してください。

体 育 施 設

体育施設は、正課体育及び課外体育活動等に広く利用されています。

体育館概要

各体育館の使用概要については、次のとおりです。

千里山キャンパス	中央体育館	1F：サブアリーナA・サブアリーナB・トレーニングルーム・図書資料室・更衣室・シャワー室及び中央体育館事務室・教員控室・器具庫 2F：メインアリーナ 3F：ランニングレーン
	東体育館	1F: スポーツ図書コーナー、会議室、災害用備蓄倉庫、器械体操練習場、更衣室、シャワー室、体育会クラブ部室、管理室及び器具庫、ATルーム 2F: メインアリーナ、フィットネススタジオ 3F: 観覧席
高槻キャンパス	G棟（体育館）	アリーナ、更衣室、教室、シャワー、事務室、器具庫 （隣接施設）多目的コート
堺キャンパス	体育館	1F：格技・実習教室、トレーニングルーム 2F：アリーナ（バレーボールコート2面など）

グラウンド概要

各グラウンドの使用概要については、次のとおりです。

千里山キャンパス	中央グラウンド	アメリカンフットボール、サッカー、ラグビー、陸上競技など
	KAISERS BASEBALL FIELD	硬式野球、準硬式野球
	北広場	アメリカンフットボール、サッカー、陸上ホッケー、ラグビー
高槻キャンパス	第1・2グランド	アメリカンフットボール、サッカー、ラグビー、陸上競技、陸上ホッケー
	第3グラウンド	硬式野球、準硬式野球
	多目的コート	ミニサッカー等
堺キャンパス	広場・Evergreen	ソフトボールなど各種スポーツ

テニスコート（千里山キャンパス・高槻キャンパス）

各テニスコートの概要は、次のとおりです。

千里山キャンパス	空中テニスコート（第4学舎3号館屋上）	テニスコート4面
高槻キャンパス	テニスコート	オムニコート4面

屋内練習場（千里山キャンパス）

屋内練習場は、第4学舎3号館に隣接しており、普段は課外体育活動に使用しています。また、雨天時には正課体育が屋内練習場を使用します。

室内温水プール（千里山キャンパス）

大学教育の一環として、身体運動の適正な発達を図る場として、25mプール（７コース）が100周年記念会館１階にあります。正課体育、体育会のクラブ活動及び学生、教職員、その他大学関係者の体育・スポーツ活動に利用されています。

プールの使用手続き及び注意事項

関西大学室内温水プールを使用するときは、プール事務室にて所定の用紙（使用願）に必要事項を記入し、使用許可を得たうえで使用料（210円）を納入し、所定の証紙を使用願に添付して入場してください。

なお、一般学生、教職員、その他大学関係者の使用時間帯については、一般開放の時間帯に限ります。

※プール使用者は、使用心得を厳守してください。

ゴルフ練習場（高槻キャンパス）

高槻キャンパスには、打球練習20打席・パター練習場１面を備えるゴルフ練習場があり、正課体育及び課外体育活動に使用しています。

たかつきアイスアリーナ（高槻キャンパス）

高槻キャンパスには、国際競技規格の通年型アイススケートリンクがあり、正課体育及び課外体育活動等に使用しています。

千里山キャンパス・高槻キャンパス体育施設使用について

千里山キャンパス体育施設の使用については、スポーツ振興グループに問い合わせてください。高槻キャンパス体育施設利用については、G棟（体育館）事務室もしくはスポーツ振興グループに問い合わせてください。高槻ミューズ及び堺キャンパスの体育施設は、各キャンパスの事務室にお問い合わせください。

なお、体育施設の使用についての電話での問い合わせには一切応じません。

体育館・グラウンドの使用手続き及び注意事項

千里山キャンパスの体育施設

1　体育館・グラウンドとも、体育会各部の使用責任者は使用日の２週間前までにスポーツ振興グループ備付けの所定の用紙に、使用目的・使用場所・使用日時・使用人員等を記入し、署名捺印のうえスポーツ振興グループに提出し、許可を受けてください。

2　上記以外の課外活動の使用は使用日の前日午後１時以降に使用申込みをし、使用者間が重複しないように調整を受けたのちに使用許可を受けてください。

また、体育館・グラウンドを使用するにあたっては、体育施設使用規程等に基づいた使用に限ります。

高槻キャンパスの体育施設

利用する際は、G棟（体育館）事務室にて備え付けの「事業届」に必要事項を記入のうえ、申込んでください。なお、申込みの受付け開始日は次のとおりとなります。

1　第１・２グラウンド
　使用する前々日の11時から

2　G棟（体育館）、テニスコート、多目的コート、ゴルフ練習場
　使用する１週間前の11時から

堺キャンパスの体育施設

堺キャンパス事務室に所定用紙を提出してください。

利用上の注意事項

1　使用許可を受けた目的以外に使用したり、他者への転貸を禁じます。
2　設備、用具は大切に使用し、施設の設備を無断で変更して使用したり、備品及び用具を無断で使用しないでください。なお、器具・備品を取り扱う場合は、持上げて移動させてください。万一破損が生じた場合は、直ちに各事務室に届け出て指示を受けてください。
3　施設使用後は、元どおりに直してください。
4　清潔・整頓に協力し、特に火気に注意してください。
5　貴重品は各自責任をもって管理し、盗難に注意してください。
6　火気、漏水、窓の開閉等は、使用終了後にもう一度確認してください。

各種セミナーハウス

飛鳥文化研究所・植田記念館

ゼミナール、研究室、クラス単位の正課教育の施設として利用されているセミナーハウスで、奈良県高市郡明日香村稲渕にあります。1975年竣工の本館は、教育後援会元会長故植田正路氏の寄付金によって建設され、その尊意を顕彰して「植田記念館」の名を冠しています。その後、1987年には本館背後の山側に、飛鳥の風物に溶け込む瀟洒な新館を建設し、2018年には、本館をリニューアルしました。

100周年記念セミナーハウス・高岳館

本学創立100周年記念事業の一環として高槻キャンパス内に建設されました。教育と研究の一層の推進をはかり、学生の豊かな人間形成を導く場として、正課授業・課外活動の合宿はもとより、各種セミナーや研修会などに学生・教職員が幅広く利用できる施設となっています。

彦根荘

琵琶湖の東湖畔に位置し、正課授業の学外教育の場として利用できる施設として、また、教職員の教育・研究活動及び厚生の施設となっています。

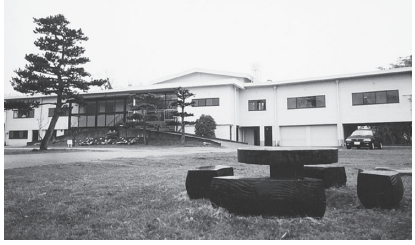

白馬栂池高原ロッジ

関西大学教育後援会創立50周年記念事業の一環として、自然豊かな長野県の北部、栂池高原に建設され、本学に寄贈されました。このロッジは、豊かな自然に囲まれた栂池高原スキー場の麓に位置し、学生・生徒、教職員の教育・研究活動はもとより課外活動の場としても利用できる施設となっています。

六甲山荘

神戸市の北部に連なる六甲山脈の主峰、六甲山の自然豊かな山腹に学生・生徒、教職員の教育・研究活動の場及び厚生施設として、教育後援会の寄贈により開設されました。この山荘は正課授業の学外教育や課外活動の場として、また各種セミナーや研修会の場として幅広く利用できる施設となっています。

	施　　設	休館日	交通案内	利用申込方法
飛鳥文化研究所・植田記念館	【本館】 木造瓦葺き２階建 和室（８室） ホール 茶屋２棟 【新館】 鉄筋コンクリート造、瓦葺き １～８号館で構成 （地上２階、地下１階の棟を含む） ホール 講堂 教室（３室） 図書室 ラウンジ 食堂（72席） 浴室（２室） 宿泊室 洋室（15室） 和室（12畳２室、24畳３室） 本館40名、新館72名の宿泊が可能。	毎週水曜日 ８月11日～ ８月20日 12月26日～ 翌年１月９日	・近鉄南大阪線・橿原線「橿原神宮前駅」から、タクシーで約20分 ・近鉄吉野線「飛鳥駅」からタクシーで約15分	
100周年記念セミナーハウス・高岳館	鉄筋コンクリート造３階建 【研究棟】 教室６室 （200名収容１室、100名収容１室、 50名収容３室、和室１室）があります。 【宿泊棟】 浴室（２室） ラウンジ（２室） 洋室（28室）和室（12室） 190名の宿泊が可能。	12月26日～ 翌年１月６日	・JR東海道本線（京都線）「摂津富田駅」又は「高槻駅」から高槻市営バス「関西大学」又は「萩谷」又は「萩谷総合公園」行きに乗車、約20分後、「西の口（関大正門前）」で下車、徒歩約５分	
彦根荘	鉄筋コンクリート造２階建 宿泊室　和室（12畳２室、６畳４室） 会議室（１室） 食堂 ラウンジ 娯楽室 浴室（２室） テニスコート（２面） シャワールーム 屋外バーベキューテーブル（２組） 24名の宿泊が可能。	毎週水曜日 12月30日～ 翌年１月６日	・JR東海道本線（琵琶湖線）「彦根駅」から、近江鉄道・湖園バス「県立大学」行き又は「三津屋」行きに乗車、「八坂北町（はっさかきたまち）」で下車、徒歩約3分。もしくは「市立病院前」行きに乗車、「八坂北口（はっさかきたぐち）」で下車、徒歩約５分 ・名神高速道路「彦根IC」より自動車で約15分	（※）
白馬栂池高原ロッジ	【本館】 鉄筋コンクリート造　３階建 宿泊室　和室（６室）洋室（２室） 食堂 浴室（２室） 乾燥室（２室） ラウンジ 【別館】 木造　２階建 宿泊室　和室（６室）洋室（１室） セミナー室（１室） ミーティングルーム（１室） 本館46名、別館20名の宿泊が可能。	毎週木曜日	・JR大糸線「白馬駅」又は「白馬大池駅」から、バス「栂池高原」行きに乗車、約15分後、終点で下車、徒歩約20分 ・「白馬駅」又は「南小谷駅」から、タクシーで約20分 ・長野自動車道「豊科IC」より自動車で約70km ・北陸自動車道「糸魚川IC」より自動車で約40km	
六甲山荘	【本館】 鉄筋コンクリート造　３階建 宿泊室　和室（５室）洋室（６室） セミナー室（和室１室） 多目的室 食堂・談話室 浴室（２室） 【別館】 鉄筋コンクリート造　２階建 宿泊室　和室（２室）洋室（４室） セミナー室（２室） 本館33名、別館21名の宿泊が可能。	毎週水曜日	・JR東海道本線（神戸線）」「六甲道駅」又は阪急「六甲駅」又は阪神「御影駅」から、神戸市営バス「六甲ケーブル下」行きに乗車、終点で下車 ・六甲ケーブルに乗車、約10分後、「六甲山上」で下車 ・「六甲ケーブル山上駅」から山上バス（循環バス）「六甲ガーデンテラス」行きに乗車、「カンツリーハウス」で下車、徒歩約５分	

※利用予定日の受付状況を千里山キャンパスにおいては、教育後援会（校友・父母会館１階）（【受付】月～金曜日９～17時）、千里山キャンパス以外のキャンパスにおいては各キャンパス事務室（【受付】月～金曜日９～17時）にて確認のうえ、予約してください。利用開始の２週間前までに、申込書及び利用者名簿を提出するとともに、宿泊料及び食事料を納入してください。関西大学セミナーハウスホームページで利用状況が確認できます。（更新日以降、利用受付状況に変更がある場合がありますので、留意してください）

なお、100周年記念セミナーハウス・高岳館については、課外活動の体育会団体は、スポーツ振興グループ（新凱風館内）（【受付】月～金曜日９～17時）に申込みをしてください。その他の団体については、学生生活支援グループ（凜風館１階）（【受付】月～金曜日９～17時）にて申込みをしてください。

奨学金について

奨学金の種類

本学で取り扱っている奨学金は次のとおりです。

返還義務のある貸与制奨学金

〈無利子貸与奨学金〉

日本学生支援機構第一種奨学金
民間企業・団体等奨学金
地方公共団体奨学金

〈有利子貸与奨学金〉

日本学生支援機構第二種奨学金
民間企業・団体等奨学金
地方公共団体奨学金

返還義務のない給付制奨学金

関西大学「学の実化」入学前予約採用型給付奨学金　※入学前に受付終了
関西大学新入生給付奨学金　※対象者には採用内定通知を入学試験合格通知に同封し、案内
関西大学学部給付奨学金
植田奨励金
赤井・柳楽・久井・野田奨学基金給付奨学金
関西大学校友会学部給付奨学金
賛助企業等からの寄付金による奨学金
スポーツ振興奨学・奨励金
関西大学文化・学術活動等奨励金
関西大学家計急変者給付奨学金
関西大学教育後援会家計急変者給付奨学金
関西大学災害時支援給付奨学金
民間企業・団体等奨学金
地方公共団体奨学金
国による高等教育の修学支援新制度
・授業料減免
・日本学生支援機構給付奨学金

本学では多様な奨学金制度を設けていますので、みなさんの希望に応じた奨学金制度を活用してください。なお、主な奨学金制度の概要については、次ページからの一覧表を参照してください。

上記の他にも、父母の居住地（地方自治体）や勤務先などで奨学金制度を設けていることがあります。大学に募集案内がない場合もありますので、各自で問い合わせてください。

なお、私費外国人留学生のみが対象となる奨学金については、国際部のウェブサイトをご確認ください。

募集の日程

主に春募集（１月下旬募集案内開始）と秋募集（７月下旬募集案内開始）がありますが、年度により募集時期の変更がありますので、十分ご注意ください。詳細は、奨学支援グループホームページ（www.kansai-u.ac.jp/scholarship/）、学生センター掲示板、インフォメーションシステムでお知らせします。各自でしっかりと確認し、出願してください。

万一在学中に、家計支持者の死別や失職、倒産などの著しい収入の減少、又は火災・風水害・震災などの災害により家計が急変し、修学が困難になった場合には、「緊急・応急奨学金」（貸与制・給付制）があります。事由が発生した際はすみやかに各キャンパス奨学金窓口にて相談してください。

《注》2021年度現行の関西大学独自の給付型奨学金と大学入学後に申し込むことができる貸与型の制度を掲載しています。年度により募集方法、時期が変更されることがあります。
★国の修学支援新制度の対象者は、給付金額が減額調整されます。

	名　　称	概　　要	募集時期（予定）	採用・振込（予定）
貸与制	日本学生支援機構 第一種奨学金（無利子）	貸与月額： 自宅通学　20,000円、30,000円 40,000円、54,000円 自宅外通学　20,000円、30,000円 40,000円、50,000円 64,000円 から希望選択 貸与期間：標準修業年限（毎学期継続審査あり） 資　　格：学業・人物ともに特に優れているが、経済的理由により修学が困難な者	【１年次】 出　　願：４月 【上位年次】 出願案内：１月 出　　願：３月	採　　用：６月 初回振込：７月 （４～７月分）
	日本学生支援機構 第二種奨学金（有利子）	貸与月額：２～12万円（１万円単位）から希望選択 貸与期間：標準修業年限（毎学期継続審査あり） 資　　格：学業・人物ともに優れているが、経済的理由により修学が困難な者		
給付制（一年次対象）	関西大学「学の実化」★ 入学前予約採用型給付奨学金	給付年額：30万～55万円　※１ 給付期間：標準修業年限　※２ 資　　格：本学への入学を強く希望し入学前に予約採用を受けた者のうち、一般入学試験又は大学入学共通テスト利用入学試験により入学した学部学生で、経済的理由により修学が困難な者 ※１　学部、出身高校の地域により給付金額が異なる ※２　毎年学業成績及び「修学状況報告書」による継続審査あり	※入学前に受付終了	採　用：４月 振　込： 【１年次】７月・10月 【上位年次】５月・10月
	関西大学新入生給付★ 奨学金	給付年額：次ページ下部の表に記載 給付期間：１年間（２年次以降は関西大学学部給付奨学金への出願が可能） 資　　格：学部新入生のうち、経済的理由により修学が困難で、かつ入学試験の成績が特に優秀な者	出願案内：対象者（入学試験成績優秀者）に対して合格通知に採用内定通知を同封し、案内 出　　願：４月	採　用：６月 振　込：７月・12月
給付制（上位年次対象）	関西大学学部給付奨学金★	給付年額：次ページ下部の表に記載 給付期間：１年間（再出願可） 資　　格：２年次以上に在学する学部学生のうち、経済的理由により修学が困難で、かつ学業成績が特に優秀な者	出願案内：１月 出　　願：３月	採　用：６月 振　込：７月・12月
	植田奨励金	給付年額：500,000円 給付期間：１年間（再出願可） 資　　格：２年次以上に在学する優秀な学生で、家計状況により修学が困難であるが、修学に強い熱意のある者 備　　考：本学教育後援会　元会長　植田正路氏からの寄付により創設された基金による奨励金	出願案内：１月 出　　願：３月	採　用：４月 振　込：７月・12月
	赤井・柳楽・久井・野田奨学基金給付奨学金	給付年額：240,000円 給付期間：３年間（毎年度継続審査あり） 資　　格：２年次に在学する特に優秀な学生で、修学の熱意があり、家計状況により修学が困難な者（野田奨学基金は総合情報学部生のみ対象） 備　　考：本学卒業生からの寄付により創設された奨学基金による奨学金	出願案内：７月 出　　願：９月 ※１年次の秋学期に募集	採用内定：１年次の12月 振　　込：５月・10月
	関西大学校友会学部給付奨学金	給付年額：240,000円 給付期間：３年間又は１年間 資　　格：２年次以上の春学期に在学する学業成績が優秀な学生で、家計状況により修学が困難であるが、修学に強い熱意のある者 備　　考：関西大学校友会からの寄付により創設された奨学金	出願案内：７月 出　　願：９月 ※受給年次の前年度秋学期に募集	採用内定：受給前年の12月 振　　込：５月・10月
給付制	賛助企業等からの寄付金による奨学金	給付年額：240,000円 給付期間：１年間（再出願可） 資　　格：春学期に在学する特に優秀な学生で、修学の熱意はあるが、経済的理由により修学が困難な者	【１年次】 出　　願：４月 【上位年次】 出願案内：１月 出　　願：３月	採　用：４月 振　込：７月・12月

（2020年度からの新制度）
新制度のため、詳細な時期は奨学支援グループのホームページでご確認ください。

名　　称		概　　要	募集時期（予定）	採用・振込（予定）
修学支援新制度		世帯収入の状況により、国が経済支援を実施 支援が受けられる世帯を三つに区分し、支援額を区分ごとに設定	【１年次】 出　　願：４月 【上位年次】 出願案内：２月 出　　願：２～３月	採　　用：６月
	文部科学省授業料減免	最高約70万円を支援		大学から別途お知らせ
	日本学生支援機構給付奨学金	給付年額（月々払込） 自宅通学　：最高約46万円 自宅外通学：最高約91万円		初回振込：７月

	名　　称	概　　要	募集時期（予定）	採用・振込（予定）
給付制（諸活動支援・奨学金）	スポーツ振興奨学・奨励金	給付年額：（個人）上限　300,000円 （団体）上限 1,000,000円 給付期間：１年間（再出願可） もしくは、スポーツ活動の面で卓越した成績をあげた団体	願書交付：４月 出　　願：４月	採　用：６月上旬 振　込：６月下旬
	関西大学文化・学術活動等奨励金	給付年額：（個人）上限　200,000円 （団体）企画内容・業績により決定 給付期間：１年間 資　　格：文化、学術、福祉、ボランティア活動等の分野において、優れた企画を有する個人又は団体及び当該年度に優れた業績をあげた個人又は団体	【企画部門】 願書交付：５月 出　　願：５月 【業績部門】 願書交付：12月 出　　願：12月	【企画部門】 採　用：７月中旬 振　込：８月上旬 【業績部門】 採　用：２月中旬 振　込：３月上旬
給付制（緊急・応急奨学金）	関西大学家計急変者給付奨学金	給付年額：240,000円 給付期間：１年間（在学中１回限り） 資　　格：家計支持者が①～③（①死亡したとき②所定の長期療養者となり、失業したとき③勤務先の倒産により失業したとき、又は自営業であって廃業したとき）のいずれかに該当し、家計が急変したことにより修学が困難となった者 備　　考：給付事由は本学在学中に生じたものに限る。また、給付事由が発生した日から１年を超えない期間内に出願しなければならない	【春募集】 出願案内：３月 出　　願：４月 【秋募集】 出願案内：９月 出　　願：９月	【春募集】 採　用：５月 振　込：７月 【秋募集】 採　用：10月 振　込：12月
	関西大学教育後援会家計急変者給付奨学金	給付年額：250,000円 給付期間：１年間（在学中１回限り） 資　　格：家計支持者が死亡し、家計が急変したことにより修学が困難となった者 備　　考：給付事由は本学在学中に生じたものに限る。また、給付事由が発生した日から１年を超えない期間内に出願しなければならない	【春募集】 出願案内：３月 出　　願：４月 【秋募集】 出願案内：９月 出　　願：９月	【春募集】 採　用：５月 振　込：７月 【秋募集】 採　用：10月 振　込：12月
	関西大学災害時支援給付奨学金	給付年額：授業料相当額を上限とする 給付期間：１年間 資　　格：※１ 災害救助法又は天災融資法の適用された災害により、学部学生又は学費支弁者の居住する家屋が損壊、滅失又は流出し、家計が急変した者 ※２ 災害救助法又は天災融資法の適用された災害により、学部学生又は学費支弁者が死亡又は所定の長期療養者となり、家計が急変した者 備　　考：給付事由が発生した日から１年を超えない期間内に出願しなければならない	該当する災害発生時に随時募集	採用決定後に随時振込
一時貸与制	関西大学短期貸付金	貸付金額：原則1,000円～30,000円まで 返済期間：原則３ヶ月以内 資格･条件：家庭からの仕送りの遅延や急病等、真にやむを得ない事由により一時的あるいは緊急に生活資金が必要になった者	随時受付	即日貸付
教育ローン	日本政策金融公庫「国の教育ローン」	融 資 額：学生・生徒１人につき350万円以内 返済期間：15年以内 ※詳細については、コールセンターやお近くの日本政策金融公庫の支店窓口までご相談ください。 《コールセンター》0570-008656 《ホームページ》www.jfc.go.jp/	随時	申込完了から20日程度で振込
	オリエントコーポレーション（以下、オリコという）「関西大学学費サポートプラン」	概　　要：授業料などの学納金や留学費用を簡単な申込手続きで利用できる、本学との提携による学費の立替払い制度 対　　象：授業料・留学費用・教材費など学校納付金 分割手数料率：実質年率2.5%（固定）〈2020年10月現在〉 ※ 詳細については、オリコの学費サポートデスクまでご相談ください。 《学費サポートデスク》0120-517-325 《ホームページ》orico.jp/gakusapo/ 学校コード：13007489　申込コード：0418	随時	利用承認日の２日後にオリコから本学へ振込

【関西大学新入生給付奨学金・関西大学学部給付奨学金　給付年額】

学　　部	給付年額
法・文・経済・商・社会学部	300,000円
政策創造・人間健康学部	330,000円
外国語・総合情報・社会安全学部	380,000円
システム理工・環境都市工・化学生命工学部	450,000円

アルバイトについて

—関西大学 学生アルバイト紹介システムの利用について—

はじめに

学生生活における福利厚生の一環として、Web上でのみアルバイト求人情報の紹介を行っています。このサービスでは、パソコンや携帯電話から関西大学の学生を対象とするアルバイト求人情報サイトを閲覧することができます。

学業や健康に支障がないように考慮し、労働条件等も十分に確認の上、アルバイトを選択するよう心がけてください。

登録方法及び利用方法

1　大学内のパソコンの場合

⑴　関西大学 学生アルバイト紹介システムホームページ（www.aines.net/kansai-u）にアクセスしてください。

⑵　希望のアルバイトが見つかったら、直接求人先に連絡してください（家庭教師など、申し込み方法が異なる場合もあるので、各求人の記載事項をよく確認してください）。

⑶　求人先を訪問する際は必ず「学生証」を携帯してください。

2　携帯電話・大学外のパソコンから

⑴　新規登録画面（www.aines.net/kansai-u/register）を開いてください。大学が発行するE-mailアドレスを登録してください。（注１）

⑵　数分後、登録メールアドレス宛にIDとパスワードが届きます。

⑶　IDとパスワードを入力し、ログインしてください。

⑷　希望のアルバイトが見つかったら、直接求人先に連絡してください（家庭教師など、申し込み方法が異なる場合もあるので、各求人の記載事項をよく確認してください）。

⑸　求人先を訪問する際は必ず「学生証」を携帯してください。

（注１）新規登録の際に大学が発行するE-mailアドレス（○○○@kansai-u.ac.jp）が必要になりますので、あらかじめ学内のパソコンで《ITセンター利用申請（web）》を行い、取得してください。申請の方法についてはITセンターHP（www.itc.kansai-u.ac.jp）にアクセスし、「ITセンター利用申請」（www.itc.kansai-u.ac.jp/start/account.html）を参照してください。

その他

《家庭教師アルバイトに関する注意》

最近、家庭教師アルバイトに関するトラブルの報告が増加しています。家庭教師の登録・派遣については、契約内容をよく確認し、登録の際は慎重に対応するようにしてください。

大学内や大学近辺で業者が募集・登録を行っていても、関西大学とは一切関係ありませんので安易に登録しないようにしてください。

＊＊＊掲示板によるアルバイト紹介はしておりません＊＊＊

学生寮について

学生寮の概要

いずれの寮も、単なる居住場所ではなく、教育的効果を期待する施設として設置されています。寮生は規律ある共同生活を通じて、豊かな「人間力」を養います。

また、「学生国際交流館・秀麗寮」「ドミトリー月が丘」「南千里国際プラザ留学生寮」及び「南千里国際学生寮」では、留学生・一般学生が共に居住して、異文化交流を図ることにより、双方のグローバルマインドを醸成しています。加えて、主に留学生の寮生活や日常生活をサポートするレジデント・アシスタントも入寮しています。さらに、関西大学及び株式会社関大パンセとの業務提携により株式会社共立メンテナンスが運営する提携国際学生寮もあります。提携国際学生寮に関する情報は、国際学生寮ウェブサイトをご覧ください。

学生国際交流館・秀麗寮【男子寮】

千里山キャンパスから徒歩約５分の場所にある男子専用寮です。寮室は全て有線・無線LAN及び冷暖房完備の個室で、共用施設も充実しており、日常生活のなかで自然な国際交流ができる環境となっています。

ドミトリー月が丘【女子寮】

千里山キャンパスから徒歩約15分の場所にある女子専用寮です。寮室は全て有線・無線LAN及び冷暖房完備の２人部屋で、共用施設も充実しており、日常生活のなかで自然な国際交流ができる環境となっています。また、管理人が住み込みで常駐しているため、安全・安心な生活環境を整えています。

南千里国際プラザ留学生寮【男女共生寮】

阪急電鉄千里線「南千里」駅から徒歩約５分の場所にある男女共生の寮です。寮室は全て有線LAN及び冷暖房完備の個室ですが、６～７人でラウンジやキッチン、洗濯室を共有する「ユニット」を構成し、ユニットの仲間同士で自然と交流できる環境を整えています。また、多目的室やレクリエーションルームなど共用設備も充実しています。

南千里国際学生寮【男女共生寮】

阪急電鉄千里線「南千里」駅から徒歩約10分の場所にある男女共生の寮です。寮室は全て有線・無線LAN及び冷暖房完備の個室（一部、２人部屋有り）で、寮生の交流の場として多目的室や調理室などの共用設備も充実しています。

千里凱風寮【体育会男子専用寮】

阪急電鉄千里線「千里山」駅から徒歩約10分の距離にある体育会男子専用寮（2004年２月教育後援会寄贈）です。鉄骨３階建で、各階に共用のシャワー室やパントリーがあり、寮室は全て冷暖房完備の個室です。

各キャンパスまでの所要時間

キャンパス	秀麗寮	ドミトリー月が丘	南千里国際プラザ留学生寮	南千里国際学生寮	千里凱風寮
千里山キャンパス	徒歩　約５分	徒歩　約15分	電車　約15分 自転車　約15分	電車　約20分 自転車　約20分	電車　約15分 自転車　約15分
高槻キャンパス	電車　約70分	電車　約75分	電車　約80分	電車　約80分	電車　約75分
高槻ミューズキャンパス	電車　約40分	電車　約45分	電車　約50分	電車　約50分	電車　約45分
堺キャンパス	電車　約70分	電車　約75分	電車　約80分	電車　約80分	電車　約75分

取り扱い部署

国際教育グループ（秀麗寮／ドミトリー月が丘）
国際プラザグループ（南千里国際プラザ留学生寮／南千里国際学生寮）
スポーツ振興グループ（千里凱風寮）

下宿について

概要

自宅からの通学が困難な学生を対象に、下表のとおり下宿斡旋業務を行っております。下宿斡旋を希望される方は各自で下記宛にお問い合わせください。また、下宿に関するトラブル等の相談は各キャンパス窓口で行っています。

（お問い合わせ先）

対象学部	全学部		人間健康学部のみ		
業者	関西大学生活協同組合 ひとり暮らしサポート事業 （凜風館３階）	関西大学生活協同組合 高槻店	学生情報センター （大阪ミナミ店） マンション･アパート紹介窓口	共立メンテナンス 食事付学生寮紹介窓口	上野芝学生寮 （女子寮）
TEL	06-6368-7533	072-699-0275	0120-749-373	0120-80-5103	072-277-0280
URL	kandai-heya.jp/	kandai-heya.jp/	749.jp/store/minami/	www. gakuseikaikan.com/	ono-syougakukai.com/ uenoshiba/index.html

下宿の選択

住居は学生生活を送る上での重要な要素となりますので、慎重に選択することが必要と思われます。下宿エリアについては、課外活動を含めた入学後の学生生活を考慮して選択することをお薦めします。例年、実際に入居してから環境や条件の食い違いなどでトラブルが発生しています。また、毎月経常的に家賃等の経費がかかりますし、住居費以外にも食費や学生生活を送る上での経費も必要です。４年間の大学生活を有意義に過ごすために、経済的に無理が生じない自分にあった下宿を選んでください。

注意事項

入試シーズンを中心に、複数の外部業者が大学や駅付近で『おとり広告（物件がない広告等）』を掲載した「学生向け賃貸マンション等のパンフレット」を配布している可能性がありますので、十分に注意してください。

契約内容

契約時に特に多いトラブルを、未然に防ぐポイントを数点あげておきますので、契約に際しては各自で注意してください。

1　事前に不動産の相場をよく確認しておくこと。
2　入居を希望する物件は、必ず本人が現地に出向き、部屋を確認すること。
3　契約内容を十分に確認し、不明点は必ず質問すること。
4　契約はあせらず、曖昧な返事はしないこと。

外部業者

各キャンパスでは、上記斡旋先以外に下宿紹介で外部の業者を指定したり、委託を行ってはおりません。いかにも本学の指定業者であるかのように名称を使用している場合もありますが、本学とは一切関係はありませんのでご注意ください。

学生教育研究災害傷害保険について

概要

正課中（授業中、体育実技中、実験実習中等）、学校行事中、キャンパス内での休憩中、課外活動中といった教育研究活動中に、不慮の災害事故が発生し、傷害を受けた場合に、保険金の給付が受けられるよう、全学生を対象として「学生教育研究災害傷害保険」に一括加入しています。入学と同時に全員この保険に加入していますので、「ケガ」をした時は手続きをしてください。

なお、病気はこの保険の対象とはなりません。

保険の内容

1　担保範囲

保険金が支払われる傷害や事故は約款で詳しく定められていますので、『学生教育研究災害傷害保険のしおり』を参照してください。

2　保険金の種類と金額

種類＼適用	正課中・学校行事中	キャンパス内での休憩中・課外活動中
死亡保険金	1,200万円	600万円
後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて72万円～1,800万円	後遺障害の程度に応じて36万円～900万円
医療保険金	治療日数1日以上でその日数に応じて3,000円～30万円	（キャンパス内での休憩中） 治療日数４日以上でその日数に応じて6千円～30万円 （課外活動中） 治療日数14日以上でその日数に応じて3万円～30万円
	（入院加算金）入院１日につき4,000円	

事故が起きたときの手続き

事故の発生状況に応じて本人が各事故報告窓口に申し出て事故報告を行ってください。また、「**事故報告書**」は事故発生後20日以内に提出してください。

傷害が治癒したら、事故報告窓口で「**保険金請求書**」等を受け取り、保険金請求の手続きを行ってください。保険金は原則として、被保険者（本人）が指定した銀行口座に振り込まれます。

※その他不明な点がある場合は、各事故報告窓口へ問い合わせてください。

事故報告窓口

事故発生状況＼キャンパス	正課中 学校行事中（入学式等） キャンパス内での休憩中	課外活動中 （体育会以外の届出団体） 学校行事中（学園祭等）	課外活動中 （体育会）
千里山キャンパス	教務センター（庶務窓口）	学生生活支援グループ	スポーツ振興グループ
高槻キャンパス	高槻キャンパスオフィス		
高槻ミューズキャンパス	ミューズオフィス		
堺キャンパス	堺キャンパス事務室		

※上表の活動範囲以外での事故については、別途取り扱い窓口までご相談ください。

その他

上記以外に以下の保険制度があります。

1　「学研災付帯賠償責任保険」

大学の行うインターンシップ・介護体験活動・教育実習中等の事故に対する賠償責任保険制度（個人負担）です。加入に関しては、それぞれの活動を取り扱う各事務室へ問い合わせてください。

2　「関西大学共済保障制度」

「学生教育研究災害傷害保険」を補完する保険制度です。不慮の事故等に備えて、原則、学生の皆さんはご加入いただきますようお願いいたします。

詳細な資料をご希望の方は、関西大学共済会までお問い合わせください（関西大学共済会 TEL：06-6368-1964）。

生活協同組合

生協とは

生協は、消費者が自ら出資する自発的な協同組合組織で、生活の文化的経済的向上を図ることを目的とした「消費生活協同組合法」にもとづく事業活動を行っています。

「関西大学生活協同組合」は、学生・教員・事務職員を構成員として1962年に設立以来、関西大学の理解と協力の下、学内の福利厚生の柱として学生食堂の運営、教科書、学用品、パソコン、電子辞書等の学習用教材や旅行、各種講座、自動車学校、下宿斡旋等利用事業の提供など、大学生活を送るうえで欠かせない役割を担っております。

生協加入にあたっては出資金が必要です。

出資金をもとに、生協は運営しており、出資者（生協組合員）には、教科書と書籍は10％の割引、飲食・物販等の施設では５～10％の割引又は利用還元を行う仕組みになっています。

なお、出資金には利息はつきませんが卒業後に全額返還されます。

関大生協では出資金をもとに、組合員価格での商品供給をはじめとするサービスの充実を図り、学生・教職員の大学生活がより満足できるよう努めています。

現在の組合員数は23,975人で、在籍者数の88.5％が加入されています（2020年９月末現在）。

2019年度の供給高等は、2,514,415千円の実績をみています。

総代会

生協の事業方針、決算報告の承認、理事・監事の選出等を行う最高決議機関です。総代は組合員から選出されます。

理事会

総代会で決められた方針に基づいて、事業の運営を行います。

学生企画室

学生組合員で運営し、KU-COOP TIMESの発行や、映画上映会などの企画を通じて組合員相互のコミュニケーションを図っています。

生協加入

生協への加入手続きについては、千里キャンパス凜風館３F組合員カウンター、又は高槻キャンパス厚生棟２F購買店にお問い合わせください。

〔組合員カウンター〕TEL：06-6368-7569

〔購　　買　　店〕TEL：072-699-0275

生活協同組合のホームページは、以下の通りです。

www.kandai.ne.jp/

※人間健康学部（堺キャンパス）と社会安全学部（高槻ミューズキャンパス）については、生協の店舗がありません。部活動・サークル・下宿所在地などの関係で千里山キャンパス又は高槻キャンパスをご利用される方や、大学院生については手続きが異なりますので加入をご希望の場合はご相談ください。

学生相談について

学生相談

入学してから卒業するまでみなさんは学生生活の全般において、いろいろと困難な問題に直面することがあるでしょう。

たとえば、それは勉学上のことであるかもしれません。あるいは、広く人生上の問題、対人関係であるとか、家庭、就職の問題であるかもしれません。時には思想上の問題で考え、悩むこともあると思います。

新入生のみなさんにとっては特に、大学という新しい環境に入り、大学生活にいかに適応し、豊かで意義ある学生生活を送るかは重要な問題であると思います。入学してから卒業するまでの間に、自分一人で解決や処理ができないことに直面したときには、大学はいろいろな形でみなさんの相談に応じ、サポートする体制をとっています。どのようなことでも遠慮せずに相談窓口を訪ねてください。

いずれの相談においても、個人の秘密は守られますのでご安心ください。

学生相談室の利用

履修や成績などの学習面の悩み、休学や退学、転学部などの学籍の問題等、主として修学（学業）に関する疑問や悩みについて、個人的に膝を突き合わせて一緒に考えるために、各学部には学識と経験豊かな学生相談主事がいます。

また、対人関係、家庭、経済、課外活動などの大学生活において困難な場合が生じたり、あるいは性格、異性に関する悩みや問題、将来のことが気になるなど、誰かになんとなく話を聞いてもらいたい時、悩みがあるけれど誰に相談してよいかわからないという時にも、気軽に学生相談室の窓口である各キャンパス窓口を訪ねてください。

心理相談室

心理相談室では、カウンセラー（公認心理師・臨床心理士など）が、学生、生徒、児童、園児、保護者、職員あるいは卒業生の方々を対象に心理的援助を行っています。

ハラスメント相談室

大学は教育研究活動を中心とする機関であり、すべての学生・教職員にとって、個人の尊厳と人格の尊重、相互の信頼関係の形成は、教育研究活動の基礎となるものです。学生のみなさんには、快適な学習環境のもとで、勉学や課外活動などに励み、充実した学生生活を送る権利があります。

ハラスメントはこうした学生・教職員の権利を侵害し、学生・教職員の信頼関係を損なわせ、大学における教育研究活動を阻害するものです。

ハラスメントを防止し、平穏で安心できる学習環境、教育研究環境、安全な職場環境を維持することは、大学の責任です。したがって、ハラスメントが発生した場合には、不当に人格を侵害された個人の権利を回復し、失われた信頼関係を取り戻すために必要なあらゆる措置を大学は責任をもって講じます。

大学では2020年10月現在、教職員22名と学外からの専門家２名からなる、ハラスメント相談窓口を設けています。ハラスメントを受けたと感じたら、ひとりで悩まないで相談窓口を訪ねてください。友人が被害を受けて困っているという、第三者の相談も受け付けています。相談窓口では、あなたのプライバシーを厳守します。相談したり、証言することで、あなたが不利益を受けることは決してありません。

また、ホームページでは、相談方法をはじめ、相談窓口の受付時間や相談員の氏名、所属、連絡用電話番号なども公表しており、メールでの相談も出来ます。

～学生相談窓口一覧～

千里山キャンパス	高槻キャンパス	高槻ミューズキャンパス	堺キャンパス
相談内容　学生生活全般の悩みや問題の相談に応じています。			
○学生センター ○大学学生相談室 （総合学生会館凜風館１階）	○高槻キャンパスオフィス （A棟（管理・研究棟）１階）	○ミューズオフィス （西館２階）	○堺キャンパス事務室 （A棟１階）
相談内容　授業のこと、単位取得・履修のことなど修学上の悩みや問題の相談に応じています。			
○教務センター （第２学舎１号館１階） ○学部学生相談室 （各学舎オフィス）	○総合情報学部オフィス ○学部学生相談室 （A棟（管理・研究棟）１階）	○ミューズオフィス （西館２階）	○堺キャンパス事務室 （A棟１階）
相談内容　健康上のこと、心理的なことなどの悩みや問題の相談に応じています。			
○保健管理センター ○心理相談室 （新関西大学会館北棟４階）	○高槻キャンパス保健室 ○高槻キャンパス心理相談室 （K棟（情報演習棟）１階）	○ミューズ保健センター ○ミューズ心理相談室 （西館９階）	○堺保健室 ○堺キャンパス心理相談室 （A棟１階）
相談内容　ハラスメントの悩みや問題の相談に応じています。 ＊匿名での相談、友人などの第三者からの相談も受付けています。			
○ハラスメント相談室 （100周年記念会館１階）	○高槻キャンパスオフィス ○総合情報学部オフィス （A棟（管理・研究棟）１階）	○ミューズオフィス （西館２階）	○堺キャンパス事務室 （A棟１階）
相談内容　障がいのある学生の修学支援についての相談に応じています。			
○学生相談・支援センター （新関西大学会館北棟１階）	○高槻キャンパスオフィス ○総合情報学部オフィス （A棟（管理・研究棟）１階）	○ミューズオフィス （西館２階）	○堺キャンパス事務室 （A棟１階）

学生相談窓口のホームページは、以下のとおりです。
【www.kansai-u.ac.jp/ja/support/consultation/】

留学について

国際部が主催する留学プログラム

	短期留学	
種　　類	海外体験型研修（SDGsを学ぶ）	語学セミナー
期　　間	1～2週間 （春季・夏季休業期間中）	3～4週間 （春季・夏季休業期間中）
必要経費	参加費（約20～35万円）	参加費（約25～77万円） ※費用はセミナー毎によって異なる ※参加費には、プログラム費・渡航費・宿泊（滞在）費・海外旅行保険料等を含む
単位認定	なし	あり
募集時期	夏季：4月～6月 春季：10月～11月	夏期セミナー：4月中旬～5月上旬 春期セミナー：10月中旬～11月上旬 ※インフォメーションシステムから申込
奨学金等	―	短期派遣奨学金

	中長期留学	
種　　類	認定留学	交換派遣留学
期　　間	1学期間又は2学期間	1学期間又は2学期間
必要経費	認定留学在籍料（1学期につき10万円） 留学先の学費等 渡航費／海外旅行保険料 生活費等（食費・滞在費）	関西大学の学費 渡航費／海外旅行保険料 生活費等（食費・滞在費）
単位認定	あり	
募集時期	春学期留学：留学前年度の10月 秋学期留学：5月	春学期留学：留学前年度の9月 秋学期留学：留学前年度の3月
奨学金等	本学の学費を免除（認定留学在籍料は必要） 認定留学特別援助金 （国の修学支援新制度に基づき、家計状況により支給）	留学先の授業料免除 交換派遣留学奨学金を支給 語学能力試験受験料補助

※上記内容は変更される場合があります。留学要件や選考方法等詳細については、各種リーフレットや募集時期に配布する募集要項にて確認してください。

※留学制度に係わる単位認定等については、教務事務窓口においてご相談ください。

エクステンション・リードセンター

概要

エクステンション・リードセンターは、関西大学在学生の各種資格取得、国家試験受験対策、キャリア形成及び就職活動支援等の教育事業を展開するとともに、卒業生をはじめとする社会人にも門戸を開放しています。

専門的な知識や技術を習得することによって、各種資格試験や国家試験の合格につながり、在学生のキャリア形成や就職活動支援に寄与するため、関西大学が資格専門学校と提携して学内において各種講座を提供しています。

一部の講座・コースによっては開講キャンパスが異なります。詳細については、毎年発行される「講座案内」を参照してください。「講座案内」は、各キャンパス学内各所に配架しています。

例：2021年度開講講座

・英語講座	・公務員講座	・司法講座
・簿記検定講座	・公認会計士講座	・税理士講座
・就職試験対策講座	・ファイナンシャル・プランナー講座（AFP+２級FP技能士）	・宅地建物取引士講座
・総合旅行業務取扱管理者講座		・UCLA Extension提携オンライン講座
・行政書士WEB講座	・ビジネス資格パックWEB講座	・日本語教育能力検定対策講座

開講場所

○関西大学千里山キャンパス　第３学舎（社会学部：案内図参照）内
○関西大学高槻ミューズキャンパス　西館内
○関西大学堺キャンパス　学舎内

施設の概要

千里山キャンパス・高槻ミューズキャンパス

講座によっては、関連する参考図書や資料も用意しています。

受講料

市中の資格専門学校等に通学する場合と比較して、低価格で受講できます。

受講料は、エクステンション・リードセンターの「講座案内」を参照してください。

その他

開室時間やエクステンション・リードセンターについての詳細は、ホームページを参照してください。

〔URL〕www.kansai-u.ac.jp/extension/

エクステンション・リードセンター案内図

（千里山キャンパス）

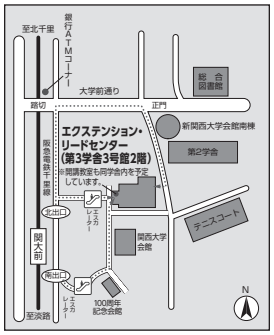

阪急電鉄千里線「関大前」駅下車、徒歩約5分

（高槻ミューズキャンパス）

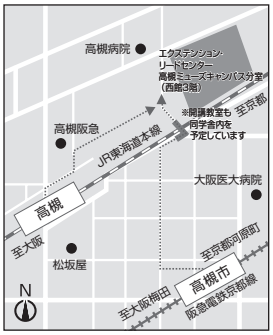

JR東海道本線「高槻」駅下車、徒歩約７分
阪急電鉄京都線「高槻市」駅下車、徒歩約10分

キャリアセンターの就職・進路選択に関するサポート

キャリアデザインブック

就職や進学など、卒業後の進路は４年次生になってから考えるものではありません。就職活動が本格化する３年次生からでもありません。

実は入学した１年次生の段階から、皆さんはもうスタートラインに立っているのです。

その理由や、進路を決めるための考え方・就職活動で求められる力等、まずはこの『キャリアデザインブック』から基本的な概念を学びましょう。

『キャリアデザインブック』は、キャリアセンターのホームページに掲載しています。
新入生を対象としたキャリアガイダンスで詳細を説明します。

キャリアセンター

自分の進路を考え、その準備をしておくことを「キャリアデザイン」と言います。

キャリアセンターは、１年次生の段階から皆さんのキャリアデザインをサポートするため、就職や進路選択に関する様々な取り組みを行い、相談にも応じています。

キャリアセンターは千里山キャンパスの他、高槻・高槻ミューズ・堺の各キャンパスに分室があります。

また、理工系学部生の窓口として、千里山キャンパスにはキャリアセンター理工系事務室があります。

さらに、各キャンパスのキャリアセンターでは、日々の新聞やビジネス系雑誌、公務員対策本など就職や進路に関する図書を置いています。閲覧や貸し出しが可能です。

〈学内・各キャンパス〉窓　　口	場　　所
キャリアセンター（卒業生就業支援室）	新関西大学会館北棟３階
キャリアセンター　理工系事務室	第４学舎１号館２階
キャリアセンター　高槻キャンパス分室	高槻キャンパスK棟（情報演習棟）１階
キャリアセンター　高槻ミューズキャンパス分室	高槻ミューズキャンパス西館３階
キャリアセンター　堺キャンパス分室	堺キャンパスA棟２階

【キャリアセンター梅田オフィス（梅田キャンパス）】

千里山キャンパスのキャリアセンター、高槻・高槻ミューズ・堺の各キャンパスのキャリアセンター分室とは別に、梅田キャンパス５階にキャリアセンター梅田オフィスを設けています。各キャンパスのキャリアセンターで行っている就職相談、企業情報の提供、面接対策の相談といった支援はもちろんのこと、就職活動中の休憩、各種証明書や学割証の発行等もできます。関西圏のビジネスの中心地である梅田での就職活動の拠点として有効活用してください。

開室時間や場所等の詳細は、キャリアセンターのホームページを参照してください。
URL：www.kansai-u.ac.jp/career/facilities/index.html

【東京センター】

関西大学では、首都圏での就職活動の拠点として、東京センターを設けています。就職活動中の休憩や着替え、就職活動に必要な卒業見込証明書や成績証明書等の入手、情報収集等の場として有効活用してください。

開室時間や場所等の詳細は、東京センターのホームページを参照してください。
URL：www.kansai-u.ac.jp/tokyo/index.html

【キャリアセンターが実施する主な行事】（2020年度開催例）

［１・２年次生対象］

１・２年次生のためのキャリアデザイン・ミニセミナー／キャリアデザイン夏合宿フォローアップセミナー／理工系キャリアプランニングセミナー　他

［３・４年次生対象］　※一部の行事は１・２年次生の方も参加可能です。

就職ガイダンス／インターンシップガイダンス／インターンシップスタートセミナー／就活スキルアップセミナー（エントリーシート編、企業・業界研究編、筆記試験編、面接・グループディスカッション編）／ WEBテスト体験会／就職模擬面接／業界・企業研究セミナー／ U・Iターンセミナー／外国人留学生のための就職ガイダンス／公務員採用試験・業務説明会　他

開催時期・内容は毎年変更されます。最新の情報は、KICSS・インフォメーションシステム・ポスター等、キャリアセンターからの各種お知らせを確認してください。

KICSS

KICSS（関西大学インターネットキャリア支援システム）とは、関西大学キャリアセンターが提供するキャリア形成・就職活動支援のためのWebサイトです。インフォメーションシステム又はキャリアセンターホームページのトップ画面のメニューからアクセスが可能です。

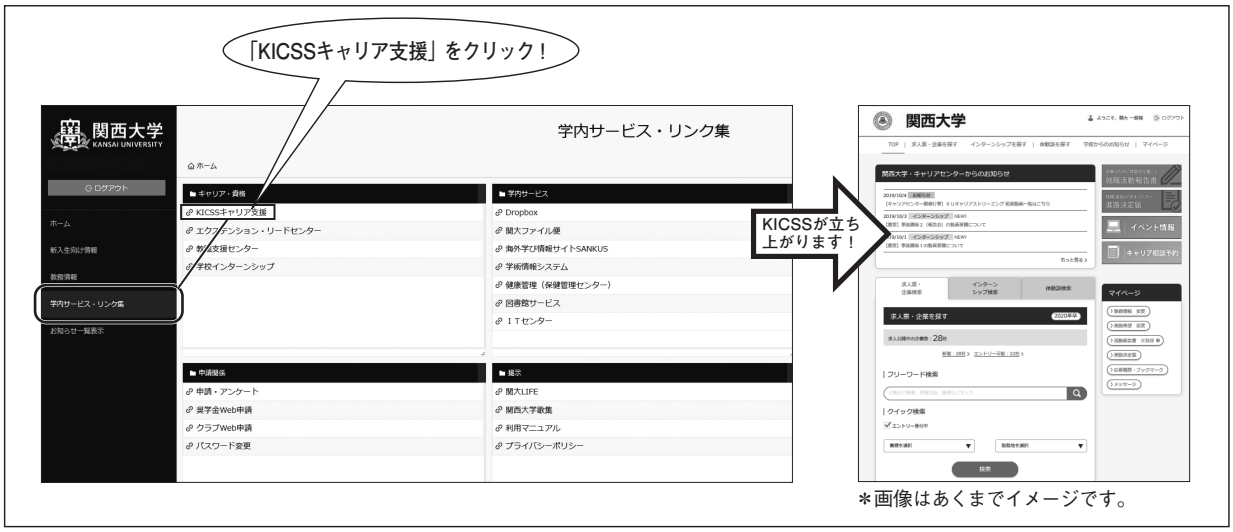

キャリアセンターが実施する各種行事のお知らせは主にここから発信されます。キャリアセンターの行事の中には、KICSSから参加申込を行うものも少なくありませんので、インフォメーションシステムで履修科目の授業情報を確認する際に、必ずKICSSもチェックしましょう。

さらに多数の企業・団体に関する情報がデータベース化されており、その中でも求人やOB・OG情報は、就職活動に直結する重要な情報です。自身のキャリア形成・就職活動にKICSSを有効活用してください。

CAPシステム（適性テスト&ワーク）

CAPシステムは、関大生の特徴に合わせて独自に開発されたシステムで、各種の適性テストとワークから構成されています。

CAPシステムには、職業興味や行動タイプ等６種類の適性テストが用意されており、これを実施し、結果を確認することで自分をよりよく理解することができます。また、今までの生き方を振り返り、将来の働き方・生き方を考えるためのワーク（44種類）が収録されています。

これらの適性テストとワークを活用することで、効果的に自己分析を進め、職業に関する理解を深めることができます。

CAPシステムへは、キャリアセンターホームページにある、学生用KICSSログイン画面からアクセスできます。

キャリアカウンセリング

進路について考えたり悩んだりしている全ての学生を対象に、専門知識を有したキャリアデザインアドバイザーが個別相談に応じています。

千里山キャンパスはキャリアデザインルームで、高槻・高槻ミューズ・堺の各キャンパスはキャリアセンター分室でキャリアカウンセリングを実施しています。

キャリアカウンセリングは、事前の相談予約が必要です。

開室時間や申込方法等の詳細は、キャリアセンターのホームページを参照してください。

【キャリアデザインルーム】

千里山キャンパスのキャリアセンターと同じフロアに設置しています。（新関西大学会館 北棟３階）

キャリアデザインルームでは、キャリア相談やパソコンを使った職業適性検査診断システムを受けることができます。適性検査の結果を元に、キャリア相談で詳細なアドバイスを受ければ、より効果的な相談になるでしょう。また、就職・進路に関する図書を閲覧できるほか図書の貸出も行っています。なお、高槻・高槻ミューズ・堺の各キャンパスでは、キャリアセンター分室がその機能を担っています。

就職ガイダンス

キャリアセンターの行事はそれぞれ重要なものですが、特に３年次生を対象に年間を通じて段階的に開催される就職ガイダンスは、就職活動の準備について説明する重要な行事です。必ず出席してください。

開催時期・内容は毎年変更されます。最新の情報は、KICSS・インフォメーションシステム・ポスター等、キャリアセンターからの各種お知らせを確認してください。

就職・進路内定決定届

本学学生は「関西大学職業紹介に関する取扱規程」に基づき、卒業時までに卒業後の進路をキャリアセンターに届け出なければなりません。

ここでいう卒業後の進路とは、就職に限らず、起業や進学・留学・資格試験の受験等で就職しない場合や、卒業後も継続して就職活動を行う場合も含まれます。

『就職・進路内定決定届』は、必ずキャリアセンターに提出してください。

『就職・進路内定決定届』は、キャリアセンターに備え付けられています。また、KICSSから登録することもできます。

インターンシップ

インターンシップとは、大学在学中に企業や自治体、学校等の現場で実際に仕事を体験し職業を理解するためのプログラムです。本学では夏季休業期間中に１～３年次生を対象として国内の企業・団体で１～２週間程度実習を行うものをはじめ、海外での実習を通じて、グローバルなビジネス感覚を養う国際インターンシップ（１～３年次生対象）など、様々なプログラムを用意しています。

就職活動の際に自らの学びを深め、自分自身の職業適性を確認する機会として重要視されていますが、ただ「参加すれば就職活動に有利」というものではありません。その経験から何を学び、何に気づけたのか、またその課題をその後自分で追究できたのかが重要となります。

詳細は、キャリアセンターが発信する各種情報を参照してください。

資格

学生から「就職活動の際には、資格があれば有利ですか？」という質問が寄せられることがあります。

確かに「資格」は、皆さんのキャリア形成や就職活動のアピールポイントのひとつとして有益なものであることに間違いはありません。難関資格を計画的に取得することは学生生活を充実させ、自信にもつながります。皆さんが目指す進路に求められる「資格」をエクステンション・リードセンター等で学習すると良いでしょう。

しかし、「資格」があればそれで就職活動は大丈夫だというものではありません。採用選考の際には、取得した「資格」とともに皆さんの資質やコミュニケーション能力等、人間性の全てが評価されるものと考えてください。

教員をめざすには

教員をめざす方は、教職支援センターのページを参照してください。

U・Iターン就職

卒業後は地元に戻って就職したいという学生の希望に応えるため、キャリアセンターでは各地域の就職情報の収集と提供を行っています。また、学内でU・Iターン就職に関するセミナーを開催し、日本各地の企業・団体と学生との出会いにも力を注いでいます。

障がいのある学生への就職支援

障がいのある学生の就職に関しては、障がいを抱えて「働く」ことへの理解を深めてもらうため、ガイダンスを開催したり、各企業で障がいのある社員の方がどのような活躍をされているかなどの話を聞くセミナーを行っています。個別相談によってきめ細やかな就職支援に取り組んでいますが個々のケースに合わせた対応が必要になりますので、早い段階からキャリアセンターに相談するようにしてください。

外国人留学生に対しての就職支援

関西大学を卒業後、日本、あるいは日本企業の海外拠点で働いてみたいという外国人留学生に対して、日本の就職活動のシステム等を紹介する外国人留学生対象のガイダンスや就活対策講座、インターンシップ、合同企業セミナー等を実施しています。外国人留学生の採用に関する各種情報提供を行うとともに、エントリーシートや面接等の相談にも応じていますので、気軽にキャリアセンターを訪ねてください。

教職支援センター

概要

教職支援センターは、教員養成段階から、卒業後の教職生活までを一つの過程として捉え、教員として必要な資質能力の開発や実践的指導力の養成、教員採用試験対策等の就業支援を行う教員養成の拠点として開設されています。センターでは、学校現場の現状や課題に熟知し、実務経験豊富な専門のアドバイザーが教職を目指すみなさんの相談に応じています。「教師になりたい」というみなさんの熱い思いを精一杯支援していきますので、積極的に利用してください。

主な支援内容

・教職を志望する方のためのキャリア相談、アドバイス（随時）
・教科書及び教職関係資料の閲覧、貸出
・都道府県教育委員会による教員採用試験説明会（４～５月・11月）
・教員採用試験対策講座（12～５月）
・教員採用試験エントリーシート記入の指導
・教員採用試験面接対策セミナー（４～９月）
（注）　教職課程の履修に関する相談は、千里山キャンパス第２学舎１号館１階教職支援センター及び総合情報学部オフィス・ミューズオフィス・堺キャンパス事務室で受け付けています。

場所・開室時間

キャンパス	場　　所	開室時間
千里山キャンパス	第２学舎１号館１階　教職支援センター	月～金　10：00～17：00
高槻キャンパス	教職相談の日時・場所については、インフォメーションシステム及び教職支援センターホームページで確認してください。	
高槻ミューズキャンパス		
堺キャンパス		

※開室時間やアドバイザーの在室時間は、業務の都合により変更になることがありますので、インフォメーションシステム及び教職支援センターホームページで確認してください。

教職支援センターホームページについて

教職課程の履修の方法（教職課程履修の手引き）や教員採用試験に関する情報等、教職に関する様々な情報を発信していますので、活用してください。
URL: www.kansai-u.ac.jp/kyoshoku/index.html

公認会計士試験受験の支援について

商学部においては公認会計士試験について、次のような支援策を講じています。

公認会計士について

公認会計士（CPA）は、複雑な経済社会の要求に対応するため、会計、監査証明、税金及び経営相談などの業務サービスを提供する職務を行うことができる資格です。これらのうち監査は、公認会計士しか行えない業務となっています。

支援策

商学部では第一線で活躍している公認会計士の方から直接に仕事の内容や勉強方法を聞くことのできる各種講演会を実施しています。

また、千里山キャンパス第２学舎に公認会計士試験受験支援自習室（有料）を設置し、受験に備えた勉学が可能な環境を提供しています。

これらは、商学部学生に限らず公認会計士を目指す学生であれば誰でも利用することができます。詳細については、経商オフィスへ問い合わせてください。

大学院への進学について

※以下は、2020年度現在の内容を記載しています。

概要

科学技術が高度に発達した現代の社会や企業では、大学院で専門的に研究を深めた人材が強く求められています。また、質の高い高度専門職業人の養成に対する専門職大学院への期待も急速に高まっています。そうした社会的要請に応え、本学大学院は博士課程13研究科及び専門職学位課程２研究科を設置しており、博士課程13研究科では、それぞれの分野での理論や技術について専門的に研究し、有能な技術者や研究者を多数養成しています。また、法科大学院では有為な法曹を、会計専門職大学院では有為な会計人を養成するための高度な教育を行っています。

研究科における研究成果は、国内外の学会や国際会議などに発表され、高い評価をうけています。

修業年限

大学院博士課程の修業年限は５年で、これを前期課程２年、後期課程３年に分け、研究指導を行っています。博士課程前期課程では、広い視野を持って専攻分野の研究に取り組める能力、また、高度な専門性を要する職業に必要な知識や技術能力を養成し、修了者には“修士”の学位を授与しています。博士課程後期課程では、研究者として自立し、専攻分野の研究をさらに深めていくのに必要な高度な研究能力と、その基礎となる豊かな学識を養います。所定の期間在学し、学位論文の審査に合格した学生には“博士”の学位が授与されます。

法科大学院の修業年限は３年（法学の基礎的な学識を有すると認められる者は２年）で、修了者には“法務博士（専門職）”の学位が授与され、司法試験の受験資格を得ることができます。また、法科大学院在学中に一定の要件を満たした場合、在学中に司法試験の受験資格を得られることがあります。

会計専門職大学院の修業年限は２年で、修了者には“会計修士（専門職）”の学位が授与され、一定の単位修得条件を満たせば、公認会計士試験短答式試験のうち、財務会計論・管理会計論・監査論が免除されます（免除の可否は公認会計士・監査審査会が決定）。

長期履修学生制度

法学研究科、文学研究科、総合情報学研究科、外国語教育学研究科、心理学研究科（心理学専攻）、東アジア文化研究科、ガバナンス研究科、人間健康研究科及び会計研究科では、大学院入学者の多様なニーズに対応し、教育研究の機会を拡充するため、従来の標準修業年限（２年）の他に修業年限を３年とし、授業科目を計画的に履修する長期履修学生制度を導入しています。

なお、会計研究科では、修業年限を３年又は４年とする制度も設けています。

また、法務研究科でも入学者の多様な学修ニーズに対応するために、長期履修学生制度を導入しています。長期履修学生制度は、法学未修者コースの学生を対象としたもので、主に入学後に職業を有するなどの理由により、修業年限（３年）を超えて在学することが適切であると認めた人に対して適用します。

飛び級制度

文学研究科、外国語教育学研究科、東アジア文化研究科、法務研究科及び会計研究科には成績優秀な学部学生に、大学を卒業しなくても３年終了段階で大学院への入学を認める「飛び級制度」があります。

早期卒業制度

法学部、経済学部、商学部、政策創造学部、システム理工学部には、一定の基準を満たした成績優秀な学部学生に、早期に卒業し本学大学院へ進学することを認める「早期卒業制度」があります。詳細は各学部のページを参照してください。

大学院博士課程前期課程の授業科目の履修について

法学部、文学部、社会学部、政策創造学部、外国語学部、システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部では、大学院への強い進学意欲をもつ学部学生が所定の基準を満たした場合、大学院科目の履修を許可しています。履修の詳細については、インフォメーションシステム等でお知らせします。

研究科と専攻

研究科	〔博士課程前期課程・後期課程〕
法学	法学・政治学専攻
文学	総合人文学専攻
経済学	経済学専攻
商学	商学専攻
社会学	社会学専攻 社会システムデザイン専攻 マス･コミュニケーション学専攻
総合情報学	〔博士課程前期課程〕 社会情報学専攻 知識情報学専攻 〔博士課程後期課程〕 総合情報学専攻
理工学	〔博士課程前期課程〕 システム理工学専攻 環境都市工学専攻 化学生命工学専攻 〔博士課程後期課程〕 総合理工学専攻
外国語教育学	外国語教育学専攻
心理学	〔博士課程前期課程〕 心理学専攻 心理臨床学専攻 〔博士課程後期課程〕 心理学専攻
社会安全	防災・減災専攻
東アジア文化	文化交渉学専攻
ガバナンス	ガバナンス専攻
人間健康	人間健康専攻

研究科	〔専門職学位課程〕
法務	法曹養成専攻
会計	会計人養成専攻

編入学・転入学について

概要

就学途中で学部をかわりたい、学科をかわりたい、といったケースがあります。このような場合の方法、手続は次のとおりですが、主要な点は「学部事務取扱規程」（後掲の「学則及び諸規程」のページ）を参照してください。

編入学

一つの課程を修了した者があらためて就学することを編入学といいます。

本学の学部（学科）を卒業した者又は卒業見込みの者が他の学部（学科）に編入学を希望するときは、学士入学として取り扱います。

なお、受験する学部によって、編入学年次が異なります。詳しくは「編・転入学試験要項」を参照してください。

転入学

ある学部（学科・専攻）から他の学部（学科・専攻）へ移ることを転学部（学科・専攻）といいますが、転学部（学科・専攻）を希望するときは、学則第33条に定める転入学試験を受験して、これに合格しなければなりません。

なお、受験する学部によって、出願資格・転入学年次が異なります。事前に各キャンパス教務事務窓口で確認してください。詳しくは「編・転入学試験要項」を参照してください。

課外活動について

課外活動について

学生のみなさんが行う自主的な活動は、自治会活動や文化・学術研究・体育等のクラブ・サークル活動等さまざまですが、これらの自主的な活動には、学生生活において自立性の涵養、社会性の陶冶、あるいは学生相互の啓発等に教育的な意義があるものと考えます。

もとより、大学における人間形成が専門教育を含む正課教育を中心に行われることはいうまでもありませんが、課外活動において学生の人間形成上の効果を期待し、大学はこれを認めて助成しているものです。全学部生が体育会・文化会・学術研究会・単独パート・同好会・準登録団体に参加できます。各キャンパスを拠点に活動している団体もあります。

課外活動に関する相談は、下記の各窓口に申し出てください。

団体種別	対応窓口
体育会・応援団	スポーツ振興グループ
文化会・学術研究会・放送研究会・同好会・準登録団体	学生生活支援グループ
高槻キャンパスの準登録団体	高槻キャンパスオフィス
高槻ミューズキャンパスの準登録団体	ミューズオフィス
堺キャンパスの準登録団体	堺キャンパス事務室

※ボランティア活動については、ボランティア活動支援グループ
※総合情報学部届出団体（Media Creative Supporter）については、高槻キャンパスオフィス
人間健康学部届出団体（準硬式野球部）については、堺キャンパス事務室

団体の結成

何らかの目的で、団体を組織し活動をしようとする場合は、団体結成に関する届を届け出ることになっています。詳しい内容については学生センター学生生活支援グループ又は各キャンパス窓口にお問い合わせください。

学内施設の使用について

計画した行事・集会のために学内施設の使用を希望する場合は、使用願を下記へ提出し、許可を得てください。

使用願の提出先

1　誠之館（２・３・６号館）、凜風館、KUシンフォニーホール　学生生活支援グループ
2　誠之館（５・７・８号館）、体育館、グラウンド、プールその他の体育施設　スポーツ振興グループ
3　第１学舎及び付帯施設　法文オフィス
4　第２学舎及び付帯施設　経商オフィス
5　第３学舎及び付帯施設　第３学舎オフィス
6　第４学舎及び付帯施設　理工系オフィス
7　高槻キャンパス施設　高槻キャンパスオフィス
8　高槻ミューズキャンパス施設　ミューズオフィス
9　堺キャンパス施設　堺キャンパス事務室

※第１～４学舎及び付帯施設を使用する場合は、使用願を学生生活支援グループ又はスポーツ振興グループに提出し、許可を得てから各学舎へ申請してください。

物品の販売及び募金等の行為

学内において販売行為及び募金等を行うときは、行為許可願を提出し、許可を得る必要があります。

なお、事後速やかに事業報告を行ってください。

学外で募金等を行う場合は、当該場所の所轄警察署の認可が必要ですので、この点も留意してください。また、学内で行う場合は、当該場所の管理責任者の了解を得なければなりません。

学生諸団体一覧表

体育会

（2020年10月末日現在）

団体名	団体名	団体名
体育会本部	山岳部	なぎなた部
（関大スポーツ編集局・学生トレーナー部等含む）	自転車部	馬術部
アーチェリー部	自動車部	バスケットボール部
合気道部	射撃部	バドミントン部
アイススケート部	柔道部	バレーボール部
アイスホッケー部	重量挙部	ハンドボール部
アメリカンフットボール部	準硬式野球部	フェンシング部
空手道部	少林寺拳法部	ボクシング部
器械体操部	水上競技部	ホッケー部
弓道部	スキー競技部	野球部
剣道部	相撲部	ヨット部
拳法部	漕艇部	ラグビー部
航空部	ソフトテニス部	陸上競技部
古武道部	ソフトボール部	レスリング部
ゴルフ部	卓球部	ワンダーフォーゲル部
サッカー部	テニス部	

文化会

文化会本部	混声合唱団ひびき	美術部
囲碁部	茶道部	文芸部
映画研究部	写真部	マンドリン倶楽部
演劇研究部	書道部	ユースホステルクラブ
奇術研究部	将棋部	ユネスコ研究部
吟詩部	速記部	レコード音楽部
グリークラブ	探検部	ギタークラブ
軽音楽部	能楽部	落語大学
交響楽団	邦楽部	混声合唱団「葦」
ポピュラーミュージック創作研究会		

学術研究会

学術研究会本部	会計学研究部	独逸文学研究部
英語研究部	証券研究部	仏蘭西文学研究部
経済研究部	マス・コミュニケーション学研究部	法律相談所
現代文学研究部	心理学教育学研究部	スペイン語研究部
広告研究部	政治学研究部	情報処理研究部
国文学研究部	千里山法律学会	海外調査研究部
史学研究部	中国語研究部	

単独パート

応援団	放送研究会	
吹奏楽部		
バトン・チアリーダー部		
リーダー部		

同好会　（2020年10月末日現在）

団体名	団体名	団体名
イエローサブマリンテニスクラブ	自然愛好会	ハイキング同好会
SF研究会	児童文化研究サークルあかとんぼ	バスケットボール同好会(オブスティン)
関西大学軟式野球同好会	児童文化実践サークル「うぷ」	バックパッキング同好会
関西大学 MUSIC SYNDICATE ZERO	Jazz研究会	服部ローンテニスクラブ
関西大学四連 SOFT TENNIS 同好会	手話サークル「あっぷる」	バドミントン同好会
基礎スキー同好会	スキューバダイビング同好会	2部バレーボール同好会
キネマちゃんねる	生命哲学研究会	バレーボール同好会
京の風情会	第三文明研究会	ビギンテニスクラブ
KFGテニスクラブ	チアリーディング同好会 CLAIRS	ヒューマン・ビーイング
K.U.E（関西大学工学部ラグビー部）	鉄道研究会	舞踏研究会
建築研究会	テニス友の会	ボランティアサークル「チャレンジャー」
剣道クラブ有鄰会	電気通信工学研究会	漫画同好会
硬式テニス同好会	天文同好会CANCER	民謡研究会
コンピューター同好会	展覧劇場	ラクロス同好会
サイクルツーリングクラブ	同好会吹奏楽サークル Bis	レーシングカート同好会

準登録団体（千里山キャンパス）

関西大学アカペラサークル Brooklyn304	関西大学スキューバダイビングサークル PRIMARE	音楽映像団体MUVA
関西大学学生チーム“漢舞”	関西大学ダブルダッチ会 mix package	関西大学模型同好会
関西大学競技かるたサークル	関西大学Tailers	大道芸サークル ジャグリま専科
関西大学フラサークル COCOgirl	関西大学トライアスロンサークル INFINITY	M2gk 関西大学服飾サークル
Japan Anime Culture 研究会	関西大学ベリーダンスサークル Belly Divas	

準登録団体（高槻キャンパス）

関西大学アカペラサークル「VOCALISE」	関西大学高槻バドミントンサークル	関西大学バレーボール同好会ボラボラ
関西大学演劇サークル劇団「万絵巻」	関西大学高槻放送局「KTB」	GAME CREATION CIRCLE「C」
関西大学軽音楽サークル同好会「Banditz」	関西大学軟式野球サークル「JANZIES」	高槻テニス同好会連合
関西大学創作研究会		

準登録団体（高槻ミューズキャンパス）

学生団体KUMC	つなたか Lab.	

準登録団体（堺キャンパス）

いろは。	がんばFLY HIGH	TC Allegrone
WEVO	K.S Hearts	Performance Theater KAYMO
関西大学軟式野球部 HUMANS	国際サークル YOLO	Bumps
関西大学野球チーム Squeeze	socias	BLACKYZ
関西大学Little suns		

ボランティアセンター

概要

関西大学では、学生の広く社会の利益に沿った活動への参加を支援することにより、学生の自主性と社会性の涵養に資することを目的として、千里山キャンパスにボランティアセンターを開設しています。当センターでは、皆さんがボランティア活動を通して、たくさんの気づきが得られるよう、さまざまな支援を行っています。また、当センターでは、「ボランティアセンター職員と共にセンターの運営事業に携わり、学生目線から学生のボランティア参加のきっかけ作りを行う」という理念のもと活動する学生スタッフが、さまざまな取り組みを行っていますので、積極的にご利用ください。

各キャンパス窓口では、ボランティアセンターを通じて紹介されるボランティアの募集及びイベントに関する情報提供や相談受付を行っております。

さらに堺キャンパスでは、堺市との地域連携事業に関わるボランティアやスクールボランティアなど、堺市から人間健康学部に直接要請のあったボランティア活動を積極的に推進していますので、学生の皆さんは積極的に参加してください。

ボランティア活動に関する相談

これからボランティアを始めたいという学生や、ボランティアにはどんな活動があるんだろう、という学生のボランティアに関する相談に応じています。また、活動中の悩みごとや困りごとに関しても相談を受け付けていますので、気軽にボランティアセンターの窓口へお越しください。

ボランティア情報の収集及び提供

吹田市、高槻市、堺市、大阪府の社会福祉協議会及び大阪ボランティア協会などと連携して、ボランティア募集やイベント情報を収集し、提供します。また、学外団体からのボランティア募集に関しても、「関西大学ボランティアセンターにおけるボランティア団体の紹介に関する方針」に基づき紹介します。

講座・講演会の開講

ボランティアセンターでは、ボランティアに関わる足がかりとしての講演会やコミュニケーション能力の向上のための講座などを開講しています。詳細については、当センターまでお問い合わせください。

課外活動団体のボランティア活動に対する支援

学内のボランティア団体（届出団体）や、本学学生で構成される課外活動団体等の地域貢献活動を積極的に支援します。また、当センターを通して、学外からのイベント等への出演依頼をコーディネートします。

場所

千里山キャンパス　ボランティアセンター：総合学生会館（メディアパーク凜風館）１階
　　ボランティアステーション：誠之館２号館　１階

ボランティアセンターホームページについて

ボランティアセンターの取り組みや講座・講演会、ボランティア体験報告や学生スタッフの活動紹介等、さまざまな情報を発信していますので、ご覧ください。

URL：www.kansai-u.ac.jp/volunteer/

2019年度　活動写真

梅田キャンパス

概要

関西大学梅田キャンパスは、創立130周年となる2016年10月に、阪急大阪梅田駅から徒歩５分の大阪市北区鶴野町に地上８階建ての施設として開設されました。

キャンパスの１・２階ブック＆カフェは、学生だけでなく広く一般の方も利用されています。

当キャンパス内では、主に「グループワークや課外活動団体での施設貸出」や「学生向けのイベントやプログラムへの参加」「就職活動の相談・拠点としての利用（キャリアセンター梅田オフィス）」、「各種証明書や学割証の発行手続き」で利用が可能です。

学生向けのプログラムとしては、例えば2020年度には、企業や自治体と連携して実践的な知恵を習得することを目指した「イノベーション人材養成プログラム」を実施。多くの学生が新しい事業や価値を生み出せる人材になるための知識を基礎から学び、トレーニングを行いました。さらに、２階には「スタートアップカフェ大阪」を開設しており、起業家が知るべき事柄やライフスタイルを扱ったケーススタディに関するイベント等を随時開催するとともに、みなさんが発想したアイデアがビジネスとして実現可能かどうかなどを気軽に相談できる機会を提供しています。

そのほか、社会人と学生が共に学ぶことができる多彩なプログラムやイベントを地域や企業等と連携しながら随時開催しています。これらを活用することによって、多様な社会人や学生と交流し、多くの刺激を受ける場として学部・学年に関係なく活用してください。

梅田キャンパスのホームページについて

梅田キャンパスでの取り組みや講座・イベントなど様々な情報を発信していますので、ご覧ください。

URL：www.kansai-u.ac.jp/umeda/index.html

梅田キャンパスへのアクセス・お問い合わせ先

関西大学　梅田キャンパスオフィス（平日10：00～18：00）

〒530-0014　大阪府大阪市北区鶴野町１番５号

電話番号：06-4256-6410

阪急「大阪梅田駅」茶屋町口出口から徒歩５分　JR「大阪駅」から徒歩８分

東京センター

概要

JR東京駅隣接というアクセスのよさを活かし、学生の東京方面での様々な活動をサポートすべく準備を整えています。休憩や着替えなどのスペースも充実。荷物の預かりや資料などの準備、簡単な飲食、機器の充電などにも便利です。また各種証明書の発行も可能です。

就職活動、ゼミや課外活動、また卒業後も利用できますので、いつでも気軽にお立ち寄りください。

・パソコンやプリンターの設置
・各種証明書や学割証の即時発行
・更衣室の提供
・荷物の預かり
・Wi-Fiの利用
・Web面接などでの利用も可能です

施設設備

・教室兼会議室
・コミュニティラウンジ（PC常設、Wi-Fi完備）
・更衣スペース
・プリント・コピー出力

利用時間

月曜日～土曜日　９時～17時
日曜・祝日　　閉室

利用方法

サピアタワー３階の総合受付で学生証を提示し、入館手続を行ってください。

東京センターへのアクセス

住所：東京都千代田区丸の内１-７-12　サピアタワー９階
　　JR東京駅日本橋口隣接　東京メトロ大手町駅Ｂ７出口直結

■関西大学　東京センター付近図

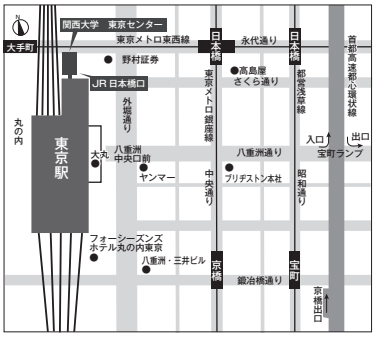

（JR東京駅 日本橋口直結）

問い合わせ先

関西大学東京センター
　電話 ：03（3211）1670
　URL ：www.kansai-u.ac.jp/tokyo/

第３章　千里山キャンパスあんない

これから紹介する千里山キャンパスの施設を利用することができます。

総合図書館
インフォメーションテクノロジーセンター（ITセンター）
ライティングラボ
コラボレーションコモンズ
国際部
博物館
保健管理センター
誠之館
KUシンフォニーホール
総合学生会館（メディアパーク凜風館）

総合図書館

千里山キャンパスには学習と研究の両機能を備えた総合図書館があります。全学生が総合図書館を利用できますので、その概要について、簡単に説明します。

詳しくは、図書館ウェブサイトを参照してください。

主要施設

○　地下１・２階：書庫　閲覧室（３室）研究個室（20室）
○　１階：レファレンス室　教員閲覧室　特別閲覧室　ラーニング・コモンズ
　　EU情報センター（EUi）
○　２階：開架閲覧室
○　３階：一般閲覧室（３室）　グループ閲覧室（３室）
　　多目的閲覧室　貴重書庫

開館時間

区別＼期間	学部の授業・試験を行っている期間		学部の授業・試験を行っていない期間		
	月～土曜日	日曜日・祝日	月～金曜日	土曜日	日曜日・祝日
１階・２階・書庫	９：00～22：00	10：00～18：00	10：00～20：00	10：00～18：00	休　館
１階ラーニング・コモンズ	９：00～20：00	閉　室	10：00～17：00	10：00～17：00	
３階一般閲覧室	９：00～18：00	閉　室	閉　室	閉　室	
３階グループ閲覧室	９：00～21：10	10：30～17：30	10：30～19：30	10：30～17：30	

休館日

・学部の授業、試験を行っていない期間中の日曜日と国民の祝日に関する法律に規定する休日（ただし、授業日となった場合は開館）
・８/11～20　・年末年始
・大学の昇格記念日（６/５）及び創立記念日（11/４）(ただし、授業日となった場合は開館)
・入学試験期間
・年度末の３日間（ただし、日曜日を含む場合は４日間）
・学園祭開催期間
・その他臨時休館日
※臨時休館や開館時間を変更する場合については、図書館内の掲示と図書館ウェブサイトでお知らせします。

インフォメーションテクノロジーセンター（ITセンター）

概要

ITセンターは千里山キャンパスにある全学共同利用の施設です。最先端のICT（Information and Communication Technology）環境を整備し、学習や研究活動、学内事務を支援しています。学生や教職員が利用できるパソコンやプリンタを設置し、さらに、学内各所に無線LANアクセスポイントを設置していますので、個人のパソコンも学内ネットワークに接続して利用することができます。

利用者IDとパスワード

入学と同時に利用者IDが与えられます。利用者IDは「在籍確認票」の“ITセンター利用者ID” 欄に記載されています。初期パスワードは入学時に配付される「パスワード通知書」でお知らせします。

パスワードは他人に推測されにくいものにし、厳重に管理しましょう。変更はITセンターwebサイトからできます。

パソコン相談コーナー

自分のノートパソコンやスマートフォンなどの情報端末を大学生活で活用するためのサポートを行っています。無線LANの設定、関大Webメール、大学が包括契約しているソフトウェア（Microsoft 365 、ウイルスバスターなど）のインストール相談などを受けています。（問い合わせ先：06-6368-1275）

○　千里山キャンパス：ITセンター１階
○　高槻キャンパス：C棟３階学生サービスステーション内
○　高槻ミューズキャンパス：４階ITステーション内
○　堺キャンパス：A棟３階PC教室受付内

サービス利用

○　関大Myプリント…自分のノートパソコンやタブレット・スマートフォンを無線LAN（KU Wi-Fi）などで学内ネットワークに接続し、オンデマンドプリンタで印刷できます。プリンタの設置場所はITセンターホームページで確認してください。印刷はポイント制を導入しており、モノクロ印刷１面で１ポイント、カラー印刷１面で５ポイント消費します。ポイントを使い切った場合は、１ポイント10円で加算申請すると引き続き利用できます。

○　クラウドストレージ（Dropbox）…論文や課題レポートなどのデータを、クラウドストレージに保存できます。複数名でのデータ共有も可能で、インターネットに接続することでパソコンやタブレット・スマートフォンなどデバイスを問わず、いつでもどこでも利用できます。

○　オープンPCコーナー…千里山キャンパスITセンター４階にはパソコンが約120台あり、レポート作成、統計分析、印刷など様々な利用が可能です。入室には学生証が必要です。

詳細情報

ITセンターwebサイトのアドレスはwww.itc.kansai-u.ac.jpです。開室カレンダーや、各種サービスのマニュアル、ITセンターからのお知らせ等を閲覧することができます。英語サイトもこちらからアクセスできます。

ライティングラボ

概要

ライティングラボは、対話による文章作成のサポートをとおして、考える力、伝える力、組み立てる力を養う施設です。授業の課題レポート、ゼミでの発表資料から卒業論文に至るまで、日本語のアカデミック・ライティング（学術的文章の作成）をサポートしています。対面でのサポートに加え、インターネットを介したオンラインでのアドバイスも受けられます。

予約方法

授業期間中の月曜日から金曜日まで（休日を除く）サポートしています。

オンライン予約をお願いします。まだ文章を作成していない段階から完成後まで、文章作成のあらゆる段階でアドバイスを受けることができます。書きかけの文章があれば予約時にファイルを添付してください。よりスムーズにアドバイスを受けられます。

予約方法の詳細は学内で配布しているパンフレット「ライティングラボ利用案内」もしくは、ライティングラボのウェブサイトをご確認ください。

利用者について

本学の学生（学部生・博士課程前期課程生）であれば誰でも利用できます。

利用方法

訓練を受けた大学院生等のライティング・チューターから、文章作成のアドバイスを受けることができます（１回のセッションは40分です）。チューターとの質問や対話をとおして、みなさんの文章をさらに良いものにしていきます。添削や書き直しの指導を受けるのではなく、チューターと一緒に文章上の問題点を発見し、どのように改善すれば良いかを考えます。

対面でのサポート場所

千里山キャンパス総合図書館１階ラーニング・コモンズ内ライティング・エリア、第１学舎１号館５階、第４学舎１号館１階協同学習室で対面でのサポートを受けることができます。ただし変更の可能性があるため、最新情報をライティングラボのウェブサイトで確認してください。

＊オンラインでのサポートは学内外を問わず、どこからでも質問・相談することができます。

授業外講座の開講

上述の個別アドバイスとは別に、レポートや発表資料などを作成するためのスキルを身に付ける「ワンポイント講座」を授業外で開催しています。詳しくは、ライティングラボのウェブサイトをご覧ください。

ウェブサイト

www.kansai-u.ac.jp/ctl/labo/

コラボレーションコモンズ

概要

コラボレーションコモンズとは、ラーニングエリア、ラーニングエリア２、グローバルエリア、ピアエリア、ICTエリアから構成される専門エリアに加え、多目的エリアのコラボレーションエリアを設け、他者と共同した学習を支援する施設です。

専門エリアでは、各専門性を活かした学びと学習支援を行います。例えば、ラーニングエリア２では、プレゼンテーション、ノートテイク、文献を読むコツなどについて学ぶラーニングカフェを実施します。プロジェクター、モニター、ホワイトボードを使用し、ゼミでの学習、サークルや課外活動の勉強会、研修などグループワークをすることができます。グローバルエリアでは、学生スタッフを活用し、留学生による留学相談などを実施します。ピアエリアでは、ピア・コミュニティに関する情報の提供や活動に参加する学生への説明会を実施します。ICTエリアでは、グループでPCを囲んで作業をすることができます。

リンコムライブラリーでは話題の書籍、雑誌、新聞等を自由に閲覧することができます。

コンシェルジュカウンター対応時間

授業期間：９：00～19：45（ただし、土曜日は９：00～17：45）

授業期間外及び学期末試験期間：９：00～16：45

＊大学行事等により変更になる場合がありますので、大学ホームページ等で確認してください。

愛称

コラボレーションコモンズの愛称は「LinCom（リンコム）」です。愛称は、学生の応募の中から選ばれ、LinComのLinは、凜風館の（Lin）、つながるという意味のLinkを、Comは、コラボレーションコモンズ（Commons）、コミュニケーション（Communication）を表現しています。

利用について

本学の学生であれば誰でも利用できます。

貸出備品・設備等

貸出備品として、ノートパソコン・iPad・プロジェクター・OHC（書画カメラ）・ホワイトボード・BIGPAD（インタラクティブホワイトボード）・大型モニター・デジタルカメラ・ビデオカメラを配置しています。またレーザーポインター・LANケーブル・延長コードの貸出も行っています。なお、コラボレーションコモンズ全域で無線LANが使える環境を整備しています。

場所

千里山キャンパス　総合学生会館メディアパーク　凜風館　１階

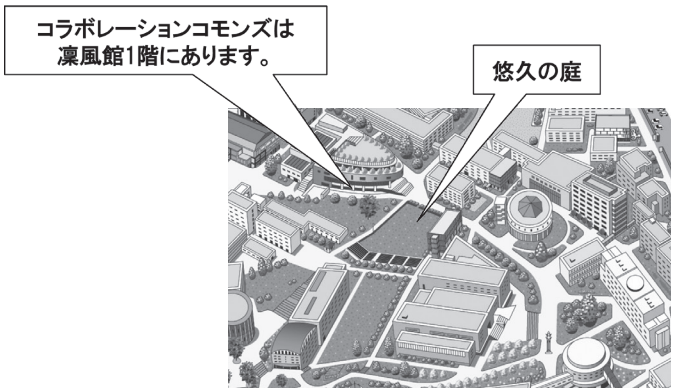

国　際　部

概要

関西大学は、海外40か国・地域の197を超える数の大学と協定を結んでいます。

国際部は、世界各国・地域にある協定校との学生・研究者交流をはじめとして、多様な国際交流活動を展開し、本学のグローバル化を推進しています。

場　　所：第２学舎１号館２階

開室時間：月～土曜日　９：00～17：00

※　英語による開講科目の運営等を行う国際教育支援室は、ソシオネットワーク支援機構・経商研究棟２階にあります。

留学情報の提供

留学プログラムについてのガイダンス・各種イベント情報や、派遣先大学の情報、留学を終えた学生の現地での学習や生活に関するレポート、奨学金についての情報を、冊子版・Web版『GLOBAL NAVI』で紹介しています。

また、各種SNS（LINE、Facebook、Instagram、Twitter）でも随時情報を発信していますので、「関西大学国際部」で検索してください。

留学相談

国際部では、留学カウンセラーが常駐し、留学に関する情報やノウハウを提供し、留学実現に向けての支援やキャリア設計に的確なアドバイスを対面及びオンラインで個別に行っています。

また、留学から帰国した学生が留学アドバイザー（SAPA）として留学相談に応じています。

Mi-Room（マルチリンガルイマージョン学習スペース）

場　　所：第２学舎１号館２階

開室時間：月～土曜日　９：00～17：00

利用方法等：

- 開室時間中は自由に利用可能
  利用する場合は、入退室管理のため学生証（IDカード）を持参してください。
- 様々な国からの学生の交流スペース
- 英語をはじめとした外国語習得のための各種セッション・イベントの実施
  セッション・イベントの開催予定は、Web版『GLOBAL NAVI』や各種SNSで公開しています。
- 各種留学に関する資料の閲覧
  協定校の情報、過年度に交換留学に参加した学生の報告書、留学に関する情報誌、語学習得教材等を配架しています。一部の図書は、貸出も可能です。

外国人留学生の支援

外国人留学生の在留手続、外国人留学生のみが対象となる奨学金の各種手続、学内外での国際交流イベントの実施及び参加受付、学生寮等に関する窓口は、国際部です。その他、日本での生活や本学での学習・生活に関して困った時には、気軽に国際部に相談してください。

博　物　館

概要：50年以上の歴史を誇る文化遺産学の拠点

関西大学博物館は、1954年に故末永雅雄名誉教授が設置した考古学資料室を前身とし、1994年４月「博物館法」による博物館相当施設として簡文館内に開設されました。簡文館（1928年建築、1955年円形部分増築）は2007年７月に登録有形文化財（建造物）に登録され、2018年３月に大阪府指定有形文化財（建造物）に指定されています。

常設展示室は日本の考古学資料を展示し、特別展示室では、企画展や博物館実習展を開催します。2008年３月に竣工した「高松塚古墳壁画再現展示室」では、原寸大の美術陶板で高松塚の壁画を作成し、1972年に発見された当時の石室内部を再現しています。

所蔵資料：約６万点の考古学や歴史学の資料を所蔵し、広く一般にも公開

2011年６月に登録有形文化財（考古資料の部）に登録された「本山コレクション」（元大阪毎日新聞社社長本山彦一氏蒐集資料）と、本学が発掘調査・購入・受贈により収集した考古、歴史、民俗資料等約６万点を収蔵しています。藤井寺市国府遺跡出土の玦状耳飾など15点と天理市出土の石枕は重要文化財に指定されています。

展示公開

開館日：月曜日～土曜日　10：00～16：00（入館は15：30まで）
休館日：日曜・祝日・その他大学の定めた休日
入館料：無料
展示内容の詳細や行事の日程は博物館ホームページでご確認ください。www.kansai-u.ac.jp/Museum/

教育研究活動

所蔵資料は、学内外の研究者によって調査研究に利用されるとともに、考古学実習をはじめとする実物資料教育に利用されています。また、博物館学課程の博物館実習生を受入れ、資料取扱方法や展示などの実習を実施しています。

普及事業

収蔵資料の紹介として、『博物館資料図録』『展示図録』を刊行している他、学術論文、調査報告、資料紹介等を収録した『博物館紀要』や博物館だより『阡陵』を発行し、博物館の情報を公開しています。また、企画展と関連して開催する講演会や「ミュージアム講座」で、博物館情報の発信を行っています。その他、夏休みには小中学生を対象とした体験型行事も実施しています。

国立博物館キャンパスメンバーズ

本学は、京都国立博物館・奈良国立博物館の「キャンパスメンバーズ制度」に入会しており、学生証を提示すれば平常展が無料で何度でも観覧できます。

「キャンパスメンバーズ制度」とは、国立博物館と大学等が連携を図ることによって、博物館が所蔵する文化財を核として、文化や歴史を学ぶ場や機会を学生に提供することを目的としたものです。学習活動や研究、文化活動を行っていく上で、ぜひ、この制度を活用してください。

保健管理センター

健康診断

毎年４月に全学年を対象に定期健康診断を実施しています。これは、学校保健安全法により年１回必ず受診するよう義務づけられているものです。日程については、インフォメーションシステム等でお知らせしますので、必ず指定の日に受診してください。

また、健康診断を受診していないと健康診断証明書の発行ができませんので注意してください。

健康管理

定期健康診断において、病気もしくはその疑いが見つかった場合、本人宛に通知し、保健管理センターにて、保健指導や病院紹介等を行います。

健康相談

健康に関する疑問、悩みごと、心配ごとなどがあれば、医師・保健師・看護師が相談に応じています。

健康診断証明書の発行

卒業見込者は、証明書自動発行機で、卒業見込者以外の方は、保健管理センター事務室で申込を受け付け発行します。進学、留学や就職などで指定用紙による健康診断証明書が必要な場合は、保健管理センター事務室に申し込んでください。特別な検査を必要とする証明書については、日数がかかりますので、余裕を持って申し込んでください。ただし、証明書の内容によっては、保健管理センター事務室では発行できないこともありますので、保健管理センター事務室にご相談ください。なお、発行は、当該年度の定期健康診断を受けていることが原則で、受診していなければ発行できません。

環境衛生

大学の学舎、諸施設などの衛生管理（主として防疫、衛生害虫の駆除・殺菌消毒）及び食品衛生（保健所の指導により食中毒・感染症の予防）などの問題について、その場に応じた指導あるいは助言を行っています。

応急処置

急病やケガの応急処置を行っています。

第一診療所

風邪をひいた、胃腸の調子が悪いなどの日常おこる病気に対する診療を行っています。

なお、第一診療所は保険医療機関として保険診療を行っていますので、受診の際には健康保険証を提示のうえ受診してください。

業務取扱時間

	受付時間
保健管理センター事務室	月～金　９：00～19：00（土は17：00まで）（日・祝日 閉室）
第一診療所	月～金　９：30～12：00、13：30～15：30（土・日・祝日 休診）

（注１）　センターの夏季・冬季・春季の各休業期間中の受付時間（月～金）は17：00まで、定期試験期間中は18：00までとなります。
（注２）　第一診療所では医薬品の院外処方を行っています。

「遠隔地被保険者証」（学生用被保険者証）について

保険診療を受ける際には健康保険証が必要です。下宿や寮生活をしている学生には、各個人の保険証（カード）又は「遠隔地被保険者証」が発行されます。

詳細につきましては、関係先の健康保険組合又は市町村の役所・役場へお問い合わせください。

「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合について

学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」が定められています。医療機関において、以下の感染症の診断を受けた場合、同法に準じ、登校せず療養するよう周知しています。

また、大学が感染状況を把握するために、「学校において予防すべき感染症」と診断された場合には、保健管理センター事務室（TEL 06-6368-1175、メールアドレスhokekan@ml.kandai.jp）に速やかに連絡してください。なお、連絡報告による情報については、第三者への開示をいたしません。

【学校において予防すべき感染症】

	病　　名
第１種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、特定鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１及びＨ７Ｎ９型）、中東呼吸器症候群（MERS）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症
第２種	インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１及びＨ７Ｎ９型を除く）、百日咳、麻しん（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん（三日ばしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第３種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

※詳細については、関西大学ホームページ下段のメニュー/学生生活・キャリア・資格/健康管理（保健管理センター）を参照してください。

誠之館（せいしかん）

概要

誠之館とは、中国古典『中庸』のなかに「誠は天の道なり。誠に之（いたる）は人の道なり。」とあるところからその名称がとられており、みなさんが単に教室ばかりではなく教室外においても、社会性や自立性を養い身につけることを目的として建てられた課外活動施設です。

2号館

1階には多目的会議室、共済会事務局・関大パンセ、ボランティアステーション、2階には各クラブの会議室があります。

3号館

旧館・新館・茶室・別棟からなっており、各クラブ部室・会議室・和室及び音楽練習室等があります。

5号館（凱風館（がいふうかん））

課外体育活動施設であり、凱風館という愛称は、『詩経国風篇』のなかに「凱風（万物を育てるという南風）南より、彼の棘心（いばらの蕾のような固い心、転じて青年の心）を吹く」とあるところからとられています。

ここには体育会各クラブ部室・道場・重量挙練習場・ボクシング練習場・パワージム等があります。

6号館（有鄰館（ゆうりんかん））

各クラブ部室・大小会議室・音楽練習室等があります。

有鄰館という愛称は、論語に「子曰く、徳は孤ならず、必ず鄰有り。」とあるところからとられています。

7号館（新凱風館（しんがいふうかん））

課外体育活動施設であり、体育会各クラブ部室・スポーツ振興グループ・会議室・相撲道場等があります。

8号館（養心館）

課外体育活動施設であり、養心館という愛称は、『孟子』尽心（章句）下篇のなかに「孟子いわく“心を養うは欲を寡（すくな）くするより善（よき）はなし”と。（孟子曰、養心莫善於寡欲。）」とあるところからとられています。

ここには、射撃場・柔道場・剣道場・アーチェリー場があります。

使用について

誠之館に関する使用申込みは、誠之館3号館新館（1階管理人室）・学生センター学生生活支援グループ・スポーツ振興グループにて取り扱っており、使用については、原則として課外活動団体（届出団体）単位とします。

KUシンフォニーホール

概要

舞台設備・照明設備・映写設備等が設置されたホールで、映画会・演奏会・演劇会等各種の催物に広く利用されています。総客席数は362席です。

使用について

KUシンフォニーホールに関する使用申込みは、学生センター学生生活支援グループにて取り扱っており、使用については、原則として課外活動団体（届出団体）単位とします。

総合学生会館（メディアパーク凜風館（りんぷうかん））

概要

「コミュニケーション広場の創出」を基本コンセプトに、１階の学生ラウンジは、学生が快適なキャンパスライフを謳歌し、多くの友と出会い、語り合える場を提供しています。2013年４月からは課外活動及び授業外学習に取り組む学生を支援するために、「コラボレーションコモンズ」を設置しています。２、３階には生活協同組合の食堂ならびに売店、物販、総合サービスカウンター、事務室等があります。また、4階は、学生の課外活動のためにミーティングルーム・和室・小ホール等の施設を備えています。

使用について

総合学生会館に関する使用申込みは、学生センター学生生活支援グループにて取り扱っており、使用については、原則として課外活動団体（届出団体）単位とします。

なお、「コラボレーションコモンズ」の使用については、１階のコンシェルジュまでお問い合わせください。

第４章　関西大学の組織・研究機関など

関西大学の沿革

関西初の本格的法律学校として開校

国会開設を求める自由民権運動が高まり、諸外国との不平等を解消する条約改正が国家的課題だった明治時代、近代的な法典の整備編纂とそれを運用する司法官や代言人（弁護士）を養成するための教育が急務とされました。

大阪で言論活動を展開していた自由民権運動の活動家吉田一士は、時代の要請を敏感に読み取り、児島惟謙大阪控訴院長らの後援を得て、小倉久、鶴見守義らとともに、井上操、堀田正忠、志方鍛、手塚太郎らの若い司法官たちに働きかけ、関西初の本格的な法律学校の設立を計画しました。1886（明治19）年11月４日、大阪西区京町堀の願宗寺に開校した関西法律学校――それが関西大学のルーツです。

市民が自らを守り、治める法律を

校舎はその後、北区河内町の興正寺に移りましたが、向学心に燃える多数の青年が押しかけ、薄暗いランプのもと熱気あふれる授業が続けられました。創立者たちは「法律は市民のものだ。市民は法律によって自らを守らなければならない」と学生たちに説きました。本学に今も語りつがれる「正義を権力より護れ」の言葉にある精神も、こうした伝統から生まれています。

1889（明治22）年、最初の卒業生を世に送った本学は1903（明治36）年、西区江戸堀に校舎を新築、1905（明治38）年には私立関西大学と改称しました。翌1906（明治39）年には北区上福島に学舎を移転、着実に前進を続けました。

旧制大学へ昇格

1922（大正11）年４月には千里山に新学舎が竣成し、同年６月５日に法・商の２学部をもつ大学（旧制）となりました。時の総理事山岡順太郎は「学の実化（じつげ）」の理念をかかげ「公開講座の開設」「海外留学生の派遣」など、斬新な企画を打ち出しました。この理念は、本学の学風として今も受け継がれています。また、1929（昭和４）年には天六学舎の新築に伴い、専門部が福島から移転しました。

新制大学へ転換、着実な前進

第２次大戦が終わり、わが国の教育制度が改革されると、本学は1948（昭和23）年に法・文・経済・商の４学部（各１・２部）からなる新制大学へ転換しました。その後、1950（昭和25）年に新制大学院、1958（昭和33）年に工学部（１部）、1967（昭和42）年に社会学部（１・２部）を設置して躍進をとげました。

関西大学第２世紀にはばたく

時代は平成にうつり、国際化、情報化、開かれた大学をめざしていくなか、1989（平成元）年に国際交流センターを開設し、1994（平成６）年には高槻キャンパスに総合情報学部を設置しました。また、1997（平成９）年にエクステンション・リードセンターを開設し、2000（平成12）年には外国語教育研究機構を設置しています。さらに2004（平成16）年に法科大学院を、2006（平成18）年には会計専門職大学院を設置しました。

2007（平成19）年、政策創造学部を開設し、工学部はシステム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部の３学部に生まれ変わりました。また、2008（平成20）年に大学院心理学研究科を設置しました。

2009（平成21）年、外国語学部と臨床心理専門職大学院（心理学研究科心理臨床学専攻）を設置しました。

2010（平成22）年、高槻ミューズキャンパスに社会安全学部と大学院社会安全研究科、堺キャンパスには人間健康学部をそれぞれ設置し、2012（平成24）年に南千里国際プラザ（留学生別科設置）を開設しました。さらに、2014（平成26）年には大学院人間健康研究科を設置しました。

2016（平成28）年、関西大学は創立130周年を迎え、10月に梅田キャンパスが開設し、11月には記念式典が挙行されました。関西大学はこれまでの伝統を踏まえつつ、未来に向かって発展を続けています。

関西大学年表

1886(明治19)年11月	大阪西区京町堀の願宗寺において関西法律学校を創立、開校
1887(〃 20)年 4月	大阪北区河内町の興正寺に移転
1889(〃 22)年 9月	第１回卒業証書授与式を挙行
1903(〃 36)年12月	大阪市西区江戸堀に校舎が竣成し、移転
1904(〃 37)年 8月	経済学科を増設
1905(〃 38)年 1月	社団法人私立関西大学と改組・改称
1906(〃 39)年 9月	商業学科を増設
12月	大阪市北区上福島に学舎が竣成し、移転
1922(大正11)年 4月	千里山に予科校舎が竣成し、大学部と大学予科を移転
6月	大学令による大学を設立し、法学部と商学部を設置
1924(〃 13)年 4月	商学部に経済学科を増設、専門部に文学科を設置
1929(昭和 4)年 9月	天六学舎が竣成し、専門部を移転
1936(〃 11)年 5月	創立50周年記念式典を挙行
1948(〃 23)年 4月	新制大学に移行し、法・文・経済・商の４学部（各１・２部）を設置
1950(〃 25)年 4月	新制大学院（修士課程）を開設
1951(〃 26)年 5月	東西学術研究所を開設
1953(〃 28)年 4月	大学院（博士課程）を開設
1958(〃 33)年 4月	工学部（１部）を設置
4月	経済・政治研究所を開設
1964(〃 39)年 1月	工業技術研究所を開設（2002年に先端科学技術推進機構へ組織変更）
1967(〃 42)年 4月	社会学部（１・２部）を設置
1975(〃 50)年 4月	大学院を大学院設置基準による「博士課程の大学院」と改組
1984(〃 59)年10月	総合図書館・情報処理センターが竣成
1985(〃 60)年 6月	人権問題研究室を開設
1986(〃 61)年11月	創立100周年記念式典を挙行
1987(〃 62)年 4月	法学研究所を開設
1989(平成元)年10月	国際交流センターを開設（2008年に国際部へ改組）
11月	関西大学100周年記念会館が竣成
1994(〃 6)年 4月	高槻キャンパスに総合情報学部（１部）を設置
4月	第２部が天六から千里山へ移転
4月	関西大学博物館を開設
1997(〃 9)年 4月	エクステンション・リードセンターを開設
2000(〃 12)年 4月	全学共通教育推進機構と外国語教育研究機構（2009年に外国語学部へ改組）を設置
2002(〃 14)年 4月	大学院外国語教育学研究科を設置
2003(〃 15)年 4月	第１部・第２部制を廃止し、昼夜開講制を実施
2004(〃 16)年 4月	法科大学院を設置
4月	文学部は総合人文学科１学科10専修制度に移行（現在、１学科19専修）
2006(〃 18)年 4月	会計専門職大学院を設置
11月	創立120周年記念式典を挙行
2007(〃 19)年 4月	政策創造学部を設置
4月	工学部はシステム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部の３学部に改組
2008(〃 20)年 4月	大学院心理学研究科を設置
4月	ソシオネットワーク戦略研究機構を開設
2009(〃 21)年 4月	外国語学部を設置
4月	臨床心理専門職大学院を設置
2010(〃 22)年 4月	高槻ミューズキャンパスに社会安全学部、大学院社会安全研究科を設置
4月	堺キャンパスに人間健康学部を設置
2011(〃 23)年 4月	大学院東アジア文化研究科とガバナンス研究科を設置
2012(〃 24)年 4月	関西大学南千里国際プラザに関西大学留学生別科を開設
2014(〃 26)年 4月	堺キャンパスに大学院人間健康研究科を設置
2016(〃 28)年10月	梅田キャンパスを開設
11月	創立130周年記念式典を挙行

事務組織図

- 理事会
  - 常任理事会
    - 法人本部
      - 総合企画室
        - 企画管理課
        - 広報課
      - 総務局
        - 秘書課
        - 総務課
        - 法務課
        - 人材開発課
        - 給与・福利厚生課
        - 安全管理課
        - 東京センター
      - 財務局
        - 財務課
        - 出納課
      - 管財局
        - 管財課
      - 初等中等教育事務局
        - 初等中等教育課
        - 第一高等学校・第一中学校・幼稚園事務室
        - 北陽事務室
        - 初等部・中等部・高等部事務室
      - 梅田事務局
        - 梅田キャンパス事務室
    - 大学本部
      - 学長室
        - 学長課
      - 研究推進・社会連携事務局
        - 研究支援・社会連携グループ
        - 研究所事務グループ
        - 先端科学技術推進機構グループ
        - 地域連携・高大連携グループ
      - 国際事務局
        - 国際教育グループ
        - 国際連携グループ
        - 国際プラザグループ
      - 学事局
        - 教務事務グループ
        - 授業支援グループ
        - 学生相談・支援センター事務グループ
        - 学部・大学院事務グループ
      - 高槻事務局
        - 高槻キャンパス事務グループ
        - 高槻ミューズキャンパス事務グループ
      - 堺事務局
        - 堺キャンパス事務室
      - 入試事務局
        - 入試・高大接続グループ
        - 大学院入試グループ
        - 入試広報グループ
      - 学生サービス事務局
        - 学生生活支援グループ
        - 奨学支援グループ
        - ボランティア活動支援グループ
        - スポーツ振興グループ
        - 保健管理センター事務室
      - キャリアセンター事務局
        - キャリアセンター事務グループ
        - キャリアセンター理工系事務グループ
        - エクステンション・リードセンター事務グループ
      - 学術情報事務局
        - 図書館事務室
        - 博物館事務室
        - 出版部出版課
        - 情報推進グループ
        - 情報基盤グループ
    - 監査室

大学の組織の概略

学校法人関西大学

学校法人関西大学は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に基づき、教育を行う事を目的に、次に掲げる学校等を設置しています。

関西大学

大学院：法学、文学、経済学、商学、社会学、総合情報学、理工学、外国語教育学、心理学、社会安全、東アジア文化、ガバナンス、人間健康、法務（法科大学院）、会計（専門職大学院）の15研究科

学　部：法、文、経済、商、社会、政策創造、外国語、人間健康、総合情報、社会安全、システム理工、環境都市工、化学生命工の13学部

別　科：留学生別科（日本語・日本文化教育プログラム進学コース）

研究所：東西学術、経済・政治、先端科学技術推進機構、法学、ソシオネットワーク戦略研究機構の５研究所

関西大学第一高等学校（全日制課程普通科）

関西大学北陽高等学校（全日制課程普通科）

関西大学高等部（全日制課程普通科）

関西大学第一中学校

関西大学北陽中学校

関西大学中等部

関西大学初等部

関西大学幼稚園

関西大学

関西大学にはそれぞれ組織の長が置かれています。

学長は理事会の一員であり、大学の教務を統括するとともに、教務を掌理するため、種々の審議・協議機関を主宰する一方、自らの補佐として副学長、学長補佐、学生センター所長、入試センター所長、キャリアセンター所長、学生相談・支援センター長、図書館長、インフォメーションテクノロジーセンター所長、博物館長等にそれぞれの役割を委任して、教学全体の円滑な運営を図っています。

学部長・研究科長は各学部・研究科を代表し、学長が主宰する学部長・研究科長会議、大学協議会などの構成員として全学的な運営事項についての審議・協議にあたることになっています。このほか、全学的な事項についての専門委員会には、教育推進委員会、研究推進委員会、社会連携委員会、国際委員会等、また、諮問機関として人権問題委員会等があります。

学部及び大学院

学部長が代表する学部には、その学部の教育・研究にかかわる事項、教育課程、学籍事項、学生の補導などについての審議機関として、学部教授会が置かれています。

また、学部長は、自らの職務の円滑な執行を図るための補佐として副学部長、教学主任、入試主任、学生主任をおくとともに、学生の個人相談については、学生が自主的に解決するための助言を行うため学生相談主事を置いています。

本学大学院は博士課程13研究科（法学・文学・経済学・商学・社会学・総合情報学・理工学・外国語教育学・心理学・社会安全・東アジア文化・ガバナンス及び人間健康研究科）、専門職学位課程２研究科（法務及び会計研究科）を設置しており、それぞれの分野での理論や技術について専門的に研究し、有能な技術者や研究者を多数養成しています。また、法科大学院（法務研究科）では、有為な法曹を、会計専門職大学院（会計研究科）では会計人を養成するための高度な教育を行っています。

研究科には、それぞれに研究科委員会（法務及び会計研究科は研究科教授会）が組織され、当該研究科の学事事項、学位の授与の承認に関する事項、教育課程、学籍事項などについての審議を行います。

社会連携部

概要

社会連携部は、関西大学の教育・研究活動の成果を社会で活用するため、６つのセンター及び１つの機構を設置して活動しています。

1　産学官連携センターは、本学の研究活動と社会との連携を図り、官公庁や企業等との共同研究や受託研究の推進､政府の施策プロジェクトに係る申請や機関管理業務を行うと同時に､プロジェクトの円滑な活動をサポートしています。また、各地で開催する各種セミナーの実施や、展示会への出展など研究成果のアピールと技術相談への対応、イノベーション創生センターとの機能連携を行うことにより、本学の研究力と企業の技術力の相互の向上に寄与しています。

2　知財センターは、本学で創出される研究成果を、知的財産として保護し、企業へ技術移転することにより、新技術・新産業の創出や技術の革新などへの活用（社会実装）を目指します。また､「知財インターンシップ」「特許調査セミナー」等の開催を通じて、研究者や学生の知財マインドの向上・人材育成の強化にも取り組んでいます。

3　地域連携センターは、地域社会との連携窓口としての役割を果たすとともに、地域連携に関するノウハウの蓄積、連携活動の具体化を図ります。地方自治体や団体、企業との連携協定の締結や、教育研究活動を通じて連携先の課題解決を目指す地域課題解決型事業の展開を推進しています。また、学内外において多様で特色ある公開講座やセミナーを開催し、本学の教育研究活動の成果を広く社会へ届けることにより、開かれた大学の役割の一翼を担っています。

4　高大連携センターは、大学の重要な使命の一つ「次世代の人材育成」を目標に掲げ、同じ使命を共有する教育委員会、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、支援学校等と連携を図りながら、さまざまな高大連携事業に取り組んでいます。例えば、高校生が「大学の学び」を体験できる出張講義や公開授業、現職の教員を対象とした研修講座、本学学生が教育現場で就業体験を行う「学校インターンシップ」などが挙げられます。これら各種プログラムを通じ、豊かな教育環境の創出と次世代を担う人材の育成を目指しています。

5　イノベーション創生センターは、総合大学の利点を活かした人文・社会・自然科学系の学問分野を融合し、産学官連携活動の飛躍的な活性化となる研究活動の支援と関大発ベンチャーの支援、人材育成などによる本格的なイノベーション創出の拠点となることを目指しています。また、“起業”や企業内の“新規事業立ち上げ”に関するセミナー等を開催するなどアントレプレナーシップ育成プログラムを実施しています。

6　なにわ大阪研究センターは、長年集積してきた豊富な地域研究を学術資産として受け継いでいくこと、総合大学としての特色を活かし、人文科学・社会科学・情報通信学・防災学・理工学等の各分野を統合する「総合科学」の粋を集めて､「大阪を中心とした地域研究のハブ」を形成することを目的としています｡「大阪」に生まれ育まれた大学としての社会的な使命と期待に応えるため、全国、さらには世界に向けて情報を発信する「大阪研究の拠点」としてその充実を図ります。

7　関西大学・大阪医科薬科大学医工薬連環科学教育研究機構は、医学・工学・薬学・看護学を融合した医工薬連環科学分野において、二大学が連携して、大学の使命である教育・研究・社会貢献に取り組んでいます。二大学の特色を活かし、またその協働によって新たな成果を産み、社会へ提供できるよう尽力しています。

場所

産学官連携センター、知財センター：学術フロンティア・コア１階

※研究費機関管理部門は、新関西大学会館南棟２階

地域連携センター、高大連携センター、関西大学・大阪医科薬科大学医工薬連環科学教育研究機構：新関西大学会館南棟３階

イノベーション創生センター：イノベーション創生センター

なにわ大阪研究センター：簡文館（新館）

先端科学技術推進機構

概要

本機構は、工業技術の進歩・発展に寄与することを目的として1964年に設置された調査・研究機関である工業技術研究所を前身とし、2002年４月「先端科学技術推進機構」と名称を変更し、組織を再編成しました。

社会のニーズに応える研究組織として、「N（新物質・機能素子・生産技術）研究部門」「I（情報・通信・電子）研究部門」「B（生命・人間・ロボティクス）研究部門」「E（環境・エネルギー・社会）研究部門」の４研究部門を設けて、それぞれの分野に所属する研究員が各専門分野に対応した研究活動を行っています。また、特定の分野における研究の高度化、深化を目的とした研究センターを設立し、大型プロジェクトや学外共同研究をその傘下で推進しています。「医工薬連携研究センター」は、健康の増進、疾病予防及び診断治療に貢献することを目的とし、「地域再生センター」は、地域再生をテーマとする社会基盤施設の持続的な維持管理、再生に関する研究、地域コミュニティ文化に関する研究を行うことを目的としています。「戦略研究総合センター」は、文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業プロジェクトで培った研究力を基に、新たな研究分野を開拓、発展させることを目的とし、「社会空間情報科学研究センター」は、社会空間情報を正確かつ柔軟に取得する計測技術に関して深く研究し、それらの技術を多様な分野に適用して新たな気づきとなる社会空間情報サービスを開発することを目的としています。「関大メディカルポリマー研究センター」は、文部科学省私立大学研究ブランディング事業に採択された「『人に届く』関大メディカルポリマー（KUMP）による未来医療の創出」プロジェクトを発展させ、大阪医科薬科大学を中心とした医学系研究機関との共同研究等を行い、医療器材の開発と実用化をめざした研究の拠点として設立され、研究成果KUMPの発信により、医療の発展への貢献と本学のブランド力向上を目的としています。

本機構は、本学における研究成果の社会への還元を通じ、社会に向けて広く開かれた研究推進機関としての役割を担うため、受託研究、学外共同研究、起業支援等の産学官連携・協力による事業を積極的に推し進めています。

このように創出された研究成果は、毎年開催する本学の代表的な学術講演会である「関西大学先端科学技術シンポジウム」において発表されるとともに、これらは『研究成果報告書』としてまとめられ、広く社会に発信されています。また、機関誌では『先端機構ニュース（Re:ORDIST）』及び『技苑』、英文による研究者紹介『Researchers in ORDIST』も発行しています。

場所

先端科学技術推進機構（学術フロンティア・コア１階）

利用資格

本機構研究員並びに本機構の研究に従事する学部生及び大学院生

東西学術研究所

概要

本研究所は、「東西両洋文化の学術研究、殊に比較研究を行い世界文化の融合に貢献する」ことを目的として1951（昭和26）年４月に設立されました。

本学教育職員の研究員と他大学等から招いた委嘱研究員、客員研究員が８研究班で、共同研究を行っています。これらの研究成果は、『研究叢刊』、『資料集刊』、『訳注シリーズ』、『索引シリーズ』、『国際共同研究シリーズ』、『研究叢書』、『研究所紀要』、『研究所々報』などの各種刊行物で発表しています。また、海外の研究所や多くの研究者と研究交流を行っており、研究者の招へい、特別講演会や研究会並びに国際シンポジウム等を開催しています。2021（令和３）年度には、創立70周年を迎えます。

また、本研究所では、若手研究者の育成にも留意し、大学院に在籍する院生を対象とする準研究員制度により研究班に大学院生を受け入れてきたほか、大学院教育を修了した若手研究者を対象とした「非常勤研究員」を設け、研究活動を支援しています。

毎年秋には、泊園記念会と大阪府との共催で、社会人の生涯学習の場を広げるべく、「泊園記念講座」を開催しています。（www.kansai-u.ac.jp/Tozaiken/）

場所

児島惟謙館　Ｂ１・１・２階

利用資格

研究員及び教育職員

なお、図書資料を利用したい学部学生の方は、総合図書館の窓口にお申し出ください。大学院学生については直接、研究所事務グループ（児島惟謙館１階）までお越しください。

経済・政治研究所

概要

本研究所は「経済・政治・社会に関する理論及び実態を研究調査し、もって学術文化の発展と人類の福祉に貢献すること」を目的として1958（昭和33）年４月に設立されました。

現代の社会問題をめぐる研究テーマを学際的・国際的に追求するため、2019年度に発足した「自助・共助」研究班・「エキシビションとツーリズム」研究班・「コンピュータ化によるパラダイム変化」研究班・「合意形成と制度」研究班、2020年度に発足した「近代関西経済の発展とアジア・アフリカの国際関係史」研究班、2021年度に発足した「関西ファミリービジネスのBCMと東アジア戦略」研究班の合計６研究班が、総合大学の特徴を活かし、複数学部にまたがる幅広い研究領域の本学教育職員の研究員と学外の委嘱研究員により共同研究を行っています。

これらの研究成果は『研究双書』、『調査と資料』、『セミナー年報』などの各種刊行物で発表し、ホームページ上で公開しています。また、開かれた大学として、社会人の生涯教育のための「公開講座」や「産業セミナー」、さらに各研究班が開催する「公開研究会（公開セミナー）」という形でも広く社会への還元に務めています。
（www.kansai-u.ac.jp/Keiseiken/）

場所

児島惟謙館　Ｂ１・１・２階

利用資格

研究員及び教育職員

なお、図書資料を利用したい学部生及び大学院生は、総合図書館の窓口にお申し出ください。

法学研究所

概要

本研究所は、法学・政治学分野での最先端の研究成果を学内から生み出していくための基盤としての役割を果たすこと、そして、関西法律学校として発足した関西大学の伝統ある法学教育の充実のために、その研究成果をフィードバックしていくことを目的として、1987年（昭和62年）に設立されました。

2021年度現在では、「開発法学の再検討」「相続と取引をめぐる変容」「商行為総則・各則規定」「技術発展をめぐる刑事法の課題」の４つの研究班が研究所の内に設置され、研究活動を行っています。

そこでの研究成果を発展させた一例としては、文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に採択された研究プロジェクト「マイノリティと法――21世紀における『国家と社会』のパースペクティブ」があります。この事業は法学研究所におけるマイノリティ研究の実績を基礎としています。それによって「マイノリティ研究センター」が研究所内に設置されて、精力的な共同研究が進められました。

社会還元活動としては、「公開講座」「特別研究会」を開催しています。これらは、研究者・大学院生・学部生だけでなく、一般の方々にも公開されています。

研究活動・事業活動の成果と記録は、『研究叢書』（各研究班の研究成果）及び『ノモス』（年２回刊）として刊行されています。

本研究所の活動や行事の案内等は、随時研究所ホームページでお知らせしています。
（www.kansai-u.ac.jp/ILS/）

場所

児島惟謙館　Ｂ１・１・２階

利用資格

研究員及び教育職員

なお、図書資料を利用したい学部生及び大学院生は、総合図書館の窓口にお申し出ください。

人権問題研究室

概要

本研究室は、部落問題、人種・民族問題、障害、ジェンダー等、人権にかかわる国内外の諸差別の問題を研究・調査し、大学の内外における基本的人権の確立と、そのための教育、研究の向上に寄与することを目的として、1985年６月に前身である部落問題研究室（1974年４月設立）を改組して設立されました。

研究室には、室長のほか専任教員の研究員と委嘱研究員及び非常勤研究員が、各研究班に所属して、共同で研究・調査を行っています。

その成果は『人権問題研究室紀要』等に発表し、全国の各関係諸機関に配布しています。また、研究室の活動状況や資料の紹介等を『人権問題研究室室報』で行っています。学生・教職員及び一般市民を対象に公開講座も開催しています。

研究室では図書資料室を設けており、人権問題に関する各種資料を収集して、研究員のみならず、全学の教職員・学生の利用に供しています。なお、高槻図書室・ミューズ大学図書館・堺キャンパス図書館においても図書室内に「人権資料コーナー」を設けていますのでご利用ください。

（www.kansai-u.ac.jp/hrs/）

場所

簡文館　３階（東出入口）

利用資格

研究員、教職員及び学生

貸出冊数期間（学生）

３冊２週間（図書館の貸出冊数とは別に借りることができます。）

開館時間

原則として月～金曜日　９：00～17：00

休館日

土曜日、日曜日、祝日、入学試験期間（準備期間含む）、８/11～20、12/26～１/６

ソシオネットワーク戦略研究機構

概要

本機構は、2008年６月に文部科学省の「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」に採択されたことを受けて、同年７月に本学の附置研究機関として設置されました。本機構の目的は、高度な情報通信技術を活用したネットワーク戦略の総合的政策研究を行い、日本を含む世界が直面している社会的課題の解決のための学術的基盤を形成することです。

この目的を達成するために、蓄積した経済行動に関する約122,000の個票データ（RISS経済心理学データアーカイブ）の共同利用や公募研究の拡充を進めているほか、2014年度に設置した「経済実験室」は、3,000名を超える被験者プールを整備した世界有数・日本最大規模に発展しており、更なる共同利用・共同研究の拡大を行っています。

このほかにも、産学官連携、英文査読付学術誌「The Review of Socionetwork Strategies（RSOC）」の発行など、外部有識者や研究者コミュニティからの意見も踏まえて特色ある取り組みを推進しています。

本機構は、2008年10月に、文部科学大臣から私立大学初の「共同利用・共同研究拠点」に新規認定されて以降、継続して認定更新され、研究者コミュニティに開かれた拠点として、学際的かつ実証的な研究を通じて、社会に資する政策の探求と実現に貢献しています。

（www.kansai-u.ac.jp/riss/）

場所

ソシオネットワーク戦略研究機構　１・３～６階

利用資格

研究員及び教育職員

教育後援会

教育後援会とは

教育後援会は、関西大学と家庭との連絡を密にし、学生の勉学向上に資するため、全学生の父母又は保護者が会員となって組織されている団体です。その設立は、大学が未だ旧制時代の1947年６月で、当初は戦災で荒廃したキャンパス復興のため、主として各種の施設・設備や図書の寄贈などを行っていました。その後、学生の教育指導を側面から援助する計画の実現に重点を移し、教育懇談会、就職説明懇談会などの開催、会報『葦』や父母・保護者向け大学ガイドの発行、大学紹介映画の製作など、会員にとって関心の深い事業・行事の実施へと発展させ､｢大学と家庭の心のかけ橋｣として、他大学でも類をみない広汎な活動を行っています。また、これらの活動は設立目的の一つである会員相互の親睦を図ることにも、十分に役立っています。

総会の開催と学部別教育懇談会

教育後援会総会を、毎年１回、５月中旬の日曜日に千里山キャンパス中央体育館において開催し、全国各地から会員である父母又は保護者が多数参集されます。

総会終了後、午後からは、学部主催による学部別教育懇談会が開催されます。これには、学部長をはじめ多数の教職員が出席し、学部教育についての全体説明のほか、学生の学習状況についての個人面談も行われます。

地方教育懇談会の開催

遠隔地に在住の会員である父母又は保護者のために、夏季休業期間を中心に、全国の主要都市で地方教育懇談会を開催しています。この懇談会には、大学から理事長や学長のほか、多数の教職員が出席し、大学の教育方針、学業、学生生活、就職等の諸問題について全般的な説明の後、学部に分かれて、各学部教育の特色についての説明や個人面談が行われます。また同時に、地元自治体やマスコミの後援を得て特別講演なども実施しています。

就職説明懇談会の開催

学生の就職問題の重要性に着目し、会員である父母又は保護者を対象にした就職説明懇談会を開催しています。就職活動を目前に控えた３年次生会員のみならず、２年次生会員を対象にキャリアプランニングセミナーを、さらに１年次生会員を対象にキャリアデザインセミナーを開催するなど、各年次に応じた、きめ細かい懇談会を実施しています。

学生の就職活動ならびにキャリア形成に対する支援

学生のインターンシップ参加などに対する支援に加え、就活生の進路決定の一助となるよう、詳細なスケジュール管理が可能なカレンダーや就職活動に関する基本事項などを網羅した必携手帳『就職活動サポートブック』の発行に対し全面的な支援を行っています。

充実した学生生活に向けた幅広い助成

学生の課外活動の健全な発展やボランティア活動の活性化、グローバル人材の育成に向けた、援助金・振興費を支出しています。

さらに、学生の食育推進に向けた助成の他、「家計急変者給付奨学金」や「新入生歓迎の集い」への助成に加え、教職員の研究活動に対する補助金の助成なども行っています。

会報『葦』の発行

機関誌として会報『葦』を年３回発行し、会員各位に郵送しています。この『葦』は、本会の活動状況をはじめ関西大学の近況を、会員である父母又は保護者の方がたに紹介し、大学が取り組む教育研究活動や人材育成について、より理解していただくことを目的に編集したもので、他にも、会員の方がたから寄せられた随想などを掲載しています。

父母・保護者向け大学ガイド『みちしるべ―関西大学の４カ年―』の発行

会員である父母又は保護者のための大学手引書を発行し、新入生会員にお贈りしています。内容は、カラーグラビア、関西大学のあゆみ（歴史)、学生生活の充実に向けた教育環境・諸制度、教育後援会の紹介、専任教育職員のプロフィルを紹介する先生の横顔などで、関西大学の詳細がわかっていただける冊子です。

映画の製作

広報活動としてだけではなく、貴重な記録を後世に遺すために、飛鳥の史跡を探訪した「飛鳥とともに」や、関西大学創立100周年記念事業の一つである記念映画「関西大学風雪の歴史」並びに「燃ゆる関西大学」（大学との共作)、総会の模様を収録した記録映画「新緑のキャンパス」などの映画を、これまで製作してきました。

現在も、大学紹介映画を毎年改定し、地方教育懇談会など各種行事で上映するとともに、本会ホームページ上でも公開しています。

支部の設置

各地域の会員である父母又は保護者が相互の交流や親睦を図り、大学との連絡を円滑にするための機関として、各都道府県ごとに（会員数の多い地域ではさらに細分化して）支部が設置されています。

各支部では、支部総会や支部役員会を開催して支部運営を図り、とくに地方教育懇談会が開催される支部においては、地域会員の〝かなめ〟の役目を果たしています。

「父母・保護者の窓口」

「父母・保護者の窓口」として学業、就職など学生生活全般の問題についての質問や照会に応じています。

セミナーハウスの運営・利用受付

関西大学には現在、学生の課外授業・課外活動及び教職員の福利厚生施設として、「飛鳥文化研究所・植田記念館」「100周年記念セミナーハウス・高岳館」「白馬栂池高原ロッジ」「六甲山荘」「彦根荘」の５つのセミナーハウスがあります。本会では、学校法人関西大学の委託を受けて、「飛鳥文化研究所・植田記念館」を運営するとともに、他の施設の利用受付も行っています。

「教育振興植田基金」の運営事務

1975年、本会元会長の故植田正路氏の寄付により、「飛鳥文化研究所・植田記念館」が建設されましたが、翌1976年に再度、植田氏から学校法人関西大学に対する多額の寄付があり、この寄付金をもって設置された「教育振興植田基金」の運営委員会事務を、法人の委託を受けて本会が行っています。

「飛鳥史学文学講座」の開催

1975年から毎月１回を基本に、「飛鳥文化研究所・植田記念館」が明日香村と共催して、本学の教授や本学出身の研究者の方がたなどに講師をお願いし、「飛鳥史学文学講座―やまと・あすか・まほろば塾―」を同村中央公民館で開催しています。

入学・卒業記念品の贈呈

新入生及び新入生会員には、入学を記念した品を、卒業生には、卒業証書ファイルなどの卒業を記念した品を贈呈しています。

校　友　会

目的

校友会は、学校法人関西大学が設置する高等学校以上の卒業生全員を会員とし、会員相互の交誼を厚くし、母校の発展に寄与することを目的とする大学の外郭団体で、卒業生の住所管理業務は大学より全面的な委託を受けています。特に2001年度入学生からは、学生全員を学生会員として校友会組織に加えるとともに、学生の学術、スポーツ・文化振興支援に力点を置いています。

本部と組織

校友は、2021年３月末現在で48万人を超え、本部を校友・父母会館内におき、支部を全国都道府県・主要都市及び海外に設置し、その数140以上、職域会・同期会・ゼミOB会・関係校友会・各種団体を含めるとおよそ250団体にのぼっています。

本部には会長・副会長のもとに執行機関である常議員会（70人以内）と、議決機関である代議員会（1,500人程度）があり、常議員会は総務・事業・広報・組織・学生支援・財務の６部に分かれて会務を分掌し、事務局を置いて運営しています。

機関誌『關大』の発行とウェブサイト、SNSの運用

校友会は会の目的達成のため年間を通じて種々の事業を行っていますが、とりわけ機関誌『關大』の発行と校友の住所管理は大きな事業です。『關大』は、母校創立70周年の1955年に創刊、2004年度からは時代のニーズに対応して、それまでの新聞形式からＡ４判カラーの冊子形式に変更、そして2016年度からはより若い世代にも親しんでもらえるよう、誌面の全面リニューアルを行いました。

現在622号（2021年３月）の誌齢を重ねている同誌は、毎回約10万部を発行し、全国的な規模で母校と校友、校友と校友を結ぶネットワークとしての役割を果たしており、学生会員に対しても配付を行っています。

また、タイムリーな情報発信媒体としてウェブサイト、SNSを運用し、広報活動のより一層の充実をはかっています。

校友の住所管理

大学より業務委託を受けている校友の住所管理については、プライバシー保護の観点から、これまでも慎重に取り扱ってきましたが、2005年の個人情報保護法の施行に伴い、「校友会個人情報保護規程」を制定し、更なる個人情報保護の徹底をはかっています。

在学生への支援

2005年度に制定の「学生振興支援基金規程」に定める「功績表彰制度」「給付育英奨学金制度」及び「助成制度」に基づき、学業成績優秀者の表彰をはじめ、学術振興及びスポーツ・文化振興を支援する諸施策を積極的に実施していますが、さらに援助内容を充実させるために、2012年度には常議員会内に学生支援部を設置し、学生への支援を充実させています。活発に活動しています。

評議員の推薦

学校法人関西大学の寄附行為により、校友会は、校友評議員候補者を選出する母体として、候補者の推薦を行うよう定められています。

学則及び諸規程

学　　則（抄）

学部事務取扱規程

学　費　規　程（抜粋）

学部学生留学規程

学部学生留学規程施行細則

図書館利用規程

給付奨学金規程

新入生給付奨学金規程

学部給付奨学金規程

「学の実化」入学前予約採用型給付奨学金規程

大学院入学前予約採用型給付奨学金規程

災害時支援給付奨学金規程

家計急変者給付奨学金規程

国の修学支援新制度導入に伴う給付型奨学金の支給調整に係る規程

交通規制に関する規程

遺失・拾得物等に関する取扱い要領

学　生　規　程

学生懲戒処分規程

誠 之 館 規 程

総合学生会館メディアパーク凜風館・
KUシンフォニーホール使用細則

体育施設使用規程

たかつきアイスアリーナ使用細則

関西大学学則（抄）

制定　昭和23年３月25日

第１章　通　則

（目的）

第１条　関西大学（以下「本大学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）に基づき人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な法学、文学、経済学、商学、社会学、政策学、外国語学、健康学、情報学、安全学、工学、理学等に関し、広く知識を授けるとともに深くその専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

（自己点検及び評価）

第１条の２　本大学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

２　前項の点検項目及び実施体制に関する規定は、別に定める。

（学部及び学科等）

第２条　本大学に次の学部及び学科を置く。

法　学　部
　法学政治学科
文　学　部
　総合人文学科
経　済　学　部
　経　済　学　科
商　学　部
　商　　学　　科
社　会　学　部
　社　会　学　科
　　社会学専攻
　　心理学専攻
　　メディア専攻
　　社会システムデザイン専攻
政策創造学部
　政　策　学　科
　国際アジア学科
外国語学部
　外 国 語 学 科
人間健康学部
　人 間 健 康 学 科
総合情報学部
　総 合 情 報 学 科
社会安全学部
　安全マネジメント学科
システム理工学部
　数　　学　　科
　物理・応用物理学科
　機 械 工 学 科
　電気電子情報工学科
環境都市工学部
　建　築　学　科
　都市システム工学科
　エネルギー・環境工学科
化学生命工学部
　化学・物質工学科
　生命・生物工学科

（学部及び学科の教育研究上の目的）

第２条の２　法学部は、法と政治に関わる幅広い知識と判断力を培うことによって、自律的かつ創造的に思考、行動し、複雑多様で変化の激しい現代社会に柔軟に対応できる人材を育成することを目的とする。

２　文学部は、人文科学の分野において、総合的・学際的な教育研究を行い、人文科学の探究と発展に資するとともに、幅広い教養と深い専門知識を備えた21世紀型市民の育成を目的とする。

３　経済学部は、経済学の基本的原理を学ぶことで国際化と情報化の進展する現代にあって国際社会と地域社会に生じる多様な問題を総合的に理解し、その解決に向けて積極的に貢献することのできる人材を育成することを目的とする。

４　商学部は、経営に対する広い視野と鋭い洞察力を持ち、単なる利益の追求にとどまらず、企業倫理と社会的責任を深く認識した品格ある柔軟なビジネスリーダーを育てることを目的とする。

５　社会学部は、社会学、心理学、メディア及び社会システムデザインに関する理論的・実証的研究教育を行うとともに、人間や社会に関わる専門性と学際性を備えた有能な人材を育成することを目的とする。

６　政策創造学部は、国際関係、政治、経済、経営戦略、法律、地域文化等多様な領域を横断的に学ぶことによって、現代社会の諸問題を、発見する力、解決の方法を見い出す力及びそれを実行・実現する力を養うことを目的とする。

⑴　政策学科は、国際・アジア分野、政治・政策分野、地域・行政分野、組織・経営分野等における社会・人文諸科学を学ぶことにより、現代において複雑に入り組んだ問題を解決するための政策を創造しうる人材を育成することを目的とする。

⑵　国際アジア学科は、多様な歴史と文化を前提とするそれぞれの地域、国家、国際社会の公共政策、法政策及び社会的諸事情を学ぶことにより、国際的通用力を有する人材育成を目的とする。

７　外国語学部は、全学の外国語教育を担うとともに、卓越した外国語力とコミュニケーションスキルを基に、教育界を含む国際社会で活躍できる「外国語のプロフェッショナル」の育成を目的とする。

８　人間健康学部は、人間生活における健康に関わる諸問題について、人文科学・社会科学・自然科学からの学際的アプローチによる理論研究と実習・実践を重視した教育を行い、人間と健康に関する総合的な専門性を持つ人材を育成することを目的とする。

９　総合情報学部は、情報の理論とその意義や機能及び情報と人間・社会との関係について幅広い知識を培うとともに、情報技術を活用して問題の解決を図ることのできる人材の育成を目的とする。

10　社会安全学部は、現代社会の安全を脅かす様々な問題について、学際融合的・実践的な教育研究を行うとともに、安全・安心な社会の構築に寄与できる、幅広い視野と問題解決能力を備えた人材の育成を目的とする。

11　システム理工学部は、安全で質の高い生活を目指して持続的に発展を続けるための高度で信頼できる「しくみ」と「しかけ」を創造できる力量と論理的な思考能力を養い、産業技術や社会に資する有為な人材の育成を目的とする。

⑴　数学科は、現代における様々な事象を分析し抽象化する能力を養い、各々の直面する問題を解決するための数理的構成力、論理的思考力とそれらを的確に表現する能力を持つ人材の育成を目的とする。

⑵　物理・応用物理学科は、科学技術の基盤となっている物理・応用物理学の基幹分野を体系的に学習し、数理的解析法と実験計測法の修得を通して、幅広い分野に応用できる科学的思考力・分析力・創造力の育成を目的とする。

⑶　機械工学科は、社会を支える機械システムの構築・創造に不可欠な物質的機能、エネルギー的機能、情報処理的機能の基本原理の理解と応用技術を修得するとともに、問題発見・思考・解決能力をもった人材の育成を目的とする。

⑷　電気電子情報工学科は、現代社会に不可欠の電気電子、情報、通信のハードウェアとソフトウェア技術を中心に、専門的な知識を修得するとともに、問題発見・思考・解決能力をもった人材の育成を目的とする。

12　環境都市工学部は、都市産業社会における住民生活と生産活動が共生する安全・安心かつ環境に配慮した「まち」空間の創生と再生に関する科学技術の知識と豊かな創造性を備えた人材の育成を目的とする。

⑴　建築学科は、耐震・耐久性に関わる構造、熱・光・音など環境を扱う自然科学分野から、設計・計画、歴史・意匠の人文・社会科学分野にわたる幅広い科目の修得により、高度の理解力と問題解決能力、創造的な感性を備えた人材の育成を目的とする。

⑵　都市システム工学科は、自然環境に調和した都市を創造するため、環境、情報、マネジメント等の視点から、都市システムを計画、設計及び維持管理するために必要な知識と技術を修得し、まちづくりを担う技術者・研究者の育成を目的とする。

⑶　エネルギー・環境工学科は、物理化学、化学工学等の学問を基礎とし、これらに関する演習・実験を通して問題の本質を把

握・解決できる能力を養成し、現代の種々のエネルギー・環境問題に工学的に対処できる技術者・研究者の育成を目的とする。

13　化学生命工学部は、「もの」と「いのち」の共生を図る科学技術の開発と創成を目指し、人類と環境に貢献できる新素材・新物質の創出と目的物質の製造プロセスの構築を志す、独創的なものづくり能力を持つ人材の育成を目的とする。

(1)　化学・物質工学科は、分子、高分子、マテリアル及び生体関連物質の合成、反応、製造、加工等に関わる専門的な知識と能力を身に付けるとともに、これら物質の構造・機能に関する学理と技能も修得し、創造性豊かな人材の育成を目的とする。

(2)　生命・生物工学科は、食品・生命・医療・環境に関する諸問題に対応可能な知識と技術を持つ人材を育成するために、講義と実験を通して、生命現象を細胞内反応や生体分子の作用として理解させ、幅広い生命科学・生物工学の技法の修得を目的とする。

(収容定員等)

第３条　本大学の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部及び学科名		入学定員	編入学定員	収容定員
法学部	法学政治学科	715名		2,860名
	計	715名		2,860名
文学部	総合人文学科	770名 (初等教育学専修50名を含む。)		3,080名 (初等教育学専修200名を含む。)
	計	770名		3,080名
経済学部	経済学科	726名		2,904名
	計	726名		2,904名
商学部	商学科	726名		2,904名
	計	726名		2,904名
社会学部	社会学科			
	社会学専攻	198名		792名
	心理学専攻	198名		792名
	メディア専攻	198名		792名
	社会システムデザイン専攻	198名		792名
	計	792名		3,168名
政策創造学部	政策学科	250名		1,000名
	国際アジア学科	100名		400名
	計	350名		1,400名
外国語学部	外国語学科	165名		660名
	計	165名		660名
人間健康学部	人間健康学科	330名 (福祉と健康コース80名を含む。)		1,320名 (福祉と健康コース320名を含む。)
	計	330名		1,320名
総合情報学部	総合情報学科	500名	30名	2,090名
	計	500名	30名	2,090名
社会安全学部	安全マネジメント学科	275名		1,100名
	計	275名		1,100名
システム理工学部	数学科	33名		132名
	物理・応用物理学科	66名		264名
	機械工学科	220名		880名
	電気電子情報工学科	182名		728名
	計	501名		2,004名
環境都市工学部	建築学科	105名		420名
	都市システム工学科	132名		528名
	エネルギー・環境工学科	88名		352名
	計	325名		1,300名
化学生命工学部	化学・物質工学科	242名		968名
	生命・生物工学科	105名		420名
	計	347名		1,388名

(修業年限)

第４条　本大学学部の修業年限は、４年とする。ただし、在学年数８年を超えることはできない。

(外国人留学生)

第５条　本大学は、外国人留学生の入学を許可することができる。

２　外国人学部留学生に関する規定は、第７章に定める。

(委託生、聴講生及び科目等履修生)

第６条　本大学に委託生、聴講生及び科目等履修生の制度を置く。

２　委託生、聴講生及び科目等履修生に関する規定は、第８章に定める。

(大学院)

第７条　本大学に大学院を置く。

２　大学院に関する学則は、関西大学大学院学則に定める。

(留学生別科)

第７条の２　本大学に留学生別科を置く。

２　留学生別科に関する規定は、関西大学留学生別科規程に定める。

(附置機関)

第８条　本大学に次の機関を附置する。

(1)　関西大学図書館

(2)　関西大学博物館

(3)　関西大学インフォメーションテクノロジーセンター

(4)　関西大学経済・政治研究所

(5)　関西大学東西学術研究所

(6)　関西大学先端科学技術推進機構

(7)　関西大学法学研究所

(8)　関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構

２　前項各号の機関に関する規定は、第10章に定める。

(附置施設)

第９条　本大学に次の施設を附置する。

(1)　関西大学保健管理センター

(2)　関西大学学生寮

２　前項各号の施設に関する規定は、第11章に定める。

第２章　学年、学期及び休業日

（学年）

第10条　本大学の学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（学期）

第11条　学年は、次の２学期に分ける。

春学期　４月１日から９月20日まで

秋学期　９月21日から翌年３月31日まで

（休業日）

第12条　休業日は、次のとおりとする。

⑴　日曜日

⑵　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

⑶　本大学記念日

昇格記念日　　６月５日

創立記念日　　11月４日

⑷　夏季休業　　７月29日から９月20日まで

⑸　冬季休業　　12月21日から翌年１月７日まで

⑹　春季休業　　３月21日から３月31日まで

２　必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第３章　教育課程

（授業の種類と方法）

第13条　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

２　教授会が必要と認めた場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項に規定する授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

３　前項の授業の方法により修得する単位数は、卒業に必要な単位のうち60単位を超えないものとする。

（授業科目）

第13条の２　各学部（外国語学部、総合情報学部及び社会安全学部を除く。）の授業科目は、共通教養科目、外国語科目及び専門教育科目に分け、４学年に配当する。

２　外国語学部の授業科目は、共通教養科目、基礎科目、教養外国語科目、専門外国語科目及び専門教育科目に分け、４学年に配当する。

３　総合情報学部の授業科目は、導入科目、基礎科目、共通教養科目、外国語科目、基幹科目、展開科目、実習科目、演習科目及び教職・その他の科目に分け、４学年に配当する。

４　社会安全学部の授業科目は、基礎科目群、専門科目群、統合科目群及び自由科目群に分け、４学年に配当する。

５　学年度によっては、教授会の議に基づき開講しない授業科目又は特別に開講する授業科目がある。

（単位数計算）

第14条　授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。

⑴　講義は、原則として毎週１時間15週の授業をもって１単位とする。

⑵　外国語科目は、原則として毎週２時間15週の授業をもって１単位とする。

⑶　演習は、原則として毎週１時間15週又は毎週２時間15週の授業をもって１単位とする。

⑷　実習及び製図は、原則として毎週２時間15週又は毎週３時間15週の授業をもって１単位とする。

⑸　実験は、原則として毎週３時間15週の授業をもって１単位とする。

⑹　前各号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数は、前各号に規定する基準を考慮して定める。

（共通教養科目）

第15条　共通教養科目（人間健康学部、総合情報学部及び社会安全学部を除く。）は、第18条の規定に基づき20単位以上を修得しなければならない。ただし、社会学部は16単位以上を、政策創造学部は10単位以上を、外国語学部は12単位以上を修得するものとする。

２　前項の授業科目及び単位数等は、別表第１に定めるとおりとする。

（外国語科目）

第16条　各学部（外国語学部を除く。）の外国語科目は、第18条の規定に基づき16単位以上を修得しなければならない。ただし、総合情報学部は14単位以上、社会学部、社会安全学部、システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部は12単位以上、人間健康学部は８単位以上を修得するものとする。

第17条　削除

（授業科目名称及び単位数等）

第18条　各学部の授業科目の名称、単位数及び卒業要件等は、別表第２から別表第14までに定めるとおりとする。

（他学部履修）

第19条　学生が所属以外の他の学部の授業科目の履修を希望するときは、当該学部長の許可を得なければならない。

（教職課程）

第20条　各学部にそれぞれの教育課程に応じた中学校及び高等学校の教育職員免許状授与の所要資格を取得させるための課程を置く。

２　前項の免許状の種類は、別表第15に定めるとおりとする。

３　第１項の授業科目及び単位数等は、第18条に定めるとおりとする。

（司書等の資格及び受験資格課程）

第21条　司書、司書教諭、学芸員及び社会教育主事の資格取得並びに社会福祉士受験資格の取得に必要なそれぞれの授業科目及び単位数等は、別表第16に定めるとおりとする。

（履修届）

第22条　学生は履修しようとする授業科目を選択し、指定期間内に履修届を所属学部長に提出しなければならない。

（他大学授業科目等の履修及び単位認定）

第22条の２　本大学が協定又は認定する他の大学（外国の大学を含む。）の授業科目の履修を希望する者があるときは、教授会が教育上有益であると認めた場合に限り、これを許可することができる。

２　文部科学大臣が定める学修であって教授会が教育上有益と認めた場合については、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

３　前２項の規定により修得した単位は、教授会の議を経て60単位を超えない範囲で本大学において修得したものとみなすことができる。

（入学前の既修得単位等の認定）

第22条の３　学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、教授会が教育上有益と認めた場合に限り、本大学において修得したものとして認定することができる。

２　学生が入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修は、教授会が教育上有益と認めた場合に限り、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

３　前２項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編・転入学の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、前条第３項の規定により修得したものとみなす単位と合わせて、60単位を超えないものとする。

第４章　試験、卒業及び学位

（試験）

第23条　試験は、履修した科目について春学期末又は秋学期末に行う。ただし、教授会において平常成績をもって試験に代えることを認められた授業科目は、この限りでない。

２　前項の定期試験のほか、教授会の議を経て臨時に試験を行うことがある。

３　正当な理由により受験できなかった者には、教授会で認められた限度内において追試験を行うことがある。

（試験の方法）

第24条　試験の方法は、筆記試験による。ただし、授業科目によっては、論文提出をもって試験に代えることがある。

２　履修した科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

（成績）

第25条　試験の成績は100点をもって満点とし、60点未満を不合格とする。その評点は、次のとおり定める。

100点～90点	秀	合格
89点～80点	優	
79点～70点	良	
69点～60点	可	
59点以下		不合格

（学位）

第26条　本大学に４年以上在学して所定の課程を履修し、かつ、その試験に合格した者には、卒業を認め、学士の学位を授与する。

２　学士の学位は、卒業した学部に応じて、次のとおりとする。

法学部	学士（法学）
文学部	学士（文学）
経済学部	学士（経済学）
商学部	学士（商学）
社会学部	学士（社会学）
政策創造学部	学士（政策学）
外国語学部	学士（外国語学）
人間健康学部	学士（健康学）
総合情報学部	学士（情報学）
社会安全学部	学士（学術）
システム理工学部	学士（工学又は理学）
環境都市工学部	学士（工学）
化学生命工学部	学士（工学）

３　前項の規定にかかわらず、第48条に規定する特別編入学生としてウェブスター大学との協定に基づく所定の課程を修了した者には、学士（教養）の学位を授与する。

４　学位及びその授与等に関する規定は、関西大学学位規程に定める。

（早期卒業）

第26条の２　前条第１項の規定にかかわらず、本大学に３年以上在学した者が、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと教授会が認める場合は、卒業を認め、学士の学位を授与することができる。

２　前項の規定による早期卒業の認定に関する規定は、別に定める。

第５章　入学、編入学、転入学、留学、休学及び退学

（入学時期）

第27条　入学時期は、毎学年の始めとする。ただし、外国人留学生、帰国生徒その他教授会が認めた者を秋学期から入学させることができる。

（入学資格）

第28条　本大学の学部第１年次に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　高等学校又は中等教育学校を卒業した者

⑵　通常の課程による12年の学校教育を修了した者

⑶　外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

⑷　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

⑸　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

⑹　文部科学大臣の指定した者

⑺　文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

⑻　文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

⑼　本大学において、個別の入学資格審査により、第１号及び第２号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学試験）

第29条　入学を志願する者に対しては、入学試験を行う。

（入学の出願）

第30条　入学を志願する者は、第42条に規定する入学検定料を添えて、次の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

⑴　入学願書

⑵　出身学校長作成の調査書

⑶　最近３カ月以内に撮影した写真

⑷　その他出願に必要な書類

（入学手続）

第31条　第29条の結果に基づき入学を許可された者は、第43条に規定する入学金その他の学費を添えて、次の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

⑴　誓約書

⑵　在学保証書

⑶　その他入学に必要な書類

（保証人）

第32条　保証人は父母又は近親者とし、保証する学生が在学中誓約を守ることについて、責任を負わなければならない。

２　死亡その他の理由によって保証人に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

（編入学及び転入学）

第33条　編入学又は転入学を志願する者があるときは、試験を行い教授会の議を経て相当年次に入学を許可することがある。

２　前項の規定により入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　大学に１年以上在学し、所定の単位を修得した者

⑵　短期大学又は高等専門学校を卒業した者

⑶　専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

⑷　高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条第１項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

⑸　本大学において、相当の年齢に達し、前３号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者

３　前項の規定にかかわらず、ウェブスター大学との協定に基づく編入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て第48条に規定する特別編入学生として入学を許可する。

第34条　削除

（大卒者の編入学）

第35条　第33条の規定にかかわらず、大学を卒業した者が他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志願するときは、試験を行い教授会の議を経て相当年次に入学を許可することがある。この場合において、同一学部の他の学科の範囲は、教授会の議を経てその都度決定する。

（留学）

第35条の２　本大学は、本大学の協定又は認定する外国又は国内の大学へ留学を希望しようとする者を教授会の議を経て留学させることができる。

２　前項の規定による留学の期間のうち第４条に規定する修業年限に算入することができるのは、原則１年とする。ただし、教授会が特に必要と認めたときは、２年まで算入することができる。

３　外国の大学への留学に関する規定は、関西大学学部学生留学規程に定める。

（休学）

第36条　病気その他やむを得ない理由により休学しようとするときは、その事実を証明する書類を添えて、保証人連署の上、休学願を所属学部長に提出し、教授会の議を経て休学の許可を得なければならない。

２　休学期間は、在学年数に算入しない。

３　休学期間中は、学校法人関西大学学費規程（以下「学費規程」という。）に定める所定の学費を納入しなければならない。

４　休学に関する規定は、関西大学学部事務取扱規程に定める。

（復学）

第37条　休学した者が、復学を希望するときは、保証人連署の復学願を所属学部長に提出し、教授会の議を経て復学することができる。

２　復学に関する規定は、関西大学学部事務取扱規程に定める。

（退学）

第38条　病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、保証人連署の退学願に学生証を添えて、所属学部長に提出しなければならない。

２　退学に関する規定は、関西大学学部事務取扱規程に定める。

（再入学）

第39条　退学した者が、再入学を希望するときは、保証人連署の

再入学願を当該学部長に提出し、教授会の議を経て再入学することができる。
2　再入学に関する規定は、関西大学学部事務取扱規程に定める。
（処分）
第40条　学生であって本大学の学則及び諸規程に違反し、またその他学生の本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学生を退学、停学又は譴責の処分に付する。
2　懲戒処分に関する手続は、関西大学学生懲戒処分規程に定める。
（処分の退学）
第41条　前条の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
⑴　性行不良で改善の見込みがないと認められる者
⑵　学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
⑶　正当な理由がなくて出席常でない者
⑷　大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第６章　入学検定料、入学金及び授業料

（入学検定料）
第42条　本大学に入学を志願する者は、第30条に規定する手続を行うと同時に学費規程に定める入学検定料を納めなければならない。
（学費）
第43条　入学又は編入学若しくは転入学を許可された者は、学費規程に定める入学金及び授業料を所定の期日までに納めなければならない。
（納入期日等）
第44条　学費の納入期日は、学費規程に定める。
2　前項の納入は、所定の手続を経て延納又は分納とすることができる。
3　前項の延納及び分納に関する規定は、学費規程に定める。
（学費の返還）
第45条　既に納めた学費その他は、返還しない。
2　入学許可を得た者で、入学日の前日（４月入学のときは３月31日、９月入学のときは９月20日）までに入学手続の取消しを願い出たものについては、入学金を除く学費を返還することがある。
（除籍）
第46条　所定の期日までに学費を納入しなかった者が、指定された納入期間内に滞納学費を納入しないときは除籍にする。
2　除籍に関する規定は、関西大学学部事務取扱規程に定める。
3　第１項の納入期間に関する規定は、学費規程に定める。
（復籍）
第46条の２　除籍となった者が、復籍を希望するときは、保証人連署の復籍願を当該学部長に提出し、教授会の議を経て復籍することができる。
2　復籍に関する規定は、関西大学学部事務取扱規程に定める。

第７章　外国人学部留学生、特別編入学生及び特別聴講学生

（外国人学部留学生）
第47条　外国人であって、外国において通常の課程による12年の学校教育を修了した者又はこれと同等以上の資格ある者が、本大学学部に入学を志願するときは、日本政府、日本政府の承認した外国政府若しくは日本駐在の外国公館の発行した身分証明書又はこれに準ずる証明書のある者に限り、選考の上、許可することがある。
2　前項の外国人学部留学生に対しては、第13条の２に規定する授業科目のほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置く。
（特別編入学生）
第48条　ウェブスター大学との協定に基づく編入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て特別編入学生として入学を許可する。
（特別聴講学生）
第48条の２　他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協定に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

第８章　委託生、聴講生及び科目等履修生

（委託生の定義）
第49条　本学則において委託生とは、公共団体又はその他の機関からの委託に基づき、第28条、第33条及び第35条の規定によらないで、本大学において学習を許可された者をいう。
（委託生の選考等）
第50条　前条の入学を志願する者があるときは、正規学生の学習に妨げのない限り、学部長は教授会の議を経て許可することができる。
2　委託生の教育課程及びその単位は、委託者の希望を考慮し、教授会においてその都度決定する。
（聴講生及び科目等履修生の定義）
第51条　本学則において聴講生及び科目等履修生とは、第28条、第33条、第35条、第48条、第48条の２、及び第49条の規定によらないで、本大学において学習を許可された者をいう。
（聴講生及び科目等履修生の選考等）
第52条　前条の入学を志願する者があるときは、正規学生の学習に妨げのない限り、選考の上、学部長は教授会の議を経て許可することができる。
2　聴講生及び科目等履修生の授業科目は、一学年度について、その都度教授会において決定する。
第53条　削除
（委託生、聴講生及び科目等履修生の取扱い）
第54条　委託生、聴講生及び科目等履修生に関する規定は、それぞれ関西大学委託生取扱規程、関西大学聴講生取扱規程及び関西大学科目等履修生取扱規程に定める。
（学則の準用）
第55条　委託生及び聴講生には第４条、第18条、第24条第２項及び第26条を除き、科目等履修生には第４条、第18条及び第26条を除き、本学則の規定を準用する。

第９章　職員組織

（職員）
第56条　本大学に教育職員、事務職員及びその他の職員を置く。
（教育職員）
第57条　教育職員を分けて、教授、准教授、講師及び助教とする。
（講義担当）
第58条　講義は、原則として教授、准教授、講師及び助教が担任する。
（学長及び学部長）
第59条　本大学に学長及び学部長を置く。
2　学長は、大学の教務を統括し、最終的な決定を行う。
（事務職員）
第60条　学部等の教育・研究を支援し、その事務を処理するため、事務職員を置く。
（教授会）
第61条　各学部に教授会を置く。
2　教授会は、その学部に属する専任の教授をもって組織する。ただし、教授会の組織には、専任の准教授、講師及び助教を加えることができる。
3　教授会は、その学部に関する事項の審議に当たる。
4　教授会に関する規定は、各学部の教授会規程に定める。
第61条の２　削除
（学部長・研究科長会議）
第61条の３　本大学に学部長・研究科長会議を置く。
2　学部長・研究科長会議に関する規定は、関西大学学部長・研究科長会議規程に定める。
（大学協議会）
第62条　本大学に大学協議会を置く。
2　大学協議会に関する規定は、関西大学大学協議会規程に定める。
第63条　削除
第64条　削除

第10章　図書館、博物館、インフォメーションテクノロジーセンター、研究所、先端科学技術推進機構及びソシオネットワーク戦略研究機構

（図書館）

第65条　本大学に図書館を置く。

2　図書館は、学術情報の中枢機能を担い、大学が教育及び研究を促進するのに必要な資料を収集、整理、保存及び提供することを目的とする。

3　図書館に関する規定は、別に定める。

（博物館）

第65条の２　本大学に博物館を置く。

2　博物館は、考古学、歴史学、民俗学、美学･美術史、産業技術･技術史、自然科学等の資料並びに図書等の収集、整理、保管、展示及び調査研究活動を行い、大学における教育及び研究の発展のために寄与することを目的とする。

3　博物館に関する規定は、関西大学博物館規程に定める。

（インフォメーションテクノロジーセンター）

第65条の３　本大学にインフォメーションテクノロジーセンターを置く。

2　インフォメーションテクノロジーセンターは、高度な情報通信技術を用いて、教育・研究及び業務（学校法人の業務を含む。）を支援し、教育・研究の充実及び事務能率の向上に資することを目的とする。

3　インフォメーションテクノロジーセンターに関する規定は、関西大学インフォメーションテクノロジーセンター規程に定める。

（経済・政治研究所）

第66条　本大学に経済・政治研究所を置く。

2　経済・政治研究所は、経済、政治、社会に関する理論及び実態を研究調査し、もって学術文化の発展と人類の福祉に貢献することを目的とする。

3　経済・政治研究所に関する規定は、関西大学経済・政治研究所規程に定める。

（東西学術研究所）

第67条　本大学に東西学術研究所を置く。

2　東西学術研究所は、東西両洋文化の学術研究、殊に比較研究を行い、世界文化の融合に貢献することを目的とする。

3　東西学術研究所に関する規定は、関西大学東西学術研究所規程に定める。

（先端科学技術推進機構）

第68条　本大学に先端科学技術推進機構を置く。

2　先端科学技術推進機構は、先端科学技術を推進し、もって人類の福祉の向上と地球環境の保全に貢献することを目的とする。

3　先端科学技術推進機構に関する規定は、関西大学先端科学技術推進機構規程に定める。

（法学研究所）

第69条　本大学に法学研究所を置く。

2　法学研究所は、立法、司法、行政に関する理論、政策及び実態を総合的に研究調査し、もって市民の法生活の向上と法文化の発展に寄与することを目的とする。

3　法学研究所に関する規定は、関西大学法学研究所規程に定める。

（ソシオネットワーク戦略研究機構）

第69条の２　本大学にソシオネットワーク戦略研究機構を置く。

2　ソシオネットワーク戦略研究機構は、国公私立大学を通じた共同研究の促進及び研究者ネットワークの構築並びに学術資料等の共同利用の促進等を行うため、高度な情報通信技術を活用したネットワーク戦略の総合的政策研究を行い、優れた研究体制の構築と研究基盤を形成し、世界が直面する社会的課題を解決することを目的とする。

3　ソシオネットワーク戦略研究機構に関する規定は、関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構規程に定める。

第11章　保健管理センター及び学生寮

（保健管理センター）

第70条　本大学に教職員及び学生の保健管理並びに診療業務を行うため、保健管理センターを設ける。

2　保健管理センターに関する規定は、保健管理規程(就)に定める。

（学生寮）

第71条　本大学に学生の便宜のため学生寮を設け、一定数の学生を収容する。

2　学生寮に関する規定は、関西大学学生寮規程、関西大学南千里国際プラザ留学生寮規程及び関西大学南千里国際学生寮規程に定める。

附　則

本学則は、昭和23年４月１日から施行する。

（省略）

附　則

本学則は、2021年４月１日から施行する。ただし、第13条第３項及び別表第11の規程は、2020年度以前の入学生にも適用する。

関西大学学部事務取扱規程

制定　平成６年１月28日

第１章　総　則

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学学則（以下「学則」という。）の規定に基づき、学部事務取扱に関する必要な事項を定めるものとする。

（学生証）

第２条　学生に、関西大学（以下「本学」という。）の学生であることを証明する学生証を交付する。

2　学生は、学生規程第３条の規定に基づき、学内外において学生証を常に携帯しなければならない。

3　学生証を紛失したときは、学生規程第５条の規定に基づき、直ちに所管窓口に届け出て、再交付を受けなければならない。

（学籍番号）

第３条　入学と同時に学生に学籍番号を付与する。

2　学生の在学中における全ての事務は、この学籍番号によって処理する。

第２章　休学、復学、退学、再入学、除籍及び復籍

第１節　休学

（休学手続）

第４条　病気その他やむを得ない理由により休学しようとするときは、学則第36条第1項の規定に基づき、その事実を証明する書類を添えて、保証人連署の上、休学願を所属学部長に提出し、教授会の議を経て休学の許可を得なければならない。

2　前項の休学願は、休学しようとする学期の５月31日又は10月31日までに提出しなければならない。

3　前項の規定にかかわらず、当該学期の学費を納入している場合は、次の期日まで休学手続をとることができる。

春学期に休学するとき　７月30日

秋学期に休学するとき　１月30日

（休学期間）

第５条　休学期間は、休学を許可された日からその学期の末日までとする。

（休学延長の手続期間）
第６条　次学期も引き続き休学を希望する者は、休学期間中の８月28日から９月10日又は３月１日から３月14日までに第４条第１項に規定する手続を行わなければならない。
（休学の可能期間）
第７条　休学期間は、通算して４学期以内とする。ただし、在学年数に算入されない学期が通算して４学期を超えるときは、休学を許可しない。
２　前項の規定にかかわらず、教授会が相当と認める特段の事情があるときは、在学年数に算入されない学期が通算して６学期を超えない範囲で、休学を許可することがある。
（休学期間と在学年数）
第８条　学則第36条第２項の規定に基づき、休学期間を含む学期は在学年数に含めない。
（休学期間の学費）
第９条　学則第36条第３項の規定に基づき、休学期間中は、学校法人関西大学学費規程（以下「学費規程」という。）に定める所定の学費を納入しなければならない。
２　前項における所定の学費は、次のとおりとする。
⑴　春学期の休学を希望し、５月31日までに休学願を提出したときは、休学在籍料
⑵　秋学期の休学を希望し、10月31日までに休学願を提出したときは、休学在籍料
⑶　前２号に当てはまらないときは、当該学期の学費
第２節　復学
（復学手続）
第10条　休学した者が復学を希望するときは、学則第37条第１項の規定に基づき、保証人連署の復学願を所属学部長に提出し、教授会の議を経て復学することができる。
（復学の手続期間）
第11条　前条の復学願は、休学期間中の８月28日から９月10日まで又は３月１日から３月14日までに提出しなければならない。
２　病気等によって休学した者が復学を希望するときは、本学保健管理センターが作成する「診断書」を添付しなければならない。
（復学の時期）
第12条　復学の時期は、学期の始めとする。
（復学の制限）
第13条　休学している学期内に復学することはできない。
（復学者の学費）
第14条　復学した者は、復学した学期から学費規程に定める学費を納入しなければならない。
第３節　退学
（退学手続）
第15条　病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、学則第38条第１項の規定に基づき、保証人連署の退学願に学生証を添えて、所属学部長に提出しなければならない。
（未手続者の退学）
第16条　休学している者が、学則第36条第１項に規定する休学の手続又は学則第37条第１項に規定する復学の手続を行わなかったときは、その学期末日の９月20日又は３月31日をもって退学にする。
（在学年数超過者の退学）
第17条　在学年数が８年で卒業できない者は、その学期末日の９月20日又は３月31日をもって退学にする。
（処分退学）
第18条　学則第41条に規定する者は、学則第40条の規定に基づき、教授会の議を経て退学処分に付する。
（在学年数との関連）
第19条　退学となった学期は、在学年数に含めない。
第４節　再入学
（再入学手続）
第20条　第15条又は第16条によって退学した者が再入学を希望するときは、学則第39条第１項の規定に基づき、保証人連署の再入学願を当該学部長に提出し、教授会の議を経て再入学することができる。
（再入学の手続期間）
第21条　前条の再入学願は、再入学を希望する前学期の８月28日から９月10日まで又は３月１日から３月14日までに提出しなければならない。
（再入学の時期）
第22条　再入学の時期は、学期の始めとする。
（再入学の制限）
第23条　退学になった学期内の再入学は、許可しない。
２　在学年数に算入されない学期が通算して４学期を超えるときは、再入学を許可しない。
（再入学金の納入）
第24条　再入学を許可された者は、許可された日から再入学を希望する前学期末日の９月20日又は３月31日までに学費規程に定める再入学金を納入しなければならない。
２　再入学を許可された者が、前項に規定する期日までに再入学金を納入しないときは、再入学を取り消す。
第５節　除籍
（除籍）
第25条　所定の期日までに学費を納入しなかった者が、指定された納入期間内に滞納学費を納入しないときは、学則第46条の規定に基づき、除籍にする。
（除籍日）
第26条　前条の除籍日は、春学期を７月31日、秋学期を１月31日とする。
（在学年数との関連）
第27条　除籍期間を含む学期は、在学年数に含めない。
第６節　復籍
（復籍手続）
第28条　除籍となった者が復籍を希望するときは、学則第46条の２の規定に基づき、保証人連署の復籍願を当該学部長に提出し、教授会の議を経て復籍することができる。
（復籍の手続期間）
第29条　前条の復籍願は、復籍を希望する前学期の８月28日から９月10日まで又は３月１日から３月14日までに提出しなければならない。
（復籍の時期）
第30条　復籍の時期は、学期の始めとする。
（復籍の制限）
第31条　除籍になった学期内の復籍は許可しない。
２　在学年数に算入されない学期が通算して４学期を超えるときは、復籍を許可しない。
（復籍料の納入）
第32条　復籍を許可された者は、許可された日から復籍を希望する前学期末日の９月20日又は３月31日までに学費規程に定める復籍料を納入しなければならない。
２　復籍を許可された者が、前項に規定する期日までに復籍料を納入しないときは、復籍を取り消す。

第３章　学費納入と試験の関連

（学費と試験）
第33条　学費を滞納している者は、指定された納入期間内に滞納学費を納入しない限り、受験した科目の単位認定は行わない。
２　前項の納入期間及び学費は、学費規程に定める。

第４章　転学部及び学士入学

第34条及び第35条　削除
（転学部等）
第36条　他の学部、他の学科又は他の専攻へ転学部、転学科又は転専攻を希望する者は、転入学試験を受けなければならない。
２　前項の試験に合格し、所定の手続を完了すれば、転籍したものとする。
３　第１項の試験は、在籍のまま受験することができる。
（学士入学）
第37条　本学の学部を卒業した者が、他の学部又は他の学科へ編入学を志望するときは、その学部が定める編入学試験を受けなければならない。
（修業年限）
第38条　編入学又は転入学をした者の修業年限は、次のとおりとする。
⑴　第２年次に入学した者　３年
⑵　第３年次に入学した者　２年
⑶　第４年次に入学した者　１年

（在学年数）
第39条　編入学又は転入学をした者は、次に規定する年数を超えて在学することができない。
⑴　第２年次に入学した者　７年
⑵　第３年次に入学した者　６年
⑶　第４年次に入学した者　２年
（在学年数超過）
第40条　前条に規定する在学年数で卒業できない者は、その学期末日の９月20日又は３月31日をもって退学にする。

第５章　願書、届書及び証明書

（願書）
第41条　本学で定める願書は、次のとおりとする。
⑴　休学願
⑵　復学願
⑶　退学願
⑷　再入学願
⑸　復籍願
⑹　学費延納願
⑺　学費分納願
⑻　学生証再交付願
⑼　追試験受験願
⑽　団体旅行証明願

（届書）
第42条　本学で定める届書は、次のとおりとする。
⑴　履修届
⑵　異動届
（証明書）
第43条　本学で定める証明書は、次のとおりである。
⑴　在学証明書
⑵　在籍証明書
⑶　卒業見込証明書
⑷　卒業証明書
⑸　学位取得証明書
⑹　成績証明書
⑺　単位修得証明書
⑻　学生証
⑼　通学証明書
⑽　学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

附　則

１　この規程は、平成６年４月１日から施行する。
２　学部事務取扱内規（昭和35年11月１日制定）は、廃止する。
（省略）

附　則

この規程（改正）は、2020年４月１日から施行する。

学校法人関西大学学費規程（抜粋）

制定　昭和47年３月24日

第１章　総　則

（趣　旨）
第１条　この規程は、学校法人関西大学（以下「法人」という。）が設置する各学校の学費（幼稚園においては保育費）及びその他の納付金について必要な事項を定めるものとする。
（学費及び保育費）
第２条　大学における学費とは、入学金、授業料、休学在籍料、認定留学在籍料、研修料、聴講料、科目等履修料、外国人研究生研究料及び研修員研究料をいう。
２　高等学校、中学校及び小学校における学費とは、入学金、授業料及び施設費をいう。
３　幼稚園における保育費とは、入園料及び保育料をいう。
（その他の納付金）
第３条　大学におけるその他の納付金とは、手数料及び法人が徴収の委託を受けた諸会費をいう。
２　高等学校、中学校及び小学校におけるその他の納付金とは、手数料及び法人が徴収の委託を受けた諸会費をいう。
３　幼稚園におけるその他の納付金とは、手数料及び法人が徴収の委託を受けた諸会費をいう。
（学費等の返還）
第４条　既に納入した学費及び手数料は、返還しない。
２　入学許可を得た者で、入学日の前日（４月入学のときは３月31日、９月入学のときは９月20日）までに入学手続の取消しを願い出たものについては、入学金を除く学費を返還することがある。

第２章　大　学

（学費等の金額）
第５条　学費の金額は、別表第１、別表第２及び別表第３に定め、別表第１の１、別表第２の１及び別表第３の１に定める学費は１学期を単位とする。
２　編・転入学生の学費は、別表第１に基づき、編・転入学する年度の編・転入学する相当年次の学費を適用し、編・転入学後、４年次を超えて在籍する者は、４年次の学費を適用する。ただし、入学金については、編・転入学する年度の入学金を適用し、関西大学（以下「本学」という。）在学生の転入学に係る入学金は、徴収しない。
３　手数料の金額は、別表第６に定める。
（納入期日）
第６条　別表第１の１、２又は３、別表第２の１、２又は３及び別表第３の１又は２に定める学費は、該当学期の学費を次の期日までに納入しなければならない。ただし、別表第１の１、別表第２の１及び別表第３の１に定める学費は、春学期分納入時に学費年額を一括して納入することができる。
春学期分　５月31日
秋学期分　10月31日
２　新入学生（編・転入学生を含む。）の入学時における学費は、別に定める期日までに納入しなければならない。
３　手数料は、その都度納入しなければならない。
（延　納）
第７条　前条第１項の期日までに学費の納入ができない者は、所定の期日までに延納の手続をしなければならない。ただし、別表第１の２又は３、別表第２の２又は３及び別表第３の２に定める学費を納入する者は、延納することができない。
２　延納の手続を行った者は、次の期日までに納入しなければならない。
春学期分　６月30日
秋学期分　11月30日
（分　納）
第８条　第６条第１項による学費の納入ができない者は、所定の期日までに分納の手続をしなければならない。ただし、第15条に規定する修業年限を超えた者並びに別表第１の２又は３、別表第２の２又は３及び別表第３の２に定める学費を納入する者は、分納することができない。
２　分納の金額は、別に定める。
３　分納の手続を行った者は、次の期日までに納入しなければならない。

春学期分	第１回	第２回
	５月31日	６月30日
秋学期分	第１回	第２回
	10月31日	11月30日

４　分納の手続を行った者が、前項に規定する期日までに納入しないときは、その翌日をもって分納の手続を取り消す。

（学費を滞納した者）
第９条　所定の期日までに別表第１の１、２又は３、別表第２の１、２又は３及び別表第３の１又は２に定める学費を納入しなかった者は、指定された納入期日までに、滞納学費を納入しなければならない。
２　前項の指定された納入期日とは、次のとおりとする。
春学期分　７月30日
秋学期分　翌年１月30日
３　前項に規定する納入期日までに滞納学費を納入しなかった者は、関西大学学則第46条、関西大学大学院学則第65条若しくは関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第34条若しくは関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則第34条若しくは関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻（専門職大学院）学則第33条又は関西大学留学生別科規程第24条の規定により除籍となる。
（復籍者の学費等）
第10条　復籍を許可された者は、許可された日から春学期の場合は３月31日、秋学期の場合は９月20日までに別表第６の２に定める復籍料を納入しなければならない。
２　復籍を許可された者は、復籍する学期の所定の学費を納入しなければならない。
（復学者の学費）
第11条　復学を許可された者は、復学する学期の所定の学費を納入しなければならない。
（再入学者の学費等）
第12条　再入学を許可された者は、許可された日から春学期の場合は３月31日、秋学期の場合は９月20日までに別表第６の２に定める再入学金を納入しなければならない。
２　再入学を許可された者は、再入学する学期の所定の学費を納入しなければならない。
（休学者の学費）
第13条　次の期日までに休学願を提出し、休学を許可された者は、別表第１の２、別表第２の２又は別表第３の２に定める学費を納入しなければならない。
春学期　５月31日
秋学期　10月31日
２　前項に規定する期日を過ぎて休学願を提出し、休学を許可された者は、別表第１の１、別表第２の１又は別表第３の１に定める当該学期の学費を納入しなければならない。
（認定留学生の学費）
第13条の２　関西大学学部学生留学規程第８条及び関西大学大学院学生留学規程第８条に規定する学期に派遣する認定留学生の学費は、授業料、教育充実費及び実験実習料を全額減免する。ただし、学期ごとに別表第１の３又は別表第２の３に定める認定留学在籍料を納入しなければならない。
第14条　削除
（修業年限を超えた者の学費）
第15条　大学院において、所定の期間在学し、所定の単位を修得した者が、学位論文提出のため在学するときの１学期の学費は、前期課程においては、修業年限の最終学期に適用していた学費（ただし、修業年限が１年又は３年である者については、修業年限が２年である者に適用していた学費）の半額とし、後期課程においては、修業年限の最終学期に適用していた学費の４分の１の額とする。
２　前項に該当する者が、当該期間に交換派遣留学するときの１学期の学費は、同項の規定にかかわらず、修業年限の最終学期に適用していた学費の額とする。
第15条の２　削　除
（在学期間を短縮して卒業又は修了する者の学費）
第15条の３　関西大学学則第26条の２又は関西大学大学院学則第24条若しくは第25条に基づき、在学期間を短縮して卒業又は修了する場合、卒業又は修了してから修業年限までの短縮した期間の学費は徴収しない。
（委託生）
第16条　委託生の資格検定料は、入学検定料の金額と同額とし、学費は、授業料とする。
２　授業料の金額は、次条に規定する聴講料相当額とする。ただし、実験実習を伴う科目を履修するときの授業料は、その都度定める。
３　授業料は、別に定める期日までに納入しなければならない。
（聴講生）
第17条　聴講生の選考料の金額は別表第６の１に、聴講料の金額は別表第１の４及び別表第２の４に定める。
２　春学期及び秋学期を通して開講する科目（以下「通年科目」という。）の聴講料は、所定の金額の倍額とし、通年科目を春学期又は秋学期に集中して開講するときの聴講料も同様とする。
３　聴講料は、別に定める期日までに納入しなければならない。
（科目等履修生）
第17条の２　科目等履修生の選考料の金額は別表第６の１に、登録料の金額は別表第６の２に、科目等履修料の金額は別表第１の５及び別表第２の５に定める。
２　通年科目の科目等履修料は、所定の金額の倍額とし、通年科目を春学期又は秋学期に集中して開講するときの科目等履修料も同様とする。
３　科目等履修料は、別に定める期日までに納入しなければならない。
４　１学年度に２種類以上の登録をした場合は、重複する登録料を免除する。
（私学研修員）
第17条の３　私学研修員研究料の金額は、別表第１の６に定める。
（大学院の研修生、委託学生及び交流研究生）
第18条　大学院における研修生、委託学生及び交流研究生の選考料の金額は、別表第６の１に、研修生の研修料並びに委託学生及び交流研究生の聴講料の金額は、別表第２の４に定める。
２　前項に規定する者が実験実習を伴う科目を履修又は聴講するときは、別表第２の４に定める所定の金額を納入しなければならない。
３　研修料及び聴講料は、別に定める期日までに納入しなければならない。
４　研修生は、連続する２学期について、学期を改め継続手続を行う場合（春学期から秋学期に移るときの秋学期又は秋学期から春学期に移るときの春学期）に限り選考料を免除する。
（外国人留学生）
第19条　外国人留学生の学費は、第５条の規定を適用する。
（外国人研究生）
第19条の２　外国人研究生の選考料の金額は、別表第６の１に、外国人研究生研究料の金額は、別表第２の４に定める。
２　通年科目の外国人研究生研究料は、所定の金額の倍額とし、通年科目を春学期又は秋学期に集中して開講するときの外国人研究生研究料も同様とする。
３　第１項に規定する者が実験実習を伴う科目を受講するときは、別表第２の４に定める所定の金額を納入しなければならない。
４　外国人研究生研究料は、別に定める期日までに納入しなければならない。
５　関西大学大学院外国人研究生規程第７条に該当する者は、選考料を免除する。

第３章　高等学校、中学校及び小学校

（学費等の金額）
第20条　学費の金額は、別表第４に定める。
２　転入学生の学費は、別表第４に基づき、転入学する年度の転入学する相当学年の学費を適用する。ただし、入学金については、転入学する年度の入学金を適用する。
３　高等部においては、別表第４に定める学費のうち、在学中に留学する場合、留学期間中の授業料及び施設費は半額に減免する。
４　手数料の金額は、別表第７に定める。
（納入期日）
第21条　学費は、関西大学第一高等学校、関西大学北陽高等学校、関西大学第一中学校及び関西大学北陽中学校については毎年５回に分け、４月、６月、９月、11月及び翌年１月の各月末日までに、関西大学高等部、関西大学中等部及び関西大学初等部については毎年４回に分け、４月、７月、10月及び翌年１月の各月末日までに納入しなければならない。
２　新入学生（転入学生を含む。）の入学金は、別に定める期日までに納入しなければならない。
３　手数料は、その都度納入しなければならない。
（督　促）
第22条　学費の納入を怠った者に対しては、保護者又は保証人に督促するものとする。
２　前項の督促後２週間以内に納入しないときは、除籍することがある。

（休学中の学費）
第23条　休学中の学費は、徴収しない。
（復学及び再入学者の学費）
第24条　復学及び再入学する者の学費は、復学及び再入学をした年度の学費とする。
2　再入学を許可された者は、許可された日から再入学する学期の前学期の末日までに別表第７の３に定める再入学金を納入しなければならない。
3　再入学を許可された者は、別表第４に定める学費のうち、再入学する学期の開始月以降の学費を納入しなければならない。

第４章　幼稚園

（保育費等の金額）
第25条　保育費の金額は、別表第５に定める。
2　手数料の金額は、別表第８に定める。
（納入期日）
第26条　保育費は、毎年12回に分け、４月から翌年３月までの各月末日までに納入しなければならない。ただし、4月分及び3月分の納入期日については、別に定める。
2　新入園児の入園料は、別に定める期日までに納入しなければならない。
3　手数料は、その都度納入しなければならない。

第５章　補　則

（学費の取扱特例）
第27条　法人の設置する大学の学部を卒業して他学部又は同学部他学科へ編入学する者は、入学金を半額とする。
2　法人の設置する大学の学部を卒業した者若しくは大学院を修了した者又は本学学部学生であって関西大学大学院学則第46条第１項第11号に規定する者が、大学院（法務研究科及び会計研究科を除く。）へ進学する場合は、入学金を徴収しない。
3　法人の設置する大学の学部を卒業した者若しくは大学院を修了した者又は本学学部学生であって関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第26条第11号に規定する者が、法務研究科へ進学する場合は、入学金を半額とする。
4　法人の設置する大学の学部を卒業した者若しくは大学院を修了した者又は本学学部学生であって関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則第26条第11号に規定する者が、会計研究科へ進学する場合は、入学金を半額とする。
5　法人の設置する大学の留学生別科を修了した者が学部若しくは大学院へ進学する場合又は留学生別科に在学する学生が修了を待たずに引き続き学部若しくは大学院へ進学する場合は、入学金を半額とする。
6　法人の設置する幼稚園の教育課程を修了した者が、関西大学初等部へ進学する場合は、入学金を200,000円とする。
（授業料の取扱特例）
第27条の２　システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部において、修業年限を超えて在学するときの１学期の学費は、別表第１の１に定める。
2　法務研究科において、修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が４単位以内であるときの１学期の学費は、別表第２の１に定める。
3　会計研究科において、修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が４単位以内であるときの１学期の学費は、別表第２の１に定める。
4　心理学研究科心理臨床学専攻（専門職大学院）において、修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が４単位以内であるときの１学期の学費は、別表第２の１に定める。
（再入学金の取扱特例）
第28条　本学の大学院において、所定の期間在学して所定の単位を修得した者が退学し、学位論文提出のため再入学するときは、再入学金を免除する。
（別に定める手数料等）
第29条　この規程に定める以外の手数料等については、別に定める。
第30条　削除
（高等学校における授業料及び施設費の減免措置）
第31条　高等学校において、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱に基づき、授業料及び施設費を減免する場合の取扱いについては、別に定める。

附　則

1　この規程は、昭和47年４月１日から施行する。
2　削　除
3　この規程施行の日をもって、学費納入規程はこれを廃止する。
（省略）

附　則

この規程（改正）は、2021年４月１日から施行する。

別表第１　大学（学部）学費

１　入学金・授業料（第５条、第６条、第９条、第13条、第27条の２関係）

2021年度

2021年度入学生　大学（学部）学費									単位　円
年　次		１年次		２年次		３年次		４年次	
春学期入学		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
秋学期入学		2021年度	2022年度		2023年度		2024年度		2025年度以　降
学部別	種　別	入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	１学期につき
法・文（総合人文学科初等教育学専修及び心理学専修以外）・経済・商・社会学部	入　学　金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授　業　料	465,000	465,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000
文学部（総合人文学科初等教育学専修のみ）	入　学　金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授　業　料	465,000	465,000	570,000	570,000	570,000	570,000	570,000	570,000
文学部（総合人文学科心理学専修のみ）	入　学　金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授　業　料	465,000	465,000	530,000	530,000	535,000	535,000	535,000	535,000
政策創造学部	入　学　金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授　業　料	475,000	475,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000
外国語学部	入　学　金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授　業　料	628,000	628,000	693,500	693,500	693,500	693,500	693,500	693,500
人間健康学部	入　学　金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授　業　料	485,000	485,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000
総合情報・社会安全学部	入　学　金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授　業　料	651,000	651,000	716,000	716,000	716,000	716,000	716,000	716,000
システム理工・環境都市工・化学生命工学部	入　学　金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授　業　料	746,500	746,500	812,000	812,000	812,000	812,000	812,000	812,000

備考　システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部において、修業年限を超えて在学するときの１学期の学費は、762,000円とする。

「2020年度」～「2011年度」（省略）

２　休学在籍料（第５条～第９条、第13条関係）

大学（学部）学費	単位　円
１学期につき	60,000

３　認定留学在籍料（第５条～第９条、第13条の２関係）

大学（学部）学費	単位　円
１学期につき	100,000

備考　入学初学期は適用しない。

４　聴講料　～６　研究員研究料（省略）

別表第２～別表第５（省略）

別表第６　大学手数料

１　入学検定料・選考料・各種証明書等（第５条、第17条、第17条の２、第18条、第19条の２関係）

大学手数料　　単位　円

種別				金額
入学検定料	学部	一般入学試験・多様な入学試験	同一試験併願方式	50,000
			上記以外	35,000
		大学入学共通テスト利用入学試験	共通テスト利用方式	18,000
			共通テスト併用方式	35,000
	大学院	法科大学院入学試験		10,000
		上記以外		35,000
	留学生別科			20,000
選考料	（外国人研究生）			14,000
	（科目等履修生及び聴講生）			5,000
	（上記以外）			7,000
追試験料（１科目につき）				1,000
学位論文審査手数料				120,000
教員免許申請				500
司書教諭免許申請				500
調査書				300
学生証・在籍確認票再交付 （学生証） （在籍確認票）				900 （700） （200）

種別		金額 在学生・在籍者	金額 左記以外
卒業（修了）証明書		100	300
在籍証明書		—	300
学位取得証明書		—	300
卒業見込証明書		100	—
在学証明書		100	—
成績証明書		100	300
成績優秀者証明書（法科大学院）		100	300
単位修得証明書		100	300
単位修得証明書 （社会教育主事資格用）		300	300
司書資格証明書		300	300
学芸員資格証明書		300	300
各種資格取得見込証明書		100	300
各種試験受験資格証明書		100	300
同（成績・単位記載のもの）		100	300
各種外国文の証明書		300	300
健康診断証明書	（本学指定のもの）	200	—
	（本学指定のもの以外）	500	—
	（外国文の証明書）	1,000	—
診断書	（学内提出用）	200	—
	（学外提出用）	500	—
その他の証明書		300	300

備考

１　推薦入学試験の入学検定料は、第１次選考が書類審査のみの場合、第２次選考時に35,000円を徴収する。

２　AO（アドミッション・オフィス）方式による入学試験の入学検定料は、第１次選考時に15,000円、第２次選考時に20,000円を徴収する。

３　スポーツ・フロンティア入学試験の入学検定料は、第１次選考時に15,000円、第２次選考時に20,000円を徴収する。

４　選考料において、外国人留学生入試と外国人研究生の選考を同一試験により併願する場合は、外国人研究生選考料を免除する。

５　法務研究科（法科大学院）及び心理学研究科（心理臨床学専攻）入学試験の入学検定料は、２段階で選抜する場合においては、第１次審査時に15,000円、第２次審査時に20,000円を徴収する。

６「共通テスト併用方式」において学部間又は学科間を同一日に併願する場合の入学検定料、及び「共通テスト併用方式」と同一日に実施される一般入学試験を併願する場合の入学検定料は、１受験目を35,000円とし、２受験目より15,000円とする。

７　一般入学試験の同一日に、英語外部試験を利用した入学試験によって併願する場合の入学検定料は、１受験目を35,000円とし、２受験目より15,000円とする。ただし、「同一試験併願方式」による２受験併願の同一日に、英語外部試験を利用した入学試験によって併願する場合の入学検定料は、３受験目より15,000円とする。

８　裁判員制度による裁判員の選任により追試験を受験する場合は、追試験料を免除する。

９　法務研究科（法科大学院）の入学試験を同一年度に複数回受験する場合は、別に定める所定の要件により、２回目以降の入学検定料を免除する。

２　再入学金・復籍料・登録料　（第５条、第10条、第12条、第17条の２関係）

大学手数料　　単位　円

種別	区分	金額
再入学金	学部入学生及び大学院入学生	130,000
復籍料	学部入学生及び大学院入学生並びに留学生別科入学生	65,000
登録料	—	科目等履修生が履修する学期又は年度の学部入学金の25分の１相当額

別表第７～別表第８（省略）

関西大学学部学生留学規程

制定　昭和62年３月27日

（趣　旨）

第１条　この規程は、関西大学学則第35条の２第３項の規定に基づき、関西大学（以下「本大学」という。）学部学生の外国留学について必要な事項を定めるものとする。

（留学の定義）

第２条　この規程において「留学」とは、本大学との間に協定を締結している外国の大学（以下「協定大学」という。）又は教授会が認定した外国の大学等への留学をいう。

（外国の大学）

第３条　外国の大学とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの又はこれに相当する教育研究機関をいう。

（留学の出願資格）

第４条　留学を希望する者は、留学する時点で本大学に１学期以上在学し、所定の単位を修得しておかなければならない。

（派遣留学の決定）

第５条　本大学が協定大学への留学を希望する者を選考の上、留学させるときは、当該学部教授会が決定する。（以下「派遣留学」という。）

（認定留学の許可）

第６条　前条に定めるほか、留学を希望する者があるときは、留学願により当該学部教授会が許可する。（以下「認定留学」という。）

（認定留学の種類）

第７条　認定留学は、留学の目的及び対象により、次に定めるとおりとする。

⑴　外国の大学において所属学部に関係する専門分野の学修をする（専門科目を複数科目履修する）ことを主たる目的とする留学

⑵　大学附属の語学研究機関及び政府公認の語学学校において外国語研修をすることを主たる目的とする留学

（留学の期間）

第８条　留学期間は、原則として１学期間又は２学期間とする。

２　留学期間の始期は４月１日又は９月21日、終期は９月20日又は３月31日とし、これらの日の前後に出国又は帰国する場合は、いずれかの日に読替えることとする。

３　前項の留学期間の読み替えは、当該学部教授会が行う。

（履修届の特別措置）

第９条　留学する学年度に提出した履修届は、その留学期間終了後の学年度に継続させることができる。

２　前項により継続を希望する者は、帰国後、所定の期日までに履修継続願を提出し、所属学部の教授会の承認を得なければならない。

３　留学した学年度の春学期に履修した通年の授業科目が、帰国した学年度において不開講その他の理由により前項の継続ができない場合は、当該学部教授会がその措置を決定する。

（単位の認定）

第10条　留学期間中に修得した授業科目の単位の認定は、単位認定願により所属学部の教授会が行う。

２　当該学部教授会は、単位の認定のため必要がある場合は、単位認定願による審査のほか、面接試験又は学力試験を行うことができる。

（留学の取消し又は期間短縮）

第11条　留学中の者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該学部教授会は留学を取り消し、又は留学期間を短縮することができる。

⑴　留学先において成業の見込みがない者

⑵　本大学の学費等の納入を怠った者

⑶　留学生としてふさわしくない行為を行った者

⑷　本人の事情により留学を継続できなくなった者

（留学に対する助成）

第12条　留学に対する助成については、別に定める。

附　則

この規程は、昭和62年４月１日から施行する。

（省略）

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

関西大学学部学生留学規程施行細則

制定　昭和62年３月27日

（派遣留学生の募集及び選考）

第１条　派遣留学生の募集及び選考は、国際部が立案し、実施する。

２　選考は、書類審査及び面接試験（外国語試験を含む。）による。

３　国際部は、選考した派遣留学候補者を所属学部の教授会に報告する。

４　当該学部教授会は、派遣留学生を決定し、学長に推薦する。

５　学長は、派遣留学生を派遣先に通知し、受入れの応諾を得て派遣する。

（留学の手続）

第２条　派遣留学を希望する者は、留学願を国際部を通じて、所属学部の学部長に提出しなければならない。

２　認定留学を希望する者は、留学願に原則として履修する授業科目及び当該科目を開設する大学の概要に関する資料を添付し、国際部を通じて、所属学部の学部長に提出しなければならない。

３　派遣留学生及び認定留学生は、所属学部の教授会が指定する留学の準備及び必要な手続を行わなければならない。

（出国準備）

第３条　派遣留学生は、国際部が行う留学の準備に関するオリエンテーションを受け、留学に必要な手続を行わなければならない。

（学習状況報告書）

第４条　派遣留学生及び認定留学生は、留学期間中、３カ月ごとに所定の学習状況報告書を国際部を通じて、所属学部の学部長に提出しなければならない。

（帰国届の提出）

第５条　派遣留学生及び認定留学生は、定められた期間内に帰国し、帰国後速やかに所定の帰国届及び単位認定願を国際部を通じて、所属学部の学部長に提出しなければならない。

２　派遣留学生及び認定留学生は、定められた期間内に帰国できないときは、あらかじめ帰国変更届を国際部を通じて、所属学部の学部長に提出しなければならない。

（学費の取扱い）

第６条　留学中の学費の取扱いは、次に定めるとおりとする。

⑴　派遣留学生に対しては、留学する大学に納入すべき学費等を関西大学（以下「本学」という。）が負担する。

⑵　認定留学生に対しては、学校法人関西大学学費規程（以下「学費規程」という。）の定めにより派遣学期の授業料、教育充実費及び実験実習料を全額減免する。ただし、学期ごとに認定留学在籍料を本学に納入するものとし、その額は学費規程に定める。

附　則

この施行細則は、昭和62年４月１日から施行する。

（省略）

附　則

この施行細則（改正）は、2019年10月１日から施行する。

関西大学図書館利用規程

制定　昭和60年２月８日

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、関西大学図書館規程第９条第２項の規定に基づき、図書館の所蔵する図書館資料（以下「図書」という。）及び図書館施設の利用について必要な事項を定め、もって図書館の円滑な運用を図ることを目的とする。

（休館日）

第２条　図書館の休館日は、次のとおりとする。

⑴　関西大学記念日（授業日を除く。）

⑵　図書の整備、現物照合等に必要な期間

⑶　その他別に定める日

２　図書館長は、前項の休館日のほか、臨時に休館日を定めることができる。

（開館時間）

第３条　図書館の開館時間は、別に定める。

２　図書館長は、開館時間を臨時に変更することができる。

（利用者）

第４条　図書館を利用できる者は、次のとおりとする。

⑴　職　員

⑵　学　生

⑶　関西大学の卒業者

⑷　図書館間相互利用協定等に基づく者

⑸　図書館長の許可を受けた者

２　前項の範囲及び取扱いについては、図書館長が定めるものとする。

（入館手続）

第５条　図書館に入館するときは、所定の手続をしなければならない。

（利用券の交付）

第６条　第４条第１項第３号から第５号までに規定する利用者には、次の区分により利用券を交付する。

⑴　第４条第１項第３号に規定する者　校友利用券

⑵　第４条第１項第４号に規定する者　協定利用券

⑶　第４条第１項第５号に規定する者　優待利用券又は特別利用券

２　前項の手続については、別に定める。

（利用の種類）

第７条　教職員証、学生証、利用券又は入退出カード（以下「利用券等」という。）を持参した者には、図書の閲覧、貸出しその他の図書館サービスを行う。

（図書の区分）

第８条　図書は、次の７種に区分する。

⑴　第１種　普通図書

⑵　第２種　雑誌類

⑶　第３種　参考図書類

⑷　第４種　特別コレクション

⑸　第５種　貴重図書及び準貴重図書

⑹　第６種　AV・マイクロ資料類

⑺　第７種　電子資料類

第２章　閲　覧

（閲覧サービス）

第９条　図書館は、利用者の教育及び研究に資するため、図書の閲覧サービスを行う。

２　閉架式書庫内図書の閲覧を希望する者は、所定の申込書に利用券等を添えて係に提出しなければならない。ただし、第13条に定める入庫検索者については、申込書の提出を省略することができる。

３　開架式閲覧室に備付けの図書は、自由に閲覧することができる。

（閲覧冊数）

第10条　一時に閲覧できる書庫内図書の冊数は、５冊以内とする。

（特別閲覧手続）

第11条　第８条第５号に規定する図書の閲覧を希望する者は、所定の願書により、あらかじめ図書館長の許可を受けなければならない。

２　学生が前項の図書の閲覧を希望するときは、願書に指導教育職員の認印を受けなければならない。

（閲覧場所）

第12条　図書の閲覧は、所定の閲覧室で行わなければならない。

（入庫検索）

第13条　書庫内で図書を検索することができる者は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて制限をすることがある。

⑴　大学の教育職員

⑵　大学院学生

⑶　図書館長の許可を受けた者

２　前項の入庫検索を希望する者は、所定の手続をしなければならない。

３　貴重書庫への入庫検索は、原則として認めない。

第３章　貸出し

（貸出サービス）

第14条　図書館は、利用者の教育及び研究に資するため、図書の貸出サービスを行う。

２　閉架式書庫内図書の貸出しを希望する者は、所定の申込書に利用券等を添えて係に提出しなければならない。ただし、前条第１項に定める入庫検索者については、申込書の提出を省略することができる。

３　開架式閲覧室備付図書の貸出しを希望する者は、当該図書に利用券等を添えて係に提出しなければならない。ただし、貸出冊数及び期限は、次条第１項に規定するところによる。

（貸出冊数及び期限）

第15条　貸出図書の冊数及び期限は、次のとおりとする。

⑴　大学の専任教育職員　60冊以内、６カ月以内

⑵　大学の非常勤講師、大学院学生、前号以外の専任職員及び優待利用券を交付した者　20冊以内、３カ月以内

⑶　学部学生　10冊以内、２週間以内

⑷　校友利用券を交付した者　５冊以内、２週間以内

⑸　協定利用券を交付した者については、別に定める。

⑹　特別利用券を交付した者については、別に定める。

２　図書館長は、必要に応じて制限をし、又は一時返還を求めることができる。

３　第１項の規定にかかわらず、学習用図書については、貸出冊数を10冊以内、期限を２週間以内とする。

４　貸出期限が学部の授業及び試験が行われていない期間内に及ぶときは、第４条第１項第１号及び第２号に規定する者並びに優待利用券を交付した者については、その期間の終了日の翌日までの貸出しを認めることができる。

５　研究又は教育上の理由により、図書館長が必要と認めた場合は、第１項に規定する冊数及び期限を超える貸出しを認めることができる。

（貸出制限）

第16条　第８条第２号から第７号までに規定する図書は、貸出しすることができない。ただし、同条第２号から第６号までに規定する図書については、図書館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

２　図書館長は、次の各号のいずれかに該当する図書について、当該期間中貸出し期間を制限すること又は貸出しを禁止することができる。

⑴　科目担当教育職員が、授業の必要上、期間を定めて貸出サービスの制限を申し出た図書　指定の期間

⑵　特に需要の多い図書　その需要期間

（教育職員公用貸出し）

第17条　大学の教育職員が、授業又は試験に使用するため、第８条第５号及び第７号に規定するものを除く図書の公用貸出しを希望するときは、図書館の運営に支障のない限り、これを認めることができる。

（共同研究室貸出し）
第18条　学部の共同研究室管理者が、当該共同研究室に所属する教育職員の研究に使用するため、第８条第１号から第３号までに規定する図書の貸出しを希望するときは、図書館の運営に支障のない限り、これを認める。ただし、この場合においては、原則として複本のみをその対象とする。
２　前項に規定する図書は、１学科につき貸出冊数は500冊以内とし、期限は１年以内とする。
３　第１項に規定する図書の貸出しを受けるときは、所定の申込書により、あらかじめ願い出なければならない。
４　前項に規定する貸出図書は、当該共同研究室管理者が保管し、当該共同研究室外に持ち出すことはできない。
（事務職員公用貸出し）
第19条　事務職員が業務上使用するため、第８条第２号、第４号及び第５号に規定するもの以外の図書の公用貸出しを希望するときは、図書館の運営に支障のない限り、認めることができる。
２　前項に規定する図書は、当該部署の長が保管し、貸出冊数は20冊以内とし、期限は３カ月以内とする。
（学外団体貸出し）
第20条　官公庁、学校、会社及びその他諸団体が図書の貸出しを希望するときは、図書館長の許可を受けた場合に限り、認めることができる。
２　前項に規定する図書は、原則として１団体につき貸出冊数は５冊以内とし、期限は２週間以内とする。
（返還義務）
第21条　貸出図書は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその全部を返還しなければならない。
⑴　職員が退職するとき。
⑵　学生が卒業・修了又は退学等により学籍を失ったとき。
⑶　校友利用券、優待利用券又は特別利用券の交付を受けた者は、有効期限の満了するとき。

第４章　複　写

（複写サービス）
第22条　図書館は、利用者の教育及び研究に資するため、図書の複写サービスを行う。
２　前項に規定する複写は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条の規定により図書の一部分を１人につき１部行うことができる。ただし、発行後相当期間を経過した逐次刊行物に掲載された個々の著作物を複写するときは、その全部について行うことができる。
３　前項に規定する複写を希望する者は、所定の手続をしなければならない。
（複写の制限）
第23条　次の各号のいずれかに該当する場合は、複写を許可しない。
⑴　第８条第５号に規定する図書
⑵　複写により図書の原形を損傷するおそれのあるとき。
⑶　図書館長が特別の理由があると認めたとき。
２　前項第１号に規定する複写について、図書館長が必要と認めた場合は、一定の条件を付して許可することができる。
（複写の料金）
第24条　複写の許可を受けた者は、所定の複写料金を出納課に納入しなければならない。
２　前項の複写料金の徴収については、別に定める。
（複写物の利用）
第25条　複写物の利用を希望する者は、所定の手続により許可を受けなければならない。

第５章　レファレンス

（レファレンスサービス）
第26条　図書館は、利用者の教育及び研究に資するため、レファレンスサービスを行う。
２　利用者からの質問、相談等に対しては、主として文献に基づいて調査し、回答するものとする。
３　第４条第１項第３号から第５号までに定める利用者に対しては、次条のレファレンスサービスの範囲を制限することができる。
（レファレンスサービスの範囲）
第27条　依頼事項に関するレファレンスサービスの範囲は、原則として次のとおりとする。
⑴　書誌的事項の調査
⑵　参考文献の紹介
⑶　参考文献の所在及び利用手段の提示
⑷　専門的調査機関等についての情報の提供
（レファレンスサービスを行わない事項）
第28条　レファレンスサービスを行わない事項は、次のとおりとする。
⑴　プライバシーに関わる事項の調査
⑵　古書、古文書、美術品等の鑑定及び市場価格の調査
⑶　学習課題及び懸賞問題に関する調査並びに解答
⑷　医療・健康相談、法律相談、人生案内又は身上相談
⑸　仮定又は将来の予想に属する事項の調査
⑹　当該サービスのために、多大な時間と経費又は労力を費やす等、業務上支障を来すと判断される調査
（レファレンスサービスの申込手続）
第29条　レファレンスサービスを希望する者は、所定の申込書により、レファレンスカウンターに申し込まなければならない。
２　レファレンスサービスの受付時間は、原則としてレファレンスカウンターのサービス時間内とする。
（情報検索サービス）
第30条　図書館は、利用者の教育及び研究に資するため、オンライン情報検索サービスを行う。
２　前項の利用については、別に定める。
（情報検索の利用料金）
第31条　オンライン情報検索の利用に伴う外部データベースの検索料金等は、利用者の負担とする場合がある。
２　前項に規定する情報検索の利用料金の徴収については、別に定める。

第６章　図書館間相互利用

（相互利用サービス）
第32条　図書館は、利用者の教育及び研究に資するため、他大学図書館等との図書館間相互利用サービスを行う。
２　前項の図書館間相互利用サービスを希望する者は、所定の手続をしなければならない。
（相互利用の範囲）
第33条　図書館間相互利用については、大学が加入する図書館間相互利用に関する協定等のある場合は、当該協定等の定めるところによる。
２　前項に該当しない他の大学図書館等に対しては、教育及び研究上支障のない場合に限り、サービスを行うことができる。
（相互利用の料金）
第34条　図書館間相互利用に要する経費は、利用者の負担とする。

第７章　雑　則

（貸出しの停止）
第35条　貸出期限を超過した図書がある者には、図書の貸出しを停止する。
（弁償）
第36条　図書を紛失、破損又は汚損した者は、弁償しなければならない。
２　弁償の方法は、相当の金額をもって行うものとする。ただし、同一の図書による弁償も認めることができる。
（その他の利用サービス）
第37条　その他の利用サービスについては、別に定める。
（規程の改廃）
第38条　この規程の改廃は、図書委員会の議を経て行う。

附　則

１　この規程は、昭和60年４月１日から施行する。
２　関西大学図書館閲覧及び帯出規程（昭和29年１月16日施行）、関西大学図書館分室規程（昭和31年６月21日施行）、関西大学共同研究室図書帯出規程（昭和34年９月15日施行）及び関西大学図書館図書複写規程（昭和47年４月15日施行）は、廃止する。

（省略）

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

関西大学給付奨学金規程

制定　平成27年３月26日

（趣旨）

第１条　この規程は、奨学に係る基金規程第４条の規定に基づき、関西大学（以下「本学」という。）の学部学生及び大学院学生に対する助成に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、助成としての給付金を奨学金といい、その奨学金を受ける学生を奨学生という。

（奨学金の種別）

第３条　この規程に定める奨学金は、次のとおりとする。

⑴　関西大学新入生給付奨学金（以下「新入生給付奨学金」という。）

⑵　関西大学学部給付奨学金（以下「学部給付奨学金」という。）

⑶　関西大学「学の実化」入学前予約採用型給付奨学金（以下「学の実化給付奨学金」という。）

⑷　関西大学「葦の葉」給付奨学金（以下「葦の葉給付奨学金」という。）

⑸　関西大学大学院特別給付奨学金（以下「大学院特別給付奨学金」という。）

⑹　関西大学大学院給付奨学金（以下「大学院給付奨学金」という。）

⑺　関西大学大学院入学前予約採用型給付奨学金（以下「大学院入学前予約採用型給付奨学金」という。）

⑻　関西大学社会人大学院学生給付奨学金（以下「社会人大学院学生給付奨学金」という。）

⑼　関西大学災害時支援給付奨学金（以下「災害時支援給付奨学金」という。）

⑽　関西大学家計急変者給付奨学金（以下「家計急変者給付奨学金」という。）

⑾　関西大学大学院法務研究科（法科大学院）給付奨学金（以下「法科大学院給付奨学金」という。）

⑿　関西大学大学院会計研究科（会計専門職大学院）給付奨学金（以下「会計専門職大学院給付奨学金」という。）

⒀　関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻（臨床心理専門職大学院）給付奨学金（以下「臨床心理専門職大学院給付奨学金」という。）

（奨学金の目的及び対象）

第４条　前条各号に掲げる奨学金の目的及び対象は、次のとおりとする。

⑴　新入生給付奨学金は、有為な人材の育成と経済支援を目的に、学部新入生のうち入学試験の成績が特に優秀な者に対して給付する。

⑵　学部給付奨学金は、有為な人材の育成と経済支援を目的に、学部学生のうち学業成績が特に優秀な者に対して給付する。

⑶　学の実化給付奨学金は、有為な人材の育成と経済支援を目的に、本学への入学を強く希望し入学前に予約採用を受けた者のうち一般入学試験又は大学入学共通テスト利用入学試験により入学した学部学生に対して、標準修業年限を原則とし継続して給付する。

⑷　葦の葉給付奨学金は、「考動力」あふれる関大人の育成と経済支援を目的に、学部学生のうち学業成績が優秀な者に対して給付する。

⑸　大学院特別給付奨学金は、高度の研究能力及び豊かな学識を有する研究者の養成を目的に、大学院入学試験の成績が特に優秀な大学院学生に対し、博士課程前期課程・修士課程及び博士課程後期課程ごとに、標準修業年限を原則として継続して給付する。

⑹　大学院給付奨学金は、高度の研究能力及び豊かな学識を有する研究者の養成と経済支援を目的に、大学院学生のうち学業成績が特に優秀な者に対して給付する。

⑺　大学院入学前予約採用型給付奨学金は、高度の研究能力及び豊かな学識を有する研究者の養成と経済支援を目的に、本学大学院博士課程前期課程・修士課程への進学を強く希望し入学前に予約採用を受けた者のうち学内進学試験により入学した大学院学生に対して、標準修業年限を原則とし継続して給付する。

⑻　社会人大学院学生給付奨学金は、高度の研究能力及び豊かな学識を有する研究者の養成を目的に、優秀な社会人大学院学生に対して給付する。

⑼　災害時支援給付奨学金は、修学支援を目的に、地震、台風等の災害による被災又は学費支弁者の死亡により家計が急変した学部学生及び大学院学生に対して給付する。

⑽　家計急変者給付奨学金は、修学支援を目的に、家計支持者の死亡や失業、廃業などの著しい収入の減少により家計が急変した学部学生及び大学院学生に対して給付する。

⑾　法科大学院給付奨学金は、豊かな学識を有する法曹を養成することを目的に、法科大学院学生のうち、学業人物ともに優秀な者に対して給付する。

⑿　会計専門職大学院給付奨学金は、高度な会計専門職業人を養成することを目的に、会計専門職大学院学生のうち、学業人物ともに優秀な者に対して給付する。

⒀　臨床心理専門職大学院給付奨学金は、臨床心理専門技能を有する高度専門職業人を養成することを目的に、臨床心理専門職大学院学生のうち、学業人物ともに優秀な者に対して給付する。

２　前項各号の奨学金に係る選考方法、給付手続等については、別に定める。

（大学院学生の適用範囲）

第５条　前条第１項第５号から第８号までに規定する奨学金は、専門職大学院を除く大学院学生に適用する。

（併給の禁止）

第６条　第３条第３号に掲げる奨学金は、同条第１号、第２号及び第４号に掲げる奨学金との併給を認めない。

２　第３条第５号から第８号までに掲げる奨学金は、そのいずれとも併給を認めない。

（給付金額の調整）

第７条　大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）第８条の規定に基づき、授業料等減免対象として認定された者が、第３条第１号から第３号までに掲げる奨学金を受給する場合は、給付金額を調整する。

２　前項における給付金額の調整に関する必要な事項は別に定める。

（奨学金の返還）

第８条　奨学生には、奨学金返還の義務を課さない。

２　前項の規定にかかわらず、第４条第２項に規定する定めに基づいて奨学金の返還を求められた場合は、受給した奨学金を返還しなければならない。

（異動）

第９条　奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに関西大学奨学金委員会規程に定める関西大学奨学金委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

⑴　奨学金を辞退するとき。

⑵　休学又は退学するとき。

⑶　認定留学するとき。

（所管）

第10条　本奨学金に関する事務は、奨学支援グループの所管とする。

（規程の改廃）

第11条　この規程の改廃は、委員会の議を経て行う。

附　則

１　この規程は、平成27年４月１日から施行し、平成28年度入学生から適用する。ただし、第３条第４号、第９号から第13号までに掲げる奨学金は、平成27年度以前入学生にも適用する。

２　関西大学学部・大学院給付奨学金規程（平成18年２月14日制定）、関西大学第１種（学部入学試験成績優秀者特別）給付奨学金規程施行細則（平成19年１月25日制定）、関西大学第２種（大学院入学試験成績優秀者特別）給付奨学金規程施行細則（平成19年１月25日制定）、関西大学第３種（学部成績優秀者）給付奨学金規程施行細則（平成19年１月25日制定）、関西大学第４種（大学院成績優秀者）給付奨学金規程施行細則（平成19年１月25日制定）、関西大学第５種（家計急変者）給付奨学金規程施行細則（平成19年１月25日制定）及び関西大学第７種（優秀社会人大学院生）給付奨学金規程施行細則（平成23年７月７日制定）は、廃止する。ただし、平成27年度以前入学生は、なお従前の例による。

（省略）

附　則

この規程（改正）は、2020年４月１日から施行し、2021年度入学生から適用する。

関西大学新入生給付奨学金規程

制定　平成27年３月26日

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学給付奨学金規程第４条第２項の規定に基づき、同規程第３条第１号の関西大学新入生給付奨学金に関して必要な事項を定めるものとする。

（給付対象者）

第２条　本奨学金の給付対象者は、学部新入生のうち、経済的理由により修学が困難で、かつ、入学試験の成績が特に優秀な者とする。

（給付金額）

第３条　本奨学金の給付金額は、別表に定める。

（給付人数）

第４条　本奨学金の給付人数は、予算の範囲内で別に定める。

（給付期間）

第５条　本奨学金の給付期間は、１年間とする。

（募集及び出願）

第６条　奨学生の募集は、４月とする。

２　奨学生を希望する者は、指定の期日までに、所定の願書を学長に提出しなければならない。

（候補者の選考及び推薦）

第７条　関西大学奨学金委員会規程に定める関西大学奨学金委員会（以下「委員会」という。）は、学部教授会の議を経て候補者を選考し、学長に推薦する。

（奨学生の決定及び通知）

第８条　学長は、委員会の推薦に基づいて奨学生を決定し、本人に通知する。

（奨学金の給付）

第９条　本奨学金は、本人名義の銀行口座に振り込むものとし、７月及び12月に分割して給付する。

（併給の禁止）

第10条　本奨学金と関西大学給付奨学金規程第３条第３号に掲げる奨学金との併給は認めない。

（給付の停止）

第11条　奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会の議を経て奨学金の給付を停止する。

⑴　奨学金を辞退したとき。

⑵　学費未納により除籍となったとき。

⑶　休学又は退学するとき。

⑷　委員会が奨学生として不適当と認めたとき。

２　前項第２号から第４号までのいずれかに該当する場合において、奨学金を既に給付しているときは、当該学期分の奨学金の返還を求める。

（補則）

第12条　この規程に定めるもののほか、この奨学金の取扱いに関し必要な事項は、委員会の議を経て定める。

（規程の改廃）

第13条　この規程の改廃は、委員会の議を経て行う。

附　則

この規程は、平成27年４月１日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

別表（第３条関係）

学　部	給付金額
法学部	300,000円
文学部	300,000円
経済学部	300,000円
商学部	300,000円
社会学部	300,000円
政策創造学部	330,000円
外国語学部	380,000円
人間健康学部	330,000円
総合情報学部	380,000円
社会安全学部	380,000円
システム理工学部	450,000円
環境都市工学部	450,000円
化学生命工学部	450,000円

関西大学学部給付奨学金規程

制定　平成27年３月26日

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学給付奨学金規程第４条第２項の規定に基づき、同規程第３条第２号の関西大学学部給付奨学金に関して必要な事項を定めるものとする。

（給付対象者）

第２条　本奨学金の給付対象者は、第３学期以上に在学する学部学生のうち、経済的理由により修学が困難で、かつ、学業成績が特に優秀な者とする。

（給付金額）

第３条　本奨学金の給付金額は、別表に定める。

（給付人数）

第４条　本奨学金の給付人数は、予算の範囲内で別に定める。

（給付期間）

第５条　本奨学金の給付期間は、１年間とする。

（募集及び出願）

第６条　奨学生の募集は、給付前年度の３月とする。

２　奨学生を希望する者は、指定の期日までに、所定の願書を学長に提出しなければならない。

（候補者の選考及び推薦）

第７条　関西大学奨学金委員会規程に定める関西大学奨学金委員会（以下「委員会」という。）は、学部教授会の議を経て候補者を選考し、学長に推薦する。

（奨学生の決定及び通知）

第８条　学長は、委員会の推薦に基づいて奨学生を決定し、本人に通知する。

（奨学金の給付）

第９条　本奨学金は、本人名義の銀行口座に振り込むものとし、７月及び12月に分割して給付する。

（併給の禁止）

第10条　本奨学金と関西大学給付奨学金規程第３条第３号に掲げる奨学金との併給は認めない。

２　本奨学金と国際交流助成基金による助成規程に定める奨学金との併給は認めない。ただし、同規程第３条第１項第１号に定める交換派遣留学奨学金及び複数学位取得プログラム奨学金並びに同項第４号に定める短期派遣奨学金については、この限りでない。

（給付の停止）

第11条　奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会の議を経て奨学金の給付を停止する。

(1)　奨学金を辞退したとき。

(2)　学費未納により除籍となったとき。

(3)　休学又は退学するとき。

(4)　認定留学するとき。

(5)　委員会が奨学生として不適当と認めたとき。

２　前項第２号から第５号までのいずれかに該当する場合において、奨学金を既に給付しているときは、当該学期分の奨学金の返還を求める。

（補則）

第12条　この規程に定めるもののほか、この奨学金の取扱いに関し必要な事項は、委員会の議を経て定める。

（規程の改廃）

第13条　この規程の改廃は、委員会の議を経て行う。

附　則

この規程は、平成27年４月１日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

（省略）

附　則

この規程（改正）は、2020年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

学　部	給付金額
法学部	300,000円
文学部	300,000円
経済学部	300,000円
商学部	300,000円
社会学部	300,000円
政策創造学部	330,000円
外国語学部	380,000円
人間健康学部	330,000円
総合情報学部	380,000円
社会安全学部	380,000円
システム理工学部	450,000円
環境都市工学部	450,000円
化学生命工学部	450,000円

関西大学「学の実化」入学前予約採用型給付奨学金規程

制定　平成27年３月26日

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学給付奨学金規程第４条第２項の規定に基づき、同規程第３条第３号の関西大学「学の実化」入学前予約採用型給付奨学金に関して必要な事項を定めるものとする。

（給付対象者）

第２条　本奨学金の給付対象者は、関西大学（以下「本学」という。）への入学を強く希望し一般入学試験又は大学入学共通テスト利用入学試験（以下「一般入学試験」という。）により入学した学部学生で、経済的理由により修学が困難な者とする。

（募集及び出願）

第３条　奨学生の募集は、入学試験を受ける前年の11月とする。

２　奨学生を希望する者は、指定の期日までに、所定の願書を学長に提出しなければならない。

（給付金額）

第４条　本奨学金の給付金額は、別表に定める。

（給付人数）

第５条　本奨学金の給付人数は、予算の範囲内で別に定める。

（給付期間）

第６条　本奨学金の給付期間は、標準修業年限とする。

（採用内定者の選考及び推薦）

第７条　関西大学奨学金委員会規程に定める関西大学奨学金委員会（以下「委員会」という。）は、採用内定者を選考し、学長に推薦する。

（採用内定者の決定及び通知）

第８条　学長は、委員会の推薦に基づいて採用内定者を決定し、本人に通知する。

（採用内定の取消し）

第９条　採用内定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会の議を経て奨学金の採用内定を取り消すことができる。

(1)　所定の期日までに正当な理由なく、本学への入学手続を完了しないとき。

(2)　本学への入学資格を失ったとき。

(3)　奨学金を辞退するとき。

(4)　願書及び提出書類に虚偽の記載を行ったとき。

(5)　委員会が採用内定者として不適当と認めたとき。

（採用者の決定）

第10条　採用内定者のうち、次の各号のいずれにも該当する者を、本奨学金の採用者とする。

(1)　当該年度の本学学部の一般入学試験により合格し、１年次生として入学した者

(2)　入学後の所定期間内に、本奨学金の給付申請手続を行った者

（奨学金の給付）

第11条　本奨学金は、本人名義の銀行口座に振り込むものとし、５月及び10月に分割して給付する。ただし、新規採用者について

は、７月及び10月に分割して給付する。

（報告）

第12条　奨学生は、所定の修学状況報告書を毎学年度の終わりに、学長に提出しなければならない。

（給付期間の短縮）

第13条　２年次生、３年次生及び４年次生の奨学生にあっては、それぞれ１年次生、２年次生及び３年次生までの学業成績が委員会で定めた基準に達していない場合は、委員会の議を経て給付期間を短縮する。

（給付の休止）

第14条　奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会の議を経て給付を休止する。

⑴　休学するとき。

⑵　認定留学するとき。

（給付の復活）

第15条　前条の規定により奨学金を休止された奨学生が給付の復活を希望するときは、所定の願書を学長に提出し、委員会の審査を受けなければならない。

２　給付の復活を認められた奨学生に対する奨学金の給付期間は、第６条に規定する給付期間から既に給付を受けた期間を控除した期間とする。

（給付の停止）

第16条　奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会の議を経て奨学金の給付を停止する。

⑴　奨学金を辞退したとき。

⑵　学費未納により除籍となったとき。

⑶　退学するとき。

⑷　委員会が奨学生として不適当と認めたとき。

２　前項第２号から第４号までのいずれかに該当する場合において、奨学金を既に給付しているときは、当該学期分の奨学金の返還を求める。

（給付期間の短縮等の決定及び通知）

第17条　第13条から前条までに規定する給付期間の短縮、給付の休止、給付の復活及び給付の停止については、委員会の議を経て学長が決定し、本人に通知する。

（併給の禁止）

第18条　本奨学金と関西大学給付奨学金規程第３条第１号、第２号及び第４号に掲げる奨学金との併給は、認めない。

２　本奨学金と国際交流助成基金による助成規程に定める奨学金との併給は、認めない。ただし、同規程第３条第１項第１号に定める交換派遣留学奨学金及び複数学位取得プログラム奨学金並びに同項第４号に定める短期派遣奨学金については、この限りでない。

（補則）

第19条　この規程に定めるもののほか、この奨学金の取扱いに関し必要な事項は、委員会の議を経て定める。

（規程の改廃）

第20条　この規程の改廃は、委員会の議を経て行う。

附　則

この規程は、平成27年４月１日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

（省略）

附　則

この規程（改正）は、2020年４月１日から施行し、2021年度入学生から適用する。

別表（第４条関係）

区分 ＼ 学部	大阪府・兵庫県・京都府・滋賀県・奈良県・和歌山県の高等学校又は中等教育学校の後期課程出身者	左記以外の者。（日本国外の高等学校は除く。）
法学部	300,000円	400,000円
文学部	300,000円	400,000円
経済学部	300,000円	400,000円
商学部	300,000円	400,000円
社会学部	300,000円	400,000円
政策創造学部	330,000円	430,000円
外国語学部	380,000円	480,000円
人間健康学部	330,000円	430,000円
総合情報学部	380,000円	480,000円
社会安全学部	380,000円	480,000円
システム理工学部	450,000円	550,000円
環境都市工学部	450,000円	550,000円
化学生命工学部	450,000円	550,000円

関西大学大学院入学前予約採用型給付奨学金規程

制定　平成27年３月26日

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学給付奨学金規程第４条第２項の規定に基づき、同規程第３条第７号の関西大学大学院入学前予約採用型給付奨学金に関して必要な事項を定めるものとする。

（給付対象者）

第２条　本奨学金の給付対象者は、関西大学（以下「本学」という。）大学院博士課程前期課程・修士課程への進学を強く希望し学内進学試験により入学した者で、経済的理由により修学が困難なものとする。ただし、関西大学特別研究生規程（就）に定める特別研究生を除く。

（募集及び出願）

第３条　奨学生の募集は、採用前年度に本学学部４年次生に在学する者を対象とし、同年の４月に募集する。

２　奨学生を希望する者は、指定の期日までに、所定の願書を学長に提出しなければならない。

（給付金額）

第４条　本奨学金の給付金額は、別表に定める。

（給付人数）

第５条　本奨学金の給付人数は、予算の範囲内で別に定める。

（給付期間）

第６条　本奨学金の給付期間は、標準修業年限とする。

（採用内定者の選考及び推薦）

第７条　関西大学奨学金委員会規程に定める関西大学奨学金委員会（以下「委員会」という。）は、研究科委員会の議を経て採用内定者を選考し、学長に推薦する。

（採用内定者の決定及び通知）

第８条　学長は、委員会の推薦に基づいて採用内定者を決定し、本人に通知する。

（採用内定の取消し）

第９条　採用内定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会の議を経て奨学金の採用内定を取り消すことができる。

⑴　所定の期日までに正当な理由なく、本学の入学手続を完了しないとき。

⑵　本学の入学資格を失ったとき。

⑶　奨学金を辞退するとき。

⑷　願書及び提出書類に虚偽の記載を行ったとき。

⑸　委員会が採用内定者として不適当と認めたとき。

（採用者の決定）

第10条　採用内定者のうち、次の各号のいずれにも該当する者を、本奨学金の採用者とする。

⑴　当該年度の本学大学院の学内進学試験により合格し、入学した者

⑵　入学後の所定期間内に、本奨学金の給付申請手続を行った者

（奨学金の給付）

第11条　本奨学金は、本人名義の銀行口座に振り込むものとし、５月及び10月に分割して給付する。ただし、新規採用者については、７月及び10月に分割して給付する。

（報告）

第12条　奨学生は、所定の修学状況報告書を毎学年度の終わりに、学長に提出しなければならない。

（給付期間の短縮）
第13条　奨学生が受給資格を欠くと認められる場合は、委員会の議を経て給付期間を短縮する。
（給付の休止）
第14条　奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会の議を経て給付を休止する。
⑴　休学するとき。
⑵　認定留学するとき。
（給付の復活）
第15条　前条の規定により奨学金を休止された奨学生が給付の復活を希望するときは、所定の願書を学長に提出し、委員会の審査を受けなければならない。
2　給付の復活を認められた奨学生に対する奨学金の給付期間は、第６条に規定する給付期間から既に給付を受けた期間を控除した期間とする。
（給付の停止）
第16条　奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会の議を経て奨学金の給付を停止する。
⑴　奨学金を辞退したとき。
⑵　学費未納により除籍となったとき。
⑶　退学するとき。
⑷　委員会が奨学生として不適当と認めたとき。
2　前項第２号から第４号までのいずれかに該当する場合において、奨学金を既に給付しているときは、当該学期分の奨学金の返還を求める。
（給付期間の短縮等の決定及び通知）
第17条　第13条から前条までに規定する給付期間の短縮、給付の休止、給付の復活及び給付の停止については、委員会の議を経て学長が決定し、本人に通知する。
（併給の禁止）
第18条　本奨学金と関西大学給付奨学金規程第３条第５号、第６号及び第８号に掲げる奨学金との併給は認めない。
2　本奨学金と国際交流助成基金による助成規程に定める奨学金との併給は、認めない。ただし、同規程第３条第１項第１号に定める交換派遣留学奨学金及び複数学位取得プログラム奨学金並びに同項第４号に定める短期派遣奨学金については、この限りでない。
（補則）
第19条　この規程に定めるもののほか、この奨学金の取扱いに関し必要な事項は、委員会の議を経て定める。
（規程の改廃）
第20条　この規程の改廃は、委員会の議を経て行う。

附　則

この規程は、平成27年４月１日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成27年５月29日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

附　則

この規程（改正）は、2019年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2020年４月１日から施行し、2020年度入学生から適用する。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

別表（第４条関係）

【前期課程・修士課程】

研究科	給付金額
法学研究科	250,000円
文学研究科	250,000円
経済学研究科	250,000円
商学研究科	250,000円
社会学研究科	250,000円
総合情報学研究科	300,000円
理工学研究科	375,000円
外国語教育学研究科	275,000円
心理学研究科心理学専攻	250,000円
心理臨床学専攻	325,000円
社会安全研究科	300,000円
東アジア文化研究科	250,000円
ガバナンス研究科	250,000円
人間健康研究科	250,000円

【前期課程・修士課程】（１年コース）

研究科	給付金額
文学研究科	350,000円
外国語教育学研究科	385,000円
ガバナンス研究科	350,000円

【前期課程・修士課程】（３年コース）

研究科	給付金額
法学研究科	166,500円
文学研究科	166,500円
総合情報学研究科	200,000円
外国語教育学研究科	183,000円
心理学研究科心理学専攻	166,500円
東アジア文化研究科	166,500円
ガバナンス研究科	166,500円
人間健康研究科	166,500円

備考　３年コースから２年コースへ在学期間を途中で変更した場合は、２年次に、３年次に給付する奨学金を合わせて給付する。

関西大学災害時支援給付奨学金規程

制定　平成27年３月26日

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学給付奨学金規程第４条第２項の規定に基づき、同規程第３条第９号の関西大学災害時支援給付奨学金に関して必要な事項を定めるものとする。

（給付対象者）

第２条　本奨学金の給付対象者は、次の各号のいずれかに該当する本学学生とする。

⑴　災害救助法又は天災融資法の適用された地域に居住する学部学生若しくは大学院学生（以下「在学生」という。）又は学費支弁者が、災害により家屋の損壊、滅失又は流失し、家計が急変した場合

⑵　災害救助法（昭和22年法律第118号）又は天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）の適用された地域に居住する在学生の学費支弁者が、災害により死亡又は症候の程度が障害認定等級２級以上の長期療養者となり、家計が急変した場合

２　前項にかかわらず、関西大学奨学金委員会規程に定める関西大学奨学金委員会（以下「委員会」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認める在学生には、前項を準用する。

⑴　災害救助法又は天災融資法が適用される地域外であっても、当該災害により前項各号と同程度以上の被害を受けた場合

⑵　国外における災害が、災害救助法又は天災融資法が適用される国内の災害と同程度以上で、かつ、当該災害により前項各号と同程度以上の被害を受けた場合

（給付金額）

第３条　本奨学金の給付金額は、次のとおりとする。

⑴　前条第１項第１号の場合において被災程度が、家屋の全壊、滅失又は流失の場合は、授業料、教育充実費及び実験実習料の合計額（以下「学費」という。）の２分の１相当額を上限とする。

⑵　前条第１項第１号の場合において被災程度が、家屋の半壊又は半焼失の場合は、学費の４分の１相当額を上限とする。

⑶　前条第１項第２号の場合において学費支弁者の死亡又は症候の程度が障害認定等級２級以上の長期療養者の場合は、学費の２分の１相当額を上限とする。

２　本奨学金の年額は、学費相当額を上限とする。

３　給付金額は、予算の範囲内で決定する。

（募集及び出願）

第４条　奨学生の募集は、第２条に規定する要件のいずれかに該当し、かつ、予算の範囲内において随時行う。

２　同一災害における募集は、１回限りとする。

３　本奨学金の出願は、給付事由が発生した日から１年を超えない期間内に行わなければならない。

４　奨学生を希望する者は、次の書類を学長に提出しなければならない。

⑴　所定の奨学生願書

⑵　家計が急変した事由を証明する関係官庁の証明書又はそれに準ずる証明書。ただし、出願時点で証明書の入手が困難である場合は、出願者本人から事情書を徴して、後日、証明書を提出させることとする。

（候補者の選考及び推薦）

第５条　委員会は、候補者を選考し、学長に推薦する。

（奨学生の決定及び通知）

第６条　学長は、委員会の推薦に基づいて奨学生及び給付金額を決定し、本人に通知する。

（給付期間）

第７条　本奨学金の給付期間は、１年間とする。

（奨学金の給付）

第８条　本奨学金は、本人名義の銀行口座に振り込むものとし、採用決定後、遅滞なく給付する。

（給付の停止）

第９条　奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を停止する。

⑴　奨学金を辞退したとき。

⑵　学費未納により除籍となったとき。

⑶　認定留学するとき。

⑷　休学又は退学するとき。

⑸　委員会が奨学生として不適当と認めたとき。

２　前項第２号から第５号までのいずれかに該当する場合は、奨学金の返還を求めることがある。

（補則）

第10条　この規程に定めるもののほか、この奨学金の取扱いに関し必要な事項は、委員会の議を経て定める。

（規程の改廃）

第11条　この規程の改廃は、委員会の議を経て行う。

附　則

この規程は、平成27年４月１日から施行し、平成28年度在学生から適用する。

（省略）

附　則

この規程（改正）は、2020年４月１日から施行する。

関西大学家計急変者給付奨学金規程

制定　平成27年３月26日

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学給付奨学金規程第４条第２項の規定に基づき、同規程第３条第10号の家計急変者給付奨学金に関して必要な事項を定めるものとする。

（給付対象者）

第２条　本奨学金の給付対象者は、主たる家計支持者が次の各号のいずれかに該当し、家計が急変したことにより修学が困難となった関西大学（以下「本学」という。）学生とする。

⑴　死亡したとき。

⑵　症候の程度が障害認定等級２級以上の長期療養者となったとき。

⑶　勤務先の倒産により失業したとき、又は自営業であって廃業したとき。

（給付金額）

第３条　本奨学金の給付金額は、年額24万円とする。

（給付人数）

第４条　本奨学金の給付人数は、予算の範囲内で別に定める。

（募集及び出願）

第５条　奨学生の募集は、４月及び９月に行う。

２　第２条に規定する給付事由は、本学在学中に生じたものに限る。

３　本奨学金への出願は、給付事由が発生した日から１年を超えない期間内に行わなければならない。ただし、認定留学期間及び外国語学部においてスタディ・アブロードを履修する期間は、当該出願期間に含まない。

４　本奨学金の採用は、事由のいかんにかかわらず、在学中１度限りとする。

５　奨学生を希望する者は、次の書類を学長に提出しなければならない。

⑴　所定の奨学生願書

⑵　家計が急変した事由を証明する関係官庁の証明書又はそれに準ずる証明書

（候補者の選考及び推薦）

第６条　関西大学奨学金委員会規程に定める関西大学奨学金委員会（以下「委員会」という。）は、候補者を選考し、学長に推薦する。

（奨学生の決定及び通知）

第７条　学長は、委員会の推薦に基づいて奨学生を決定し、本人に通知する。

（給付期間）

第８条　本奨学金の給付期間は、１年間とする。

（奨学金の給付）

第９条　本奨学金は、本人名義の銀行口座に振り込むものとし、４月募集による採用者は７月に、９月募集による採用者は12月に給付する。

（給付の停止）

第10条　奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を停止する。

⑴　奨学金を辞退したとき。

⑵　学費未納により除籍となったとき。

⑶　認定留学するとき。

⑷　休学又は退学するとき。

⑸　委員会が奨学生として不適当と認めたとき。

２　前項第２号から第５号までのいずれかに該当する場合は、奨学

金の返還を求めることがある。

（補則）

第11条　この規程に定めるもののほか、この奨学金の取扱いに関し必要な事項は、委員会の議を経て定める。

（規程の改廃）

第12条　この規程の改廃は、委員会の議を経て行う。

附　則

この規程は、平成27年４月１日から施行し、平成28年度在学生から適用する。

（省略）

附　則

この規程（改正）は、2020年４月１日から施行する。

国の修学支援新制度導入に伴う給付型奨学金の支給調整に係る規程

制定　2020年４月１日

（目的）

第１条　この規程は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）（以下「法」という。）及び大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）（以下「施行令」という。）の施行に伴い、関西大学給付奨学金規程（以下「規程」という。）に規定する奨学金の給付金額を調整することを目的とする。

（対象となる給付奨学金）

第２条　前条に基づく給付奨学金は、規程第３条のうち、次のとおりとする。

⑴　関西大学新入生給付奨学金

⑵　関西大学学部給付奨学金

⑶　関西大学「学の実化」入学前予約採用型給付奨学金

（調整が必要となる給付対象者）

第３条　給付金額の調整が必要となる対象者は、前条各号に規定する奨学金受給者となる学部学生のうち、法第８条第１項に規定する授業料等の減免を受ける者をいう。

（法令に基づく区分）

第４条　前条における給付対象者は、施行令第２条第１項に規定する授業料等減免対象者に係る減免額算定基準額の各号に掲げる区分によるものとする。

２　前項における区分に変更があった場合は、変更後の区分によるものとする。

（給付額の調整）

第５条　給付対象者の給付額は、第２条各号に規定する奨学金の給付金額をもとに、前条に定める区分に応じて、調整するものとする。

２　前項に基づき給付額を調整する算定方法は、施行令第２条第１項各号の区分に応じて定められた授業料減免額（第２号及び第３号においては、１万円未満を切り捨てるものとする。）を学費規程に定める授業料で除した値を１から減じて得た割合に、第２条各号に定める奨学金給付金額を乗じた額とする。ただし、１万円未満は切り上げるものとする。

（調整後の給付額）

第６条　前条に基づき調整された第２条各号における奨学金の給付額は、別表に定める。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、関西大学奨学金委員会の議を経て行う。

（所管）

第８条　この規程に係る奨学金に関する事務は、奨学支援グループの所管とする。

附　則

１　この規程は、2020年４月１日から施行する。

２　第２条第３号の奨学金を受給する2019年度以前入学生については、なお従前の例による。

附　則

この規程（改正）は、2021年４月１日から施行する。

別表（第６条関係）

１　関西大学新入生給付奨学金

学　部	給付金額		
	施行令第２条第１項第１号に該当する者	施行令第２条第１項第２号に該当する者	施行令第２条第１項第３号に該当する者
法学部	80,000円	160,000円	230,000円
文学部	80,000円	160,000円	230,000円
経済学部	80,000円	160,000円	230,000円
商学部	80,000円	160,000円	230,000円
社会学部	80,000円	160,000円	230,000円
政策創造学部	90,000円	180,000円	260,000円
外国語学部	170,000円	250,000円	320,000円
人間健康学部	100,000円	180,000円	260,000円
総合情報学部	180,000円	250,000円	320,000円
社会安全学部	180,000円	250,000円	320,000円
システム理工学部	240,000円	320,000円	390,000円
環境都市工学部	240,000円	320,000円	390,000円
化学生命工学部	240,000円	320,000円	390,000円

２　関西大学学部給付奨学金

2021年度入学生

学　部	給付金額		
	施行令第２条第１項第１号に該当する者	施行令第２条第１項第２号に該当する者	施行令第２条第１項第３号に該当する者
法学部	110,000円	170,000円	240,000円
文学部	110,000円	170,000円	240,000円
経済学部	110,000円	170,000円	240,000円
商学部	110,000円	170,000円	240,000円
社会学部	110,000円	170,000円	240,000円
政策創造学部	120,000円	190,000円	260,000円
外国語学部	190,000円	260,000円	320,000円
人間健康学部	120,000円	200,000円	270,000円
総合情報学部	200,000円	260,000円	320,000円
社会安全学部	200,000円	260,000円	320,000円
システム理工学部	260,000円	330,000円	390,000円
環境都市工学部	260,000円	330,000円	390,000円
化学生命工学部	260,000円	330,000円	390,000円

2020年度入学生

学　部	給付金額		
	施行令第２条第１項第１号に該当する者	施行令第２条第１項第２号に該当する者	施行令第２条第１項第３号に該当する者
法学部	110,000円	170,000円	240,000円
文学部	110,000円	170,000円	240,000円
経済学部	110,000円	170,000円	240,000円
商学部	110,000円	170,000円	240,000円
社会学部	110,000円	170,000円	240,000円
政策創造学部	120,000円	190,000円	260,000円
外国語学部	190,000円	260,000円	320,000円
人間健康学部	120,000円	200,000円	270,000円
総合情報学部	200,000円	260,000円	320,000円
社会安全学部	200,000円	260,000円	320,000円
システム理工学部	260,000円	330,000円	390,000円
環境都市工学部	260,000円	330,000円	390,000円
化学生命工学部	260,000円	330,000円	390,000円

2019年度入学生

学　部	給付金額		
	施行令第２条第１項第１号に該当する者	施行令第２条第１項第２号に該当する者	施行令第２条第１項第３号に該当する者
法学部	100,000円	170,000円	240,000円
文学部	100,000円	170,000円	240,000円
経済学部	100,000円	170,000円	240,000円
商学部	100,000円	170,000円	240,000円
社会学部	100,000円	170,000円	240,000円
政策創造学部	120,000円	190,000円	260,000円
外国語学部	190,000円	260,000円	320,000円
人間健康学部	120,000円	190,000円	260,000円
総合情報学部	190,000円	260,000円	320,000円
社会安全学部	190,000円	260,000円	320,000円
システム理工学部	260,000円	320,000円	390,000円
環境都市工学部	260,000円	320,000円	390,000円
化学生命工学部	260,000円	320,000円	390,000円

2018年度入学生

学　部	給付金額		
	施行令第２条第１項第１号に該当する者	施行令第２条第１項第２号に該当する者	施行令第２条第１項第３号に該当する者
法学部	90,000円	160,000円	230,000円
文学部	90,000円	160,000円	230,000円
経済学部	90,000円	160,000円	230,000円
商学部	90,000円	160,000円	230,000円
社会学部	90,000円	160,000円	230,000円
政策創造学部	110,000円	190,000円	260,000円
外国語学部	180,000円	250,000円	320,000円
人間健康学部	110,000円	190,000円	260,000円
総合情報学部	190,000円	260,000円	320,000円
社会安全学部	190,000円	260,000円	320,000円
システム理工学部	250,000円	320,000円	390,000円
環境都市工学部	250,000円	320,000円	390,000円
化学生命工学部	250,000円	320,000円	390,000円

2017年度入学生

学　部	給付金額		
	施行令第２条第１項第１号に該当する者	施行令第２条第１項第２号に該当する者	施行令第２条第１項第３号に該当する者
法学部	90,000円	160,000円	230,000円
文学部	90,000円	160,000円	230,000円
経済学部	90,000円	160,000円	230,000円
商学部	90,000円	160,000円	230,000円
社会学部	90,000円	160,000円	230,000円
政策創造学部	110,000円	190,000円	260,000円
外国語学部	180,000円	250,000円	320,000円
人間健康学部	110,000円	190,000円	260,000円
総合情報学部	190,000円	260,000円	320,000円
社会安全学部	190,000円	260,000円	320,000円
システム理工学部	250,000円	320,000円	390,000円
環境都市工学部	250,000円	320,000円	390,000円
化学生命工学部	250,000円	320,000円	390,000円

３　関西大学「学の実化」入学前予約採用型給付奨学金

2021年度入学生

（大阪府・兵庫県・京都府・滋賀県・奈良県・和歌山県の高等学校又は中等教育学校の後期課程出身者）

学　部	給付金額					
	施行令第２条第１項第１号に該当する者		施行令第２条第１項第２号に該当する者		施行令第２条第１項第３号に該当する者	
	2021年度	2022年度以降	2021年度	2022年度以降	2021年度	2022年度以降
法学部	80,000円	110,000円	160,000円	170,000円	230,000円	240,000円
文学部	80,000円	110,000円	160,000円	170,000円	230,000円	240,000円
経済学部	80,000円	110,000円	160,000円	170,000円	230,000円	240,000円
商学部	80,000円	110,000円	160,000円	170,000円	230,000円	240,000円
社会学部	80,000円	110,000円	160,000円	170,000円	230,000円	240,000円
政策創造学部	90,000円	120,000円	180,000円	190,000円	260,000円	260,000円
外国語学部	170,000円	190,000円	250,000円	260,000円	320,000円	320,000円
人間健康学部	100,000円	120,000円	180,000円	200,000円	260,000円	270,000円
総合情報学部	180,000円	200,000円	250,000円	260,000円	320,000円	320,000円
社会安全学部	180,000円	200,000円	250,000円	260,000円	320,000円	320,000円
システム理工学部	240,000円	260,000円	320,000円	330,000円	390,000円	390,000円
環境都市工学部	240,000円	260,000円	320,000円	330,000円	390,000円	390,000円
化学生命工学部	240,000円	260,000円	320,000円	330,000円	390,000円	390,000円

2021年度入学生

（大阪府・兵庫県・京都府・滋賀県・奈良県・和歌山県以外の高等学校又は中等教育学校の後期課程出身者（日本国外の高等学校は除く））

学　部	給付金額					
	施行令第２条第１項第１号に該当する者		施行令第２条第１項第２号に該当する者		施行令第２条第１項第３号に該当する者	
	2021年度	2022年度以降	2021年度	2022年度以降	2021年度	2022年度以降
法学部	100,000円	140,000円	210,000円	230,000円	310,000円	320,000円
文学部	100,000円	140,000円	210,000円	230,000円	310,000円	320,000円
経済学部	100,000円	140,000円	210,000円	230,000円	310,000円	320,000円
商学部	100,000円	140,000円	210,000円	230,000円	310,000円	320,000円
社会学部	100,000円	140,000円	210,000円	230,000円	310,000円	320,000円
政策創造学部	120,000円	160,000円	230,000円	250,000円	330,000円	340,000円
外国語学部	220,000円	240,000円	310,000円	330,000円	400,000円	410,000円
人間健康学部	120,000円	160,000円	230,000円	260,000円	330,000円	350,000円
総合情報学部	230,000円	250,000円	320,000円	330,000円	400,000円	410,000円
社会安全学部	230,000円	250,000円	320,000円	330,000円	400,000円	410,000円
システム理工学部	300,000円	320,000円	390,000円	400,000円	470,000円	480,000円
環境都市工学部	300,000円	320,000円	390,000円	400,000円	470,000円	480,000円
化学生命工学部	300,000円	320,000円	390,000円	400,000円	470,000円	480,000円

2020年度入学生

（大阪府・兵庫県・京都府・滋賀県・奈良県・和歌山県の高等学校又は中等教育学校の後期課程出身者）

学　部	給付金額					
	施行令第２条第１項第１号に該当する者		施行令第２条第１項第２号に該当する者		施行令第２条第１項第３号に該当する者	
	2020年度	2021年度以降	2020年度	2021年度以降	2020年度	2021年度以降
法学部	80,000円	110,000円	160,000円	170,000円	230,000円	240,000円
文学部	80,000円	110,000円	160,000円	170,000円	230,000円	240,000円
経済学部	80,000円	110,000円	160,000円	170,000円	230,000円	240,000円
商学部	80,000円	110,000円	160,000円	170,000円	230,000円	240,000円
社会学部	80,000円	110,000円	160,000円	170,000円	230,000円	240,000円
政策創造学部	90,000円	120,000円	180,000円	190,000円	260,000円	260,000円
外国語学部	170,000円	190,000円	250,000円	260,000円	320,000円	320,000円
人間健康学部	100,000円	120,000円	180,000円	200,000円	260,000円	270,000円
総合情報学部	180,000円	200,000円	250,000円	260,000円	320,000円	320,000円
社会安全学部	180,000円	200,000円	250,000円	260,000円	320,000円	320,000円
システム理工学部	240,000円	260,000円	320,000円	330,000円	390,000円	390,000円
環境都市工学部	240,000円	260,000円	320,000円	330,000円	390,000円	390,000円
化学生命工学部	240,000円	260,000円	320,000円	330,000円	390,000円	390,000円

2020年度入学生
（大阪府・兵庫県・京都府・滋賀県・奈良県・和歌山県以外の高等学校又は中等教育学校の後期課程出身者（日本国外の高等学校は除く））

学　部	給付金額					
	施行令第２条第１項第１号に該当する者		施行令第２条第１項第２号に該当する者		施行令第２条第１項第３号に該当する者	
	2020年度	2021年度以降	2020年度	2021年度以降	2020年度	2021年度以降
法学部	100,000円	140,000円	210,000円	230,000円	310,000円	320,000円
文学部	100,000円	140,000円	210,000円	230,000円	310,000円	320,000円
経済学部	100,000円	140,000円	210,000円	230,000円	310,000円	320,000円
商学部	100,000円	140,000円	210,000円	230,000円	310,000円	320,000円
社会学部	100,000円	140,000円	210,000円	230,000円	310,000円	320,000円
政策創造学部	120,000円	160,000円	230,000円	250,000円	330,000円	340,000円
外国語学部	220,000円	240,000円	310,000円	330,000円	400,000円	410,000円
人間健康学部	120,000円	160,000円	230,000円	260,000円	330,000円	350,000円
総合情報学部	230,000円	250,000円	320,000円	330,000円	400,000円	410,000円
社会安全学部	230,000円	250,000円	320,000円	330,000円	400,000円	410,000円
システム理工学部	300,000円	320,000円	390,000円	400,000円	470,000円	480,000円
環境都市工学部	300,000円	320,000円	390,000円	400,000円	470,000円	480,000円
化学生命工学部	300,000円	320,000円	390,000円	400,000円	470,000円	480,000円

関西大学交通規制に関する規程

制定　昭和43年11月１日

第１章　総　則

（目的）

第１条　この規程は、関西大学千里山キャンパス、高槻キャンパス、高槻ミューズキャンパス、堺キャンパス、梅田キャンパス及び北陽キャンパス（以下「各キャンパス」という。）とその周辺において自動車及び原動機付自転車（以下「自動車」という。）による混雑を緩和し、学内の通行を円滑にするため、自動車の運行を規制し、大学関係者全員が相協力して各キャンパスとその周辺の環境保持及び交通事故の防止に努めることを目的とする。

（規制の原則）

第２条　各キャンパスにおける交通規制は、自動車による通学及び通勤を禁止し、外来者及び出入業者等の自動車の乗入れを大幅に制限することを原則とする。

（通路）

第３条　千里山キャンパスへの進入及び退出は、大学正門前から西に通じる道路（通称：大学前通り）を避けるものとする。

２　千里山キャンパスの大学構内への進入及び退出は、原則として名神高速道路上から３号門を経て進入し、用務終了後は進入した順路を通り３号門を経て名神高速道路上から退出するものとする。

３　高槻キャンパスへの進入及び退出は、東門を使用し、北門は避けるものとする。

４　高槻ミューズキャンパスへの進入及び退出は、北門を使用する。

５　堺キャンパスへの進入及び退出は、正門を使用する。

６　梅田キャンパスへの進入及び退出は、東側出入口を使用する。

７　北陽キャンパスへの進入及び退出は、正門を使用する。

第２章　特別に入構を認める自動車

（入構許可自動車）

第４条　次に定めるものは、許可を得て、入構することができる。

(1)　法人所有の自動車

(2)　病気又は身体障害によって必要と認められた自動車

(3)　関西大学生活協同組合（以下「生協」という。）及び業務委託業者等所有の業務用自動車

(4)　救急車、消防車その他の緊急自動車

(5)　物品運搬のために必要と認められた自動車

(6)　教職員及び学生が機材等の搬出入のために必要と認められた自動車

(7)　緊急を要する用務、疾病者の護送その他の法人、大学、高等学校、中学校、小学校又は幼稚園等（以下「大学等」という。）が特に必要と認めた自動車

（入構許可の種別）

第５条　入構の許可は、通常入構許可と臨時入構許可の２種とする。

(1)　通常入構許可は、前条第１号から第３号までに規定する自動車とし、許可期限つき自動車等入構許可証（以下「入構許可証」という。）を発行する。

(2)　臨時入構許可は、前条第４号から第７号までに規定する自動車とし、原則として臨時自動車等入構許可証（以下「臨時入構許可証」という。）をその都度発行する。

（通常入構許可）

第６条　通常入構を必要とする第４条第２号に規定する者は、所定の手続を経て、許可を受けるものとする。

（臨時入構許可）

第７条　臨時入構を必要とする者は、所定の手続を経て、許可を受けるものとする。

２　第５条第２号に規定する臨時入構の許可は、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園においては、校長又は園長が行うものとする。

３　臨時入構を許可された自動車は、退出の際には必ず臨時入構許可証を返さなければならない。

（入構車の駐車）

第８条　入構を許可された自動車は、各キャンパス所定の駐車場に駐車するものとする。

（入構者心得）

第９条　入構を許可された者は、次の事項を守らなければならない。

(1)　入構車は、警備詰所で一旦停車し、係員に入構許可証を提示する。

(2)　自動車の前面ガラスその他の車外から許可内容を容易に認め得る箇所に入構許可証を掲げる。

(3)　運行速度は、時速10キロメートル以内とする。

(4)　歩行者の障害にならないよう注意する。

(5)　騒音防止に留意する。

(6)　その他係員の指示に従う。

２　高等学校、中学校、小学校及び幼稚園への入構者については、前項第１号及び第２号の規定にかかわらず、校長又は園長の指示に従うものとする。

（駐車料金）

第10条　千里山キャンパスへの自動車入構に伴う駐車料金については、別に定める。

２　前条の駐車料金を支払い、入構する自動車については、第５条から第７条まで並びに前条第１号及び第２号に規定する手続を省略できるものとする。

（臨時入構特別規制）

第11条　大学等において特に必要ある場合は、臨時に別の交通規制を行う。

附　則

この規程は、昭和43年12月１日から施行する。

（省略）

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

遺失・拾得物等に関する取扱要領

制定　昭和48年４月１日
昭和48年度通達（学生第560号）

１　適用範囲

関西大学（以下「本学」という。）構内において発生した遺失物及び拾得物については、この要領による。

２　遺失物の届出

遺失物については、本人から所定の届を千里山キャンパスは学生生活支援グループ、高槻キャンパスは高槻キャンパス事務グループ、高槻ミューズキャンパスは高槻ミューズキャンパス事務グループ、堺キャンパスは堺キャンパス事務室、南千里国際プラザは国際プラザグループ（以下「所管窓口」という。）に提出しなければならない。なお、この届の有効期間は、届出日から３カ月間とする。

３　拾得物の届出

⑴　本学構内で拾得した物品、金銭などについては最寄りの事務室（教務センター、図書館、学生センター、正門インフォメーション、キャリアセンター及び南千里国際プラザ）に本人が拾得物届（用紙は、各事務室に備付け）を添えて拾得後24時間以内に届け出なければならない。ただし、拾得者が24時間経過後届け出た場合は、報労金等拾得物に関する権利を失う。

⑵　各事務室に届け出られた拾得物については、事務室において確認ののち拾得届出者に拾得物預り証を交付する。

⑶　各事務室において受理した拾得物は、受理日の翌日午前中に拾得物届を添付の上、所管窓口に回付する。ただし、記名等によって渡し先の明らかなものは、受理した事務室で処理するものとする。

４　拾得物の公示

所管窓口に回付された拾得物は、千里山キャンパスにおいては凜風館掲示板、高槻キャンパス及び堺キャンパスにおいては学部掲示板、高槻ミューズキャンパスにおいてはミューズオフィス掲示板、南千里国際プラザにおいては国際プラザ事務室内に公示する。なお、公示期間は、回付された翌日から３日間とする。

５　遺失物の引渡し

遺失者に遺失物を引き渡すときは、その特徴、内容その他参考となるべき事項を指摘させ正当な権利者であることを確認した後、本人に引き渡すものとする。この場合、遺失者は、遺失物台帳に必要事項を記入するものとする。なお、遺失者は拾得者に対して遺失物法（平成18年法律第73号）により物件価格の５/100～20/100の範囲で報労金を渡さなければならない。

６　法定の届出

公示期間が過ぎても遺失者が判明しない物件については、遺失物法に基づき大学から所轄警察署長に届け出るものとする。

７　遺失物の処分

⑴　上記６により所轄警察署に届け出た物件は、公告期間14日間終了後３カ月を過ぎると拾得者がその所有権を取得することになるので、拾得物預り証を所轄警察署に提出し、拾得物を受領するものとする。

⑵　遺失物法によって取り扱われない物件については、公示の日から起算して３カ月間本学に保管し、その後本学において処分するものとする。

附　則

この要領は、昭和48年４月１日から施行する。

（省略）

附　則

この要領（改正）は、2019年10月１日から施行する。

学 生 規 程

制定　昭和39年７月１日

（学内秩序保持等）

第１条　学生は、健全なる自治活動に努めるものとする。

第２条　学生が、大学又は法人に対する希望、意見等を申し出る場合は、それぞれの機関を通じて行わなければならない。

（学生証）

第３条　学生は、入学と同時に大学から学生証の交付を受け、これを携帯し、本学教職員の請求があったときは、必ず提示しなければならない。

第４条　学生証は、卒業・退学・除籍の場合又はその有効期間を経過したときは、直ちに千里山キャンパスは教務事務グループ、高槻キャンパスは高槻キャンパス事務グループ、高槻ミューズキャンパスは高槻ミューズキャンパス事務グループ、堺キャンパスは堺キャンパス事務室（以下「所管窓口１」という。）に返納しなければならない。

第５条　学生証を紛失したときは、直ちに所管窓口１に届け出て、再交付を受けなければならない。

（保証人の住居変更）

第６条　学生は、入学後自己又は保証人の住居に変更が生じたときは、直ちに所管窓口１に届け出なければならない。

（団体及び集会）

第７条　学生は、団体を結成しようとするときは、所定の手続をし千里山キャンパスは学生生活支援グループ、高槻キャンパスは高槻キャンパス事務グループ、高槻ミューズキャンパスは高槻ミューズキャンパス事務グループ、堺キャンパスは堺キャンパス事務室（以下「所管窓口２」という。）に届け出なければならない。

２　団体の規約・会則その他の届出事項に変更が生じたとき、又は解散をしたときは、直ちに所管窓口２に届け出なければならない。

３　各団体の名簿は、毎年６月末までに提出しなければならない。

第８条　学生は、学内外において集会又は対外試合を催すときは、所定の様式に従ってその届を所管窓口２に出さなければならない。

２　届は、３日前とし、休講を要するものは１週間前に提出しなければならない。ただし、緊急の場合の届出は、この限りでない。

第９条　学生は、本学の学生、教職員又は一般人を対象として金銭の収受を伴う行為をするときは、所管窓口２に届け出て認可を受けなければならない。

第10条　学生は、本学の学生を対象として印刷物（ビラ等）の配布又は拡声器の使用等をするときは、所管窓口２に届け出なければならない。

附　則

この規程は、昭和39年７月１日から施行する。

（省略）

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

関西大学学生懲戒処分規程

制定　平成19年５月10日

第１章　総　則

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学学則第40条、関西大学大学院学則第85条、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第51条、関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則第51条、関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻（専門職大学院）学則第49条及び関西大学留学生別科規程第26条に規定する学生の懲戒処分に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において「学生」とは、関西大学（以下「本学」という。）に在籍する学部学生、大学院学生、留学生別科の学生及び科目等履修生等をいう。

２　この規程において「学部等」とは、学部及び研究科をいう。

３　この規程において「学部長等」とは、学部長及び研究科長をいう。

４　この規程において「教授会等」とは、学部、法務研究科及び会計研究科の教授会並びに研究科委員会をいう。

５　前３項の規定にかかわらず、関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻（専門職大学院）学則第49条に規定する学生の懲戒処分の場合は、「学部等」を「心理学研究科心理臨床学専攻」と、「学部長等」を「心理学研究科心理臨床学専攻長」と、「教授会等」を「心理学研究科心理臨床学専攻会議」と読み替え、関西大学留学生別科規程第26条に規定する学生の懲戒処分の場合は、「学部等」を「留学生別科」と、「学部長等」を「国際教育センター長」と、「教授会等」を「国際教育センター委員会」と読み替える。

第２章　懲戒事由及び懲戒処分の種類

（懲戒事由）

第３条　懲戒処分は、次の各号のいずれかに該当する学生の本分に反する行為をなした者（以下「処分対象者」という。）について行うことができる。

⑴　犯罪行為

⑵　著しく人権を侵害する行為

⑶　本学の規程に反する行為

⑷　その他著しく社会的に非難されるべき行為

（懲戒処分の種類）

第４条　懲戒処分の種類は、次のとおりとする。

⑴　譴責　大学の教育的意思表示として書面により戒めるもの

⑵　停学　登校を停止し、自宅での謹慎を命じるもの

⑶　退学　本学学生としての身分を剥奪するもの

（譴責）

第５条　譴責は、学部長等が行う。

（停学）

第６条　停学は、無期停学又は６カ月未満の有期停学とする。

２　停学期間は、在学期間に含め、修業年限に含めないものとする。ただし、停学期間が２カ月未満の短期の場合は、この間の教育指導に基づき修業年限に算入することができる。

３　停学期間の開始日は、教授会等が決定した日とする。

４　停学期間中は、授業等への出席を停止するほか、課外活動等への参加、大学施設の使用を禁止する。ただし、学部長等が教育指導上必要と認めたときは、この限りでない。

５　学部長等は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度、学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると認めるときは、学長と協議の上、教授会等の議を経て、処分を解除できる。

６　無期停学の解除は、処分の開始日から６カ月以上経過しなければ行うことができない。

（退学）

第７条　退学は、関西大学学則第41条、関西大学大学院学則第85条第３項、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第51条第３項、関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則第51条第３項、関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻（専門職大学院）学則第49条第３項及び関西大学留学生別科規程第27条に掲げる者について行う。

２　学部長等は、処分対象者から、懲戒処分の決定前に自主退学の申出があった場合、懲戒処分が決定するまでこの申出を受理してはならない。

３　懲戒処分の決定後に自主退学の申出があった場合でも、懲戒処分の内容が退学であったときは、関西大学学則第40条、関西大学大学院学則第85条第２項、関西大学法務研究科（法科大学院）学則第51条第２項、関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則第51条第２項、関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻（専門職大学院）学則第49条第２項及び関西大学留学生別科規程第26条の規定による退学とし、本学の全ての学部等への再入学を認めないものとする。

（謹慎の措置）

第８条　学部長等は、学生の行為が明らかに懲戒処分に該当すると判断した場合は、懲戒処分決定前に、２カ月を超えない範囲で、当該学生に対し、謹慎を命ずることができる。

２　前項の謹慎期間中は、第６条第４項の規定を準用する。

３　謹慎期間は、停学期間に算入することができるものとする。

第３章　懲戒処分手続

（懲戒処分手続）

第９条　学部長等は、懲戒事由に当たる行為があったことを知り得たときは、遅滞なく事実確認及び当該学生に対する事情聴取を行い、懲戒処分が相当と判断した場合は、学長と協議の上、次項に従って、懲戒処分手続を選択する。

２　懲戒処分手続は、単独の学部等の学生が関与する懲戒処分対象行為については、当該学生の所属学部等の教授会等が事案を調査の上、審議、決定し、複数の学部等の学生が関与している事案については、第11条の懲戒調査委員会が事案を調査し、処分に理由及び必要性があると判断した場合には、処分内容を提案し、その後、関係学部等の教授会等において処分を審議、決定する。

３　学部等における事実確認、事情聴取に基づく懲戒対象行為の認定手続は、当該学部等で定める手続に従い、学部長等の責任において適正に行う。

４　学部等が懲戒対象行為に関する事実認定及び事情聴取を行うに当たっては、事前に当該学生に被疑事実の要旨を告知し、口頭による弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が心身の故障、身柄の拘束、長期の旅行その他の事由により口頭による弁明ができないときは、文書をもって代えることができる。

５　調査に際し、学生に事情聴取を行う場合は、学生の要請があれば、学生を補佐する教員等を同席させることができる。

６　第３条に定める懲戒事由のうちハラスメントに該当する懲戒処分手続に係る事実関係の調査等は、関西大学ハラスメント防止に関する規程に定める手続によるものとする。

（逮捕・勾留された場合等の処分手続）

第10条　学部長等は、次の各号のいずれかに当たり、迅速な処分が必要と判断される場合には、事情聴取の手続を経ずに、懲戒処分手続を進めることができる。

⑴　学生が逮捕・勾留され、学生の身柄拘束が長期に及び接見不可能な場合

⑵　学生が逃走中又は所在不明の場合

⑶　被疑事実が重大かつ明白であり、当該学生が罪状を認めている場合

第４章　複数の学部等に係る処分手続

（懲戒調査委員会の設置）

第11条　複数の学部等の学生が関与している懲戒対象行為については、当該学部長等からの要請により、学長は、速やかに懲戒調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会は、次の者をもって構成する。

⑴　副学長のうち１名

⑵　学生センター所長

⑶　学長が指名する教育職員５名（両性で構成する。）

３　委員会に委員長を置き、前項第１号に規定する者をもって充てる。

４　委員に欠員が生じたときは、学長は、速やかに後任の委員を補充しなければならない。

5　委員会は、委員長が招集し、議長となる。
6　委員会は、全委員の出席をもって成立し、議事は５名以上の委員の賛同をもって決する。
7　委員長は、必要がある場合には、委員会の承認を得た上で、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
8　委員会は、懲戒事由に該当する行為の内容、結果、影響等を総合的に検討し、１カ月以内に調査を完了し、その調査内容を処分の提案を添えて学長に文書で報告しなければならない。ただし、特段の事由が生じた場合は、更に１カ月延長することができる。
9　その他懲戒処分手続については、第９条第４項及び第５項の規定を準用する。この場合において、「学部等」は「委員会」に読み替える。

（懲戒処分の決定）

第12条　学長は、委員会から調査結果の報告を受けたときは、直ちに当該学部長等に、報告書を添付の上、文書で伝達するものとする。
2　学長からの伝達を受けた学部長等は、委員会から必要な資料を引き継いだ上、教授会等における審議に付し、教授会等は、報告書に基づき、懲戒処分を決定する。この場合において、学部等の教授会等における審議の際には、第９条第４項及び第５項の手続を省略することができる。

第５章　不服申立手続

（不服申立手続）

第13条　懲戒処分を受けた学生は、処分の通知を受けた日から30日以内にその処分に対する不服申立てをすることができる。
2　不服申立書には、不服理由を記載して、処分をした教授会等に提出する。
3　教授会等は、処分の理由を示す資料、教授会議事録とともに、不服申立書を不服審査委員会に送付する。
4　不服審査委員会は、次の者をもって構成する。
⑴　副学長（第11条第２項第１号に規定する副学長を除く。）
⑵　学長が指名する弁護士１名
⑶　学長が指名する教育職員で、懲戒処分を受けた学生の所属する学部等に属しない者２名（両性で構成する。）
5　不服審査委員会は副学長が委員長を務め、議事は多数決で決する。
6　不服審査委員会は、教授会等から提出された資料のほか、必要に応じ事実を調査することができる。
7　不服申立てをした学生は、自ら意見を述べ、又は資料を提出することができる。ただし、本人が出席できないなど特別の事情がある場合は、代理人をたてることができる。
8　不服審査委員会は、処分を相当とする場合は、不服申立てを却下し、処分が相当でないとする場合は処分を取り消し、又は変更する。この場合において、不服審査委員会は、懲戒処分を重く変更することができない。
9　前項の決定は、不服申立人に通知したときに効力を生じる。

第６章　処分の通知及び告示

（懲戒処分の通知及び告示）

第14条　学部長等は、懲戒処分を決定したときは、原則として、懲戒の原因たる事実、決定された処分の内容及びその理由を記載した文書を作成し、被処分者に通知し、これを告示する。
2　成績証明書その他の学生の修学状況に関する文書には、原則として懲戒処分を受けた旨の記載は行わないものとする。

第７章　守秘義務

（守秘義務）

第15条　懲戒処分手続に関与した者は、任期中及び退任後、学生の名誉とプライバシーを侵害することのないよう、慎重に行動するとともに、任務において知り得た事項を、正当な理由なく他に漏らしたり、私事に利用してはならない。

第８章　雑　則

（事務）

第16条　この規程に関する事務は、学部等に関しては学部・大学院事務グループ、高槻キャンパス事務グループ、高槻ミューズキャンパス事務グループ、堺キャンパス事務室及び国際プラザグループが、委員会及び不服審査委員会に関しては学長課が行う。

（補則）

第17条　この規程に定めるもののほか、懲戒処分の実施に必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成19年５月10日から施行する。

（省略）

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

関西大学誠之館規程

制定　昭和37年４月１日

（目的）

第１条　関西大学誠之館（以下「会館」という。）は、学生相互及び学生、教職員、校友等の間の人間関係を緊密にして学生の教養をゆたかにするとともに、学生、教職員等の福祉を増進することを目的とする。

（職員）

第２条　会館に次の職員を置く。
⑴　館長　学生センター所長をもって充てる。
⑵　次長　学生サービス事務局次長をもって充てる。
⑶　主幹　学生生活支援グループ長及びスポーツ振興グループ長をもって充てる。
⑷　館員　若干名

（職務）

第３条　館長は、会館の事務を統括する。
2　次長は、館長を助け、館長に事故があるときは、その職務を代行する。
3　主幹は、上司の命を受け、会館の事務を掌理する。
4　館員は、上司の命を受け、会館の事務に従事する。

（会館委員会）

第４条　会館の管理運営の基本的な事項を審議するため、会館委員会を置く。
2　会館委員会は、次の者をもって組織する。
⑴　学　長
⑵　学生センター所長
⑶　学部長
⑷　総務局長
⑸　財務局長
⑹　学生サービス事務局長
⑺　学生サービス事務局次長
3　会館委員会の委員長は、学長をもって充てる。
4　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

第５条　会館委員会の事務は、学生生活支援グループが行う。

第６条　会館委員会は、委員長が必要があると認めたとき招集する。

（運営委員会）

第７条　会館の運営を円滑にするため、運営委員会を設ける。
2　運営委員会は、次の者をもって組織する。
⑴　学生センター所長
⑵　学生センター副所長
⑶　学生サービス事務局長
⑷　学生サービス事務局次長
⑸　学生生活支援グループ長
⑹　スポーツ振興グループ長

（使用）

第８条　会館は、次の用途に使用する。
⑴　大学の行事
⑵　学生及び教職員の集会、レクリエーション並びに福祉
⑶　学生の課外活動

(4) 校友の主催する集会
(5) 学会、講演会等の開催
(6) その他会館委員会において必要と認めた事業

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会館の管理運営に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規程は、昭和37年4月1日から施行する。

(省略)

附 則

この規程(改正)は、2019年10月1日から施行する。

関西大学総合学生会館 メディアパーク凜風館・ KUシンフォニーホール 使用細則

制定 平成18年3月2日

(趣旨)

第1条 この細則は、関西大学総合学生会館メディアパーク凜風館・KUシンフォニーホール管理規程第8条の規定に基づき、関西大学総合学生会館メディアパーク凜風館(以下「凜風館」という。)及びKUシンフォニーホール(以下「シンフォニーホール」という。)の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 凜風館及びシンフォニーホールの使用管理は、学生生活支援グループの所管とする。

(施設)

第3条 凜風館の施設の名称は、次のとおりとする。
(1) 学生ラウンジ
(2) 食堂
(3) 購買店エリア
(4) ミーティングルーム(1、2)
(5) 会議室(1、2)
(6) 和室(1、2)
(7) 小ホール

(用途)

第4条 凜風館及びシンフォニーホールの施設は、次の用途に使用する。
(1) 学生のキャンパスライフ全般にわたる支援活動
(2) 学生の課外活動
(3) 学校法人関西大学の関係する行事
(4) 学生と近隣住民との交歓・交流行事
(5) その他凜風館・シンフォニーホール委員会が必要と認めた事業

(期間及び時間)

第5条 使用期間及び時間は、原則として次のとおりとする。
(1) 使用期間は、1月7日から8月10日まで及び8月21日から12月25日までとする。
(2) 使用時間は、9時から20時まで(日曜、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び大学の記念日は9時から17時まで)とし、時間を延長する必要がある場合は、管理責任者の許可を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認める場合は、使用期間及び使用時間を変更することがある。

(使用の申込み)

第6条 凜風館及びシンフォニーホールの施設を使用するときは、使用の目的、日時、予定人数等を所定の様式に記入の上、学生生活支援グループに申し込み、管理責任者の使用許可を得なければならない。

(使用の変更等)

第7条 凜風館及びシンフォニーホールの各施設の使用許可を受けた者が、使用について変更又は取消しをするときは、事前にその旨を管理責任者に申し出なければならない。

(使用料)

第8条 使用料の扱いは、次のとおりとする。
(1) 第4条第1号から第4号までに規定する使用は、無料とする。
(2) 第4条第5号に規定する用途による使用は原則として有料とし、使用料の額は別に定める。

(遵守事項)

第9条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。
(1) 目的外の使用をしないこと。
(2) 施設、設備、備品等を破損しないこと。
(3) 決められた場所以外での喫煙又は飲食をしないこと。
(4) 秩序又は風紀を乱す行為をしないこと。
(5) 使用者は、その使用が終わったとき、又はその使用を中止したときは、使用場所を原状に復して返還すること。

2 使用者が前項各号のいずれかに違反したときは、管理責任者は、その使用許可を取り消し、又は退出を命じることができる。

(損害賠償)

第10条 使用者は、施設、設備、備品等を破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この細則は、平成18年3月1日から施行する。

(省略)

附 則

この細則(改正)は、2019年10月1日から施行する。

関西大学体育施設使用規程

制定　平成26年12月11日

（趣旨）

第１条　この規程は、学校法人関西大学体育施設管理運営規程に基づき、関西大学（以下「本学」という。）の体育施設の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条　この規程における体育施設とは、次に掲げる施設をいう。

⑴　千里山キャンパス

ア　千里山中央グラウンド

イ　KAISERS BASEBALL FIELD

ウ　千里山北広場

エ　千里山中央体育館

オ　千里山東体育館

カ　誠之館５号館（凱風館）

キ　誠之館７号館（新凱風館）

ク　誠之館８号館（養心館）

ケ　第４学舎３号館屋内グラウンド

コ　第４学舎３号館空中テニスコート

サ　ソフトテニスコート

シ　弓道場

ス　100周年記念会館室内温水プール

⑵　高槻キャンパス

ア　第１グラウンド

イ　第２グラウンド

ウ　第３グラウンド

エ　ゴルフ練習場

オ　テニスコート

カ　多目的コート

キ　G棟（体育館）

ク　馬場

⑶　堺キャンパス

ア　体育館（格技・実習教室、アリーナ）

イ　プール

（使用）

第３条　体育施設は、次の用途に使用する。

⑴　大学の行事

⑵　正課体育授業

⑶　課外体育活動

⑷　併設校の課外体育活動

⑸　関西大学施設貸与規程に定める学外団体への貸与

⑹　その他の課外団体の活動

⑺　本学学生及び教職員の体育活動

⑻　その他、学校法人関西大学体育施設運営協議会規程に規定する学校法人関西大学体育施設運営協議会（以下「運営協議会」という。）において、特に体育施設の使用を適当と認める活動

２　施設利用の優先順位は、前項各号の記載順によるものとする。ただし、運営協議会において認めた場合は、この限りでない。

（使用休止日）

第４条　体育施設の使用休止日は、次のとおりとする。

⑴　日曜日

⑵　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

⑶　大学の昇格記念日及び創立記念日

⑷　夏季及び冬季休業期間

ア　８月11日から８月20日まで

イ　12月26日から翌年１月６日まで

⑸　その他運営協議会が定めた日及び期間

２　前項の規定にかかわらず、管理責任者が必要と認めたときは、使用休止日を変更することがある。

（使用時間）

第５条　体育施設の使用時間は、次のとおりとする。

⑴　第２条第１号に規定する体育施設

ア　屋外施設

午前９時から午後８時までとする。

イ　屋内施設

午前９時から午後10時までとする。

⑵　第２条第２号に規定する体育施設

ア　屋外施設

午前９時から午後９時までとする。

イ　屋内施設

午前９時から午後５時までとする。

⑶　第２条第３号に規定する体育施設

ア　屋外施設及び屋内施設

午前９時から午後７時30分までとする。

２　前項の規定にかかわらず、管理責任者が必要と認めたときは、使用時間の一部を変更することができる。

３　課外体育活動の本学の授業期間中における体育施設の使用可能時間は、原則として午後２時30分以降とする。ただし、正課体育実技の授業に差し支えないときは、この限りでない。

（使用許可）

第６条　体育施設の使用については、所定の手続に従って許可を受けなければならない。

なお、必要な場合は、運営協議会においてその使用の可否を協議することができる。

２　使用許可申請に関する事務取扱は、別表による。

（目的外の使用及び転貸の禁止）

第７条　体育施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に使用したり、又は他の者にその全部若しくは一部を転貸してはならない。

（使用者の遵守義務）

第８条　使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

⑴　体育施設内の設備を無断で変更して使用したり、又は備品及び用具を無断で使用してはならない。

⑵　体育施設内においては、喫煙又は飲食してはならない。

⑶　使用者は、品位を旨とし、清潔及び整頓に協力し、特に火気や盗難に注意しなければならない。

⑷　使用者は、その使用を終えたとき、又はその使用を停止されたときは、必ず使用場所を原状に復して返還しなければならない。

（使用条件の変更又は使用許可の取消し）

第９条　管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用条件を変更し、又は使用許可を取り消すことができる。

⑴　緊急の必要が生じたとき。

⑵　施設の維持管理上必要が生じたとき。

⑶　使用目的及び許可の条件に違反すると認めたとき。

⑷　使用者の遵守義務に著しく違反すると認めたとき。

２　大学は、前項各号の場合に使用者が受けた損害につき、補償の責めを負わない。

（損害補填）

第10条　使用者は、施設及び備品を破損又は滅失したときは、原状を回復又は損害を賠償しなければならない。

附　則

１　この規程は、平成26年12月11日から施行する。

２　関西大学体育館規程（昭和44年３月29日制定）は、廃止する。

３　関西大学室内温水プール規程（平成元年７月14日制定）は、廃止する。

（省略）

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

別表（第６条関係）

キャンパス名	体育施設名	使用許可申請に関する事務取扱
(1)　千里山キャンパス	ア　千里山中央グラウンド	スポーツ振興グループ
	イ　KAISERS BASEBALL FIELD	
	ウ　千里山北広場	
	エ　千里山中央体育館	
	オ　千里山東体育館	
	カ　誠之館５号館（凱風館）	
	キ　誠之館７号館（新凱風館）	
	ク　誠之館８号館（養心館）	
	ケ　第４学舎３号館屋内グラウンド	
	コ　第４学舎３号館空中テニスコート	
	サ　ソフトテニスコート	
	シ　弓道場	
	ス　100周年記念会館室内温水プール	
(2)　高槻キャンパス	ア　第１グラウンド	高槻キャンパス事務チーム スポーツ振興グループ
	イ　第２グラウンド	
	ウ　第３グラウンド	
	エ　ゴルフ練習場	
	オ　テニスコート	
	カ　多目的コート	
	キ　G棟（体育館）	
	ク　馬場	スポーツ振興グループ
(3)　堺キャンパス	ア　体育館（格技・実習教室、アリーナ）	堺キャンパス事務室 スポーツ振興グループ
	イ　プール	

関西大学たかつきアイスアリーナ使用細則

制定　平成18年６月22日

（趣旨）

第１条　この細則は、関西大学たかつきアイスアリーナ管理規程第８条の規定に基づき、関西大学たかつきアイスアリーナ（以下「アイスアリーナ」という。）の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

（使用）

第２条　アイスアリーナの使用は、次のとおりとする。

(1)　大学の行事

(2)　正課体育

(3)　課外活動

(4)　学生、生徒、児童、教職員等大学関係者の活動

(5)　高槻市民をはじめとする地域住民を対象とした行事

(6)　その他アイスアリーナ委員会が、特にアイスアリーナの使用を適当と認めるスポーツ活動

（使用時間）

第３条　アイスアリーナの使用時間は、原則として午前９時から午後10時までとする。

２　前項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認める場合は、使用時間を変更することができる。

（休館日）

第４条　アイスアリーナの休館日は、別に定める。

２　管理責任者が特に必要と認める場合は、休館日の使用を許可することができる。

（使用許可）

第５条　アイスアリーナの使用は、所定の手続により許可を受けなければならない。

（使用料）

第６条　アイスアリーナの使用料の扱いは、次のとおりとする。

(1)　第２条第１号及び第２号に規定する使用は、無料とする。

(2)　第２条第３号から第６号までに規定する使用は原則として有料とし、使用料の額は別に定める。

（取消し又は変更時の使用料の取扱い）

第７条　アイスアリーナの貸与を受けて使用する者（以下「使用者」という。）が、使用開始日の６日前から前日までに貸与の申込みを取り消した場合は、貸与許可時の使用料金の２分の１を、当日に取り消した場合は、使用料金の全額を支払わなければならない。

（目的外の使用及び転貸の禁止）

第８条　使用者は、許可を受けた目的以外に使用したり、又は他の者にその全部若しくは一部を転貸してはならない。

（使用者の遵守義務）

第９条　使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)　アイスアリーナの設備を無断で変更して使用したり、又は備品及び用具を無断で使用してはならない。

(2)　アイスアリーナにおいては、館内全面禁煙とする。また、所定の場所以外で飲食してはならない。

(3)　使用者は、品位を旨とし、清潔及び整頓に協力し、特に火気や盗難に注意しなければならない。

(4)　使用者は、その使用を終えたとき、又はその使用を停止されたときは、必ず使用場所を原状に復して返還しなければならない。

（使用許可の取消し）

第10条　次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことがある。

(1)　施設の維持管理上必要が生じたとき。

(2)　使用目的及び許可の条件に違反すると認めたとき。

(3)　使用者の遵守義務に著しく違反すると認めたとき。

（損害賠償）

第11条　使用者が、施設及び備品を破損又は滅失したときは、原状を回復又は損害を賠償しなければならない。

（責任の免除）

第12条　関西大学は、アイスアリーナ、駐車場等、高槻キャンパス構内における事故・傷害・盗難について、一切の責任を負わない。

附　則

この細則は、平成18年６月22日から施行する。

（省略）

附　則

この細則（改正）は、2019年10月１日から施行する。

学　　歌

服部嘉香　作詞
山田耕筰　作曲

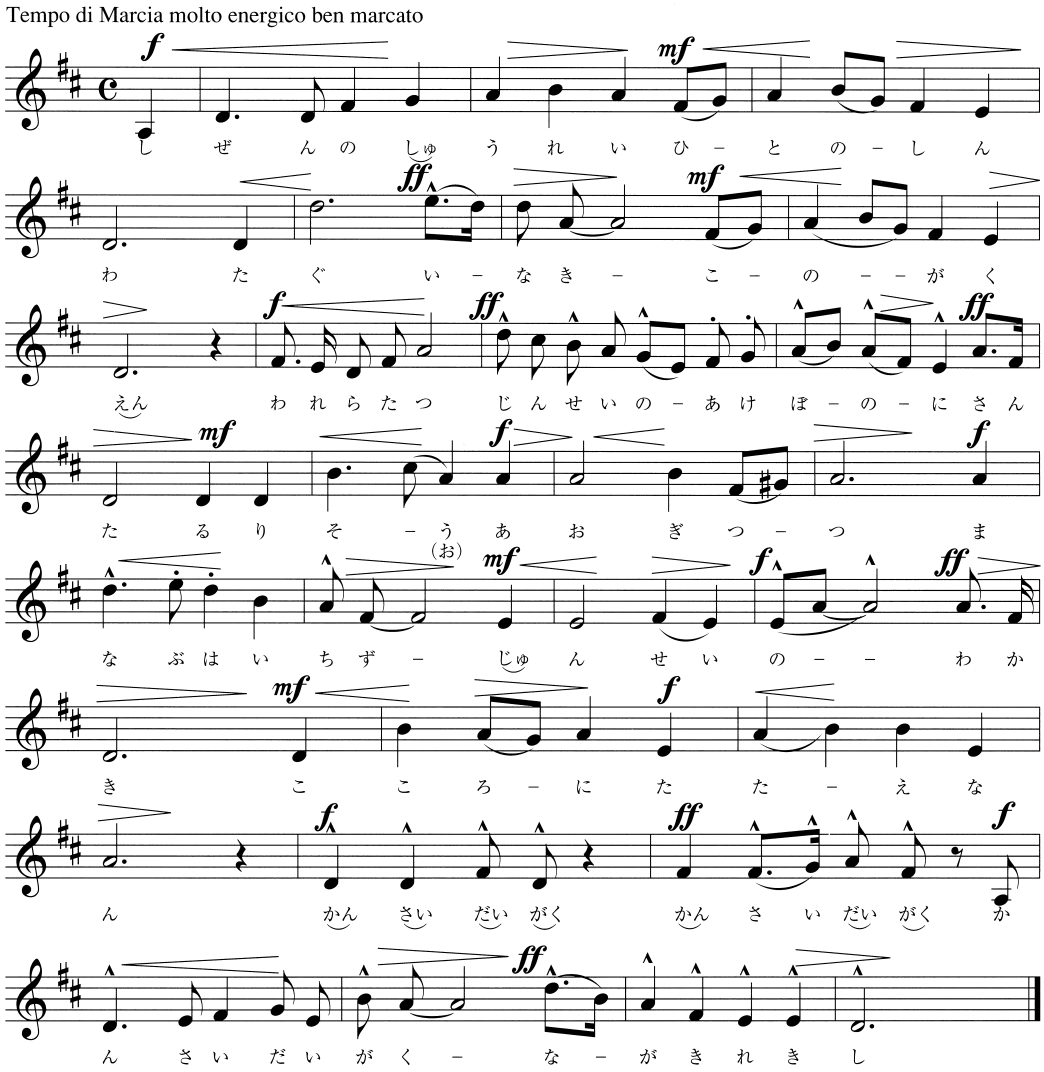

学　歌

(一)
自然の秀麗　人の親和
たぐいなき　此の学園
我等立つ　人生の曙に
燦たる理想　仰ぎつつ
学ぶは一途　純正の
若き心に　讃えなん
関西大学　関西大学
関西大学　長き歴史

(二)
真理の討究　学の実化
たぐいなき　此の学園
我等有つ　潑剌の精神に
栄ある文化　創るべく
励むは一途　研鑽の
日々を楽しみ　忘れまじ
関西大学　関西大学
関西大学　重き使命

(三)
自由の尊重　自治の訓練
たぐいなき　此の学園
我等期す　人格の向上に
正義の奉仕　世に為すと
希うは一途　先進の
歩みさだかに　伝えばや
関西大学　関西大学
関西大学　高き権威

学　歌

「自然の秀麗　人の親和…」で始まる学歌は、1922（大正11）年９月、関西大学が大学令による大学に昇格した後に制定された。校歌はすでにあったが、時の総理事山岡順太郎が提唱する「学の実化」をうけて、新時代の学歌が待望されていた。本学教授服部嘉香が作詞し、服部の知人で作曲界の異才山田耕筰が作曲した。その後、山田耕筰は、歌唱上の制約から第３節の「自由の訓練　自治の発揮」を「自由の尊重　自治の訓練」と、また第２節の「学の実化」をじつげと歌うように指導した。それから今日に至るまで、その歌詞で歌い継がれている。

関西大学学歌は、理想に向かって歩む学生の意気を力強く歌い上げており、山田耕筰によるニ長調のメロディは、荘重にして高い格調で歌われるすばらしい学歌といえる。

この学歌の完成後、作曲した山田がわざわざ歌唱指導に来学した際に、マーチのごときテンポで、力強く、明瞭に、そして歯切れよく歌うように指導している。

学　生　歌

浪江源治　作詞
中村良之助　作曲

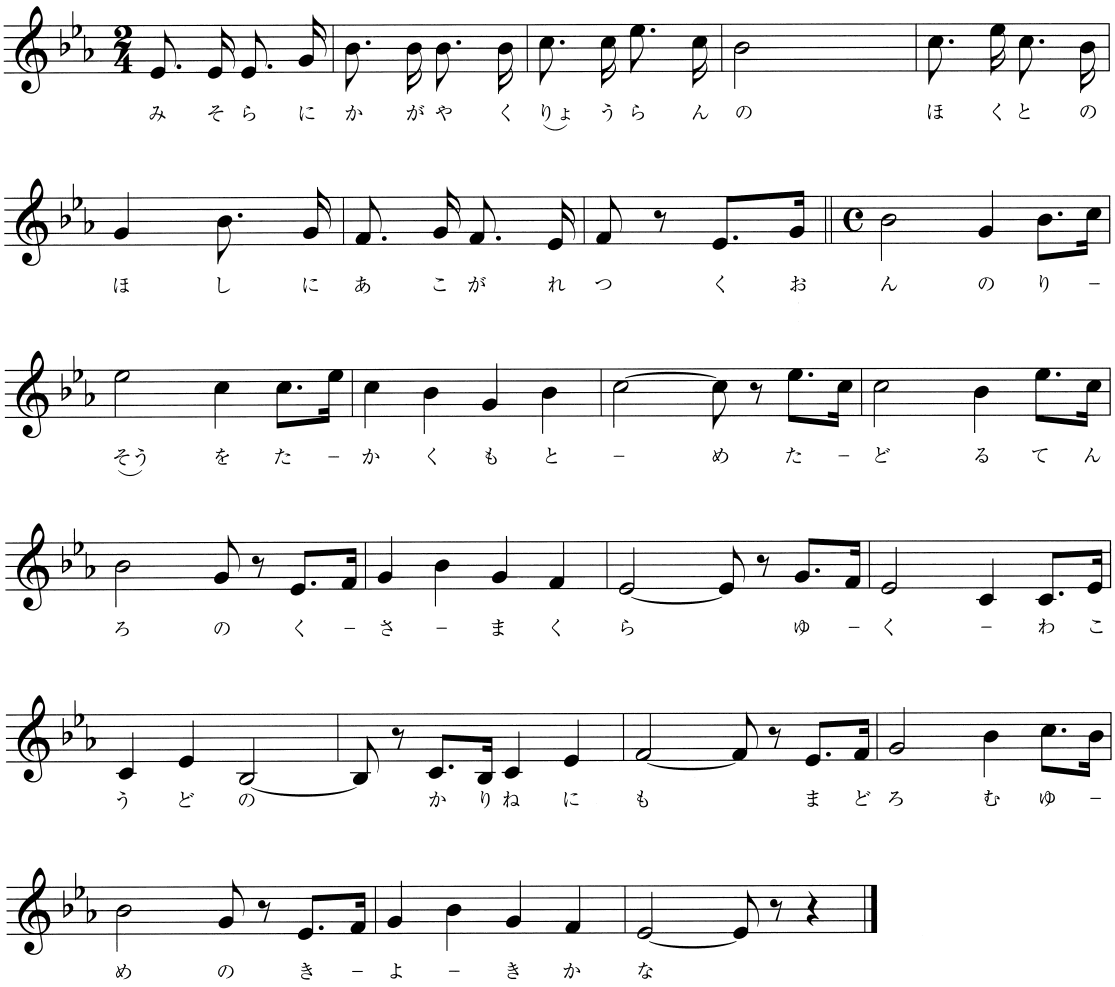

学生歌

(一)
御空に輝く撩爛の
北斗の星に憧憬れつ
久遠の理想を高く求め
辿る天路の草枕
行く若人の仮寝にも
円む夢の清き哉

(二)
紺碧深き海洋の
底方に知れず秘められし
幾十の宝捜すべく
腕鉄の丈夫が
丈余の櫓櫂舵取りて
今し舟出の朝ぼらけ

(三)
空に瞬く夕星の
さやけき光仰ぎみつ
いざ高誦さん精進の
自学の曲も朗かに
歌う歌人の胸底に
若き命の響あり

(四)
若き海士の背夕陽あび
月苫の上に傾きて
暮るればゆらぐ漁火の
友の燈と手を取りて
語り交しつすなどりの
今宵憩わん自治の島

(五)
瞬く星の啓示受け
囁く波の私語聞きて
青葉隠くるる丘の上の
自学と自治の学園に
灯す燈火の清ければ
千里の原に月淡し

学生歌

制定は1923(大正12)年４月。当時、予科３年生の浪江源治が作詞し、同期生の中村良之助が作曲して完成した。後年、浪江は「寒中、深夜まで下宿で布団にもぐり必死に歌詞を書いたものだ」と回想している。現在は通常、第２節までしか歌われていないが、漢籍の素養を垣間見る原詞は第５節まで存在する。

新　学　生　歌

明珍　昇　作詞
緒方京子　作曲
清水　脩　編曲

♩=112

mf
もゆるいのーちの　かぎーりーなーく
はくあのまーどに　きそいたーつ
f
mf
わかぎのすがた　さやかなり
f
ともよたたえよ　このーいぶきしん
mf
りのみーちをきわーめゆくわれ
f
らにきーよきほこーりあり
ff
かん
だいかんだいかんだいかんだいのわれら

新学生歌

(一)
燃ゆるいのちの　限りなく
白亜の窓に　競い立つ
若木の姿　さやかなり
友よたたえよ　この息吹(いぶ)き
真理の道を究めゆく
われらに清き　誇りあり
関大 関大 関大のわれら

(二)
流れる淀は　さわやかに
葦原(あしはら)遠く　わたる風
歴史の歩み　さだかなり
友よたたえよ　この伝統
正義の光かざしゆく
われらに愛と　自由あり
関大 関大 関大のわれら

(三)
夢みる明日を　描きつつ
大空はるか　翔(か)ける鳥
羽ばたく翼　力あり
友よたたえよ　この若さ
世界に挑む雄々しくも
われらに高き　理想あり
関大 関大 関大のわれら

新学生歌

関西大学創立80周年（1965年）の佳節に際して、新しい学生歌を作ろうとの機運が高まり、広く学生や校友から公募した。入選作の作詞は校友の明珍昇（公立高校教員）、大阪市歌や府下の高校の校歌を多く手がけてきたベテランである。歌詞が決まった後に曲が公募され、当時、文学部3年次生であった緒方京子の応募曲が入選し、清水脩が編曲して完成した。創立80周年記念式典で、関西大学讃歌とともに演奏された。

応　援　歌

阿賀杜里　作詞
阪東政一　作曲

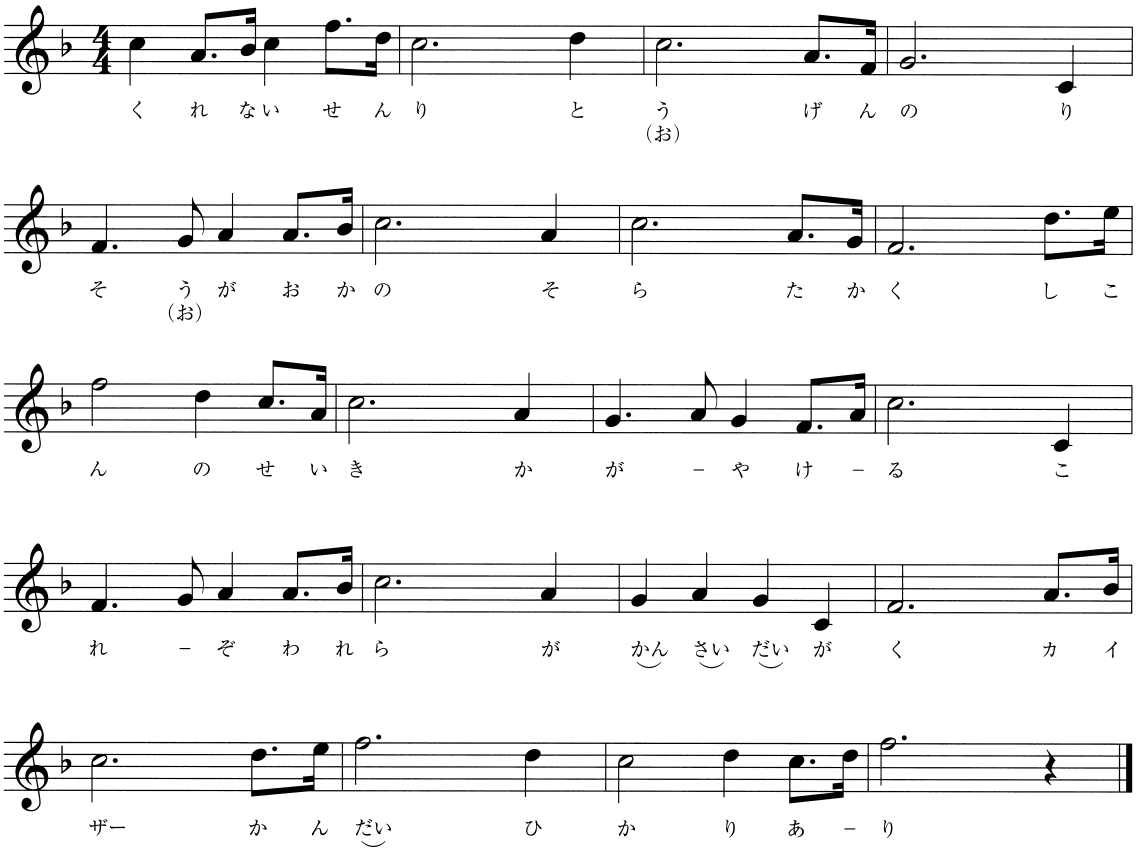

応　援　歌

㈠

紅千里桃源の
理想が丘の空高く
紫紺の旗輝ける
之ぞ我等が関西大学
カイザー関大　光あり

㈡

若きを誇る丈夫が
真理の討究高らかに
求めて進む学術の
白亜の殿堂ぞ関西大学
カイザー関大　力あり

応援歌

スポーツ競技で母校の勝利を願って威勢よく歌う応援歌。「カイザー」は古代ローマの勇者カエサルに由来し「皇帝」の意。競技を応援するスタンドで誇らかに歌い継がれてきた。

作詞･作曲者は、日本コロムビアレコードが昭和初期に製作したレコード及び歌詞カードによって判明しているので、ここに表記することとした。作曲者の阪東政一は当時、本学の学生で、数多くの作品を世に出したという記録が残っている。

関西大学讃歌

（合唱譜）

北條秀司　作詞
清水　脩　作曲

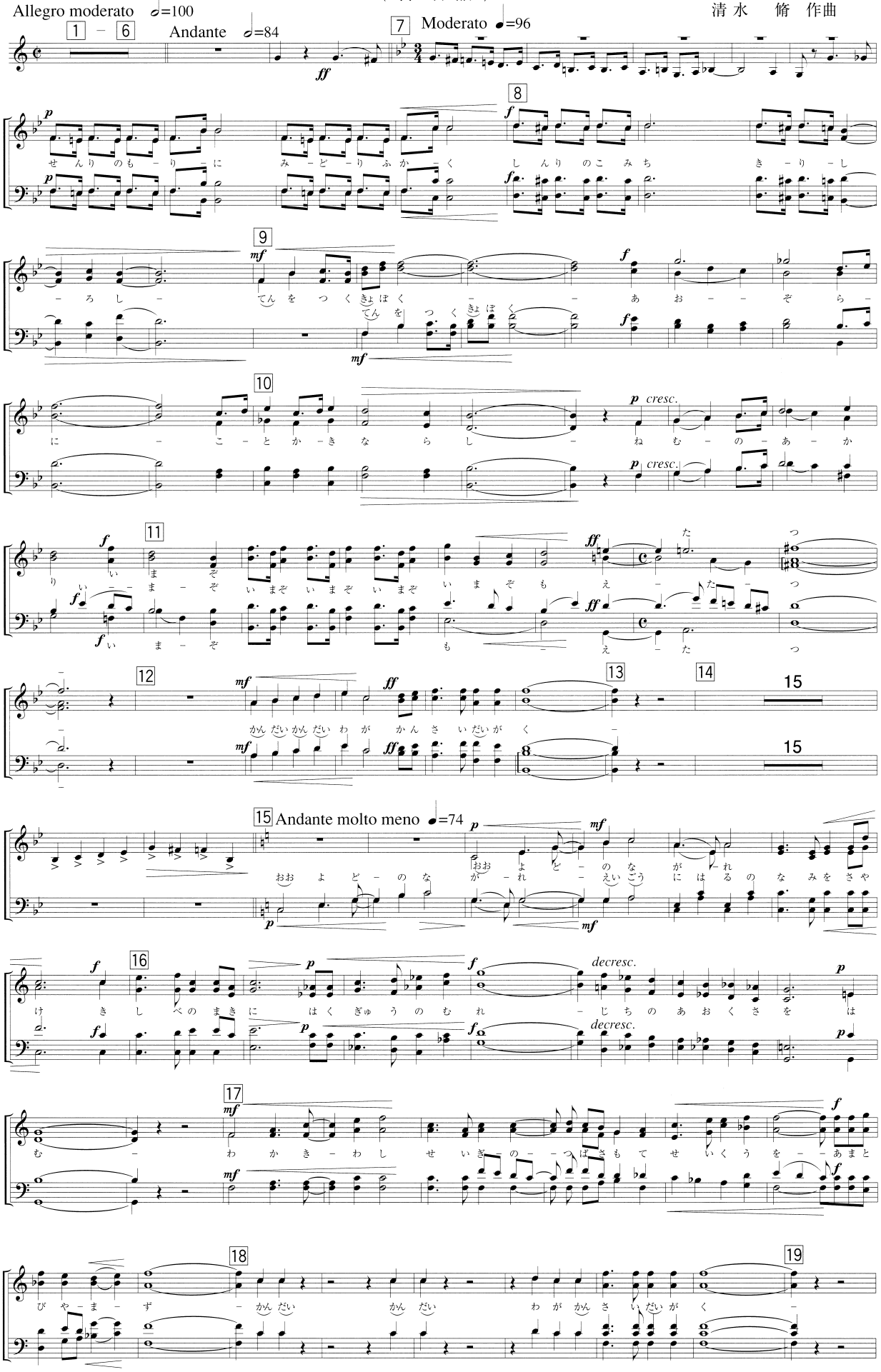

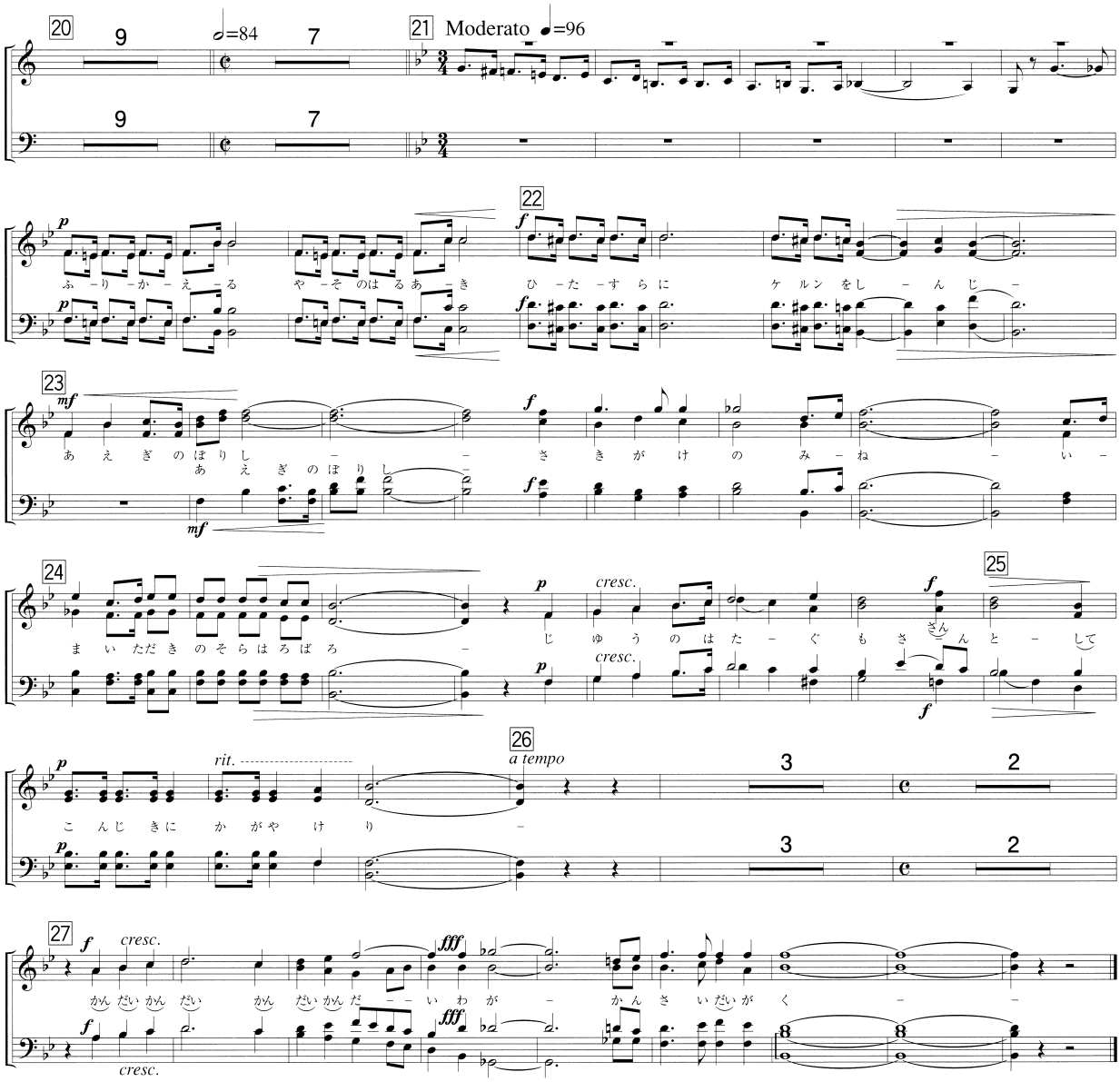

関西大学讃歌

(一)

千里の森
緑深く
真理の小径
霧白し
天をつく巨木
蒼穹に　琴かき鳴らし
合歓の　炬火
いまぞ燃え立つ
関大　関大　わが関西大学

(二)

大淀の流れ
永劫に　青春の波を清け
岸辺の牧に
白牛の群れ
自治の青草を食む
若き鷲
正義の翼もて
聖空を天飛びやまず
関大　関大　わが関西大学

(三)

ふりかえる
八十の春秋
ひたすらにケルンを信じ
あえぎ攀りし先駆の嶺
いま頂の空はろばろ
自由の旗雲
燦として
金色に耀けり
関大　関大　わが関西大学

関西大学讃歌

関西大学創立80周年（1965年）の記念曲。校友の劇作家北條秀司の作詞、作曲家清水脩の作曲で完成した。気宇壮大で生命力にあふれたこの曲は、式典当日、朝比奈隆指揮、大阪フィルハーモニー交響楽団と大阪放送合唱団によって演奏された。また、創立100周年記念式典（1986年）では、歌詞の「…八十（やそ）の春秋」を「…百（ひゃく）の春秋」と読み替えて、学生の各音楽団体が混声合唱曲として演奏した。

逍　遙　歌

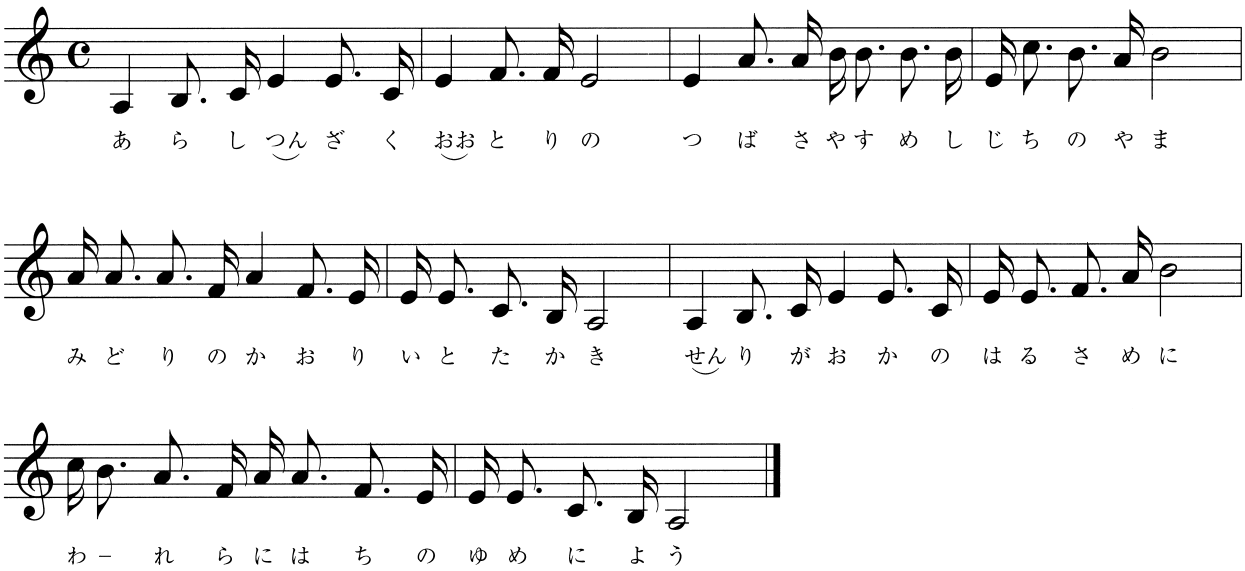

序　　誦

静かに去り行く春（夏・秋・冬）の日に、契りし夢も永遠に、
ここ千里山上（地名）に花と咲く。
帰らぬ情に駒止どめ、しばしの憩い、供にせん。
さればいざ歌わんかな、舞わんかな、我等が関西大学逍遙の歌
一番、二番、三番……。

逍　遙　歌

㈠
嵐劈く鳳の
翼休めし自治の山
緑の香いと高き
千里が丘の春雨に
我等二八の夢に酔う

㈡
金蘭の花散りて無し
千里が丘に月落ちぬ
眺むる彼方白明に
雁高く鳴きて飛ぶ
嗚呼青春の若き夢

㈢
浪華の都に華と咲く
名も千陵の丈夫が
葦の葉繁れる淀川に
暫し咲きけん自治の花
自由の曲ぞ今誦しぬ

逍遙歌

作詞、作曲者は不詳。歌詞は３節からなり、哀調を帯びた大正メロディはしっとりと若人や校友の琴線に触れて母校への絆を確認させる。校友も教職員も、いろいろな場面で肩を組んで歌い、母校への愛着の念を高揚させる。リーダーの「序誦」に続いて「嵐劈く鳳の…」とゆるやかなテンポで歌いだす。

キャンパス位置図

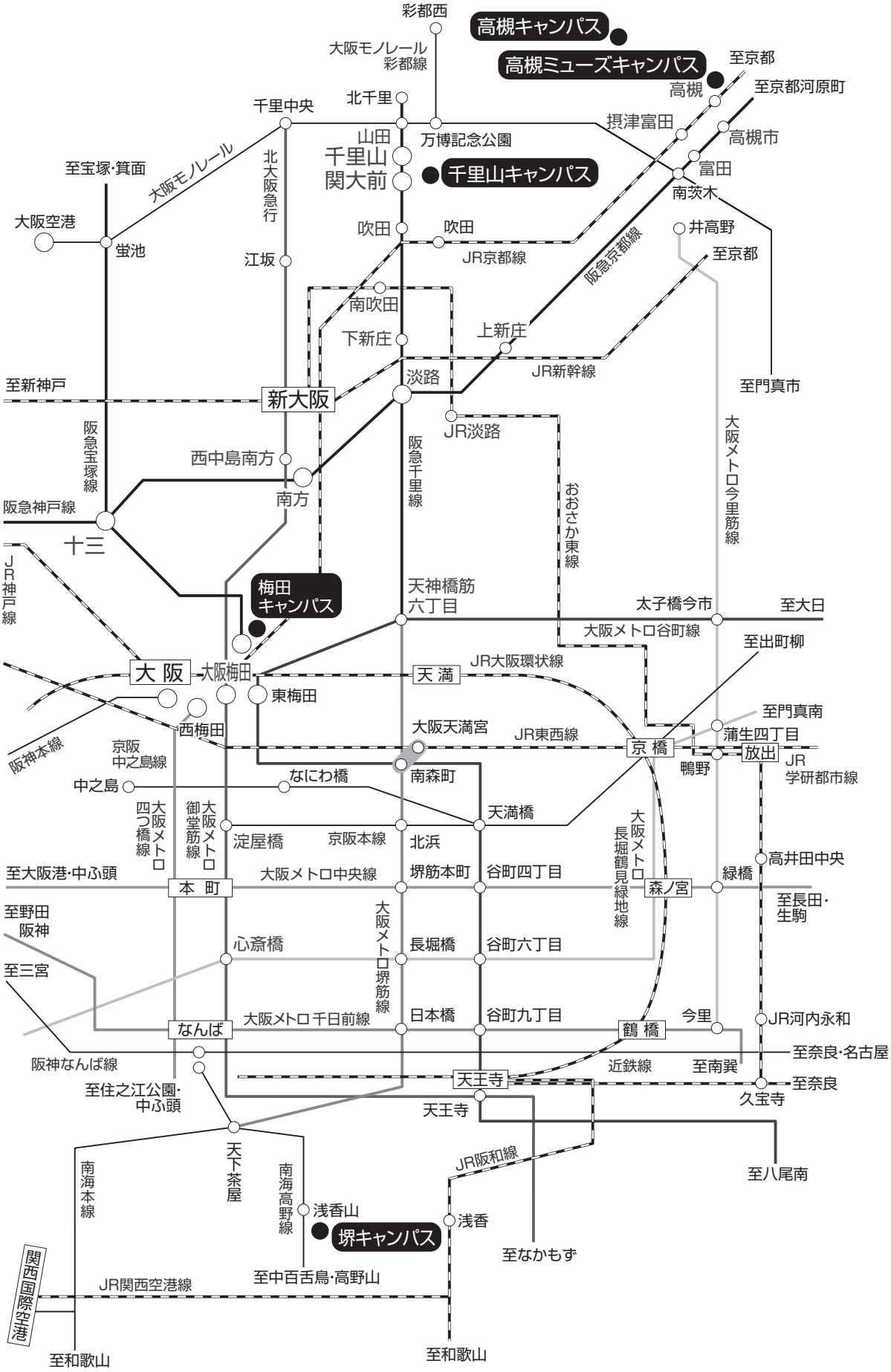
彩都西
高槻キャンパス
大阪モノレール
彩都線
高槻ミューズキャンパス
至京都
高槻
至京都河原町
千里中央
北千里
摂津富田
高槻市
山田
万博記念公園
千里山
関大前
千里山キャンパス
富田
至宝塚・箕面
大阪モノレール
北大阪急行
南茨木
大阪空港
吹田
吹田
井高野
蛍池
JR京都線
阪急京都線
至京都
江坂
南吹田
下新庄
上新庄
JR新幹線
至新神戸
淡路
至門真市
新大阪
JR淡路
阪急宝塚線
西中島南方
阪急千里線
大阪メトロ今里筋線
南方
おおさか東線
阪急神戸線
十三
JR神戸線
梅田
キャンパス
天神橋筋
六丁目
太子橋今市
至大日
大阪メトロ谷町線
至出町柳
大阪
大阪梅田
天満
JR大阪環状線
東梅田
至門真南
西梅田
大阪天満宮
JR東西線
蒲生四丁目
京橋
放出
阪神本線
京阪
中之島線
鴨野
JR
学研都市線
中之島
なにわ橋
南森町
天満橋
大阪メトロ
四つ橋線
大阪メトロ
御堂筋線
淀屋橋
京阪本線
北浜
大阪メトロ
長堀鶴見緑地線
高井田中央
至大阪港・中ふ頭
本町
大阪メトロ中央線
堺筋本町
谷町四丁目
森ノ宮
緑橋
至長田・
生駒
至野田
阪神
心斎橋
長堀橋
谷町六丁目
大阪メトロ
堺筋線
至三宮
なんば
大阪メトロ 千日前線
日本橋
谷町九丁目
鶴橋
今里
JR河内永和
阪神なんば線
近鉄線
至南巽
至奈良・名古屋
天王寺
至奈良
至住之江公園・
中ふ頭
久宝寺
天王寺
JR阪和線
至八尾南
南海本線
天下茶屋
南海高野線
浅香山
浅香
堺キャンパス
至なかもず
関西国際空港
JR関西空港線
至中百舌鳥・高野山
至和歌山
至和歌山

堺キャンパス配置図

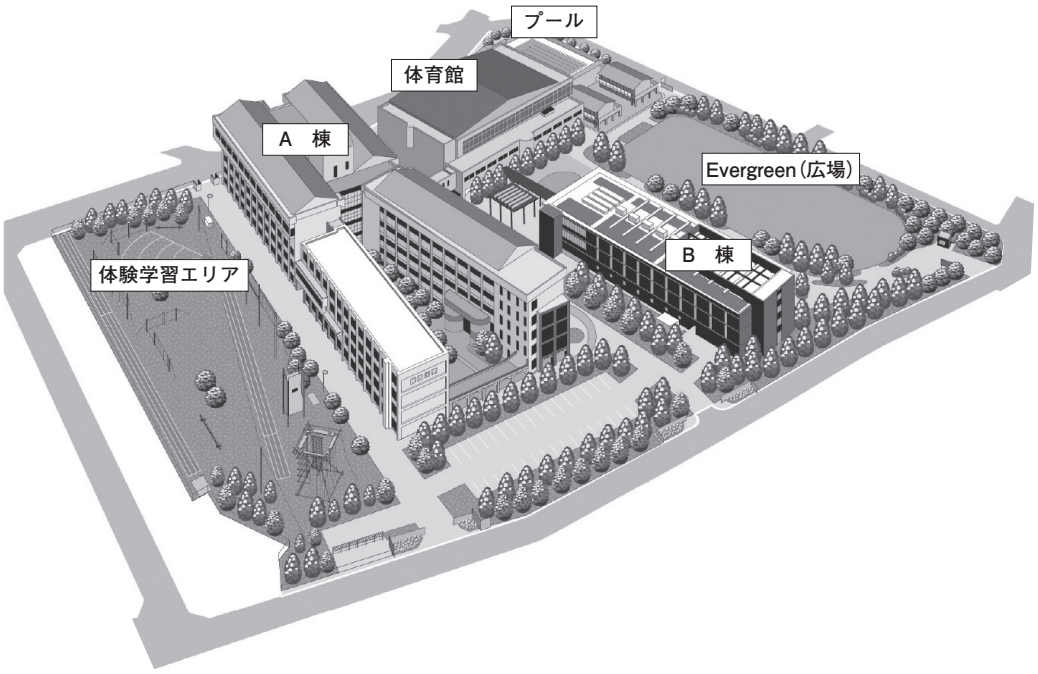

A棟

1階	堺キャンパス事務室 学部長室 保健室 心理相談室 講師控室 多目的室B 加齢適応実験室 運動・環境生理学実験室 身体運動学実験室 運動制御実験室 紀伊國屋書店関西大学堺ブックセンター
2階	SA201～210 個別相談演習室A～C 共同研究室A～B キャリアセンター堺キャンパス分室 教職相談室
3階	SA301～302 PC-A～B PC教室受付 ラーニング・コモンズ 学生自習室 グループワーク演習室 福祉実習担当室 福祉資料室 ケアワーク実習室 教員個人研究室
4階	SA401、402、SA405～410 多目的室C 健康運動生理学実験室A～B リフレッシュコーナー 人間健康学会 教員個人研究室
5階	SA501～503 演習教室①～⑤ 共同実験室 ユーモア科学測定室 ユーモア科学ラボ ユーモア科学資料室 ユーモア科学スタジオ スポーツ資料室 院生研究室

B棟

1階	食堂 コンビニエンスストア
2階	堺キャンパス図書館
3階	SB301～302

体育館

1階	トレーニングルーム 格技・実習教室 男子学生更衣室A～B 女子学生更衣室
2階	アリーナ 体育館講師控室 体育館用務室

堺キャンパス　Sakai Campus

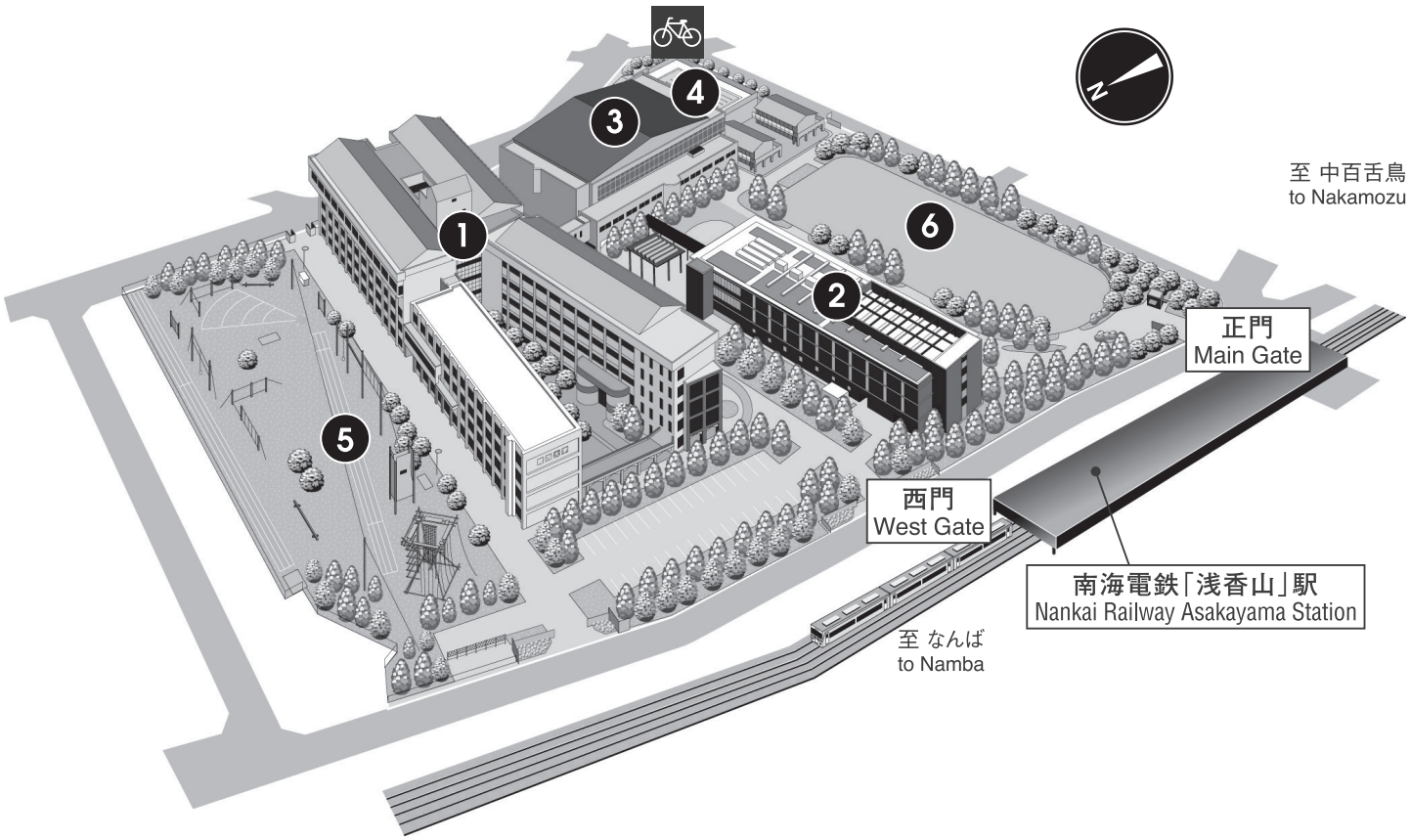

人間健康学部・人間健康研究科

❶ A棟（教室、キャリアセンター、堺キャンパス事務室、保健室）
❷ B棟（教室、堺キャンパス図書館、食堂、コンビニエンスストア）
❸ 体育館（アリーナ、格技・実習教室、トレーニングルーム）
❹ プール
❺ 体験学習エリア
❻ 広場・Evergreen

Faculty of Health & Well-being
Graduate School of Health & Well-being

❶ Bldg.A (Classrooms, Center for Career Development, Office, Health Room)
❷ Bldg.B (Classrooms, Library, Cafeteria, Store)
❸ Gymnasium (Arena, Budo & Fitness Gym, Training Room)
❹ Swimming Pool
❺ Facility for Experiential Learning Activities
❻ Evergreen (Open Space)

※2021年２月現在のものを掲載しています。

千里山キャンパス学舎配置図

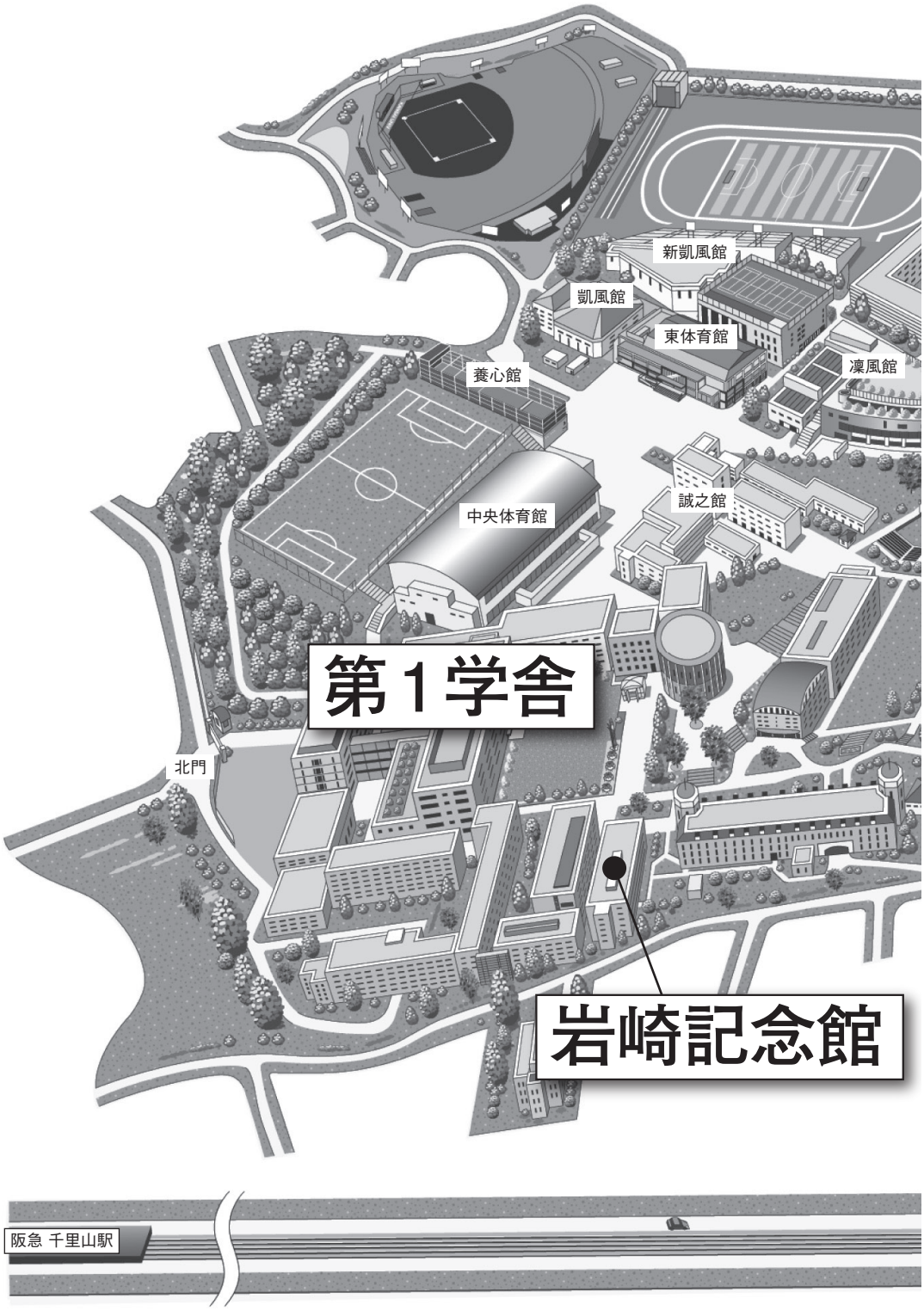

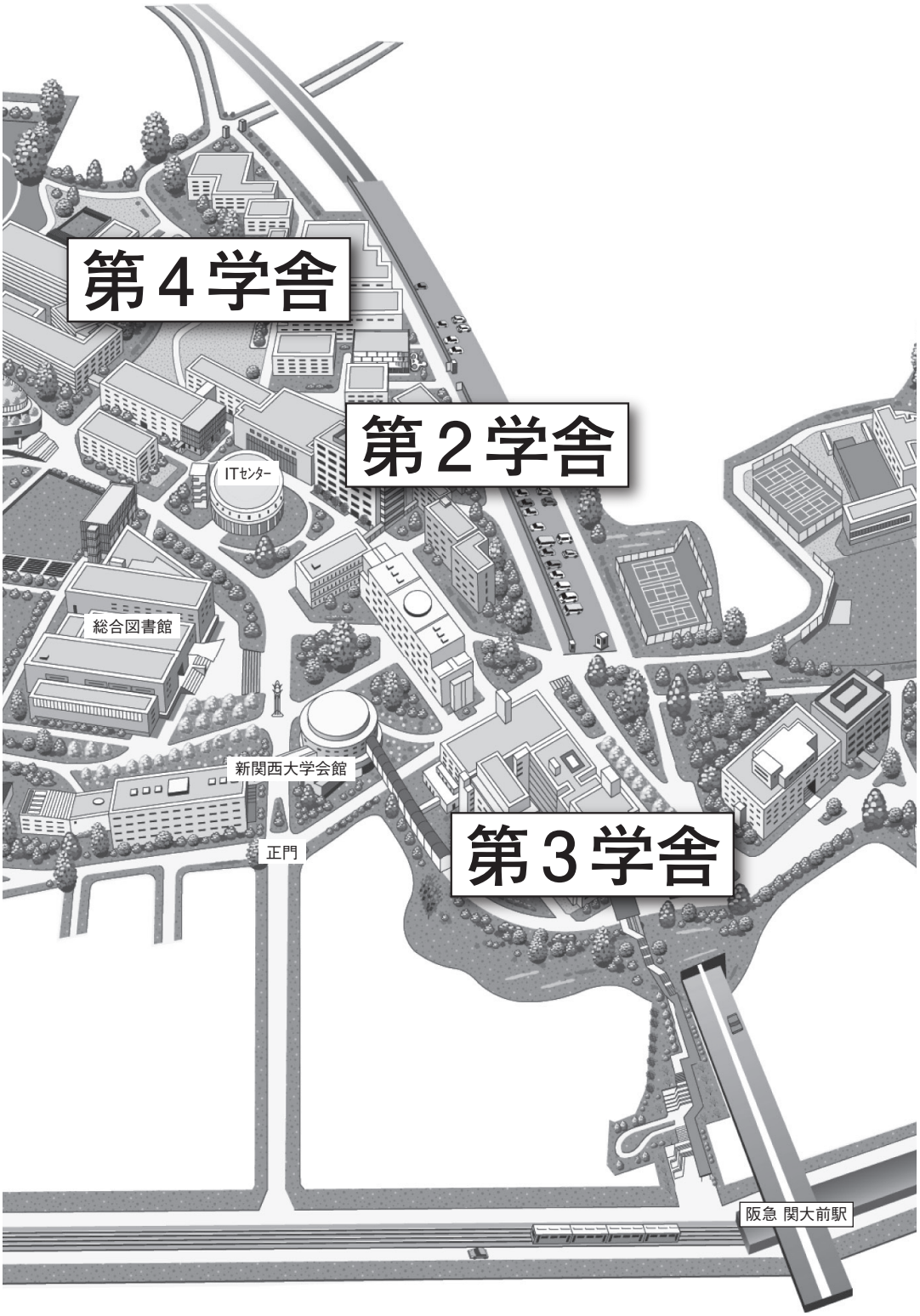
第４学舎
第２学舎
ITセンター
総合図書館
新関西大学会館
正門
第３学舎
阪急 関大前駅

第１学舎・岩崎記念館　配置図

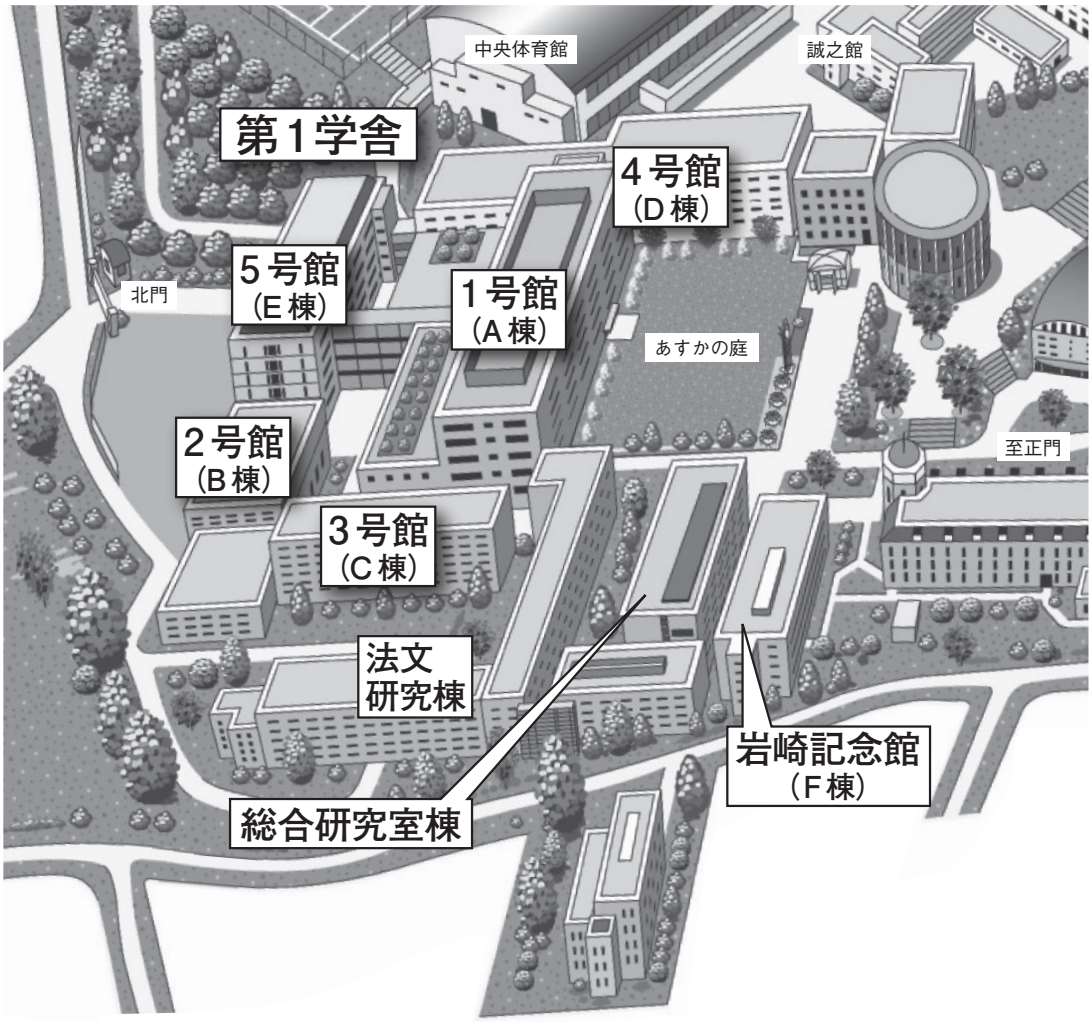

1号館・4号館・5号館間 連絡通路

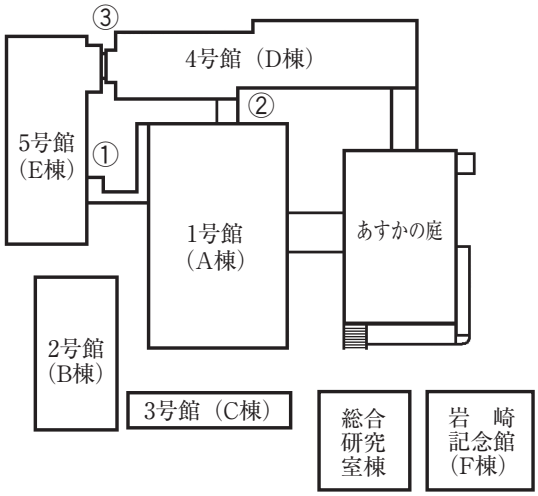

① 1号館･5号館間

1号館	－	5号館
2階	－	2階
3階	－	3階
4階	－	4階

② 1号館･4号館間

1号館	－	4号館
1階	－	1階
2階	－	3階

③ 4号館･5号館間

4号館	－	5号館
2階	－	1階
3階	－	2階
4階	－	3階

第１学舎１号館　Ａ棟

1階	法文オフィス 授業支援ステーション 食堂
2階	千里ホールＡ 千里ホールＢ A201教室
3階	A301教室 講師控室
4階	A401教室 実験実習・語学系教室(1) 実験実習・語学系教室(2) 実験実習・語学系教室(3) 多目的室
5階	A501～A504教室 実験実習・語学系教室(4) ライティングラボ１
6階	A601～A603教室 ライティングラボ２

第１学舎２号館　Ｂ棟

1階	B101教室 B102教室
2階	B201教室 B202教室
3階	B301教室

第１学舎３号館　Ｃ棟

1階	C101～104教室
2階	C201～204教室
3階	C301～304教室
4階	C401(ALC)教室 C402(ALC)教室
5階	C501(ALC)教室 C502(AVC)教室

第１学舎４号館　Ｄ棟

1階	D101～D119教室
2階	D201～D214教室 古文書実習室 古文書室 法廷教室
3階	D301～318教室
4階	地理学実習室 心理第3実験室 法・情報演習室A･B･C 文・情報演習室A･B･C 法・教材開発室 文・教材開発室 法文マルチメディア･パソコンステーション (第1ステーション) 事務室

第１学舎５号館　Ｅ棟

1階	多目的室(学生談話室、自習室)
2階	E201～E210教室
3階	E301～E306教室 情報処理教室A･B･C･D
4階	E401～E403教室
5階	E501～E503教室
6階	E601～E603教室

岩崎記念館　Ｆ棟

1階	政外オフィス SA支援センター(外国語学部)
2階	F201教室　F202教室 F203(ALC)教室
3階	CALL教室 同時通訳ブース
4階	F401教室　F402教室 英語教育連環センター (e-LINC)

第２学舎　配置図

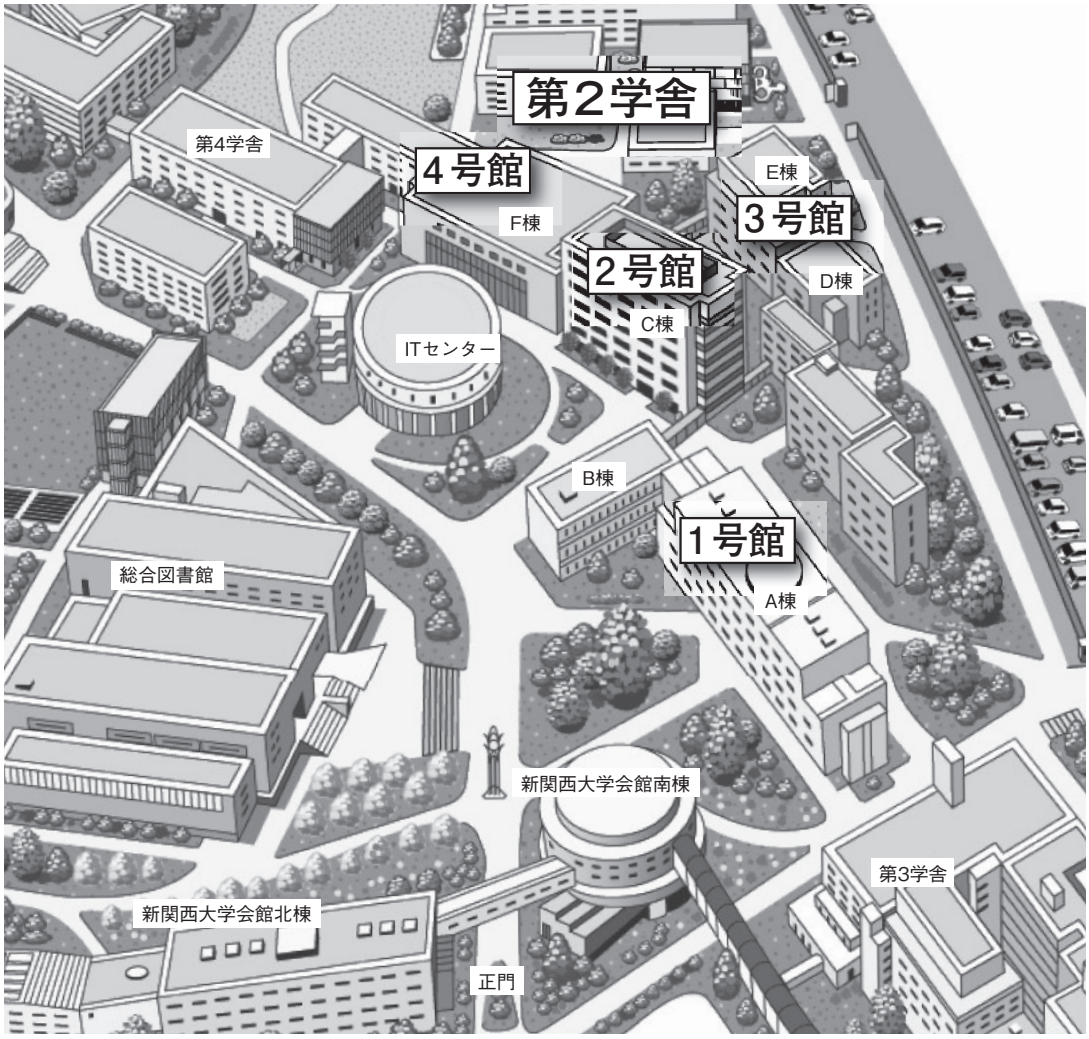

第2学舎1号館　A棟・B棟

A棟

1階	教務センター 教職支援センター 授業支援ステーション CTLアクティブラーニングルーム「KITENE」 経済学会室 商学会室	4階	CAL教室 MML室 AV･PC 1教室 AV･PC 2教室 PCゼミ 1教室 PCゼミ 2教室 経商ステーション A405(ALC) A406(ALC)
2階	経商オフィス 教員控室 国際部		
3階	A301~A305･A307～A310 カンファレンスルーム コラボルーム プロジェクトルーム	5階	A501～A503

B棟

1階	B101 ～ B104
2階	B201 ～ B206
3階	B301 ～ B306
4階	B401

第2学舎2号館　C棟

1階	食堂	7階	公認会計士試験受験支援自習室 会計専門職大学院自習室1･2 会計専門職大学院図書資料室 会計専門職大学院図書閲覧室 パソコン教室
2階	C201～C209		
3階	C301～C304		
4階	C401～C404		
5階	C501～C507		
6階	C601～C607		

第2学舎3号館　D棟・E棟

D棟

1階	D101～D104
2階	D201～D204
3階	D301～D304

E棟

1階	E101
2階	E201
3階	E301

第2学舎4号館　F棟

1～3階	BIGホール100
4階	F401～F403

第３学舎　配置図

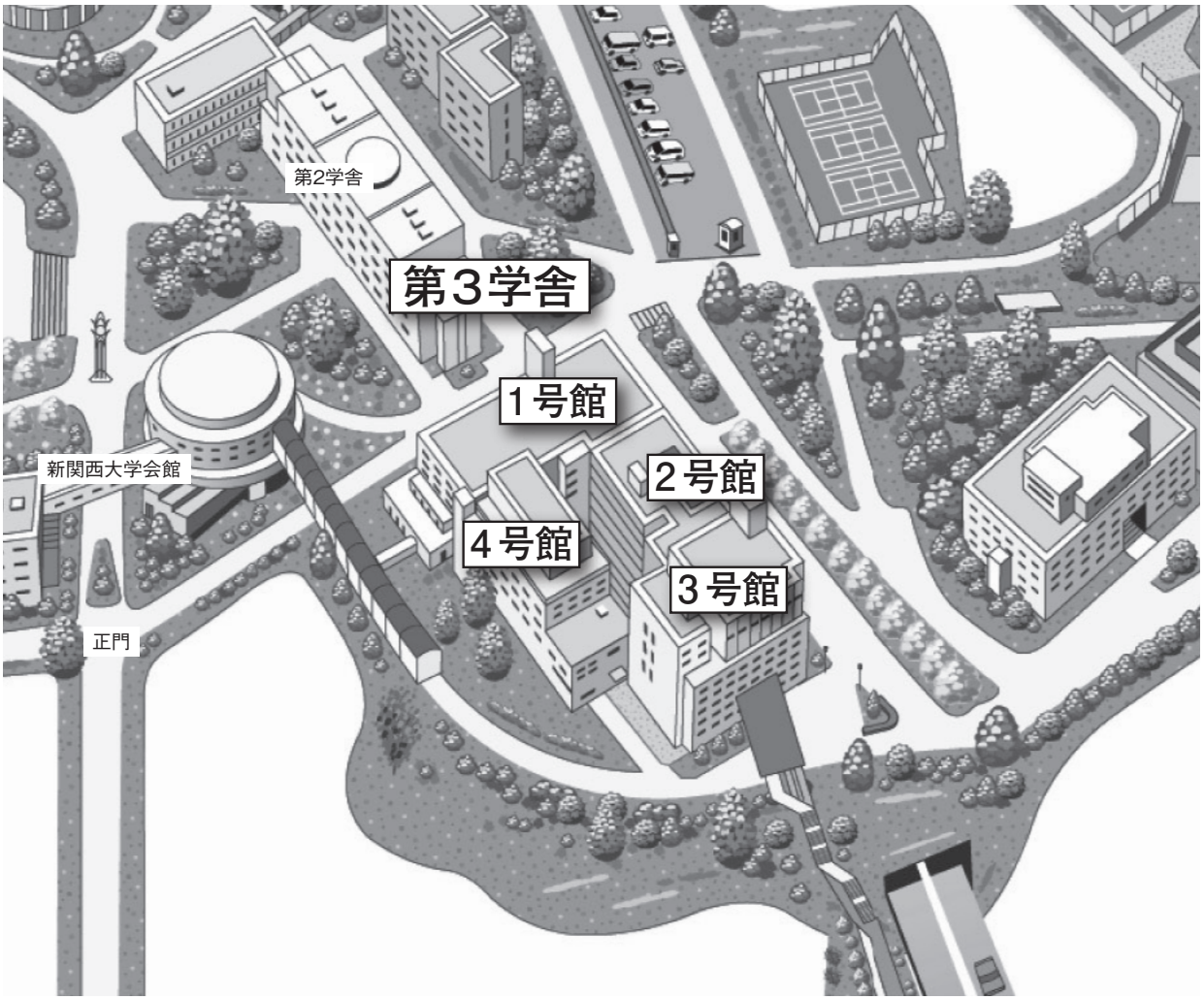

第３学舎１号館

地階	玄関ホール カフェソシオ（食堂）	2階	A201～A204・A207教室 第3学舎コモンズ・読書室
1階	A101教室 講師控室 第3学舎オフィス（社会学部） 授業支援ステーション（第３学舎）	3階	A301・A303～A307教室
		4階	A401(A)・(B)～A407教室

第３学舎２号館

1階	B101(A)教室 ソシオ音響スタジオ(B101(B)教室) ソシオ映像スタジオ(B102・103教室) メディア実習準備室 救護室
2階	B201～B207教室 社会調査実習準備室 自習室
3階	B301～B304・B306・B307教室 コンピュータ実習準備室
4階	B401・B402・B404～B407教室 心理検査室
5階	B502～B505教室 社会システムデザイン実習準備室 共同研究室

第３学舎３号館

2階	エクステンション・リードセンター事務室 リードセンタービデオ自習室 リードセンター講師控室・相談室	6階	個人研究室 共同研究室 資料室
		7階	個人研究室
3階	C301～C304教室	8階	個人研究室
4階	C401～C404教室	9階	個人研究室
5階	C501～C502・C505教室 共同研究室	10階	個人研究室

第３学舎４号館

1～2階	関大ソシオAV大ホール （D101教室）
3階	D301・D302教室
4階	D401・D403教室 屋上広場
5階	D501・D502教室

第４学舎　配置図

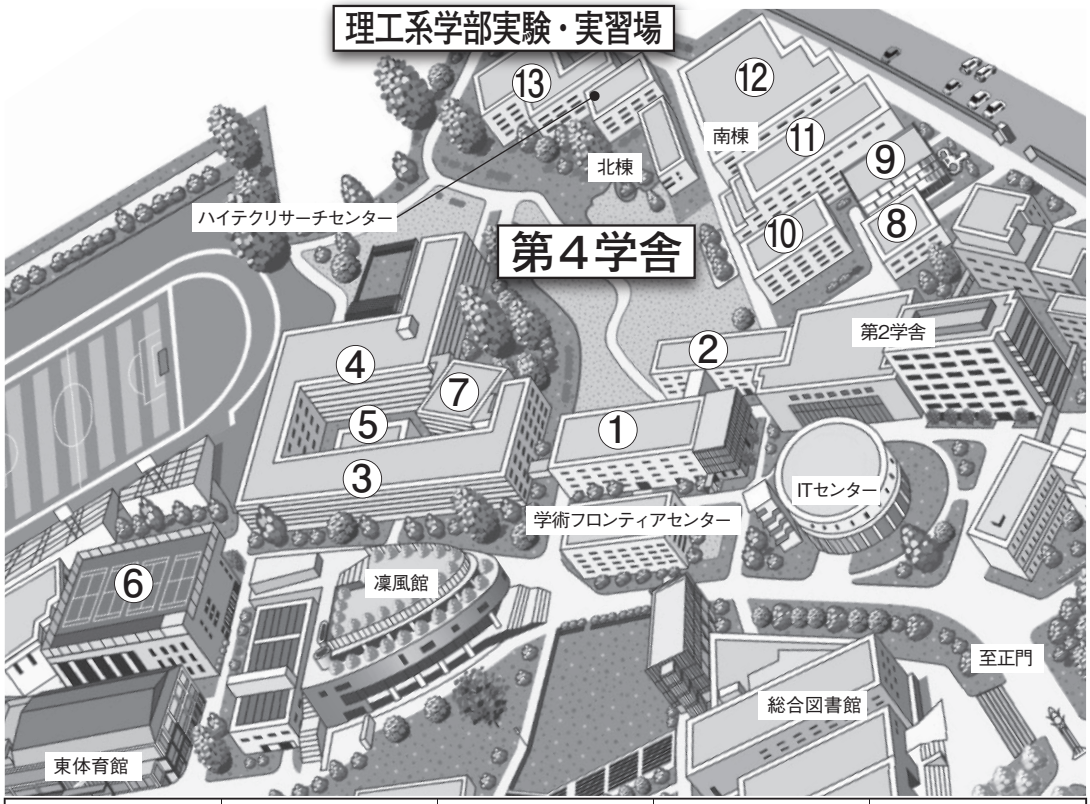

① 1号館	④ 2号館（研究棟）	⑦ 4号館	⑩ 第3実験棟	⑬ 第6実験棟
② 1号館（教授棟）	⑤ 2号館（研究棟別館）	⑧ 第1実験棟	⑪ 第4実験棟	
③ 2号館（教室棟）	⑥ 3号館	⑨ 第2実験棟	⑫ 第5実験棟	

① 1 号館

1階	理工系オフィス 学習支援室 授業支援ステーション（第４学舎） 学習支援室･協同学習室
2階	講師控室 キャリアセンター理工系事務室 安全管理課 数学科諸室 個人研究室 1201（ラーニングコモンズ〈グループ〉） 1202（ラーニングコモンズ〈サイレント〉）
3階	人間工学研究室 ロボットマイクロシステム研究室 システム最適化研究室 知識情報システム研究室 1301（ゼミナール室Ⅰ） 1302（ゼミナール室Ⅱ）
4階	人間工学研究室 ネットワーク工学研究室 メディア工学 社会基盤情報学研究室 システムモデリング研究室 1401（院生共同自主研究室Ⅰ） 1402（院生共同自主研究室Ⅱ）

② 1 号館（教授棟）

1階	都市システム実験室
2階	位相解析学研究室 統計数学研究室 数理モデル論研究室
3階	数学資料室 可積分系研究室 確率論研究室
4階	表現論研究室
5階	代数学研究室 確率解析研究室 社会システム計画研究室

③ 2 号館（教室棟）

地階	錯体機能化学研究室 分子認識化学研究室
1階	2101～2106教室 理工系学部情報処理教室
2階	2201～2208教室 物理教育研究室 アルゴリズム工学研究室
3階	2301～2308教室
4階	2401～2404教室 先端高分子化学研究室 生体物質化学研究室 無機材料化学研究室 水素エネルギー材料研究室
5階	2501教室 2502教室 第２製図室 OD１教室 OD２教室

④ 2 号館（研究棟）

地階	知能分子学研究室 透過型電子顕微鏡室 高分子設計創生学研究室 光・高分子化学研究室 機能物質工学研究室 エネ・環共同第Ⅰ研究室 エネ・環資料室 触媒有機化学研究室 有機化学反応研究室 錯体機能化学研究室 エネルギー材料研究室
1階	材料界面工学研究室 凝固プロセス研究室 水素エネルギー材料研究室 化学・物質NMR室 機能材料研究室 環境材料研究室 機能性高分子研究室 電子顕微鏡室 光・高分子化学研究室 高分子合成化学研究室 有機合成化学研究室
2階	材料生産工学研究室 表面処理室 透過電子顕微鏡室 セラミック材料学研究室 資源循環工学研究室 高磁場NMR室 化学工学科機器分析室 電気電子会議室 イオニクス材料研究室 環境材料研究室 表面観察解析装置室 分析室 走査型電子顕微鏡室 融体加工研究室 化学・物質NMR室
3階	電子デバイス工学研究室 電気電子共同室 高分子応用材料研究室 界面化学研究室 触媒工学研究室 反応システム工学研究室 プロセスデザイン研究室 環境機能化学研究室 生体物質化学研究室 エネ・環共同第Ⅱ研究室
4階	環境マネジメント研究室 社会資本計画研究室 都市地域計画研究室 建築環境工学第Ⅰ研究室 エネ・環共同第Ⅲ研究室 ナノ粒子工学研究室 分離システム工学研究室 交通システム研究室 建築資料室 景観研究室
5階	住環境デザイン 建築計画第Ⅰ研究室 建築計画第Ⅱ研究室 建築史研究室 建築環境デザイン研究室 建築環境工学第Ⅱ研究室 建築環境工学第Ⅲ研究室 建築設計製図室 建築保存工学研究室 エネ・環共同第Ⅳ研究室 建築意匠研究室 都市設計研究室 建築学科共通院生室

⑤２号館(研究棟別館)

地階	超音波物理研究室 量子放射光物理学研究室 物理実験場分室
1階	物理実験場

⑥３号館

1階	3101教室
2階	3201・3202教室
3階	デザインルーム１・２
4階	3401～3403教室

⑦４号館

地階	4001～4003教室
1階	4101～4103教室
2階	4201～4202教室
3階	4301教室

⑧第１実験棟

1階	計測物性工学研究室 光情報システム研究室 電気光学実験室 工作室
2階	計測物性工学研究室 光情報システム研究室 情報回路システム研究室
3階	電気電子実験場１ 電気電子実験準備室 電気電子実験控室
4階	情報回路システム研究室 情報電磁気学研究室 ダイナミクスコンピューティング研究室

⑨第２実験棟

地階	排水処理場 環境管理室 分析測定室
1階	テクノサポートオフィス 電子制御研究室 電気電子情報工学科共用室
2階	電気化学研究室 生体材料学研究室 高分子設計創生学研究室 構造有機化学研究室 極限環境化学研究室
3階	共同化学実験場１ 試薬調整室 機器分析室 準備室
4階	共同化学実験場２ 試薬調整室 天秤室 準備室

⑩第３実験棟

地階	電気電子実験場 環境防災水工学研究室 海岸工学研究室 水槽室 医薬品工学研究室
1階	電気機器研究室 電気エネルギー工学研究室 情報通信工学研究室 食品化学研究室
2階	波動情報工学研究室 電気エネルギー研究室 ワイヤレスネットワーキング研究室 情報回路システム研究室
3階	情報ネットワーク研究室 超高周波工学研究室 ワイヤレスネットワーキング研究室 計算機システム工学研究室
4階	計算機システム工学研究室 音情報システム研究室 電気応用システム研究室

⑪第４実験棟

地階	生物化学工学研究室 材料試験室 材料調整室 材料溶解・鋳造室 組織試験室 物性試験室 研磨室 天秤室 材料加工室Ⅰ 材料加工室Ⅱ 化学工学科実験場 化学工学科準備室 細胞工学研究室
1階	化学物質実験場 材料分析室 材料物理化学実験室 材料熱処理室 細胞工学研究室 医薬品工学研究室 低温室 恒温室 先端・材料準備室 生物化学工学研究室 天然素材工学研究室 環境微生物工学研究室 酵素工学研究室
2階	栄養化学研究室 食品化学研究室 神経生命工学研究室 環境微生物工学研究室 天然素材工学研究室 医薬品工学研究室 微生物制御工学研究室 生物化学工学研究室
3階	生命・生物工学実験場 準備室 微生物制御工学研究室 神経生命工学研究室 食品化学研究室 先端高分子化学研究室
4階	共同実験室Ⅰ 共同実験室Ⅱ 生物反応工学研究室 ４B教室

⑫第５実験棟

地階	機械共同実験場 流体工学・バイオメカニクス研究室 物理学生実験場 電子デバイス工学研究室 ナノ機能物理工学研究室 熱工学研究室
1階	機械実習工場 機械共同実験場１～３ 共通機器室４ 共通機器室６～８ 共同研究室 ナノ機能物理工学研究室 機械設計研究室 材料工学研究室 生産加工システム研究室 酵素工学研究室 天然素材工学研究室 共通ゼミ室
2階	機械力学・制御工学研究室 熱工学研究室 計測システム研究室 材料工学研究室 流体工学・バイオメカニクス研究室 機械設計研究室 生産加工システム研究室
3階	画像処理工学研究室 情報処理工学研究室 感性情報システム研究室 耐震工学研究室 ネットワークデザイン研究室 建築基礎工学研究室 建築構造学研究室 通信システム研究室 情報数理工学研究室 半導体物性工学研究室 構造工学研究室 地盤防災工学研究室
4階	物性理論研究室 環境防災水工学研究室 海岸工学研究室 量子多体物理研究室 環境デバイス物理研究室 流体物理学研究室 コンクリート工学研究室 複合材料構造研究室 鋼構造デザイン研究室 地盤環境工学研究室 物理・応用物理共同研究室

⑬第６実験棟

1階	建築器具庫 建築恒温・恒湿室 建築コンクリート実験室 建築土質実験室 建築構造実験室 都市構造実験室 都市恒温・恒湿室 都市建設材料実験室 都市環境シミュレーション室 都市遠心力載荷装置室 建築油圧ポンプ室 機械切り屑庫
2階	共用室 建築準備室１ 建築準備室２ 女子学生更衣室
3階	機械実習工場 都市システム工学科実験場 建築倉庫 都市倉庫 都市地盤実験室１～３ 都市システム工学科準備室 男子学生更衣室

千里山キャンパス　Senriyama Campus

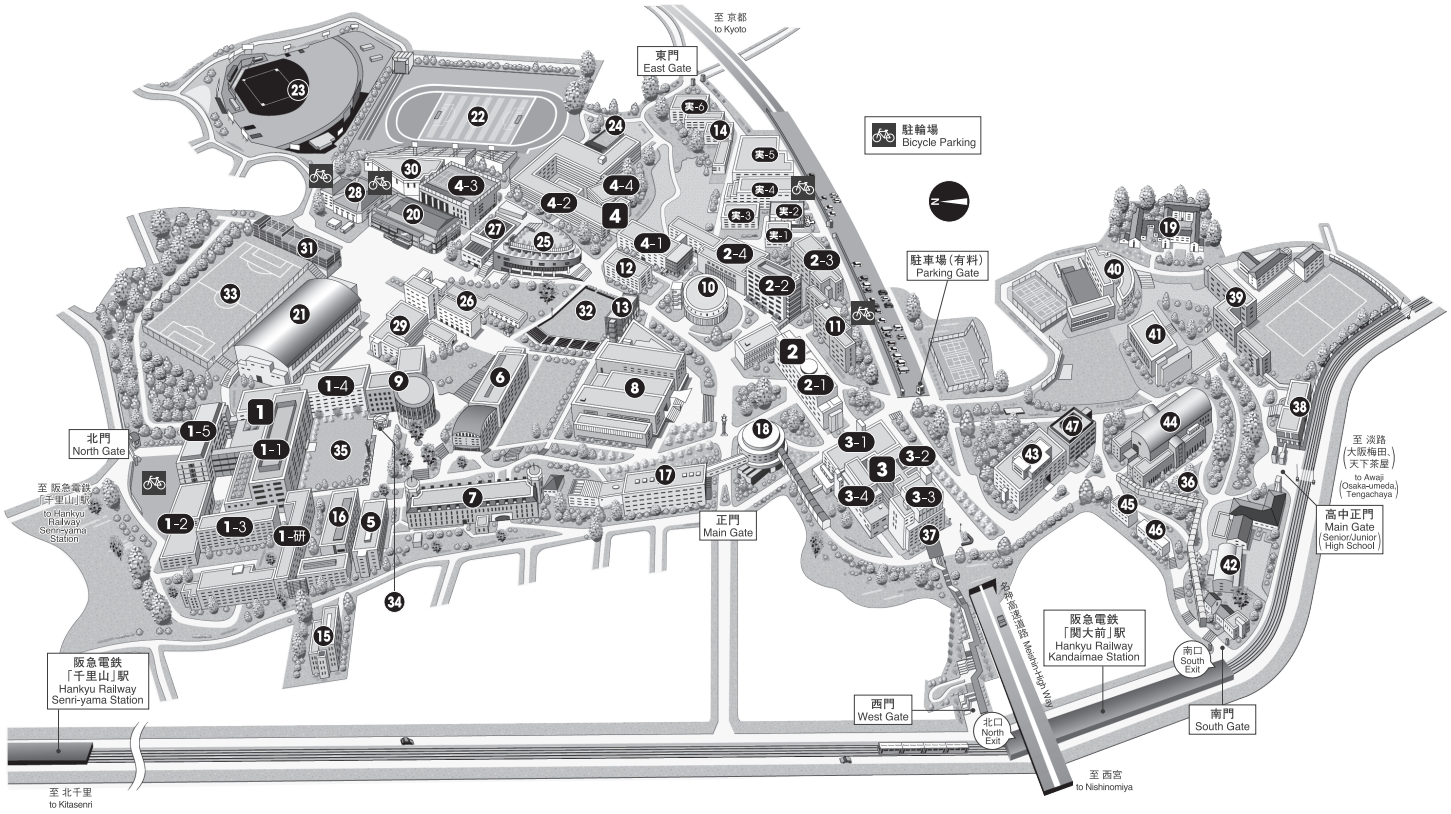

1 第1学舎（法学部、文学部、政策創造学部、外国語学部、食堂、購買店）
Area 1 (Faculties of Law, Letters, Policy Studies, Foreign Language Studies; Cafeteria, Store)

1-1 第1学舎1号館 / 千里ホールA･B
Bldg.1, Area 1 / Senri Hall A･B

1-2 第1学舎2号館
Bldg.2, Area 1

1-3 第1学舎3号館
Bldg.3, Area 1

1-4 第1学舎4号館
Bldg.4, Area 1

1-5 第1学舎5号館
Bldg.5, Area 1

1-研 法文研究室棟
HOBUN Research Laboratory

2 第2学舎（経済学部、商学部、会計専門職大学院、教務センター、CTLアクティブラーニングルーム「KITENE」、教職支援センター、国際部、Mi-Room（マルチリンガル･イマージョン学習スペース）、CARES-Osaka事務局、食堂、購買店）
Area 2 (Faculties of Economics, Business & Commerce; School of Accountancy, Center for Academic Affairs, Center for Teaching & Learning Active Learning room "Kandai InTEractive NEtwork room", Center for Teacher Certification & Development,Division of International Affairs, Multilingual Immersion Room, CARES-Osaka Bureau, Cafeteria, Store)

2-1 第2学舎1号館
Bldg.1, Area 2

2-2 第2学舎2号館
Bldg.2, Area 2

2-3 第2学舎3号館
Bldg.3, Area 2

2-4 第2学舎4号館 / BIGホール100
Bldg.4, Area 2 / BIG Hall 100

3 第3学舎（社会学部、食堂、購買店）
Area 3 (Faculty of Sociology, Cafeteria, Store)

3-1 第3学舎1号館
Bldg.1, Area 3

3-2 第3学舎2号館
Bldg.2, Area 3

3-3 第3学舎3号館
Bldg.3, Area 3

3-4 第3学舎4号館 / 関大ソシオAV大ホール
Bldg.4, Area 3 / Kandai Socio AV Large Hall

4 第4学舎（システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部、キャリアセンター理工系事務室（1号館）、購買店）
Area 4 (Faculties of Engineering Science, Environmental & Urban Engineering, Chemistry, Materials & Bioengineering; Center for Career Development Office for Science & Engineering(Bldg.1), Store)

4-1 第4学舎1号館
Bldg.1, Area 4

4-2 第4学舎2号館
Bldg.2, Area 4

4-3 第4学舎3号館
Bldg.3, Area 4

4-4 第4学舎4号館
Bldg.4, Area 4

実-1～6 第4学舎第1～6実験棟
Laboratory Bldg.1~6, Area 4

5 岩崎記念館（外国語教育学研究科英語教育連環センター）
IWASAKI KINENKAN (English Language Instruction Network Center)

6 尚文館（大学院、臨床心理専門職大学院、教育開発支援センター）/ マルチメディアAV大教室
SHOBUNKAN (Graduate Schools, Graduate School of Professional Clinical Psychology, Center for Teaching & Learning) / Multimedia AV Large Hall

7 以文館（法科大学院、グローバル教育イノベーション推進機構、アジア･オープン･リサーチセンター、食堂、購買店）
IBUNKAN (School of Law, Institute for Innovative Global Education, Open Research Center for Asian Studies, Cafeteria, Store)

8 総合図書館
University Library

9 簡文館（関西大学博物館、年史資料展示室、なにわ大阪研究センター、人権問題研究室）
KANBUNKAN (Museum, University Archival Gallery, Research Center for Naniwa-Osaka Studies, Institute of Human Rights Studies)

10 円神館（ITセンター）
ENSHINKAN (Center for Information Technology)

11 ソシオネットワーク戦略研究機構、経商研究棟、国際教育支援室、SUCCESS-Osaka事業推進室
Research Institute for Socionetwork Strategies, Economics & Commerce Researchers Office, International Education Support Office, Office for SUCCESS-Osaka Project Promotion

12 学術フロンティア･コア（先端科学技術推進機構、産学官連携センター、知財センター）
Frontier Sciences Core (Organization for Research & Development of Innovative Science & Technology (ORDIST); Center for Business, Government & Universities; Center for Intellectual Property)

13 イノベーション創生センター
Center for Innovation & Creativity

14 ハイテク･リサーチ･コア（先端科学技術推進機構）
High Technology Research Core (Organization for Research & Development of Innovative Science & Technology (ORDIST))

15 児島惟謙館（経済･政治研究所、東西学術研究所［文化交渉学研究拠点］、法学研究所、心理臨床センター千里山カウンセリングルーム）
KOJIMA KOREKATA-KAN (Institute of Economic & Political Studies, Institute of Oriental & Occidental Studies [Institute for Cultural Interaction Studies], Institute of Legal Studies, Psychological Services Center Senriyama Counseling Room)

16 総合研究室棟
Researchers Office

17 新関西大学会館北棟（学生相談･支援センター、心理相談室、入試センター、保健管理センター、キャリアセンター）/ 新関西大学会館北棟ホール
SHIN-KANSAIDAIGAKU-KAIKAN North Bldg. (Center for Student Study & Counseling, Student Counseling Room, Center for Admissions, Medical Center, Center for Career Development), SHIN-KANSAIDAIGAKU-KAIKAN North Bldg. Hall

18 新関西大学会館南棟（インフォメーション、研究推進部、社会連携部、地域連携センター、高大連携センター、関西大学･大阪医科薬科大学医工薬連環科学教育研究機構、出納課分室、レストラン）
SHIN-KANSAIDAIGAKU-KAIKAN South Bldg. (Information Center, Division of Research Development, Division of Community & Business Partnerships, Center for Community Collaboration, Center for High School & University Partnerships, The Organization for Education & Research Collaboration in Medical, Pharmaceutical & Engineering Sciences between Kansai University & Osaka Medical & Pharmaceutical University, Cashiers Division, Restaurant)

19 学生国際交流館･秀麗寮
SHUREIRYO (International Student House)

20 千里山東体育館
Senriyama East Gymnasium

21 千里山中央体育館（購買店）
Senriyama Central Gymnasium (Store)

22 千里山中央グラウンド
Senriyama Central Athletic Ground

23 KAISERS BASEBALL FIELD
KAISERS BASEBALL FIELD

24 弓道場
Kyudo Range

25 総合学生会館 メディアパーク 凜風館（学生生活支援グループ、奨学支援グループ、ボランティア活動支援グループ、コラボレーションコモンズ、生協本部、食堂、購買店）
Mediapark RINPUKAN (Student Support Division, Scholarships & Financial Aid Division, Volunteer Activities Support Division, Collaboration Commons, Cafeteria, Shops)

26 誠之館2･3号館（関西大学共済会事務局）
SEISHIKAN 2･3 (Clubrooms,Kansai University Mutual Aid Association Office)

27 誠之館4号館 / KU シンフォニーホール
SEISHIKAN 4 / KU Symphony Hall

28 誠之館5号館 凱風館
GAIFUKAN / SEISHIKAN 5 (Athletics Clubrooms)

29 誠之館6号館 有鄰館
YURINKAN / SEISHIKAN 6 (Clubrooms)

30 誠之館7号館 新凱風館（スポーツ振興グループ）
SHIN-GAIFUKAN / SEISHIKAN 7 (Athletic Clubrooms, Sports Promotion Division)

31 誠之館8号館 養心館
YOSHINKAN / SEISHIKAN 8 (Sports Complex)

32 悠久の庭
YUKYU NO NIWA (Open Space)

33 千里山北広場
SENRIYAMA KITAHIROBA (Sports Ground)

34 高松塚古墳壁画再現展示室
TAKAMATSUZUKA KOFUN "Ancient Tomb" Exhibition Room

35 あすかの庭
ASUKA NO NIWA (Open Space)

36 飛翔の庭
HISHO NO NIWA (Japanese Garden)

37 エクステンション･リードセンター
Extension Center

38 親和館
SHINWAKAN (Hall, Cafeteria)

39 関西大学第一高等学校
Kansai University Dai-ichi Senior High School

40 関西大学第一中学校
Kansai University Dai-ichi Junior High School

41 秀麗館
SHUREIKAN (Senior/Junior High School Gymnasium)

42 関西大学幼稚園
Kansai University Kindergarten

43 関西大学会館（法人本部、大学本部、出版部）
KANSAIDAIGAKU-KAIKAN (Administration Office, Kansai University Press)

44 100周年記念会館（室内温水プール、株式会社関大パンセ）
Centenary Memorial Hall (Swimming Pool, KANDAI Pensee)

45 教育会館
KYOIKUKAIKAN

46 教育会館別館
KYOIKUKAIKAN Annex

47 校友･父母会館（校友会、教育後援会）
KOYUFUBOKAIKAN (Alumni & Alumnae Association, Parents' Association)

※2021年２月現在のものを掲載しています。

高槻キャンパス　Takatsuki Campus

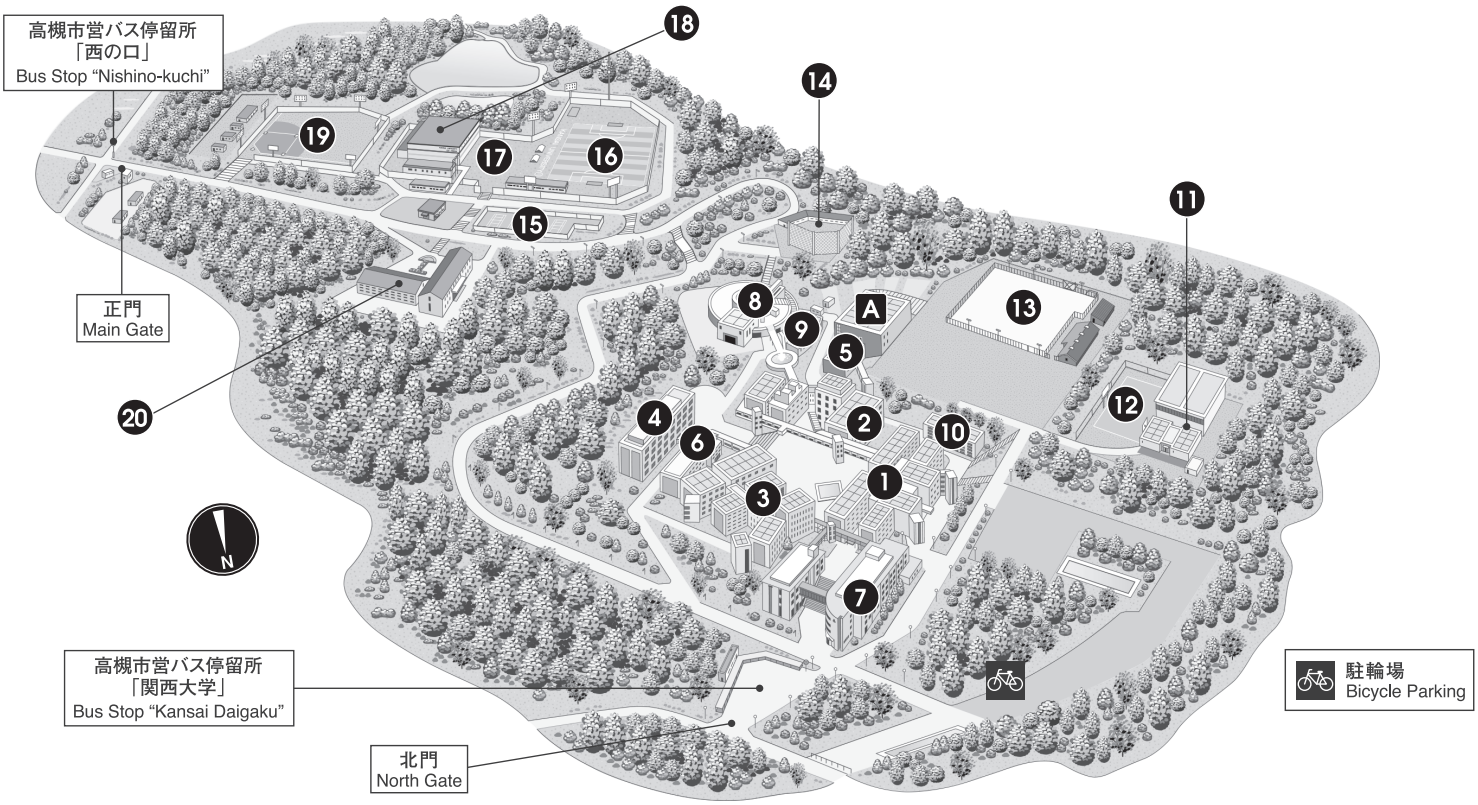

総合情報学部･総合情報学研究科

❶A棟 管理・研究棟（総合情報学部オフィス、高槻キャンパスオフィス）
❷B棟 図書・教室棟（高槻キャンパス図書館）
❸C棟 スタジオ棟（MonoLab、学生サービスステーション）
❹D棟 大学院棟
❺E棟 教室棟
❻F棟 ネットワーキング研究センター
❼K棟 情報演習棟（キャリアセンター、保健室）
❽L棟 厚生棟（食堂、購買店）
❾S棟 ステューデントハウス
❿R棟 リサーチハウス
⓫G棟 体育館
⓬多目的コート
⓭馬場
⓮ゴルフ練習場
⓯テニスコート
⓰第1グラウンド
⓱第2グラウンド
⓲関西大学 たかつき アイスアリーナ
⓳第3グラウンド
⓴セミナーハウス 高岳館

ホール

A 情報メディアホール（TEホール）

Faculty of Informatics,
Graduate School of Informatics

❶Bldg.A (Faculty Office, Administration Office)
❷Bldg.B (Classrooms, Library)
❸Bldg.C (Computer Rooms, Studio, MonoLab, Student Service Station)
❹Bldg.D (Graduate School)
❺Bldg.E (Classrooms)
❻Bldg.F (Research Center for Networking)
❼Bldg.K (Seminar Rooms, Laboratories, Center for Career Development, Health Room)
❽Bldg.L (Cafeteria, Store)
❾Bldg.S (Student House)
❿Bldg.R (Research House)
⓫Bldg.G (Gymnasium)
⓬Multipurpose Court
⓭Horseriding Ground
⓮Golf Range
⓯Tennis Courts
⓰Athletic Ground 1
⓱Athletic Ground 2
⓲KANSAI UNIVERSITY TAKATSUKI ICE ARENA
⓳Athletic Ground 3
⓴Seminar House KOGAKUKAN

HALL

A TE Hall

※2021年２月現在のものを掲載しています。

高槻ミューズキャンパス　Takatsuki Muse Campus

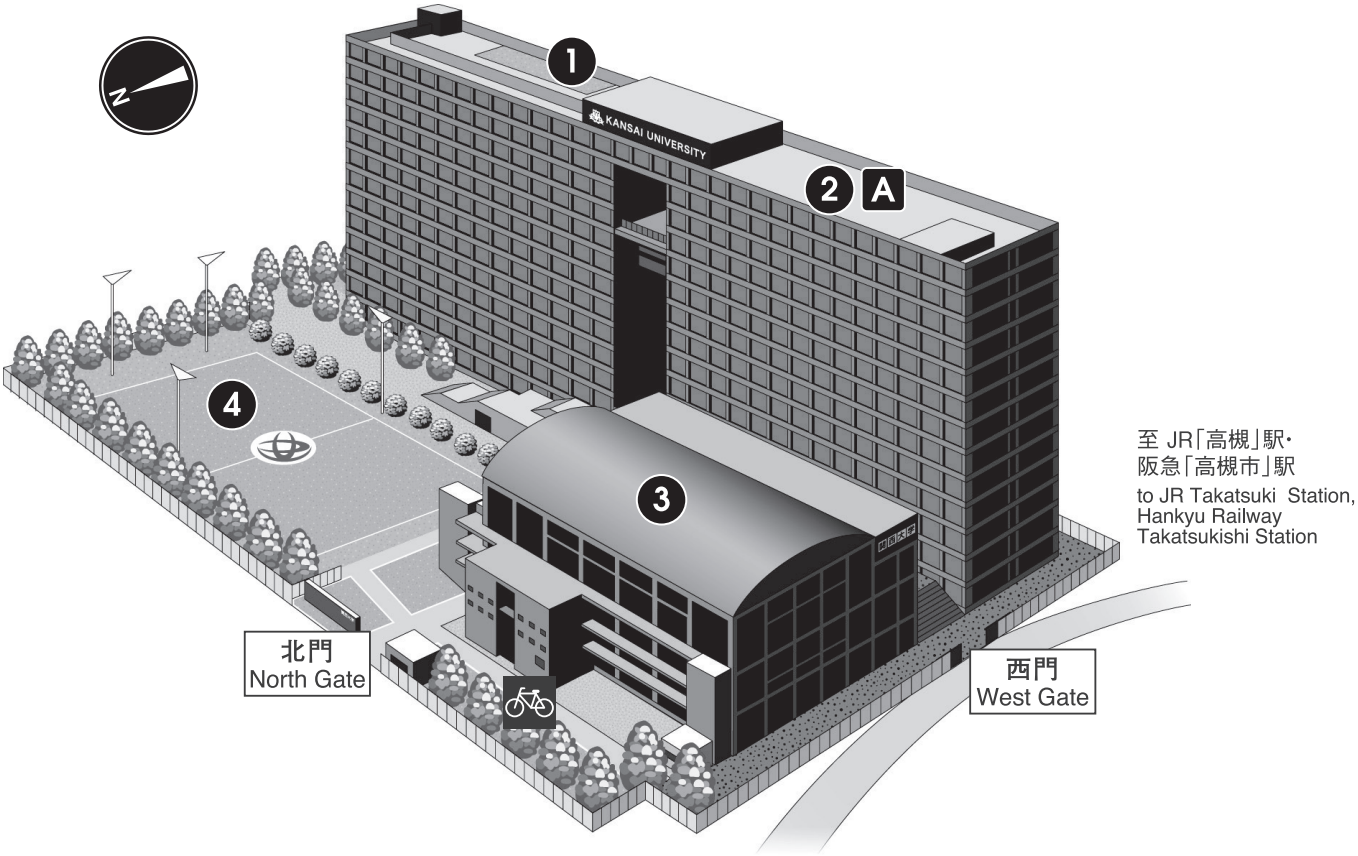

❶ 東館（初等部･中等部･高等部校舎棟）
関西大学初等部･中等部･高等部
❷ 西館（大学･大学院学舎棟、ミューズオフィス）
社会安全学部･社会安全研究科
- ミューズ大学図書館
- 関西大学児童図書館
- 安全ミュージアム
- 生涯学習センター、キャリアセンター、エクステンション･リードセンター
- ミューズ保健センター

❸ 北館（体育･厚生棟）
- レストラン、購買店　● 武道場
- 室内温水プール　● アリーナ

❹ グラウンド

ホール

Ⓐ ミューズホール

❶ East Bldg. (Kansai University Senior High/Junior High/ Elementary School)
❷ West Bldg. (Faculty, Graduate School, MuseOffice)
Faculty of Societal Safety Sciences, Graduate School of Societal Safety Sciences
- University Library,“Muse”
- Kids’ Library
- Museum of Safety Science
- Center for Continuing Education, Center for Career Development, Extension Center
- Muse Health Center

❸ North Bldg. (Gymnasium, Restaurant)
- Restaurant, Store
- Budo Gym
- Swimming Pool
- Arena

❹ Athletic Field

HALL

Ⓐ Muse Hall

※2021年２月現在のものを掲載しています。

梅田キャンパス　Umeda Campus

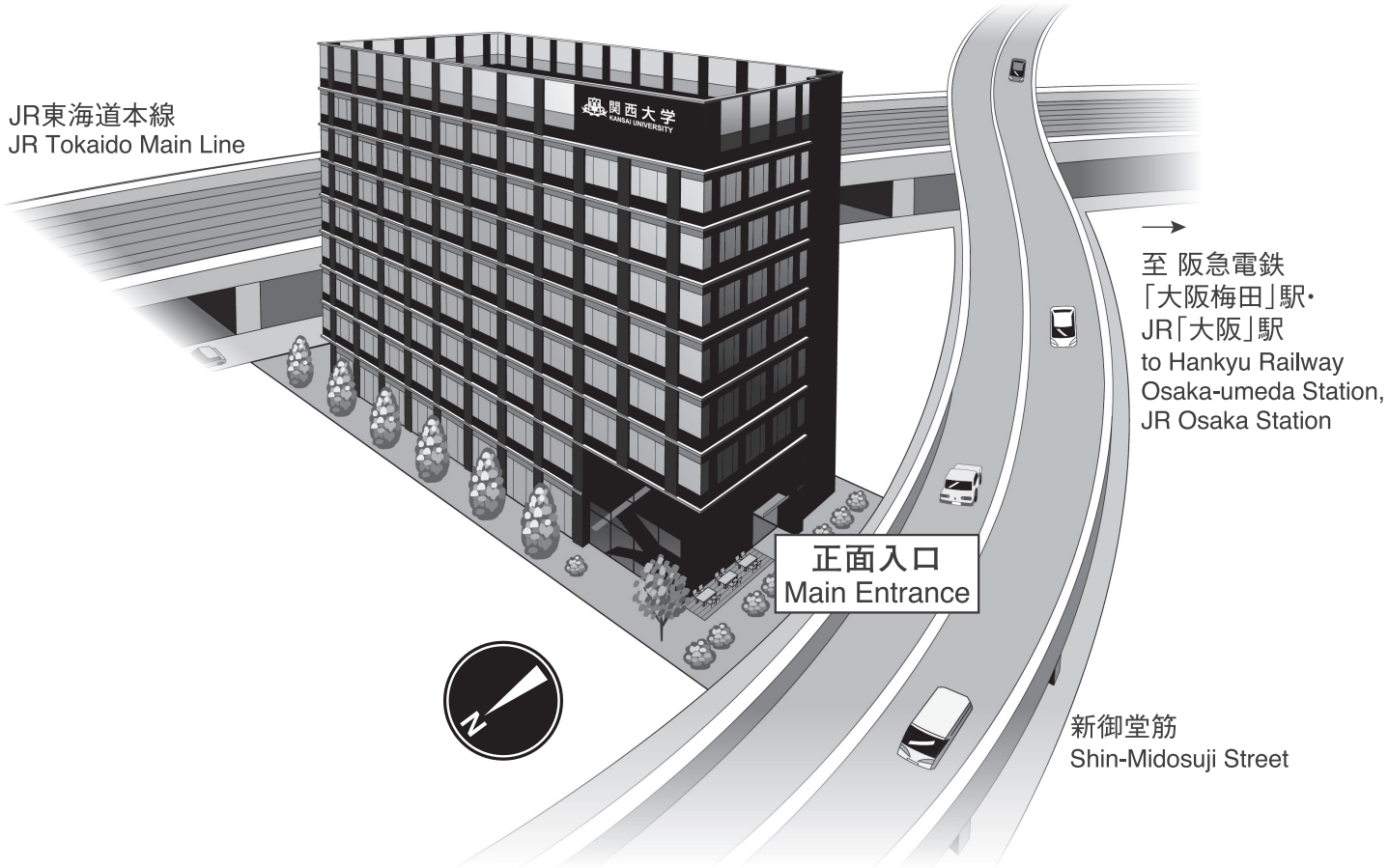

- 8F KANDAI Me RISE ホール
- 6・7F 社会人向け教育・生涯学習フロア
- 5F キャリアセンター
- 4F KANDAI Me RISE ラボ(多目的室)
- 3F 会員制異業種交流サロン
- 2F スタートアップ支援フロア
- 1F BOOK & CAFE

- 8F KANDAI Me RISE Hall
- 6・7F Retraining & Life-long Learning for Adults
- 5F Center for Career Development
- 4F KANDAI Me RISE Lab (Multipurpose room)
- 3F Membership Salon
- 2F Startup Support
- 1F BOOK & CAFÉ

※2021年２月現在のものを掲載しています。

HANDBOOK 2021
—大学要覧—
(堺キャンパス)
編　集　　関 西 大 学

千里山キャンパス
〒564-8680　大阪府吹田市山手町３丁目３番35号

高槻キャンパス
〒569-1095　大阪府高槻市霊仙寺町２丁目１番１号

高槻ミューズキャンパス
〒569-1098　大阪府高槻市白梅町７番１号

堺キャンパス
〒590-8515　大阪府堺市堺区香ヶ丘町１丁11番１号

電話番号　06-6368-1121（大代表）